



三重県公報

平成21年5月12日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
5	監査結果に対する措置の公表	(監 査 委 員)	1
6	同件	(同)	251
7	同件	(同)	271

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成20年4月11日から同年11月12日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成21年3月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年5月12日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	永	田	正	巳	
三重県監査委員	前	田	剛	志	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

監査の結果に基づいて講じた措置

部局名 政策部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (「美し国おこし・三重」実行委員会事務局の資金管理体制) (1) 「美し国おこし・三重」実行委員会の経費については、県から多額の負担金を受け、事務局の「美し国おこし・三重」推進室により支出されている。 支出と事業執行が同一の所属でなされ、キャッシュカードによる支払いが行われていることから会計リスクが高いので、組織的にチェック機能を高めるなど必要な措置を講じられたい。 (「美し国おこし・三重」推進室)</p>
講じた措置
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) キャッシュカード及び収入支出現金通帳は、金庫で厳重に保管しています。鍵についても厳重に保管しています。 支出(出金を含む。)の際は、金庫の鍵を借り受け、キャッシュカード及び収入支出現金通帳を取り出し、副室長による残高金額と出金帳票の内容の確認を受けた上で、窓口又はATMにより、支出業務を行っています。 当該業務完了後は、副室長による記帳された内容と出金帳票の内容の確認を受けた上で、キャッシュカード及び収入支出現金通帳を金庫に保管します。 監査結果を受けて、副室長によるチェックを一層強化するとともに、担当職員に対しても適正な会計事務の執行について、注意喚起しました。 また、組織的なチェック機能を高めるために、政策総務室と連携して支出関連決裁の内容確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック機能が高まりました。</p>
平成 21 年度以降(取組予定等)
<p>(1) キャッシュカードの暗証番号の定期的な変更、及び暗証番号を知る職員の限定を行います。 (2) 県への負担金の請求については、収入支出現金通帳残高が多額とならないよう、政策総務室と協議のうえ、キャッシュフローに応じて、年間数回に分けて負担金の概算払い請求を行います。</p>

部局名 政策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(市町村合併の効果)

- (2) 市町村合併については、平成13年度に支援本部を立ち上げ、取組を進めた結果、69市町村が29市町に再編された。しかし、「市町村の合併の推進についての要綱(平成12年12月25日、三重県)」に挙げられていた、行財政の効率化や、細分化された組織・職員の配置による専門性の強化などの合併の効果について、検証がなされていない。総額104億円の合併支援交付金など、県も様々な支援を行っていることを踏まえ、現時点での市町における「合併効果」を把握し、県民に明らかにされたい。

(地域支援分野)

講じた措置

平成20年度

1 実施した取組内容

- (1) 合併市町の新しいまちづくりを支援するため、合併支援交付金の交付を行うとともに、合併支援交付金交付事業のヒアリング時等における合併市町との意見交換や、交付金事業の現地確認等を行い、合併後の状況等の把握に努めました。

(合併支援交付金の交付状況)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
交付額	1億円	8.7億円	11.6億円	14.7億円	12.7億円	12.0億円
団体数	1	8	15	16	16	16

- (2) 各合併市町に対し、県が策定した要綱に示された「合併の効果」や「合併に際して懸念される事項への対処」の事例を中心に、合併の効果や合併後の課題・懸案と考えている事項等について調査を行い、現時点での「市町村合併後の状況」として取りまとめ、政策総務常任委員会で報告を行うとともに、県ホームページでの公表を行いました。

2 取組の成果

- (1) 市町との意見交換等により、合併支援交付金を交付することで、合併に伴い必要となる電算システムの統合や、新市町としての各種計画の策定など、合併後の財政需要の増大に対応できたり、旧市町村間で、進捗に差があった学校の耐震化や、医療費助成制度等、相違のあったサービスの格差是正が図られたり、また、コミュニティバスの運行や新市町として一体的な観光PR等、住民サービスの向上や、新市町の一体感の醸成に資する事例が把握できました。
- (2) 特別職や議員数の減少による人件費の削減効果(年間約30億円)等に加え、市町への調査により、住民の利便性の向上、住民サービスの向上・高度化、広域的視点に立ったまちづくりと施策展開等といった合併の効果と捉えられている事例がある一方、周辺部の衰退への対応、住民負担の適正化、住民サービス等の調整、公共施設の再編、優遇措置期間終了後の行財政運営など、各市町がなお課題・懸案と考えている事例についても把握できました。

平成21年度以降(取組予定等)

- (1) 合併支援交付金については、今後も市町との意見交換等を行いながら、より効果的な交付方法について検討し、引き続き合併市町が行う新しいまちづくりへの財政支援を行います。
- (2) 引き続き合併の状況や課題の把握に努めながら、中期・長期的な市町村合併の効果の検証へとつなげていくとともに、特に各市町が課題と考えている事項について、市町と県とで協議を行いながら、課題解決に向けた検討を行い、国等と連携し、引き続き支援に努めていきます。

部局名 政策部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の処理) (3) 大仏山周辺の県有地等 52ha は未利用状態が長期間続いており、平成 9 年度から年 1 回程度、関係市町等と利活用について検討しているものの結論が出ていないので、実現可能な利活用に向けた方向性を早期に決定されたい。 (地域支援分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 平成 20 年度は、52ha のうち 22ha の工業団地開発を白紙化し、利活用をゼロベースで検討することに向けて、市町が抱える諸課題解決について意見交換を重ねてきました。 (2) また、利活用をゼロベースで検討するには、関係 3 市町長が出席する場を持つ必要があることから、それに向けて調整を進めてきました。</p> <p>2 取組の成果 調整等を図った結果、利活用についてゼロベースで検討をはじめるとを説明する場を持つことについて、関係 3 市町長の理解が得られ、平成 21 年 1 月 15 日、副知事と関係 3 市町長が出席する会議を開催しました。 会議では、県から「工業団地開発は、様々な課題からその実現が困難であるため、県と関係 3 市町との協議の場を設置し、新たな土地利用を検討していきたい」旨を説明しました。 会議を受けて市町は内部調整を行い、県と市町の協議の場に参加することを決定したことから、新たな土地利用を検討することを目的とし、関係 3 市町長、副知事及び政策部理事等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」を平成 21 年 3 月 27 日に設置し、第 1 回会議を開催しました。</p>
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <p>「大仏山地域土地利用検討協議会」を通じて、実現可能な利活用に向けて議論を重ねていきます。また、関係市町が抱える諸課題については、引き続き県と市町が連携して検討を進めていきます。 スポーツ公園予定地となっている政策部所管地(約 30ha)の利活用については、工業団地予定地の土地利用検討状況及び県営公園・伊勢市公園の活用状況を踏まえ、大仏山地域の一体的な土地利用の中で検討していきます。</p>

部局名 政策部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (個人県民税等の収納率の向上) (4) 市町が併せて徴収する個人県民税・個人市町村民税については、地方分権に伴い国から地方への税源移譲が行われたものの、収入未済額が大きく増加している。分権・自立の大きな要因であるので、総務部と連携し、市町の収納促進への支援に一層取り組まれない。 (地域支援分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 市町に対して、個人住民税などの市町村税の各税目における法制度面での情報提供や、賦課及び徴収事務に関する市町からの問合せ、相談等に助言することで、円滑な賦課、徴収に向けた支援を行いました。</p> <p>(2) 市町の税込確保に向けた、より実践的な取組の一環として、市町職員を対象とした徴収事務研修会を、税務政策室、三重地方税管理回収機構と連携して開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(市町職員向け研修会 開催実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年 6 月 27 日 徴収事務研修会 (参加者数 22 市町 46 名) 納税義務の承継、連帯納税義務の法的解釈についての研修を行うことで、市町職員の滞納整理手続きの実務知識の向上を図りました。 また、日常的に処理をしている事務について、改めて法的根拠等を確認することにより、新たな気づきや問題点の再発見など、改善活動の端緒となる機会となりました。 ・ 平成 20 年 12 月 18 日 徴収事例発表会 (参加者数 26 市町 54 名) 滞納整理の先進的な取組 7 件の発表を通じ、市町職員のより実践的な知識の取得、及び情報交換を図りました。
<p>平成 21 年度以降 (取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度に引き続き、税務政策室、三重地方税管理回収機構と連携し、市町への助言や研修会等を行っていきます。 <p>(市町職員向け研修会等 開催予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 6 月頃 徴収事務研修会 全国の市町村の滞納整理の先進的な取組や徴収事務に関する専門的な研修を行うことで、市町職員の徴収能力の向上を図ります。 ・ 平成 21 年 12 月頃 徴収事例発表会 県内市町の滞納整理における先進的な取組を紹介することで、市町職員のより実践的な知識の取得を図ります。 ・ 給与所得者における特別徴収制度への加入促進について、市町と県で共同研究を行うため、税務政策室と共同で「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を設置します。

部局名 政策部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (中空アクセス船建造に対する県補助金) (5) 松阪市が平成20年から実施している、中空アクセス航路の「燃油サーチャージ」の公費負担が、船舶建造時の県からの補助条件となっていた赤字補填に該当しないかとの疑義が生じている。これは、当該補助金の交付時に今回のような事態を想定していなかったこと等に起因すると考えられるので、交付要領等を精査・検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は中部国際空港海上アクセス事業化推進協議会(H12～H15)における協議に基づき、海上アクセス事業に必要な高速船を整備するため、高速船の建造整備に要する経費の一部を津市と松阪市に補助していますが、交付決定に際し、次の条件(公募3条件)を付しています。 「運航の事業主体は民間企業」「事業期間は10年以上」「運航事業費の赤字補填は行わない」 ・ 県と両市の3者による「公募3条件にかかる担当課室長会議」を開催し、意見交換を行いました。 ・ 県と両市において、高速船整備の補助金交付要領における解釈について、意見を交換しながら、精査・検討し、平成21年3月、県は、補助金交付要領における「公募3条件の解釈について」を取りまとめました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、疑義が生じた場合は、県及び関係自治体との間で協議を行っていきます。
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <p>公募3条件の解釈について、県市が共通認識を持って海上アクセス事業に取り組めるよう、今後も定期的に意見や情報交換の場を持ちたいと考えています。</p>

部局名 政策部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の推進) (6) 本県の地籍調査実施率は平成19年度末で7.41%で、全国平均約47%よりも著しく低い。地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できることから、効果的な促進策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査を実施することにより、公共事業における用地調査及び財産管理等の負担軽減になることから、公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、必要性和メリットについて説明を行いました。 ・ 三重県独自の研修会や東海ブロックでの研修会を開催し、市町職員や県職員の積極的な参加を得ました。 ・ 休止、未実施市町の企画、用地、財産管理関連担当者や市町長・副市町長等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度から1町が、事業を再開することとなりました。 ・ 平成22年度から1市1町、平成23年度から2市2町が事業を再開する方向で検討を進めていただくこととなりました。 ・ 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。 ・ 市町職員や県職員が、多くの研修会に参加しスキルアップが図れました。
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の意向を踏まえ、公共事業関連部局と連携し、公共事業関連地区を重点的に実施し、地籍調査の効果的な促進を図っていきます。 ・ 山林部における境界調査については、地籍調査だけでなく、山村境界保全事業や施業の集約化による境界確認事業を活用し境界情報を保全していきます。 ・ 未実施や休止市町に対して訪問を行い、地籍調査実施への働きかけを引き続き行います。 ・ 地籍調査の実施に向けて、講習会や説明会に加えて地籍アドバイザー派遣など様々な手法により市町を支援します。 ・ 地籍調査を促進するため、地図・登記簿の調査、現地の草刈りなどの事前作業を支援します。

部局名 政策部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (電子申請・届出システム) (7) 当システムは開発に約1億5千万円(平成15年度～17年度) 運営に年間約5,100万円を要している。しかしながら、電子申請の処理が可能な393手続きのうち、40手続き程度しか利用されていない。 平成20年度のシステム開発に際しては、費用対効果の観点から課題や問題点を整理・検討し、十分な利用が見込めるシステムとされたい。 (情報化・統計分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容 国のIT戦略に沿って、平成16年度からサービスを提供してきましたが、契約期間が終了すること、運用コストが高いこと、利用されていない手続きがあること等から再構築することとしました。 再構築では、ニーズの高かった申請様式ダウンロードをより使いやすくし、利用者の増加が見込まれる携帯電話からの手続きを可能にするなど利便性を高めるとともに、利用実績を踏まえて手続数を少なくすることや、システム構成を簡素化するなどにより、運用保守経費を削減しました。</p> <p>2 取組の成果 平成20年度に、各機能を簡略化したシステム仕様により、システム再構築の調達を総合評価一般競争入札方式で行った結果、SaaS(ASP)型の契約形態を提案した業者を選定しました。 その結果、ハードウェアのリース料、保守料、データセンターの賃借料が不要となったこともあり、開発費については、現行システムと比較して約90%削減し約1,400万円に、運用費については、約65%削減し約1,900万円にすることができました。 また、旧システムでニーズが高かった申請様式ダウンロード(平成20年度:約3万7千件ダウンロード)は、利用者(申請者、担当者含む)にとって、より使いやすく、より分かりやすくするとともに、旧システムで対象としていた393の手続きについては、新システムでは利用見込みのある手続きを対象を絞り、32手続きに削減しました。</p> <p>平成21年度以降(取組予定等) 住民がよく使う手続きとして想定される研修・講演・イベントの申込み等の簡易な手続きは利用が見込めるため、これらを中心に手続きの電子化を行い、利用率の向上を図ります。また、利用率向上には手続きを所管する各室担当者の理解と協力が必要なため、職員研修を積極的に行います。</p>

部局名 政策部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- | | |
|---|------------|
| (1) 【土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務委託】
契約書に収入印紙未貼付 | (政策企画分野) |
| (2) 【総合文書管理システム技術支援業務委託】
再委託の承認手続きが不適切 | (情報化・統計分野) |
| (3) 【情報提供システム(MACS)のカスタマイズ業務委託】
業務完了報告にかかる書類の整理不十分 | (情報化・統計分野) |
| (4) 【桑名庁舎設備管理業務委託】
指名内申書の記載漏れ | (桑名県民センター) |
| (5) 【委託業務名：鈴鹿庁舎清掃警備業務】
契約書に個人情報の適正管理に関する条項なし | (鈴鹿県民センター) |
| (6) 【委託業務名：伊賀庁舎エレベーター保守点検業務委託】
契約書に不要な規定あり | (伊賀県民センター) |

は特命随意契約 は施設維持管理委託

講じた措置

平成20年度

1 実施した取組内容

- (1) 今後このような誤りがないよう、契約を締結する際は「契約書」を複数の職員で確認するようにします。
- (2) 書面による再委託承諾願の提出を受け、承諾書の交付手続きを行うことにより、契約書に基づく適正な再委託先の管理を行いました。
- (3) 情報提供システム(MACS)のカスタマイズ業務委託事業の業務完了報告にかかる書類を複数のファイルに分散して保存していましたが、まとめて分かりやすく編綴し直しました。
- (4) 記載漏れについては、記入しました。今回の指摘内容について、職員に周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。
- (5) 個人情報の適正な管理に関して別途、書面により受託業者と覚え書を交わし対応いたしました。
- (6) 契約書中の不要な事項について、削除するとともに、職員への契約事務の周知を行いました。

2 取組の成果

- (1) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。
- (2) 契約書に基づいた再委託先の適正な管理が行えるようになりました。
- (3) 必要書類がすぐ取り出せるようになりました。
- (4) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。
- (5) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。
- (6) 契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 20 年度に実施した取組内容を踏まえ、部経理担当者と連携し、引き続き適正な事務処理を行ってまいります。
- (2) 平成 20 年度と同様に、書面による再委託承諾の管理を適切に行い、再委託先及び業務従事者の適正な管理を行います。
- (3) 必要書類がすぐ取り出せるよう契約毎に書類を編綴します。
- (4) 引き続き、契約事務に対する意識を高めるとともに、書類の記載漏れのないように、複数人によるチェックを行っていきます。
- (5) 新たに契約する時点において、個人情報に関する条項を契約書に位置づけ対応します。
- (6) 引き続き会計規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。

部局名 政策部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 県単補助金</p> <p>(1) 【「新しい時代の公」地域貢献促進事業補助金】 変更交付申請から実績報告までを年度末の同日付けで行った事例あり (地域支援分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 20 年度の事業の精査にあたっては、市町の事業終了後すみやかに事務を処理し、適切に事務を執行しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適切な事務処理を行うことができました。</p>
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u>
<p>(1) 「新しい時代の公」地域貢献促進事業は、その目的を一定果たしたことから、平成 20 年度をもって事業を終了しました。</p>

部局名 政策部

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p>	<p>(1) 【管理業務】 復命書未作成 (経営企画分野)</p> <p>(2) 【紀南中核的交流施設事業者と市町の意見交換】 旅行命令書の記載不十分 (東紀州対策局)</p> <p>(3) 【東紀州地域振興創造会議用務】 ・往路の航空機利用は不適切。航空機利用の特別承認のないものあり ・JR特急利用の承認理由の記載不十分 ・旅行命令書の目的地未記載あり (東紀州対策局)</p> <p>(4) 【東京都中央区日本風景街道シンポジウム】【特定人との面談】 ・東紀州観光まちづくり公社が主務の職員の旅費を県費で支給する際の基準が不明確 ・復命書の決裁なし及び記載不十分 (東紀州対策局)</p> <p>(5) 【(複数の県内出張)】 自家用車の使用距離及び鉄道賃の申告誤り (桑名県民センター)</p> <p>(6) 【三重県観光・記者発表会及び交流会・まちかど博物館先進地調査】 旅行命令書に用務名・用務先の一部未記載 (四日市県民センター)</p> <p>(7) 【NPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会】 日当相当分の過払い (伊賀県民センター)</p> <p>(8) 【人権・同和教育研究大会】 車賃の過払い (熊野県民センター)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 該当案件につきましては、口頭で復命を行ったものですが、復命書を整理しました。</p> <p>(2) 今回の指摘について、職員に記載漏れのないように指導しました。</p> <p>(3) 往路の航空機利用による過払いについては、戻入の手続きを行い、納入されたことを確認しました。特別承認については、職員に事前に協議を行った上で、承認理由を適正に記載するよう指導しました。また、目的地については適正に記載するよう指導しました。</p> <p>(4) 東紀州観光まちづくり公社に対して、公社業務が主務である県職員の旅行の取扱いについて通知しました。また、職員に復命書の内容を適正に作成し県用務の出張の場合は県の決裁権者の決裁を受けるよう指導しました。</p> <p>(5) 今回の指摘について、職員と情報共有を図り、再点検を行い、過払分を会計規則に基づき、戻入手続きを行い、納入を確認しました。</p> <p>(6) 旅行命令書に用務名・用務先を記載しました。</p> <p>(7) 至急、再計算により戻入手続きを行い、納入されたことを確認しました。あわせて、複数人によるチェック体制の強化を行いました。</p> <p>(8) 過払い分の車賃については、戻入手続きを行い、納入されたことを確認しました。</p>	

2 取組の成果

- (1) 適正な事務処理を行うことができました。
- (2)(3)(4)
職員への周知を行うことにより、指摘のあった事項について適正な事務処理が行われました。
- (5) 職員への周知を行うことにより、指摘のあった事項について適正な事務処理が行われました。
- (6) 旅行命令処理に関する職員の意識向上が図られました。
- (7) 今後も旅費条例等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。
- (8) 適正な事務処理を行うことができました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。
- (2)(3)(4)
平成 20 年度に実施した取組内容を踏まえ、引き続き適正な事務処理を行ってまいります。
- (5) 平成 20 年度に実施した取組内容を踏まえ、引き続き適正な事務処理を行ってまいります。
- (6) 今後も適正な事務処理を行います。
- (7) 平成 20 年度に実施した取組内容を踏まえ、引き続き適正な事務処理を行ってまいります。
- (8) 旅費の支払いにあたって、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

部局名 政策部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等

財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産、物品の管理状況

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 備品登録の抹消の一部未実施 | (経営企画分野) |
| (2) 旧保健所備品の譲渡手続の不備 | (四日市県民センター) |
| (3) 物品の廃棄手続の一部不備 | (津県民センター) |
| (4) 行政財産の目的外使用許可の手続一部未実施 | (尾鷲県民センター) |
| (5) 行政財産の目的外使用許可の手続一部未実施 | (熊野県民センター) |
| (6) 新築駐輪場の取得報告未実施 | (熊野県民センター) |

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

- (1) 備品登録抹消不備については、速やかに廃棄の手続きを行いました。
- (2) 四日市市から物品無償譲渡申請書の提出を受け、所定の手続きを経て無償譲渡の許可がなされました。
- (3) 廃車予定の公用車については、備品から不要物品に分類換え後、売却手続き完了までは、在庫物品として津県民センター総括出納員が保管・管理することにしました。
- (4) 行政財産の目的外使用許可の手続一部未実施について、適正な措置を講じるべく、本庁と協議を行いました。
- (5) 行政財産の目的外使用許可の手続一部未実施について、適正な措置を講じるべく、本庁と協議を行いました。
- (6) 新築駐輪場について、取得報告を行いました。

2 取組の成果

- (1) 適正な事務処理となりました。
- (2) 適正な事務処理となりました。
- (3) 物品のより適正な管理ができました。
- (4) 適正な事務処理を行うこととなります。
- (5) 適正な事務処理を行うこととなります。
- (6) 適正な事務処理を行うことができました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も適正な管理・手続きに努めます。
- (2) 今後も、備品の譲渡手続き等の適正な事務処理を行います。
- (3) 今後も適正な管理・手続きに努めていきます。
- (4) 行政財産の目的外使用について、「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」に基づき適正な手続を行います。
- (5) 行政財産の目的外使用について、「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」に基づき適正な手続を行います。
- (6) 財産の取得報告について、適正な事務処理に努めます。

部局名 政策部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 手当の認定

扶養手当等の認定について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 扶養手当の過大支給 | (桑名県民センター) |
| (2) 住居手当について、家賃対象額の一部確認不足 | (四日市県民センター) |
| (3) 通勤手当について、距離等の一部確認不足 | (鈴鹿県民センター) |
| (4) 扶養手当について、事後確認時の書類一部不足 | (津県民センター) |
| (5) 扶養手当の認定書類不足 | (伊賀県民センター) |
| (6) 通勤手当の戻入額誤り | (伊賀県民センター) |
| (7) 通勤手当の金額誤り | (尾鷲県民センター) |
| (8) 住居手当の事後確認時の書類一部不足 | (熊野県民センター) |
| (9) 特殊勤務手当の確認書類不足 | (熊野県民センター) |

講じた措置

平成20年度

1 実施した取組内容

- (1) 過大支給となった扶養手当については、会計規則に基づき速やかな戻入手続きを行い、納入を確認しました。また、扶養手当、通勤手当、住居手当について、事後確認において、再チェックを実施しました。
- (2) 賃貸人より家賃明細書を発行してもらい、共益費・駐車場料金が家賃に含まれていない事を確認しました。
- (3) 車通勤手当の支給を受けて、自家用車で庁舎に通勤する職員全員について確認を行いました。該当者について確認した結果、距離の区分が変わり、通勤手当の額が変わる職員7名が判明し、本人確認を行い了承のうえ、戻入手続きをとり対応いたしました。
- (4) 該当職員への状況確認を行い、認定時から変更がなく適正であることを確認しました。また、同状況に関する確認書類（他の扶養義務者からの申立書）を提出するよう依頼しました。
- (5) 扶養手当について、必要な認定書類を添付するとともに、認定の都度、添付書類の確認を確実に行うよう徹底しました。
- (6) 給与報告と通勤届を確認し、入力誤りがあったので、戻入手続きを行い、納入されたことを確認しました。
- (7) 通勤手当の金額誤りについて適正に戻入処理を行うとともに、給与報告時に金額等の誤りがないか再チェックを行うこととしました。
- (8) 住居手当の認定資料の不足分については、該当者から必要書類の提出を受け、適正に支給していることを確認しました。
- (9) 特殊勤務を行った場合は、その内容を確認できるよう復命書に記載することとしました。

2 取組の成果

- (1) 早急に改善を行い、適正な事務処理を行うことができました。
- (2) 早急に改善を行い、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に行うことができました。
- (3) 適正な事務処理を行うことができました。
- (4) 同状況に関する確認書類（他の扶養義務者からの申立書）の提出があり、状況の確認をしました。
- (5)(6) 早急に改善を行い、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に行うことができました。
- (7) 適正な事務処理を行うことができました。
- (8) 適正な事務処理を行うことができました。
- (9) 特殊勤務手当の事後確認ができるよう、適正な事務処理を行うこととしました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 異動時の確認や年 1 回行う事後確認を徹底し、適正支給に努めていきます。
- (2) 今後も、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に実施してまいります。
- (3) 自家用車での通勤手当該当者についても、今後は提出されている通勤の実情（本人申請）の通勤距離数を定期的に本人に確認するなど適正に対応していきます。
- (4) 今後も適正な事後確認に努めていきます。
- (5)(6)
平成 20 年度に引き続き、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に実施してまいります。
- (7) 給与報告時に金額等の誤りがないか再チェックを行います。
- (8) 平成 20 年度に引き続き、各種手当の認定時及び事後の確認、事務処理について、適正に実施してまいります。
- (9) 特殊勤務手当の事後確認ができるよう、適正な事務処理を行うよう努めます。

部局名 政策部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 自損事故(損害額 116,790円) | (経営企画分野) |
| (2) 自損事故(損害額 27,300円) | (経営企画分野) |
| (3) 自損事故(損害額 89,418円) | (桑名県民センター) |
| (4) 自損事故(損害額 9,072円) | (伊賀県民センター) |
| (5) 自損事故(損害額 197,925円) | (尾鷲県民センター) |

県費負担の発生しないもの(自家用車の公用使用、相手方全額負担等)を除く。
公道以外での自損事故を含む。

講じた措置

平成20年度

1 実施した取組内容

- (1)(2) 交通事故防止について、室長会議などの機会を通じて、適宜注意喚起を行うとともに、安全運転の意識の高揚を図るため、安全運転講習を平成20年9月30日に実施しました。
- (3) 交通事故防止について、所内会議や庁舎内の所長会議などで職員に注意喚起を行いました。また、安全運転の意識高揚を図るため、庁舎職員に対して、安全運転講習を平成21年2月6日に実施しました。
- (4) 交通安全運転研修(平成20年10月1日~3日 268人中254人受講 95%)を実施するとともに、再度交通安全意識の周知徹底を図り、再発防止に努めました。
- (5) 当該職員においては、交通安全研修を受講させました。また、安全運転管理及び交通事故防止について、所長会議や所内朝礼等で職員に注意喚起を行っています。

2 取組の成果

- (1)(2) 交通安全意識の高揚が図れました。
- (3) 交通安全意識の高揚が図れました。
- (4) 交通安全意識の高揚が図れました。
- (5) 現在のところ、人身事故等重大な事故は発生していませんが、軽微な自損(物損)事故が発生しており、現段階では顕著な成果は得られていません。

平成21年度以降(取組予定等)

- (1)(2) 今後も交通事故防止の徹底、交通安全意識の高揚に努めていきます。
- (3) 今後も継続的に事故防止の徹底及び交通安全の醸成に取り組みます。
- (4) 引き続き、職員が交通法令を遵守し、交通安全に努めるよう啓発してまいります。
- (5) 交通事故防止について、安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き職員に対し機会あるごとに注意喚起を行っています。

部局名 政策部

<p>監査の結果</p>										
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 指定管理者からの事業報告書の提出期限不適切</td> <td>(地域支援分野)</td> </tr> <tr> <td>(2) 金庫内に業務外の金品を保管</td> <td>(伊勢県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(3) 指定管理者からの概算払精算書提出遅延</td> <td>(伊賀県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(4) 出納員と会計職員が重複</td> <td>(伊賀県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(5) 証紙の消印日と申請書受付日が一部不一致</td> <td>(熊野県民センター)</td> </tr> </table>	(1) 指定管理者からの事業報告書の提出期限不適切	(地域支援分野)	(2) 金庫内に業務外の金品を保管	(伊勢県民センター)	(3) 指定管理者からの概算払精算書提出遅延	(伊賀県民センター)	(4) 出納員と会計職員が重複	(伊賀県民センター)	(5) 証紙の消印日と申請書受付日が一部不一致	(熊野県民センター)
(1) 指定管理者からの事業報告書の提出期限不適切	(地域支援分野)									
(2) 金庫内に業務外の金品を保管	(伊勢県民センター)									
(3) 指定管理者からの概算払精算書提出遅延	(伊賀県民センター)									
(4) 出納員と会計職員が重複	(伊賀県民センター)									
(5) 証紙の消印日と申請書受付日が一部不一致	(熊野県民センター)									
<p>講じた措置</p>										
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事業報告書を期限内に提出できなかった要因を把握するとともに、指定管理者に期限内に提出することを求めました。</p> <p>(2) 金庫内に保管していたのは、会費制で実施した懇談会の精算金や職員親睦会の通帳などであり、指摘後、早急に金庫から撤去しました。今後は、業務外の金品を金庫に保管しないように十分注意するとともに、定期的に金庫内の保管金品の確認を行います。</p> <p>(3) 概算払い期間終了時に、毎月指定管理者より提出される収支状況報告書により、概算払いした経費が支出されていることを確認するようにしました。</p> <p>(4) 会計職員の解任を口頭で行っていたものを、事後の取扱いを適正にするため、起案書によることとしました。</p> <p>(5) 申請書の受付日に合わせて証紙の消し込みを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 21 年度から平成 23 年度までの基本協定書の内容を指定管理者と協議する中で、指定管理者に事業終了後 1 ヶ月以内に事業報告書を提出するよう求めるとともに、協定書に明記することとしました。</p> <p>(2) 保管金品の適切な管理が出来ることとなりました。</p> <p>(3) 適正な時期に精算行為を行うことができるようになりました。</p> <p>(4) 職員への周知を行うことにより、指摘のあった事項については適正な事務処理が行われました。</p> <p>(5) 証紙の消し込みについて、適正な日付で事務処理を行いました。</p>										
<p>平成 21 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 平成 21 年度からの基本協定書に基づき、事業報告書の提出が適正に行われるよう指定管理者に指示していきます。</p> <p>(2) 今後は、業務外の金品を金庫に保管しないように十分注意するとともに、定期的に金庫内の保管金品の確認を行います。</p> <p>(3) 平成 20 年度と同様に適正に事務処理を行ってまいります。</p> <p>(4) 平成 20 年度と同様に適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>(5) 証紙への消印押印の際には、日付の確認を厳密に行うなど適正な事務処理を行ってまいります。</p>										

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県税等の未収金対策)

- (1) 平成 19 年度末における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 6,510,489,406 円であり、前年度に比べて 774,389,151 円(13.5%)増加し、依然として多額にのぼっている。引き続き、適切に債務者の状況等を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さらなる回収に努められたい。

また、県税の収入未済額のうち 64.2%(前年度 52.2%)が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加している。国から地方への税源移譲に係る税制改正に起因するものではあるが、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、地方税収確保対策会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

(財政・施設分野、各県税事務所)

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

- (1) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、県庁税務政策室納税支援グループ内に平成 16 年度より『特別徴収機動班』を置き、県税事務所と連携のうえ機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。(財政・施設分野)

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施しました。

各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化

国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索実施

差押不動産・動産のインターネット公売実施

県税の課税部門と連携した機動的な徴収

その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

三重地方税管理回収機構との連携

- (2) 公売手法を拡大し、滞納処分を強化するため、平成 17 年 10 月より、インターネットを利用した公売を実施し、不動産、自動車、動産等を売却換価しました。(財政・施設分野、各県税事務所)

- (3) 自動車税については、コンビニ納付を導入し納付機会の拡大を図るとともに、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して「滞納処分の強化」に取り組みました。また、特に現年度の高額滞納者に対し、早期に折衝をし、完納時期を早めるとともに未納車両の縮減に取り組みました。(財政・施設分野、各県税事務所)

- (4) 県・市町等県税併任職員 4 名を市町に派遣し、市町村税(個人県民税を含む。)の滞納整理のための業務に取り組むとともに、地方税法第 48 条を適用して、個人県民税に関する滞納案件の引き継ぎを受け、滞納処分を行いました。(財政・施設分野、各県税事務所)

- (5) 県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」が平成 16 年 4 月 1 日に設立されたことから、同機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構へ職員を派遣するなどの支援を行いました。(財政・施設分野)

2 取組の成果

- (1) 平成 21 年 2 月末現在の「特別徴収機動班」の状況(財政・施設分野)

高額・難件事案の指定(本税額) 約 5 億 5 千 5 百万円

徴収・差押など処理済額(本税のほか延滞金等含む) 約 5 億 8 千万円

処理済額のうち徴収額(本税のほか延滞金等含む) 約 2 億 2 千 2 百万円

国税徴収法に基づく搜索・タイヤロック等実施回数 60 回(県税事務所と連携して実施)

差押不動産・動産等のインターネット公売 7 回(延べ 24 事務所)

- (2) インターネット公売は、従来の公売のイメージを大きく変え、高額での落札による税収確保効果、県内外への PR 効果、滞納の抑止効果など様々な効果を生み出しました。(財政・施設分野、各県税事務所)

・平成 21 年 2 月末現在 不動産、自動車、動産 42 件中 33 件売却 約 26,291 千円

- (3) 自動車税の状況(財政・施設分野、各県税事務所)

平成 19 年度からコンビニエンスストア納付を始め、20 年度においても納期内納付キャンペーンとしてコンビニエンスストアでの納付案内を行い納期内納付率アップに取り組みました。

納期内納付率 74.6% (納期内納付額 / 課税額)

納期内納付額 約 221 億円

納期内納付額のうちコンビニ納付額 約 46 億円 (利用率 20.9%)

コンビニ納付額のうち休日・夜間等での納付 約 32 億円 (利用率 69.7%)

平成 20 年 6 月 2 日の納期限後、6 月に督促状、7 月に催告状、9 月に最終催告書、11 月には差押事前通知を送付し、20 年 12 月・21 年 1 月を「差押強化月間」に設定して差押処分の強化を図りました。

(4) 県・市町等県税併任職員の取り組みについて (財政・施設分野、各県税事務所)

平成 20 年度の県・市町等県税併任職員の派遣

派遣市町村数 12 市町

県・市町等県税併任職員の業務内容

- ・市町の自力執行としての滞納処分の支援
- ・三重地方税管理回収機構への滞納案件の移管に関する選定・相談業務
- ・地方税法第 48 条に係る引継業務

地方税法第 48 条により県内市町から個人県民税に関する徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

平成 21 年 2 月末現在の状況

引受市町村数 12 市町

引受案件数 168 人 1,838 件 8 千 1 百万円

処理済 (徴収・差押等) 金額 約 9 千 3 百万円 (うち延滞金約 1 千 9 百万円)

処理済金額のうち徴収金額 約 8 千 2 百万円 (うち延滞金約 1 千 6 百万円)

(5) 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について (財政・施設分野)

平成 21 年 2 月末現在の三重地方税管理回収機構の状況

・徴収金額 約 4 億 1 千 4 百万円

・差押処分件数 1,036 件

県は、同機構の設立準備期から支援を行ってきましたが、平成 20 年度においても、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保を進めるため、次のような支援を行いました。

- ・地方税の専門知識を有する職員の派遣 (3 名)
- ・同機構の事務所として県有施設の提供 (県津庁舎)
- ・滞納処分事務等に関する県税職員の技術的支援

(6) 関係機関との連携・協働 (財政・施設分野、各県税事務所)

三重県地方税収確保対策連絡会議、市町行財政室、三重地方税管理回収機構及び市町、それぞれの協力を得て、税務職員の能力・意欲向上のための研修会を開催しました。

・市町・県徴収事務研修会 参加 83 名 (平成 20 年 6 月)

・徴収事例発表会 参加 97 名 (平成 20 年 12 月)

平成 21 年度以降 (取組予定等)

(1) 税務政策室内の「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みます。

(2) インターネット公売については、引き続き滞納処分を強化するため、滞納整理の手法として積極的に進めていきます。

(3) 自動車税の納期限後、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して税収確保に取り組みます。

(4) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。

(5) 21 年度は個人県民税の徴収対策の強化として、税務政策室に「個人県民税対策班」を設置し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

滞納整理特命監及び個人県民税対策専任の副室長の設置

県・市町等県税併任職員の派遣

県税事務所による地方税法第 48 条引継の実施

市町からの研修職員の受入

県税職員研修への市町職員の参加受入

税務 (徴収) 業務にかかる相談

個人住民税特別徴収加入促進研究会 (仮称) の設置

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人県民税の収納率の向上)</p> <p>(2) 個人県民税の賦課徴収については、地方分権に伴い、国から地方への税源移譲が行われたものの、収入未済額が大きく増加している。政策部とも連携し、税の公平性の確保の観点からも、収入未済額の収納促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野、各県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>個人県民税の徴収率(収入額)を確保するため、県内市町に対し県としてできる支援(注)を行っています。</p> <p>(1)平成 20 年度の支援状況</p> <p>三重地方税管理回収機構への職員派遣(3名) 執務室の提供。 滞納整理併任職員の派遣(4名) 12市町 地方税法第 48 条に基づく個人県民税の徴取引継の実施(3名) 12市町 相互併任職員として、市町職員の短期受入(1週間~2ヶ月、7市町から 15名) 徴収担当者研修会など各種研修の実施</p> <p>(注)個人の県民税について県の徴税吏員が直接行使しうる権限は地方税法第 48 条の徴取引継に関する権限のみであり、その他の権限は、みだりに県が市町の事務に介入し、その事務の円滑な執行を阻害することのないよう、また、納税者に無用の迷惑を及ぼすことを避ける趣旨で市町村の権限とされています。このことに鑑み、県は地方税法の趣旨に沿って、今後も県内市町と協力しながら、必要に応じて支援を行います。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県・市町等県税併任職員の取組みについて(財政・施設分野、各県税事務所)</p> <p>平成 20 年度の県・市町等県税併任職員の派遣 派遣市町村数 12市町 県・市町等県税併任職員の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の自力執行としての滞納処分業務 ・三重地方税管理回収機構への移管に関する選定・相談業務 ・地方税法第 48 条に係る引継業務 <p>地方税法第 48 条により引継ぎを受け、滞納整理を行いました。 平成 21 年 2 月末現在の状況</p> <p>引受市町数 12市町 引受案件数 168人 1,838件 8千1百万円</p> <p>処理済(徴収・差押等)金額 約9千3百万円(うち延滞金約1千9百万円) 処理済金額のうち徴収金額 約8千2百万円(うち延滞金約1千6百万円)</p> <p>(2)「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について(財政・施設分野)</p> <p>平成 21 年 2 月末現在の三重地方税管理回収機構の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 約4億1千4百万円 ・差押処分件数 1,036件 <p>(3) 関係機関との連携・協働(財政・施設分野、各県税事務所)</p> <p>三重県地方税収確保対策連絡会議、市町行財政室、三重地方税管理回収機構及び市町、それぞれの協力を得て、税務職員の能力・意欲向上のための研修会を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町・県徴収事務研修会 参加 83名(平成 20 年 6 月) ・徴収事例発表会 参加 97名(平成 20 年 12 月)

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。
- (2) 21 年度は個人県民税の徴収対策の強化として、税務政策室内に「個人県民税対策班」を設置し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。
- 滞納整理特命監及び個人県民税対策専任の副室長の設置
 - 県・市町等県税併任職員の派遣
 - 県税事務所による地方税法第 48 条引継の実施
 - 市町からの研修職員の受入
 - 県税職員研修への市町職員の参加受入
 - 税務（徴収）業務にかかる相談
 - 個人住民税特別徴収加入促進研究会（仮称）の設置

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (財務事務の適性化)</p> <p>(3) 監査対象機関の一部において、支払先の誤りや二重払いなどの不適切な処理、国庫補助金の不適正な流用、旅費の不正受給や、通勤手当や特殊勤務手当などの手当の過払い、収入事務について現金の収納事務の遅延、普通財産の貸付や行政財産の目的外使用許可について事務処理が適切に行われていないなど、不適切な事例が見受けられた。</p> <p>事務の効率化のため総務事務の一元化が検討されているなか、内部統制、チェック機能を十分に発揮するだけでなく、会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、各職員に法令遵守の徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野、財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>法令遵守の意識を高め、適切に会計事務が処理されるよう、引き続き、基本研修(課長級昇任者、課長補佐級昇任者、係長級昇任者)において会計事務研修(必須)を実施するとともに、選択研修(係長級、31歳以上の主事・技師級)において県職員の基礎的知識再習得研修(会計事務についての基礎知識習得)を実施しました。</p> <p>法令遵守と公務員倫理を一層徹底するため、綱紀肅正に関する依命通知を出しました。(平成20年12月9日)</p> <p>平成21年3月の三重県公有財産規則の改正にあわせ、三重県公有財産規則に基づく処理を適正に行うよう周知を図りました。</p> <p>国庫補助事業の事務費の不適切な経理処理に関し、昨年12月25日に平成19年度の国庫補助事業の事務費の不適切経理の結果を公表したところです。また、不適切経理の問題点を洗い出すとともに、県で対応できる改善策や国への制度要望について検討を行う「事務費にかかる経理の適正化検討委員会(委員長:総務部長)」を庁内に設置し、現在検討を行っているところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>受講後アンケートにおいては、研修の理解度や業務への活用度に対する肯定的な回答が昨年度に比べて上昇しており適正な会計処理に係る意識を高めることができました。</p> <p>依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意喚起を行うことで、法令遵守や公務員倫理の徹底を一層図ることができました。</p> <p>庁舎管理担当者に周知を行うことで、事務処理の適正な処理を図ることができました。</p> <p>「事務費にかかる経理の適正化検討委員会」における検討経過については、国庫補助制度の改正要望事項や県で取り組むべき改善事項をとりまとめ、各所属へ周知徹底したところです。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成21年度以降も、平成20年度と同様、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p> <p>今後も引き続き、管財室の主催する会議等を通じ、三重県公有財産規則に基づく処理を適正に行うよう周知を図っていきます。</p> <p>国庫補助事業の事務費の不適切経理の対応として、「適正化検討委員会」で出された結果を、各所属へ周知するとともに、国庫補助制度の改正について国に対し要望します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ) 収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。(県債の借入事務の事務処理誤りにより、県債を二重に借り入れた後、歳入戻出)

(ウ) 免税軽油の使用者に対する実地調査について、「軽油引取税に係る免税証等の取扱いについて」(昭和 59 年総務部長通知)により、年間 12,000 リットル以上の使用者にあっては、年 2 回程度、年間 12,000 リットル未満の使用者にあっては、年 1 回程度の調査を行うこととされている。

しかしながら、実地調査については、3 年に 1 回程度の調査実績にとどまっているので、早急に調査先の選定、実施期間及び回数等を多面的に検討し、実効ある運用が確保されるように努められたい。

(エ) 県は、昭和 37 年 4 月 17 日付け「自主納税推進実施要綱」を定め、自主納税の推進に取り組んでいるが、その後、ISO9001 の導入や年間賦課徴収目標額の設定などの新たな取組も行われているので、同要綱について現状に合わせた見直しを検討されたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(イ) 県債借入額の管理は、資金割り表により行っていますが、平成 19 年度は、県債の借入が 5 月以外にも発生したため、5 月に資金割り表を作成する際、既に借入を行った借換債分も 5 月借入分に二重計上してしまいました。

このような事務処理誤りを防止するため、資金割り表の様式に 5 月借入分以外の枠を新たに追加し、5 月以外に借入があった場合、その都度資金割り表に借入額を入力することで、既借入分が 5 月借入分に二重計上されないように資金割り表の管理方法を変更しました。

また、資金割り表のチェックについては、従来から複数人によるチェックを行っていましたが、今後はチェック体制の強化を図るため、起債班長、副班長を中心としてチェック体制を明確化しました。

(ウ) 免税軽油については、1 万人を超える方が利用しており、使用実態も年間数十リットルから数百万リットルの使用者まで存在し、一律の実地調査を行うことは、効率面、人員体制面等からも難しいところがあります。

そのため、より実効性のある運用が確保できるよう年間調査計画の策定や聴き取り調査の実施など「軽油引取税に係る免税証等の取扱いについて」の見直しを行いました。

(エ) 「自主納税推進実施要綱」につきましては、昭和 37 年 4 月 17 日「自主納税の推進について」(部長通達)に基づき設定したところですが、近年、賦課徴収業務の手法が大きく変わってきていることから、現状に合わせた見直しを行いました。

2 取組の成果

(イ) 11 月に 1 回目の借入を行ったが、資金割り表に 11 月分として整理されており、二重計上等の再発防止に寄与しています。

(ウ) 平成 20 年 10 月 31 日付けで「軽油引取税に係る免税証等の取扱いについて」を以下のとおり改正しました。

(1) 年間 12,000 リットル以上の使用者については、3 年に 1 回、年間 12,000 リットル未満の使用者には必要と認められるものについて随時の現地調査の実施

(2) 毎年 4 月に年間調査計画の策定

(3) 免税証交付申請書提出時の聴き取り調査及び免税機械の稼動状況、免税軽油の消費数量などの書面確認の実施

(エ)「自主納税推進実施要綱」については、自主納税に関する広報や賦課徴収事務の合理化等を適正かつ効率的に行うために定めたものであるが、検討を行ったところ以下の理由から平成21年3月に廃止を行いました。

(1)「自主納税推進実施要綱」における内容・表現に、現況にそぐわない部分が多くあること。

(2)「県税職員必携」をはじめ「ISO9001の取組」、「広報会議の活用」、「滞納整理実施要領」などの別の規定があり、それらが「自主納税推進実施要綱」の該当部分の趣旨を含んでおり、かつ新たな取組を行っていること。

「県税職員必携」では、「税務の理念：県民とともに公平公正に税務を遂行し、公共サービスの貴重な財源を確保します」、「税務の基本指針：県民が自主申告、自主納税する社会を目指します。」と定め、これらを実行するために「税務における行動指針」として10項目を定めています。

ISO9001については、徴収業務等の手順を定めており、ISOで必要とされる目標値や年間計画等については、その年度における「率先実行」や「滞納整理実施要領」による目標値に応じて定めているものである。

各県税事務所の税務室長からなる「広報会議」を設置し、納期内納付キャンペーンなど広報誌、インターネットホームページ、チラシ・ポスターなど広報について充実を図っています。

県税の徴収業務については、実施計画・目標・取組の重点項目等を含めて、毎年度「滞納整理実施要領」定めて徴収業務に取り組んでいます。

平成21年度以降（取組予定等）

(イ) 県債借入については、取り扱う金額が大きく、事務処理誤り等による県財政への影響も大きいため、今後も引き続きチェック体制の強化等に取り組めます。

(ウ) 今後も引き続き、免税軽油の適正使用に向けた調査、指導を実施していきます。

(エ)「自主納税推進実施要綱」については廃止しますが、「ISO9001の取組」や毎年度作成する「滞納整理実施要領」などにより、公平適正な賦課徴収業務に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務において不適切な事務処理が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている例あり (桑名県税事務所)</p> <p>(2) 市町から県への個人県民税の振込について、法に定める期日を過ぎている例あり (四日市県税事務所)</p> <p>(3) 不渡証書受払簿の記入漏れ(四日市県税事務所)</p> <p>(4) 不渡証書を長期間(5ヶ月)保管(四日市県税事務所)</p> <p>(5) 滞納処分の執行停止後、調査等が行われることなく時効成立により不納欠損処分されている例あり(四日市県税事務所)</p> <p>(6) 時効成立後に差押事前通知を行っている例あり(四日市県税事務所)</p> <p>(7) 高額滞納者に係る滞納整理計画の進行管理が不十分(松阪県税事務所)</p> <p>(8) 分納認定者のうち、不履行者の把握が不十分(松阪県税事務所)</p> <p>(9) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者からの納入について、期日を過ぎている例あり (松阪県税事務所)</p> <p>(10) 財産調査に係る回答書に回答者の押印がないもの、不納欠損処分の理由の記述誤りなど、事務処理が不適切な例あり(紀州県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税の払込が法に定める期日を過ぎている例がある市町の担当課から事情を聞き、期日までに払い込まれるように口頭で申し入れを行いました。(桑名県税事務所)</p> <p>(2) 市町に対し、個人県民税の振込みについて、法定期日までの納付について申し入れを行いました。(四日市県税事務所)</p> <p>(3) 不渡証書受払簿の記入については、随時処理を徹底しました。(四日市県税事務所)</p> <p>(4) 不渡証書については、特段の事情がない限り、早期に返還するよう徹底しました。 (四日市県税事務所)</p> <p>(5) 滞納処分執行停止後の時効による不納欠損処分については、時効前に調査を実施するよう徹底しました。(四日市県税事務所)</p> <p>(6) 差押事前通知の際には、必要な調査を行うことを再度徹底しました。(四日市県税事務所)</p> <p>(7) 高額滞納者に係る整理方針(高額滞納者整理状況資料)を共有ファイルに掲載し、常時担当者が整理状況を記録するとともに、進捗管理する職員が同ファイルを確認し、指導・助言できるようにしました。(松阪県税事務所)</p> <p>(8) 担当職員ごとに整理していた分納誓約を、共有ファイルに掲載し、担当者が納付状況を記録することにより、誓約不履行者の管理を徹底しました。(松阪県税事務所)</p> <p>(9) 管内の特別徴収義務者に対し立入り調査時において、ゴルフ場利用税の徴収は特別徴収の方法による預かり金であることを説明する等、納期限内納付の指導を行いました。また、該当者には納期限前に再度、電話により納付催告を実施しました。(松阪県税事務所)</p> <p>(10) 財産調査時に、市町からいただく回答書の押印確認の徹底と、連絡会議等を通じて市町に回答書への押印を依頼しました。また、不納欠損処分の事務処理がいかに重大なことから職員に認識させるとともに、欠損処理基準の確認の徹底を指導しました。(紀州県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 申し入れ後、期日までに払い込まれるように改善されました。(桑名県税事務所)</p> <p>(2) 特段の事情がない限り、法定期限内に納付されました。(四日市県税事務所)</p> <p>(3)～(6) 再発していません。(四日市県税事務所)</p> <p>(7) 常時、共有ファイルから進捗状況が確認できることから、適時に担当職員への指導・助言が行えるようになりました。(松阪県税事務所)</p> <p>(8) 担当者ごとの分納不履行者が分かりやすくなったことにより、課長から担当者への指示が適宜行われるようになりました。(松阪県税事務所)</p>

- (9) 特別徴収義務者に対し、納期限内納付の意識を高めました。(松阪県税事務所)
- (10) 回答書の押印確認の徹底と決裁時のチェック体制強化により、再発防止が図られました。
(紀州県税事務所)

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も期日が過ぎる例があれば、市町から事情を聞き、遅れることが続かないように助言をしていきます。(桑名県税事務所)
- (2)～(6) 今後も適切な処理を行うよう徹底します。(四日市県税事務所)
- (7) 高額滞納者に係る整理状況を共有ファイルに掲載することにより引き続き進行管理を行っていきます。(松阪県税事務所)
- (8) 分納誓約認定者を共有ファイルで管理することによる分納不履行者の把握は、引き続き取り組んでいきます。(松阪県税事務所)
- (9) 今後も引き続き納期限内納付の指導に努めます。(松阪県税事務所)
- (10) 年度当初においては、初めて税務行政に携わる職員が配属されることも多く、決裁時のチェックによる防止と、職員の指導の徹底を図っていきます。(紀州県税事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 人事給与電子計算事務処理業務委託（見積書徴収に際して、予定価格の記録なし） (組織・職員分野)</p> <p>(2) みえ政策評価システム保守業務委託（委託金額の妥当性について検証が必要） (財政・施設分野)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 税務研修旅費（旅費の支給誤り、1,240円を要戻入） (津総合県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア(1) 平成21年3月の契約準備時には予定価格等について記載漏れがないようにし、適切な事務処理を行うようにしました。</p> <p>ア(2) 政策部情報セキュリティ・利活用プロジェクトが実施する「ITプロセスの見直し支援」による外部専門家からの助言を受け、委託業務仕様書へ詳細業務の記載を行い、それに基づく、より詳細な積算による見積書の提出を契約事業者に対して求めることとしました。</p> <p>また、平成14年度から本格運用を開始し、現在では安定稼動に入っていることから、障害発生等による現地保守の契約日数を、これまでの6日から3日へと見直しを行うこととしました。</p> <p>イ(1) 職員に対し、旅費の請求にあたって、旅費システムの標準行程にとらわれることなく、旅行の実態に即した適正な請求を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア(1) 見積書徴収に際して、適正な事務処理となります。</p> <p>ア(2) 仕様書の見直し等により、平成21年度の業務委託にかかる年間契約額は3,360千円となります。（平成19年度、20年度は3,780千円）</p> <p>イ(1) 職員への周知が図られたことにより、「職員等の旅費に関する条例」に基づき適正な事務処理ができました。</p> <p><u>平成21年度以降（取組予定等）</u></p> <p>ア(1) 契約事務を担当する職員等について、研修への参加等により契約事務に関するスキル向上を図り、適切に事務処理がなされるようにします。</p> <p>ア(2) 情報審査会の意見等を参考にしながら、引き続き、仕様書のより詳細な記載などを検討します。</p> <p>イ(1) 引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 なお、基金の運用・執行については概ね適正に処理されていた。</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況 (1) 公有財産規則の規定が、公有財産管理システムの日常の管理、運用などと一致していない。 (財政・施設分野) (2) 県民センターにおいて、郵便ポストの行政財産目的外使用許可が行われていない。 (財政・施設分野)</p> <p>イ 金品亡失 (1) 公用車のフロントガラスの損傷 (四日市県税事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 ア(1) 公有財産管理システムの更新に伴い、直接パソコンから内容が確認できるので、三重県公有財産規則についてはパソコンで閲覧できる画面を副本と読み替えることと考え従来の紙ベースの副本については不要としていました。しかしながら、今回指摘いただきましたので、三重県公有財産規則の所要の改正を行いました。 ア(2) 県民センターにおいて行政財産目的外使用許可を受けていない郵便ポストについては、平成 21 年度以降の使用について郵便事業株式会社から行政財産目的外使用許可申請書を提出するよう要請しました。 イ(1) 今回の金品亡失に関しては、対向車線よりの飛び石により発生したものであり、不可抗力の要素が強いものではありませんが、公用車の運行管理の徹底により安全運転を励行し、金品亡失の発生防止に努めました。(四日市県税事務所)</p> <p>2 取組の成果 ア(1) 三重県公有財産規則の改正を行いました。 ア(2) 郵便事業株式会社から行政財産目的外使用許可申請書を提出していただくこととしました。 イ(1) その後同様の事例は発生していません。(四日市県税事務所)</p> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>ア(1) 三重県公有財産規則に則り適正な事務処理に努めます。 ア(2) 今後、管財室主催の会議等を通じ、県民センターに対して適正な事務処理を行うよう周知徹底します。 イ(1) 今後も公用車の運行管理の徹底による安全運転の励行に努めます。(四日市県税事務所)</p>
--

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 特別会計の処理状況 公共用地先行取得事業特別会計において、基金運用収益の見込み誤りにより、積立のための歳出予算額が不足したため、運用収入の一部(360,845円)を翌年度に繰り越しているため、今後、適切な事務処理に努められたい。 <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 土地開発基金の土地、現金に係る当該年度の運用収益の全額を基金に積み立てるべきものですが、平成19年度については、基金運用利子等の収入の見込みを誤ったため、積立のための歳出予算額が不足し、運用収入の全額を積み立てることができず一部を翌年度に繰り越したものです。繰り越した運用収入については、平成20年度予算において補正を行いました。 2 取組の成果 12月補正予算において、平成20年度予算の補正を行いました。
<u>平成21年度以降(取組予定等)</u> 基金の運用収入については、出納局等関係部局との連携を密にし、適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 非常勤職員の通勤手当日額の支給誤りにより、歳出戻入 <p style="text-align: right;">(職員研修センター)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 非常勤職員の通勤手当日額の支給にあたっては、「特別職非常勤職員に対する通勤手当相当額の支給について(通知)」に基づく厳正な審査及び適正な事務処理を行うとともに、副務者や出納員によるチェック機能の向上に努めました。 2 取組の成果 非常勤職員の報酬支給事務だけでなく、一般職員の諸手当の認定事務等に関する知識も深めるとともに、チェック機能を強化することができました。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、「特別職非常勤職員に対する通勤手当相当額の支給について(通知)」や諸手当に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野、四日市県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 総務部安全運転講習会への参加など交通安全研修等に参加し、交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。(財政・施設分野) 該当職員へは、交通安全について再度指導するとともに、所属内職員に対しても定例会等を通じ交通安全意識の高揚について徹底を図りました。(四日市県税事務所) 県民センター主催の「交通安全運転講習会」へ職員を参加させ、道路交通法の改正内容などの習得を行いました。(四日市県税事務所)</p> <p>2 取組の成果 不注意による自損事故は減少しました。(平成 19 年度 3 件 平成 20 年度 1 件) (財政・施設分野) それぞれの取り組みを通じ、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識が高まりました。 (四日市県税事務所)</p> <p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き安全運転講習等に参加し、また講習内容の室内周知に努めます。(財政・施設分野) 交通事故の防止には、継続して地道に取り組んでいくことが肝心であり、今後も所属職員に対して、定例会等を通じ注意喚起したり、交通安全講習会等へ参加することで、交通安全意識の高揚を図ります。(四日市県税事務所)</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) 危機管理（リスク評価）に関すること 職員の不祥事に際しての処分は、その都度、国の人事院の基準を参酌し実施しているが、今後、三重県としての処分基準を明確にし、処分の公平性と職員の法令遵守の徹底に努められたい。 <p style="text-align: right;">（組織・職員分野）</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 三重県としての処分基準を明確にするため、国（人事院）や他府県の基準を参考に、「懲戒処分の指針」の策定に向けて検討を進めました。 2 取組の成果 「懲戒処分の指針」（案）を作成しました。
平成 21 年度以降（取組予定等） 今後、最終的な検討、調整を経て、本年度の早い時期に「懲戒処分の指針」を策定し、三重県としての処分基準を明確にし、処分の公平性と職員の法令遵守の徹底に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (8) その他 税還付金、還付加算金について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 入力誤りにより、本来還付すべきでない税還付金 2,600 円を支出し、歳出戻入 (松阪県税事務所) (2) 入力誤りにより、還付加算金を 800 円多く支出し、歳出戻入 (伊賀県税事務所)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 税務システムへの入力後の読み合わせ時において、確認したことが判別できるようチェック印をつけることとし、確認の手順を強化しました。(松阪県税事務所) (2) これまでは、「提出された申告書」と「電算で打ち出される明細書」の確認を担当者一人で行っていたが、複数で読み合わせを行うこととしました。(伊賀県税事務所) 2 取組の成果 (1) 指摘事項について、適正な事務処理に努めました。(松阪県税事務所) (2) 読み合わせによる確認により誤入力を防止できました。(伊賀県税事務所)
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 今後も適正な事務処理に努めます。(松阪県税事務所) (2) 今後とも複数の読み合わせにより誤入力を防止していきます。(伊賀県税事務所)

部局名 防災危機管理部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高圧ガス保安法等に基づく届出に対する指導)</p> <p>(1) 四日市に工場を有する企業で、有毒ガス等の製造設備に関する届出が未提出のまま使用されている等、高圧ガス保安法等違反事案が相次いで発覚している。防災危機管理部においても当該企業に対して厳重注意を行い、再発防止策の報告を求めているが、今後とも再発防止策の確実な履行が図られるよう当該企業を指導するとともに、他の事業者についても法令違反が生じないよう指導監督されたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 法令違反が発覚した高圧ガス事業者に対して厳重注意を行い、再発防止策の報告を求めました。</p> <p>(2) 法令違反が発覚した高圧ガス事業者に対して、重点的に立入検査を実施しました。</p> <p>(3) 他の高圧ガス事業者に対しても、定期的実施する保安検査時に、届出施設の有無等についても確認しました。(約 180 件/年)</p> <p>(4) 保安検査時に用いる「保安検査記録」(平成 21 年度版)に、届出施設等のチェックリストを追加しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 法令違反が発覚した高圧ガス事業者は、危害予防規程の改正、従業員研修等再発防止策に取り組みました。</p> <p>(2) 他の高圧ガス事業者については、保安検査時に法令違反事案は確認できませんでした。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) コンプライアンス推進事業 高圧ガス事業所の従業者を対象に、関係法令の理解や保安管理の向上に役立つ各種研修等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修(四日市 2 回、津 1 回) 関係法令に関する講義、法手続きの説明を行います。 ・保安対策講演会(津 1 回) 優良事業所等の表彰、保安管理に関する講演を行います。 ・保安対策セミナー(四日市 1 回) コンビナート地区に特化した講演、事例演習を行います。 ・ハザード低減対策体験研修(県内各地 5 回) 火災爆発等の体験研修を実施します。 ・保安技術アドバイザー制度の支援 熟練技術者をアドバイザーとして高圧ガス事業所に派遣する制度について、関係団体等とともに検討します。 <p>(2) 保安検査記録(平成 21 年度版)を活用し、保安検査時に届出施設等についてもチェックを行うとともに、完成検査時に申請内容以外の工事の有無を確認します。</p>

部局名 防災危機管理部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 委託業務</p> <p>【三重県防災ヘリコプター運航管理業務委託】</p> <p>国交省航空局による定期点検で、受託業者が航空法に基づく修理改造検査を受けずに消防散水装置を分解・除去していた。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>【東紀州（紀南）防災拠点施設整備工事】</p> <p>当初設計におけるネットフェンス延長の計上誤り</p> <p>【東紀州（紀南）防災拠点施設整備工事（18年度繰越）】</p> <p>追加工事の先行掘削・残土処理業務の競争入札審査会未審議</p> <p>ウ 県単補助金</p> <p>【緊急地震対策事業補助金】</p> <p>履行確認記録なし</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野、各県民センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプター運航管理業務においては、大阪航空局から嚴重注意が行われた直後に、受託事業者に対し嚴重注意を行うとともに、受託事業者の費用負担により航空法に基づく修理改造を実施し、また、安全管理体制等の改善報告書を提出させました。 ・県単工事においては、設計・変更設計時の数量及び要領等遵守について複数人でチェックを実施することとしました。 ・補助金の支出においては履行確認を行うことを徹底しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>支出に関する事務処理について再確認を行い、法令等遵守の徹底、複数人によるチェック体制等などの適正化が図れました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 21 年度以降においても、平成 20 年度の取組成果を継続し、職員の意識向上を図るとともに、部内のチェック体制を強化するよう努めます。</p>

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務に関する意見 (2) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 扶養手当の事後認定がされていない。 特殊勤務実績簿決裁を1か月毎にまとめて実施
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 扶養手当の事後認定について、事後認定に不足していた書類の提出を求め、適正であることを確認しました。今後、支給要件を具備しているかどうかを随時適切な書類により確認します。 特殊勤務実績簿について、勤務実績毎に決裁を行うよう改めました。 2 取組の成果 上記改善策を実施し、事務処理の適正化を図りました。
<u>平成21年度以降（取組予定等）</u> 平成21年度以降においても、上記取組内容を引き続き実施することとし、不適切な事務処理が発生しないよう取り組みます。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務に関する意見 (3) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 自損事故（損害額 6,510 円）
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 部内全職員を対象とした交通安全研修を実施するとともに、希望者を対象として、安全運転管理者による安全運転についての研修を実施しました。 また、部内の会議においても、随時、交通安全意識および物品等の管理意識の高揚について徹底を図りました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識の高揚を図った結果、20 年 7 月以降交通事故は発生していません。
平成 21 年度以降（取組予定等） 引き続き、部内の交通安全研修等を実施するとともに、部内の会議等において交通安全意識および物品等の管理意識の高揚についての徹底を図り、交通事故の防止に努めていきます。

部局名 生活・文化部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (私立学校施設の耐震化)</p> <p>(1) 平成 19 年度末において、県内私立学校における昭和 56 年以前建築の建物 127 棟中、耐震化済は 59 棟、耐震診断済は 93 棟であり、耐震化率については公立学校よりも 14 ポイント低いものとなっている。東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、国庫補助の充実を文部科学省に要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。 (経営企画分野)</p>
講じた措置
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年 5 月に、県内の全私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校を対象として校舎等の耐震化の状況と将来の耐震化整備計画の調査を実施しました。 ・ 平成 20 年度には、1 高校で耐震改築工事、2 幼稚園で耐震補強工事が行われました。 ・ 耐震化が遅れている学校に対しては、個別に今後の耐震化計画の聴き取りを行い、早期に耐震化対策に取り組むよう要請を続けています。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化の実態調査により、すでに耐震化整備を終えた学校法人と財政難で取り組みが遅れている学校法人との二極化が進んでいることが浮き彫りになりました。 本年度に実施された耐震化整備工事により、平成 20 年度末の県内私立学校全体の耐震化率は、74.9% まで向上しました(平成 19 年度末より 2.1%アップ)。 また、平成 21 年度から 5 カ年の各法人の「耐震化整備計画」を取りまとめました。
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 21 年度以降は「耐震化整備計画」に基づき、各学校法人に対して、その前倒し実施を要請していくとともに、必要な財源を確保できるよう努め、計画的な耐震化工事を促していきます。 また、県としても今後、私立学校の耐震化をどう進めていくかについて検討していきます。</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (私立高等学校等振興補助金等の交付要綱の見直し) (2) 私立高等学校等振興補助金等の補助対象経費の積算にあたっては、対象経費の把握が複雑なため、毎年度、補助対象外経費の取扱いの誤りが指摘されている。 このような事態に鑑み、補助金事務の正確性を確保し合理化・効率化を促すため、補助金の趣旨を考慮し、さらに他都道府県の例を参考にして、配分基準や積算基礎等の見直しを行われたい。 (経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容 私立高等学校等への経常費助成制度を抜本的に見直すため、前年度に実施したベンチマーキングの結果を受けて、平成 20 年度には、補助金交付要綱、取扱要領、配分基準の具体的な改正案の作成に取り組みました。 部内検討、関係部局との協議を経て、平成 20 年 12 月に、各学校法人の管理者及び補助金担当者に、改正素案を示して説明会を行いました。さらに、私立幼稚園協会、私学協会等と意見交換を行い、細部の調整を行いました。平成 21 年度早々に関係規程や提出書類の諸様式の改正を行って、平成 21 年度の補助金から適用することとしています。</p> <p>改正概要 私立高等学校等振興補助金、私立幼稚園振興補助金を下記のとおり、見直しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象外経費を個別に詳細に規定していた現行制度を見直し、学校会計基準に基づく消費支出を包括的に補助対象経費として認めることとした。 ・ 現行の補助金交付要綱に定めている「補助対象経費の 1/2 以内」という補助金配分上の上限設定を廃止する要綱改正を平成 20 年度末に行った。 ・ 補助金の算定に際し、教職員給与費、生徒等納付金総額等、年度末まで確定しない決算見込額を比例配分の基礎数値に用いるのではなく、標準的な教員数、生徒数、クラス数等、各年度の早期に確定できる数値を根拠に補助金の算定ができる配分基準に改めた。 ・ 同規模の公立学校に置き換えた場合の標準的な教員数を教職員割の比例配分に採用することとし、同規模の学校には同水準の補助金を保障するという標準運営費の考え方に基づく補助金算定方法を一部導入することとした。 <p>2 取組の成果 今回の制度改正により、次のような改善が見込まれます。 補助対象経費にかかる詳細な規定を廃止し、学校法人会計に準拠する包括的な経費に改めたことにより、補助対象内経費と補助対象外経費の振り分けに要する事務が大幅に簡素化される。 補助対象経費の 1/2 以内という上限を撤廃したことにより、経費を節約すればするほど補助金が減るという不合理が解消され、各学校の経営努力が、補助金に反映されるようになる。 年度末まで確定しない数値を用いて補助金を算定することを廃止したため、早期に額の確定ができるようになる。 一部に標準運営費の考え方を導入したことにより、他の学校の経費支出の増減によって自校の補助金の額が左右されるという不合理が改善される。</p>
<p>平成 21 年度以降 (取組予定等) 制度改正後は、3 年間の激変緩和措置を採用し、補助金見直しによって、学校法人ごとに極端な有利不利が出ないか、検証し、より透明性、公平性、公正性の高い補助制度となるよう検証していきます。</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用) (3) 平成19年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、前年と同じ1.42%にとどまっており、全国最下位となっている。 企業への働きかけや職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組みについて国、関係機関等と連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。 (勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容 障がい者の雇用の促進を図るため、三重労働局、県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会、三重県社会保険労務士会等と連携して下記の取組を実施しました。 (1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用 障がい者雇用優良事業所等表彰 障害者雇用支援月間における駅頭啓発及び公用車による街頭啓発 社会保険労務士等を活用した企業への個別啓発及び求人情報の収集 (2) 実習・訓練等による職業能力開発 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 津高等技術学校でOA事務訓練(期間1年間)の実施 職場適応訓練事業の実施 障がい生徒職域開発促進事業の実施 第6回三重県障がい者技能競技大会の開催 (3) その他 公正採用選考研修会の開催 障がい者就職面接会の開催 ジョブサポーターの養成、派遣</p> <p>2 取組の成果 (1) 職業相談、啓発・広報 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による発注及び登録状況 発注件数：307件、発注金額：13,801,504円(3月末見込み) 登録件数：雇用促進事業所：8事業所、就労支援事業所等：25事業所(3月末現在) 障がい者雇用優良事業所等表彰 1社 障害者雇用支援月間における駅頭啓発及び公用車による街頭啓発実施回数 駅頭啓発：1回、公用車による街頭啓発：3回 社会保険労務士等を活用した個別啓発実施事業所数 84事業所(3月末現在) (2) 実習・訓練等による職業能力開発(3月31日現在) 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数43名(うち33名修了、23名就職) 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10名(うち5名就職) 職場適応訓練受講者数1名(うち1名就職) 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数192名 第6回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数 競技種目(参加予定者数)：機械CAD(3名)、喫茶サービス(11名)、電子機器組立(3名)パソコン文書作成(11名)、パソコン表計算(5名) パソコン文書作成視覚障がい者の部(6名) (3) その他 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数：5回、参加者数：390事業所 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数</p>

開催回数： 7回、参加企業数 161社、参加者数： 703者（いずれものべ数）
ジョブサポーターの養成人数及び派遣回数
養成人数： 20人、派遣回数： のべ 126回

3 平成20年6月1日現在の障がい者実雇用率 1.49%（対前年比+0.07%）

平成21年度以降（取組予定等）

平成18年度から「障害者自立支援法」及び「改正障害者雇用促進法」が施行され、就労を希望する障がい者が企業等で働ける社会の実現が一層求められています。

そのため、働く意欲と能力のある障がい者がひとりでも多く企業で働けるために、福祉分野・教育分野とも連携を図りながら取組を進めていきます。

平成21年度からは、雇用・福祉等の専門的知識を有し、数多くの求人との適合（マッチング）等において迅速・的確な対応ができる人材（雇用アドバイザー）を配置するとともに、障がい者の雇用促進・職場定着を図るため、障がい者の就労を援助する人材（ジョブサポーター）を障がい者の訓練や就労の現場に派遣し、障がい者の就労促進を図る予定です。

また、県の機関においても、部局間の連携を図り、障がい者の雇用促進に向けた取組を検討していくとともに、従来に引き続き、三重労働局、三重障害者職業センター等の関係機関とも一層連携し、障がい者雇用の促進に向けた取組を進めていきます。

部局名 生活・文化部

監査の結果																															
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 文化会館使用料等の過年度収入未済額が平成20年5月31日現在930,510円(対前年度比99.2%)あり、前年度よりわずかに減少しているものの、今後、弁護士名で督促を行うなど法的措置についても検討し、その収納促進に一層努められたい。</p> <p>(イ) 家屋貸下料等の収入未済額が平成20年5月31日現在126,467,052円(対前年度比99.0%)あり、前年度と比べて1,276,000円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少により一層努められたい。</p> <p>なお、認定職業訓練助成事業費補助金返還金については、今後の破産処理の状況を的確に把握し、収入未済額の回収に努められたい。</p> <p>(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が平成20年5月31日現在337,000円(対前年度比100%)あり、前年度と同額であるので、今後ともその収納促進に努められたい。</p>																															
講じた措置																															
平成20年度																															
1 実施した取組内容																															
<p>(ア) 未収額16件のうち、所在不明の4件574,140円を除く12件(7団体)356,370円について、電話及び文書による納付催告を行いました。また、住所が県内にある11件のうち9件(4団体)については個別訪問も実施しました。</p> <p>(イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 和解案件については、延滞分も含めて、計画的な返済を求めています。 他の1件については、毎月電話にて催告を行ってきました。</p> <p>認定訓練助成事業補助金返還金 破産管財人により破産処理が進められ、この状況を注視してきました。平成20年度は債権者集会在7回開催され、状況報告がなされました。</p> <p>(ウ) 昨年度に引き続き、月1回程度、債務者宅を訪問し、納付するよう催促しました。</p>																															
2 取組の成果																															
<p>(ア) 7団体のうち1団体とは、分納約束を取り付け、平成21年3月31日現在、未収額は16件902,010円となっています。</p> <p>(イ) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 和解案件については、平成21年3月末現在までで70万6千円の支払いがありました。 他の1件については、経営環境が改善されず悪化しているため、支払いが滞っていますが、平成21年3月末現在までで5万円の収納ができました。</p> <p>認定訓練助成事業補助金返還金 破産管財人の管理のもと、職業訓練法人の唯一の財産である建物の売却が進められましたが、建物の老朽化に伴う改修費が伴うこと、土地の所有者が伊勢市であり購入費又は賃借料が必要となることなどから買い手が現れず、平成20年12月17日に開催されました第8回債権者集会上において、破産手続き終了の決定がなされました。 裁判所の破産手続き終了の決定により、債権の回収は不可能となったことから、平成21年2月5日に不納欠損処分を行いました。</p> <p>(ウ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金</p> <table border="0"> <tr> <td>平成20年</td> <td>7月 1日</td> <td>1,000円</td> <td>収納</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月 7日</td> <td>3,000円</td> <td>収納</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月 12日</td> <td>2,000円</td> <td>収納</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>3月 9日</td> <td>2,000円</td> <td>収納</td> <td>残額 230,000円</td> </tr> </table> <p>妊産婦出産費補助金返還金</p> <table border="0"> <tr> <td>平成20年</td> <td>8月 1日</td> <td>5,000円</td> <td>収納</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>3月 2日</td> <td>10,000円</td> <td>収納</td> <td>残額 84,000円</td> </tr> </table>		平成20年	7月 1日	1,000円	収納			10月 7日	3,000円	収納			12月 12日	2,000円	収納		平成21年	3月 9日	2,000円	収納	残額 230,000円	平成20年	8月 1日	5,000円	収納		平成21年	3月 2日	10,000円	収納	残額 84,000円
平成20年	7月 1日	1,000円	収納																												
	10月 7日	3,000円	収納																												
	12月 12日	2,000円	収納																												
平成21年	3月 9日	2,000円	収納	残額 230,000円																											
平成20年	8月 1日	5,000円	収納																												
平成21年	3月 2日	10,000円	収納	残額 84,000円																											

平成21年度以降（取組予定等）

- （ア）所在不明となっているもの以外については、引き続き文書等による催告を実施し、未収金の収納に努めていきます。
- （イ） 中小企業従業員住宅貸下料
和解案件については、延滞分も含めた納入計画に基づき、毎月の納入が滞らないよう管理していきます。
他の1件については、定期・随時に催促し、未収金の回収を図っていきます。
- （ウ）今後も定期的（月1回程度）に、債務者宅を訪問し、可能な範囲で納付するよう催促します。

部局名 生活・文化部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 平成 15 年度ひとにやさしいまちづくり支援事業費補助金に係る返還金の収入未済額が平成 20 年 4 月末現在 13,000 円（対前年度比 68.4%）あり、前年度と比べて 6,000 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止に一層努められたい。（伊勢県民センター）
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 訪問や電話により、定期的に督促を行いました。 2 取組の成果 平成 20 年 5 月に、残額 13,000 円の納付があり完済しました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 未収金の発生防止に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)【生活部職員タイムマネジメント研修業務委託】(経営企画分野) 支出負担行為書等に予定価格が未記載。</p> <p>(2)【三重県民交流センター清掃管理業務委託】(経営企画分野) 作業日誌が未提出であり、業務の履行状況が確認されていない。</p> <p>(3)【勤労者の安全安心自主講座事業業務委託】(勤労・生活分野) 支出負担行為日と契約締結日が不一致。</p> <p>(4)【平成19年度多言語行政生活情報提供事業業務委託】(人権・社会参画・国際分野) 支出負担行為書と契約書の契約額が不一致。</p> <p>(5)【みえチャレンジプラザ一時託児業務委託】(人権・社会参画・国際分野) 託児担当者の資格等が未確認。</p> <p>(6)【人権啓発講演会業務委託】(津県民センター) 施行伺いの遅延。</p> <p>(7)【伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業業務委託】(伊賀県民センター) 委託契約書に業務内容の検査の頻度に係る記載なし。</p> <p>(8)【斎宮歴史博物館合併浄化槽維持管理業務委託】(斎宮歴史博物館) 保守点検と汚泥処理を合わせて発注し、両方の業務の許可を持つ1業者と随意契約を行っているが、業務を分割して競争原理を働かせる必要がある。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)【生活部職員タイムマネジメント研修業務委託】(経営企画分野) 会計規則を遵守し、適正な予定価格の取り扱いを徹底しました。</p> <p>(2)【三重県民交流センター清掃管理業務委託】(経営企画分野) 業務仕様書の定めに従い作業日誌の提出を求め、履行確認を徹底しました。</p> <p>(3)【勤労者の安全安心自主講座事業業務委託】(勤労・生活分野) 会計規則に定められた適正な処理日とするため、決裁時のチェックを徹底しました。</p> <p>(4)【平成19年度多言語行政生活情報提供事業業務委託】(人権・社会参画・国際分野) 財務システムの適正処理を図るため職員への注意喚起と決裁時のチェックを徹底しました。</p> <p>(5)【みえチャレンジプラザ一時託児業務委託】(人権・社会参画・国際分野) 託児業務に従事する者について、委託契約で求める要件(保育士資格保有もしくは託児の講座を修了)の確認を徹底しました。</p> <p>(6)【人権啓発講演会業務委託】(津県民センター) 会計規則に則り、施行伺い決裁後、事業執行を行うことを徹底しました。</p> <p>(7)【伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業業務委託】(伊賀県民センター) 委託業者と検査の頻度について確約書を交わし明確にしていくとともに、業務等の検査頻度を明確に記述していくこととしました。</p> <p>(8)【斎宮歴史博物館合併浄化槽維持管理業務委託】(斎宮歴史博物館) 明和町内の汚泥処理は、町の許可業者で行うこととされていますが、保守点検については入札が可能であり、今後は競争性を確保していきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 会計規則に従い適切に処理しています。</p> <p>(2) 作業日誌に基づき適正に履行確認しています。</p> <p>(3) 会計規則に従い適切に処理しています。</p> <p>(4) 会計規則に従い適切に処理しています。</p>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(5) 資格等の要件を満たす託児サポーターが配置されており、安全で安心な支援体制を確保しています。(6) 会計規則に従い適切に処理しています。(7) 適切な頻度で検査が行われ、適正に業務を執行しています。(8) 業務委託の更新時には、入札方式に切り替え競争原理を確保していきます。 |
|---|

<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p>

<p>(1)～(8) 共通</p>

<p>引き続き、会計規則を遵守し適正な処理に努めていきます。</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>イ 県単補助金</p> <p>(1)【労働福祉対策事業補助金】(勤労・生活分野) 支出に係る領収書等が未提出であり、補助対象額の検査がされていない。</p> <p>(2)【同和関係団体等補助金】(人権・社会参画・国際分野) 8月に概算払いしたが、変更交付決定を3月31日に行い、返納金が発生。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)【県外博物館視察】(経営企画分野) 航空運賃の支払額を確認できる書類未添付。</p> <p>(2)【NPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会】(人権・社会参画・国際分野) 自家用車使用承認が未提出。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 県単補助金</p> <p>(1)【労働福祉対策事業補助金】(勤労・生活分野) 補助事業者に対して、三重県補助金交付規則に基づき、会計帳簿の提示を求めて、書類の審査を実施しました。</p> <p>(2)【同和関係団体等補助金】(人権・社会参画・国際分野) 補助金の交付にあたっては事業実施への支障を考慮し、交付決定後に一定額の概算払いを行っていましたが、事業進捗を考慮した概算払いの方法に見直しを行いました。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)【県外博物館視察】(経営企画分野) 航空機利用の出張時は「現に支払った運賃」を確認するために、領収書等を提出する旨を各所属に文書により徹底を図りました。</p> <p>(2)【NPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会】(人権・社会参画・国際分野) 旅行命令において自家用車を使用する場合は、自家用車の使用承認が必要であることを職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>イ 県単補助金</p> <p>(1) 補助事業の終了後、速やかに書類を審査し、適正執行の確認を行うこととしました。</p> <p>(2) 補助金の交付にあたっては、返納金が生じないよう、事業の進捗状況に応じて必要と認められる金額の範囲内で概算払いを行うよう、支払方法を改めました。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 航空機利用の出張時には、領収書の添付の他、航空券の半券についても提出されるなど、周知事項が徹底されています。</p> <p>(2) 旅費規程に基づき、適正に承認行為が行われています。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>イ 県単補助金</p> <p>(1) 引き続き、適正な補助対象経費等の確認検査を実施していきます。</p> <p>(2) 今後とも執行状況を確認しながら交付を行うなど、再発防止等の適正な執行に努めていきます。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 引き続き、適正な承認行為に努めていきます。</p> <p>(2) 引き続き、規定に基づき適正な承認行為を実施していきます。</p>

部局名 生活・文化部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等</p> <p>財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 公有財産定期報告未実施（美術館）</p> <p>(2) 公有財産定期報告未実施、公有財産台帳未整備（斎宮歴史博物館）</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 所在不明図書 9冊（取得価格 14,020円）（図書館）</p>
講じた措置
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 公有財産定期報告未実施（美術館）</p> <p>所管事務の認識及び事務引継を徹底するとともに、本庁担当室と連絡・連携に努めました。</p> <p>(2) 公有財産定期報告未実施、公有財産台帳未整備（斎宮歴史博物館）</p> <p>所管事務の認識を徹底するとともに、本庁担当室と連絡・連携に努め副本を保管することとしました。</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 所在不明図書（図書館）</p> <p>新規購入・寄贈本等、新たに開架に入れるものは磁気式図書貸出確認装置に反応するタトルテープを装着し、磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、適正な運用を図り不明図書の防止と抑止に努めました。</p> <p>また、利用者の特に多い夏季の館内巡回や館内各所に注意喚起の案内をしています。</p> <p>なお、平成19年度前期及び後期に点検を行ったところ、所在不明図書は7冊（取得価格3,220円）でした。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 公有財産規定に基づき適正に処理されています。</p> <p>(2) 公有財産規定に基づき適正に処理されています。</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 不明本は磁気式図書貸出確認装置の導入以前と比較し減少しています。</p>
<p>平成21年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 引き続き、公有財産規定に基づき適正な処理に努めていきます。</p> <p>(2) 引き続き、公有財産規定に基づき適正な処理に努めていきます。</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに、来館者に対して引き続き注意喚起を行います。</p>

部局名 生活・文化部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 通勤手当の戻入あり (経営企画分野)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 過大支給となった通勤手当については、会計規則に基づき速やかな戻入手続きを行い、納入を確認しています。 また、認定時の通勤経路の確認チェックを複数の職員で行うこととしました。 2 取組の成果 認定要件のチェック意識が高まり、過誤支給は発生していません。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 平成 21 年度以降も、手当認定全般のチェック意識の継続を図るため、認定時、異動時等の確認行為に加え、必要に応じ再チェックを実施するなど、適正支給に努めていきます。

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 出納員が会計職員を兼任。(齋宮歴史博物館)</p> <p>(2) 出納員保管となっている齋宮歴史博物館入館券について、物品出納簿等未作成。(齋宮歴史博物館)</p> <p>(3) 人権啓発講演会ポスターの印刷契約の施行伺いなし(桑名県民センター)</p> <p>(4) 鈴鹿旅券コーナー賃貸借契約の履行確認なし(鈴鹿県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納員が会計職員を兼任。(齋宮歴史博物館)</p> <p>会計規則に従い適正な会計職員等の任命行為に改めました。</p> <p>(2) 出納員保管となっている齋宮歴史博物館入館券について、物品出納簿等未作成。(齋宮歴史博物館)</p> <p>入場券に係る物品出納簿を作成し、適正な入場券の出納管理に努めました。</p> <p>(3) 人権啓発講演会ポスターの印刷契約の施行伺いなし(桑名県民センター)</p> <p>事業執行の適正化を図るため、施行伺い等の作成を徹底しました。</p> <p>(4) 鈴鹿旅券コーナー賃貸借契約の履行確認なし(鈴鹿県民センター)</p> <p>支出事務にあたっては、履行確認の重要性を周知し、複数人のチェック機能を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 会計規則に従い適正に会計職員が配置されています。</p> <p>(2) 物品出納簿により、適正に入場券の払い出し管理が行われています。</p> <p>(3) 施行伺い等が適正な時期に処理されています。</p> <p>(4) 履行確認の意識向上が図られ、適正に確認行為が処理されています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1)~(4)共通</p> <p>引き続き、会計規則等を遵守し適正な執行管理に努めていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (適切な事務処理の徹底)</p> <p>(1) 補助金交付事務等において、改善を要する事務処理が多数見受けられたので、チェック機能を十分に発揮するだけでなく、各職員に対し、適正な事務処理の徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(各分野共通)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 補助金交付事務等の執行の適正化を図るため、次の取組を行いました。</p> <p>(1) 職員への周知徹底 平成 20 年 9 月 10 日に健康福祉部内会議において、補助金等（補助金、負担金、交付金）の支出等にかかる適正化に向け、適正化に向けたチェックの視点を周知しました。</p> <p>(2) 補助金等交付要領の整備 補助金等交付要領については、健康福祉部各室と協議を重ね、見直しを図りました。</p> <p>(3) 委託契約事務 委託契約事務については、指摘内容の是正措置を講じるとともに、会計規則に基づき適正な契約事務を行うため、健康福祉部各室と協議を行いました。</p> <p>(4) 補助金事務等のチェック体制の強化 県単補助金の交付要綱の制定及び変更については、健康福祉企画室へ合議を行うこととし、チェック体制を整えました。</p> <p>2 取組の成果 補助金等交付要領の改正作業などを通して、補助金交付事務等の適正化に取り組むことができました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 補助金交付事務等の処理が適切に行われるよう会議や研修会などの機会を通して周知・徹底を図ります。 また、経営企画分野への協議など執行手続きの検討も、引き続き行うこととします。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (瀬流荘のあり方の検討)</p> <p>(2) 健康福祉部が普通財産として所管する瀬流荘については、平成2年度に県が建設して旧紀和町に無償貸付けし、市町合併後も引き続き、熊野市へ無償貸付けしているが、貸付契約の締結に際して、公有財産規則に定める手続きを行っていないなどの状況が見受けられたので、適切な処理に努められたい。</p> <p>また、同施設は建設から18年を経過し、今後老朽化による修繕など県費負担の増大も見込まれるので、将来に向けた施設運営のあり方について、関係部局とも検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 貸付契約の締結に際して、公有財産規則等に定める手続きを行っていない点について、契約更新時に適切な処理を行うこととしました。 また、瀬流荘の運営及びあり方について、熊野市と協議を行いました。</p> <p>2 取組の成果 公有財産規則等により、今回の契約更新時(平成21年3月)に総務部へ合議を行うとともに、管財室長へ貸付け報告を行いました。 また、健康福祉部としては、今後も県有施設として保有し熊野市に施設を貸与することとしていますが、施設の運営及びあり方については、継続して熊野市と協議を行うこととしました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 瀬流荘は、県南地域の中高年層をはじめ、県民のための保養、休養の場を提供し、生き甲斐と健康づくりに資するとともに、高齢化と過疎化の進行が著しい当時の紀和町(現在の熊野市)及び東紀州広域の観光基盤の強化を目指し、その観光を通じた地域振興のための拠点施設として整備され、運営されてきました。</p> <p>同施設は、現在もこれらの役割を果たしていると考えており、健康福祉部としては、今後も県有施設として保有し、熊野市に施設を貸与することとしています。</p> <p>(2) 瀬流荘の運営及びあり方については、土地及び温泉源を熊野市が保有しているため、建物を含め瀬流荘を一体的に運営するためには、熊野市に建物を譲渡することが考えられます。また、宿泊施設であるため、民間のノウハウを活かす民間企業への譲渡も考えられますが、瀬流荘は老朽化しているため、譲渡にあたり大規模な改修が必要となるなどの課題もあります。</p> <p>今後も、瀬流荘の運営及びあり方について、熊野市や民間企業への譲渡を含め、熊野市と協議していくとともに、関係部局とも協議したいと考えています。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (J A S法に基づく食品表示の監視指導)</p> <p>(3) J A S法に基づく食品表示の監視指導については、業者の規模に応じて監視目標を設定して監視指導を実施している。 小規模販売事業者、朝市・青空市、青果・水産消費地市場について計画を達成できていないので、目標に基づいて監視指導に努められたい。 また、平成 20 年度から J A S法に関する業務が健康福祉部に一元化されたが、健康福祉部としての事務取扱要領が未整備なので、速やかに策定されたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康・安全分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 19 年度における小規模販売事業者、朝市・青空市、青果・水産消費地市場に対する監視指導実績が計画店舗数を達成できなかった件に関しては、平成 20 年度の監視指導計画における計画店舗数の達成に向けて、関係各部署に対して以下の点について周知徹底を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視指導計画における計画店舗数を達成するため計画的に監視指導を行うこと。 ・ 四半期毎に実施状況を取りまとめるなど、十分な進捗管理をすること。 ・ 関係部署との連携を密にして、効率的、効果的な監視指導に努めること。 <p>また、平成 21 年度の監視指導計画は、効果的かつ実効性のある計画とするため、対象となる店舗等の現状把握に努め過去の監視指導状況なども十分加味するとともに、J A S法と食品衛生法との連動、選択と集中をより意識した計画としました。</p> <p>(2) 事務取扱要領については、J A S法の所管替え以前に農水商工部で使用していたものを準用していましたが、平成 20 年度の組織体制の変更や J A S表示制度の変更、平成 21 年度の監視指導計画などを踏まえて、健康福祉部としての事務取扱要領を策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 20 年度における監視指導実績は、販売事業者の監視目標は達成しましたが、朝市・青空市、青果・水産消費地市場については目標を達成できませんでした。</p> <p>(2) 事務取扱要領については、平成 20 年度の組織体制の変更や平成 21 年度の監視指導計画も踏まえ、平成 21 年 3 月に策定し、関係機関に周知しました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 平成 21 年度においても以下の点に留意しながら監視指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視指導計画における計画店舗数を達成するため計画的に監視指導を行うこと。 ・ 四半期毎に実施状況を取りまとめるとともに、必要に応じ月単位で進捗管理を行うこと。 ・ 関係部署との連携を密にして、効率的、効果的な監視指導に努めること。 <p>(2) 事務取扱要領については、平成 21 年度の監視指導から適用していきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医療の安全・安心の確保)</p> <p>(4) 平成20年6月、伊賀保健福祉事務所管内の診療所において、院内感染による死亡者が発生し、医療の安全・安心に対する県民の信頼が揺らぐ事態となっている。 県においては、当該診療所に対する医療監視を平成14年度以降行っており、安全管理指導を行う機会を逸していた。 平成20年度において体制の見直しを行っているが、引き続き関係機関・団体との連携を強化のうえ、医療の安全・安心の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策室)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 診療所に対する安全管理指導の機会を逸しているとの指摘を受け、県で定めている立入検査の実施要綱の基準を満たすため、平成20年9月から県内3保健所(桑名・津・伊勢)に医療安全管理に従事した経験のある非常勤の嘱託員7名を配置しました。また、立入検査の効率的・効果的な実施をはかるため、ベンチマーキングを実施しているところです。 さらに、院内感染防止のため、三重県看護協会、三重県医師会と共同で、県内5箇所で見守り員を対象に研修会を開催するとともに、県内全ての診療所に医療安全に関する自主点検の実施を依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4) 立入検査の実施について、平成20年度は実施要綱で定める基準(病院は年1回、診療所は5年に1回)を満たしました。 院内感染等に関する研修会には、四日市222名 津209名 松阪169名 伊勢127名 尾鷲70名 計797名の参加がありました。 医療安全に関する自主点検については、県内診療所から95.7%の回答があり、集計結果を県のホームページ等で公表し、医療安全に関する各診療所における医療安全に関する取組を促進しました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>医療安全の確保のため、関係団体とも連携協力しながら研修会を開催するなど、医療従事者の資質の向上をはかります。 立入検査については、21年度も引き続き県内3保健所に非常勤の嘱託員を配置し、医療機関における医療安全及び院内感染対策に関する指導、助言を行います。 また、立入検査に係るベンチマーキングの結果を踏まえ、より効率的・効果的な立入検査について検討を進めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (病院事業会計への繰出基準の見直し)</p> <p>(5) 病院事業庁への繰出基準は、県立病院の在り方が検討中であることから、平成 15 年度(平成 16 年度適用分)から大幅な見直しがされていないが、総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」では、都道府県医療計画を踏まえ、一般会計の負担範囲の考え方及び算定基準について明らかにすることとされている。</p> <p>健康福祉部としては、医療政策の観点から、病院事業庁及び関係部と連携し、県立病院の役割機能を明確にしたうえで、繰出基準の見直しに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 負担金及び補助金は、病院事業会計に対する一般会計からの繰出基準に基づき支出を行っています。</p> <p>平成 21 年度当初予算では、病院事業の在り方についての検討が引き続き行われていることから、県立病院の役割や機能に関する大幅な繰出基準の見直しは行わず、従前の中期経営計画における基準を適用しました。</p> <p>2 取組の成果 病院事業の在り方検討委員会答申を踏まえ、平成 21 年 2 月、病院事業の在り方について、「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」を策定し、公表しました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>繰出基準については、県立病院改革に関する考え方が決定した後に、示された各県立病院の役割・機能、経営形態等を踏まえて、病院事業庁と医療政策を所管する健康福祉部及び財政当局との間で具体的に見直していくこととなります。</p> <p>なお、「公立病院改革プラン」については、現時点の繰出基準について記載し、今後の繰出基準の見直しを受けて、適宜対応していくこととなります。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重県次世代育成支援行動計画の推進)</p> <p>(6) 平成 17 年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を推進している。</p> <p>目標については、進捗状況を毎年確認するとともに、中間評価と 21 年度目標の見直しを実施しているが、市町が実施主体である特定 14 事業については、19 年度の目標を達成していない項目もあるので、21 年度の目標達成に向けて課題・問題を検証し、引き続き関係部局・市町等と連携して取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>行動計画の進捗状況を確認するとともに、目標を達成していない項目については、その理由、事業実施にあたっての課題について事業担当部局・室との話し合いを持ちました。</p> <p>最終年次となる 21 年度の目標達成に向けて、また、より実効性のある事業展開を図るため、事業の実施方策等を検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事業実施における課題を共有し、より実効性のある取組について検討した結果、特に特別保育の推進において、地域子育て支援エリアづくりモデル事業を企画して、新たな事業展開の方向を示し、事業化を図ることができました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 21 年度においても、子ども・青少年施策総合推進本部を中心に、各部局の連携をはかりながら取組を推進することとしています。</p> <p>特に、特別保育については、目標を達成していない項目が多いため、関係部局、市町等と情報共有、連携を図りながら、目標達成に向けて取り組むとともに、事業化に取り組む市町を支援していきます。</p> <p>また、21 年度は、22 年度からの 5 か年を計画期間とする、「第 2 期三重県次世代育成支援行動計画」の策定に取り組むこととしており、第 1 期計画における進捗、目標達成にむけた評価などを第 2 期計画の策定に生かしていくものとします。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別保育及び放課後児童クラブの推進)</p> <p>(7) 平成 19 年度重点事業として新規に実施した 3 人目みえ応援プログラム事業補助金にあっては計画した登録児童数 302 人に対し、登録実績は 5 人と目標を大きく下回っていることから、利用者及び事業実施主体である市町等の意見を聞きながら、引き続き市町等と連携して事業実施を促進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 平成 20 年 7 月に全市町を個別に訪問して、本事業の第 3 子以降の特別保育料無料化の趣旨の徹底を図るとともに、事業への取組の促進を行いました。 県議会から本事業を実効性ある事業に見直すべきとの指摘があり、新たな事業展開について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 20 年度は亀山市に加え、新たに津市、鈴鹿市、尾鷲市において取組をはじめ、平成 21 年 3 月末現在 92 名が利用を行っています。 しかし、本事業への取組は、市町の財政負担が伴うことや各市町の保育サービスの課題の違いなどから、4 市以外での実施は見込めない状況にあります。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 21 年度以降も重点事業として本事業を継続して実施していきますが、平成 21 年度から国が通常保育の第 3 子以降の保育料無料化を実施することや各市町の現状を踏まえ、目標数値の見直しを行うこととしています。 また、新たな子育て対策として、平成 21 年度に地域子育て支援エリアづくりモデル事業に取り組み、保育所機能向上の方策を検討するなかで、より実効性のある特別保育事業となるような取組を促進します。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (紀南圏域障害者総合相談支援センターのあり方) (8) 障がい者に対する総合的な相談支援事業を実施するため、県と市町が連携して、「紀南圏域障害者総合相談支援センター」を設置している。 しかし、県職員が市町事業の委託事務を代行していることや、県の施設をセンターの活動拠点として無償供与していることなど、県と市町の役割分担の整理が不十分であるので、早急に改善されたい。 (福祉政策分野、熊野保健福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 従来、紀南圏域障害者総合相談支援センターの運営については、県、市町、事業者から成る運営協議会を設置しており、熊野保健福祉事務所が協議会の庶務を行っていましたが、平成 20 年 10 月に協議会規約を改正し、協議会の庶務は総合相談支援センターが処理することとしました。 また、市町事業については、従前は市町が運営協議会へ負担金を拠出し、運営協議会が相談事業者へ委託していましたが、市町において直接相談事業者へ委託するよう助言し、21 年度事業から実施することで協議が整いました。 なお、センターの活動拠点については、行政財産の目的外使用許可を行い、施設利用の適正化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 紀南圏域障害者総合相談支援センター自らが、自主的・主体的に事務局運営を行うことができるようになりました。また、市町が直接委託事業者を選定・契約することとなり、市町の役割が明確化するとともに、市町が抱える地域のニーズを委託仕様書に的確に反映させることが容易になりました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>今回整理した市町と県との役割分担を継続しながら、紀南圏域の障がい者の自立が促進するよう取り組んでいく予定です。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が479,304,121円(対前年度比100.6%)あり、前年度と比べて2,657,172円増加している。未収債権管理事務嘱託員の雇用、民間の回収業務のノウハウの活用等により滞納整理に取り組んでいるが、一層未収金を回収するために取り組まれない。</p> <p>また、健康福祉部で時効により11,210,996円を不納欠損処理しているが、公平性の観点から引き続き日常の債権管理を適切に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野、福祉政策分野、こども局)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の分析結果に基づく取組</p> <p>平成19年度に実施した未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みました。</p> <p>(2) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <p>部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係室へ取組強化を求めました。</p> <p>また、担当者を対象とした研修会を開催し、「納付折衝に向けた交渉能力の向上」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報の共有化や適正な債権管理の徹底などを行いました。</p> <p>それらを受け、関係室では債権者ごとに状況の把握に努めるとともに、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>(3) 収納の促進</p> <p>未収債権管理事務嘱託員を配置し、担当者等と連携して滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握等に努めるとともに、夜間を中心とした電話催告を継続して行いました。</p> <p>(4) 科目ごとの対応</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金は、民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権(一部)の回収業務を民間会社に委託しました。また、貸付審査をより厳正に行い未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、郵便局での納付等、収納環境の整備にも努めました。また、借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しました。</p> <p>(5) 不納欠損の内容</p> <p>滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。しかし、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権には、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>(6) その他</p> <p>関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込み専用口座を設けました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語など)を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ879人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に2,469千円を収納しました。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成18年度末の64.1%から69.1%に増え、より確実な収納が見込めるようになりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果27,419千円を収納しました。</p>
--

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、対象債権を増やしたうえで引き続き債権回収業務を民間会社に委託し、収納の促進を図ります。
- (4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (5) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>生活保護費返還金等の収入未済額が 131,767,830 円（対前年度比 98.6%）あり、前年度と比べて 1,834,352 円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（各保健福祉事務所、国児学園、あすなる学園、草の実リハビリテーションセンター、児童相談センター、知的障害者更生相談所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の分析結果に基づく取組</p> <p>平成 19 年度に実施した未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みました。</p> <p>(2) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <p>部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。また、担当者を対象とした研修会を開催し、「納付折衝に向けた交渉能力の向上」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有化や適正な債権管理の徹底などを行いました。それらを受け、関係地域機関では債権者ごとに状況の把握に努めるとともに、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>(3) 収納の促進</p> <p>本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員と連携して滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握等に努めるとともに、夜間を中心とした電話催告を継続して行いました。また、生活保護費返還金は、引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。</p> <p>(4) 不納欠損の内容</p> <p>滞納者へは日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。しかし、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権には、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで不納欠損処理を行いました。</p> <p>(5) その他</p> <p>関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、一部の機関に県外等在住者の収納を促進するため、振込み専用口座を設けました。また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語など）を活用しました。</p>
<p>2 取組の成果</p>
<p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 214 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、訪問時に 202 千円を収納したほか、36 人から納付の約束を得ました。</p> <p>(2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 6,383 千円を収納しました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託）	
(1) 【三重県立看護大学法人化支援（財務会計分野）業務委託】	（経営企画分野）
・ 契約書に個人情報保護の規定なし	
(2) 【三重県社会福祉会館維持管理運営等業務委託】	（経営企画分野）
・ 再委託の事前申請なし	
・ 再委託金額未把握	
・ 契約書に個人情報保護の規定なし	
(3) 【小動物処分及び野犬捕獲抑留業務委託】	（健康・安全分野）
・ 委託金額の積算不適切	
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 本委託業務の実施にあたって、受託者に個人情報を含む資料等を提供する必要がなかったため規定していませんでした。なお、以後の委託契約（財務会計等システム開発）においては、個人情報保護の規定を盛り込むとともに、機密情報保持に関する覚書も交換しています。	（経営企画分野）
(2) 再委託の事前申請及び再委託金額の把握については、契約先から再委託先及び再委託金額の事前申請を提出させることといたしました。また、個人情報保護を遵守するよう通知することとしました。	（経営企画分野）
(3) 適切な事務の遂行及び会計事務を行うため、今年度の設計金額については、積算方法を是正しました。	（健康安全分野）
2 取組の成果	
(1) 以後の契約においては個人情報保護についての規定を盛り込んでおり、個人情報の取扱いに関して事故等の問題は生じていません。	（経営企画分野）
(2) 20年度以降の契約について再委託先及び再委託金額の事前申請を提出させるとともに、個人情報保護規定を契約変更により追記することとしました。	（経営企画分野）
(3) 事務処理を一層適正に行うようになりました。	（健康・安全分野）
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 今後も、個人情報保護の規定が必要な契約については、必ず規定を盛り込むよう対応していきます。	（経営企画分野）
(2) 今後も契約時においては、再委託事前申請及び個人情報保護について必ず規定し、適切な手続きを実施します。	（経営企画分野）
(3) 適切に会計事務を行うよう所属の職員に周知すると共に、委託金額の積算を是正し、相手方と契約をしていきます。	（健康・安全分野）

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託） （保健・医療分野）</p> <p>(4) 【意思伝達装置使用サポート事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格未作成 ・ 委託料の大半が県有備品の購入費 ・ 事業計画にない備品の購入について、変更を承認する手続き未実施 <p>(5) 【重症難病患者通所療養介護施設等設備整備事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料の全額が県有備品の購入費であり、委託理由不明確 <p>(6) 【人工呼吸器装着特定疾患患者一時入院事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料の全額が、医療機関に支給される助成金であり、委託理由不明確
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) (5) 委託内容については、仕様書の作成、委託理由について関係室と協議し、適切な事務処理に努めました。</p> <p>なお、意思伝達装置使用サポート事業の運用業務以外は、平成 19 年度で終了しています。</p> <p>(6) 委託内容については、仕様書の作成、委託理由について関係室と協議し、適切な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4)(5) 今後業務の実施にあたって、関係機関と十分協議を重ね、会計規則に基づき適切な執行を行うこととしました。</p> <p>(6) 実績報告書等により、事業の執行が適切に行われていることを確認しました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(4) (5) 事業の実施にあたって、業務の円滑な執行が確保されるよう、健康福祉部入札等審査委員会等において協議し、適切な会計処理を行います。</p> <p>(6) 事業の実施にあたって、業務の円滑な執行に必要な経費等について関係機関と協議し、適切な執行を行います。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託） （福祉政策分野）</p> <p>(7) 【三重県障害者社会参加推進センター設置運営委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告において、委託料の経費内訳不明確 <p>(8) 【「障害者の明るいくらし」促進事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更契約において、委託料の減額の内容未確認 ・障害者社会参加推進センター設置運営委託との分離発注理由が不明確
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7) 三重県障がい者社会参加推進センター設置運営の委託料の実績報告の内容について、受託者と協議しました。</p> <p>(8) 障がい者の明るいくらし促進事業の変更契約・内容について、受託者と協議しました。また障がい者社会参加推進センターと運営方法などについて協議を行い、分かりやすい契約のあり方について、検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(7) 委託料の実績について、経費の内訳を確認しました。</p> <p>(8) 変更契約にかかる、経費の内訳を確認しました。また「三重県障がい者社会参加推進センター設置運営委託」と「障がい者の明るいくらし促進事業委託」を合わせて契約するための条件について整理を行いました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(7)(8) 平成 21 年度における「障がい者の明るいくらし促進事業委託」の実施については、「三重県障がい者社会参加推進センター設置運営委託」の委託業務内容の一部として、実施することとしました。</p> <p>また、変更契約時及び事業実績報告時における委託経費の内訳を明確にしていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託） （福祉政策分野）</p> <p>(9) 【民生委員・児童委員研修事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の積算根拠が不明確 ・ 変更協議後の契約未締結 <p>(10) 【介護認定主治医研修事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積依頼先に予定価格を通知 ・ 経費内訳の実績把握不十分
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9) 監査結果を踏まえ、設計金額の積算項目などについて検討を行いました。監査結果を踏まえ、受託側の三重県民生委員児童委員協議会と変更時の手続きについて協議を行ないました。</p> <p>(10) 平成 20 年度は、三重県会計規則に則り、委託予定先に見積書の提出を求めたうえで委託契約を締結しました。なお、再発防止に努めるため、契約事務担当者研修会等に参加し、会計規則について知識を深めるとともに、主務・副務担当者による相互チェックを行う等室内におけるチェック体制の強化を図りました。また、委託事業の適正執行を確認するため、研修計画書及び研修実績報告の提出に際し、各費目毎の詳細な内訳について記載することを委託先に義務づけました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9) 委託契約の設計書の積算根拠を明確にすることにより、適切な会計処理が図られました。契約内容の変更協議を行った場合は、その内容に応じて変更契約の締結を行うこととしました。</p> <p>(10) 平成 20 年度については、三重県会計規則に則り、適切に事務を執行しました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(9) 平成 20 年度中に設計額内訳書を作成することとし、引き続き積算項目を明らかにすることにより、経理事務の透明化を図ってまいります。平成 20 年度の検討内容を踏まえ、仕様書等の内容に変更が生じた際には、変更協議を行い、その内容に応じて変更契約の締結を行うこととします。</p> <p>(10) 引き続き、三重県会計規則に則り、適切に事業の執行に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託） （福祉政策分野）</p> <p>(11) 【地域生活移行推進モデル事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認書未作成 ・ 経費内訳の実績把握不十分 ・ 事業実施計画書の提出遅延 <p>(12) 【知的障害者更生相談所が関与する行動観察事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書に、委託先法人の記名、押印なし ・ 履行確認書未作成 ・ 経費内訳の実績把握不十分
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(11) 今後は会計規則に基づく履行確認書を作成し、履行確認したことを記録として残すこととしました。 委託金額の経費の把握については、参考書類として提出を求めているものであり、今後も提出を求め、委託契約の適正な設計金額の作成の資料としていきます。 事業の実施にあたり、計画書提出遅延による事実上の支障は生じませんでした。今後は早期に提出を求めよう改善を図ります。</p> <p>(12) 今後は委託先法人名が記名・押印された適切な実績報告書の提出を求めます。 今後は会計規則に基づく履行確認書を作成し、履行確認したことを記録として残すこととしました。 委託金額の経費の把握については、参考書類として提出を求めているものであり、今後も提出を求め、委託契約の適正な設計金額の作成の資料としていきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(11)(12) 会計事務について、職員意識の向上が図られました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(11)(12) 支出事務の適切な執行について、継続して職員に周知徹底します。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託） （こども局）</p> <p>(13) 【人権保育実践研究事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格未作成 ・ 経費内訳の実績把握不十分 <p>(14) 【次世代育成支援啓発訪問事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積り未徴収
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(13) 契約事務担当者研修会や関係室と協議し、適正な事務処理方法についての知識、理解を深めることとしました。</p> <p>当該事業を執行するうえで、執行実績の把握を必要とする事項や金額の検討を行いました。</p> <p>契約事務についてチェック体制を整える検討を行いました。</p> <p>(14) 指摘事項について、関係書類を再度精査しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(13) 適正な会計事務を行うことに努め、職員の意識向上が図られました。</p> <p>契約事務について複数人のチェック体制を行うことにしました。</p> <p>経費実績を詳細に把握することが可能となりました。</p> <p>(14) 見積書を徴収していることを確認しました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(13) 会計事務の変更等について常に注意をして、今後も引き続き適切な会計事務を行うよう職員に周知徹底を図ります。</p> <p>(14) 今後は証拠書類について、見やすい編てつに努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託） （桑名保健福祉事務所）</p> <p>(15) 【要介護認定調査委託】（旧四日市保健福祉事務所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の根拠の記載なし ・ 予定価格の積算根拠の記載なし ・ 契約書に個人情報保護に係る規定なし ・ 事務所長名で契約を締結 <p>(16) 【接触者健康診断業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認の記録なし ・ 契約書に個人情報保護に係る規定なし
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) 適切な事務事業の遂行並びに会計事務を行うよう、所属の全職員に注意喚起を行いました。</p> <p>職員間では、事務処理を行うにあたって三重県会計規則、三重県事務決裁及び委任規則、三重県個人情報取扱事務委託基準等を確認する自主的研修を開催しました。</p> <p>生活保護法介護扶助事務処理マニュアルと三重県会計規則との整合性について確認しました。</p> <p>管内町と調査委託について協議を行いました。</p> <p>(16) 三重県会計規則及び三重県個人情報取扱事務委託基準等に基づき適正に処理の徹底を図りました。また指摘を受けた業務委託以外の委託契約についてチェック、確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(15) 三重県会計規則及び三重県個人情報取扱事務委託基準等に基づく適切な事務処理のチェック体制の強化が図られました。また管内町と協議の結果、平成 20 年度以降は町へ調査依頼することとしました。</p> <p>(16) 三重県会計規則及び三重県個人情報取扱事務委託基準等に基づく事務処理のチェック体制の強化が図られました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(15)(16) 引き続き、三重県会計規則、三重県事務決裁及び委任規則及び三重県個人情報取扱事務委託基準等に基づき適切な事務処理を行います。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託）

(17) 【食品衛生検査業務に係る計量・計測機器の定期点検委託】 (津保健福祉事務所)

・実績報告書が英語で記載されており、履行確認不十分

(18) 【三重県立公衆衛生学院総合管理業務委託】 (公衆衛生学院)

・除草・芝刈りの作業前後の写真なし
 ・業者からの報告書について、学院長の決裁なし
 ・業務報告書の受理・決裁前に委託費を支払い
 ・現状と仕様書の植栽配置図に差異

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

(17) 平成 19 年度は、契約先に日本語版の実績報告書の提出を追加で求め、改めて履行を確認しました。また平成 20 年度は、入札仕様書に日本語版の実績報告書の提出を記載し、完成時に同報告書を受領し、履行を確認しました。(津保健福祉事務所)

(18) 除草・芝刈りの作業前後の写真を撮影し、記録を残すことにしました。業者からの点検結果報告書について、学院長の決裁を受けることにしました。コウライシバが雑草に侵食され仕様書の植栽配置図との差異が生じているので、契約の変更（管理業務仕様書の植栽等配置図）を行いました。(公衆衛生学院)

2 取組の成果

(17) 履行確認が迅速かつ正確に実施できました。(津保健福祉事務所)

(18) 契約業務の履行状況確認を一層確実にを行うことができるようになり、会計事務・契約事務について、職員意識の向上を図ることができました。(公衆衛生学院)

平成 21 年度以降（取組予定等）

(17) 引き続き、入札仕様書に日本語版の実績報告書の提出を記載し、同報告書により履行を確認します。(津保健福祉事務所)

(18) 委託契約書に基づく適切な事務処理を徹底するとともに、会計事務・契約事務の適正化を図っていきます。(公衆衛生学院)

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託（ は特命随意契約、 は施設維持管理委託）	
(19) 【精神保健福祉相談医師派遣事業委託】	（こころの健康センター）
・支払処理遅延	
(20) 【清掃・洗濯業務委託】	（草の実リハビリテーションセンター）
・支出負担行為整理書未決裁	
(21) 【ボイラー・空調設備保全業務委託】	（草の実リハビリテーションセンター）
・支出負担行為整理書未決裁	
(22) 【吸収冷温水機保守管理業務委託】	（草の実リハビリテーションセンター）
・検収記録に検収者氏名の記録なし	
講じた措置	
<u>平成20年度</u>	
1 実施した取組内容	
(19) 委託費については、請求書を徴取して支払うとともに、チェック体制の強化を図りました。	（こころの健康センター）
(20)(21) 所属における定期的な「自己検査」等により、会計規則の適切な運用処理に努めるとともに、債務負担行為による支出負担行為については、次年度以降に支出負担行為整理書に未決裁が生じないように、適切な事務引継を行いました。	（草の実リハビリテーションセンター）
(22) 検収確認については、支出負担行為書への検収確認を記載しました。	（草の実リハビリテーションセンター）
2 取組の成果	
(19) 会計事務について、職員意識の向上が図られました。	（こころの健康センター）
(20)(21) 債務負担行為に基づく今年度の支出負担行為整理書について、年度当初に決裁処理を行いました。	（草の実リハビリテーションセンター）
(22) 検収記録は、検収確認を行い支出命令の適正さを確保しました。	（草の実リハビリテーションセンター）
<u>平成21年度以降（取組予定等）</u>	
(19) 引き続き、支出事務の適正な執行について職員に周知徹底します。	（こころの健康センター）
(20)～(22) 今後も、適切な会計処理に努めます。	（草の実リハビリテーションセンター）

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 県単補助金 (健康・安全分野)</p> <p>(1) 【生活衛生営業指導センター補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の具体的な運用方針や実施方針が定められておらず、事業の質の確保が不十分 ・交付要綱未改正、交付要領未制定 <p>(2) 【健康・福祉ものづくり研究開発事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象審査において合格基準の設定が不十分 ・補助事業の進捗管理が不十分
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 健康福祉部関係補助金交付要綱については、平成 20 年 11 月 25 日に改正し、生活衛生営業指導センター補助金交付要領については、平成 20 年 11 月 25 日に制定しました。同要領第 3 条において、補助事業の交付対象を明記しました。</p> <p>(2) 補助対象事業者の選定基準については不明確な部分があったため、関係規定の見直しを行い、審査委員総得点の 60% 以上とする等の基準を明確にしました。また研究の進捗状況を十分管理するため、今年度から中間報告会を実施しました。中間報告会では補助事業者に研究の進捗状況の報告をさせ、審査委員から事業者に適切なアドバイスをしました。最終報告書(実績報告)については、当初計画、中間報告の指摘事項に基づいた研究の経過・結果が十分に把握できる内容であるかどうかを事務局が精査のうえ受理することとします。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 要綱及び要領に基づき、補助金の交付事務を行いました。</p> <p>(2) 補助事業の審査要領に「審査委員総得点の 60% 以上とする等の基準を明記」し、選定規準に達しない提案は採択しないこととしました。また中間報告を行ったことで途中経過の把握が可能となり、その結果、進捗の遅滞が予測される事業については実施方法等について情報提供やアドバイスを行うことができました。</p> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 生活衛生営業指導センターの適切な運営により、生活衛生営業の経営の健全化を通じ、衛生水準の維持向上を図っていきます。</p> <p>(2) 引き続き、適正審査、選定を行うとともに的確に進捗状況を把握し、健康づくりに役立つ、又は生活上の困難を解決することにつながる器具、機械等の研究開発する「健康・福祉ものづくり」事業を一層進めます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 県単補助金	
(3) 【感染症指定医療機関運営事業費補助金】	(健康・安全分野)
・ 交付要領未制定 ・ 補助基準額の計算方法不明確	
(4) 【救急医療活動補助金】	(保健・医療分野)
・ 交付対象事業と交付先が不整合 ・ 間接補助事業者の事務処理不適切 ・ 実績報告書に各救急医療機関への交付や事業実績を証する書面なし	
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(3) 交付要領を制定しました。 補助基準額の計算方法を明確にしました。	(健康・安全分野)
(4) 補助金の交付対象事業および交付先の整合をはかるため、補助金交付要領の見直しを行うとともに、補助金の交付方法および実績報告の内容等について、適切な事務処理が行われるよう、三重県医師会事務局と協議を行いました。	(保健・医療分野)
2 取組の成果	
(3) 感染症指定医療機関運営費等補助金交付要領を制定することで、補助金交付事務の適正化を図ることができました。	(健康・安全分野)
(4) 補助金の交付対象と交付先の整合をはかるとともに、補助金の交付方法を見直すなど、補助金交付要領の改正を行うこととしました。	(保健・医療分野)
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u>	
(3) 引き続き、適切な補助金事務に努めます。	(健康・安全分野)
(4) 改正した補助金交付要領を、三重県医師会および郡市医師会に周知するとともに、事業実績の確認を厳正に行い、適切な事業執行に努めます。	(保健・医療分野)

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 県単補助金</p> <p>(5) 【公衆衛生普及推進事業補助金】 (保健・医療分野) ・実績報告書において、報償費支給額の適否を判断する根拠が不明確</p> <p>(6) 【小規模作業所事業費補助金】 (福祉政策分野) ・交付要領で定める交付額の決定方法が、実際の運用と不整合</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 公衆衛生普及推進事業補助金は、郡市医師会が実施する公衆衛生の啓発、指導に要する経費に対し、三重県医師会を通じて補助している間接補助金です。 報償費支給額の適否を判断するにあたっては、三重県健康福祉部報償費支給基準に準じ、実情に即して支給額の適否を判断しているところですが、今回の定期監査結果の意見を受け、本補助金の交付要領の見直しを行いました。 (保健・医療分野)</p> <p>(6) 補助金交付要領を改正し、疑義の生じていた基準額決定方法を明示しました。また、地域機関に対しては保健福祉事務所福祉担当課長会議、市町に対しては担当者会議でその旨を周知しました。 (福祉政策分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) より詳細な報償費の支出内容が記載されるよう実績報告書の様式を改訂するとともに、三重県健康福祉部報償費支給基準に準じた補助基準額を交付要領に掲載することにしました。 (保健・医療分野)</p> <p>(6) 各所属において適切な事業執行に向け、意識の向上が図られました。 (福祉政策分野)</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(5) 改訂した交付要領を三重県医師会、郡市医師会に周知徹底し、より適切に事業を執行します。 (保健・医療分野)</p> <p>(6) 年度当初には具体的な事務の説明会を開催し、引き続き、あらゆる機会を通じて考え方の周知を図り適切な事業実施に努めます。 (福祉政策分野)</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 県単補助金 (福祉政策分野)</p> <p>(7) 【障害者グループホーム等緊急整備事業費補助金】 ・ 交付決定を内示の6か月後に行っており、時期が不適切</p> <p>(8) 【福祉活動指導員設置費補助金】 ・ 補助対象職員の任用協議遅延</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7) 従前、市町からの交付申請が遅かったため、事業説明会において該当市町担当者に対し、三重県補助金等交付規則及び三重県障害者グループホーム等緊急整備事業補助金交付要領を遵守し事業実施するよう指導しました。</p> <p>(8) 福祉活動指導員の任用協議についてはこれまで具体的な定めがなかったことから、新たに規定を設けることの検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(7) 補助金交付事務の適正化が図ることができました。</p> <p>(8) 「福祉活動指導員設置費補助金交付要領」を全部改正し、任用協議に関する新たな規定を定めました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(7) 引き続き、補助金交付規則交付事務について、市町に対し補助金交付要領の適正な運用を図るよう周知・徹底を図ります。</p> <p>(8) 新要領において、毎年度4月1日現在の任用状況を報告するよう改正したため、これに沿った手続きを進めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 近鉄沿線の旅行でJR運賃を支給 (経営企画分野)</p> <p>(2) 【第43回全国精神保健福祉センター研究協議会全国保健大会】 (こころの健康センター) ・旅行経路不適切</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘を受けた事項について速やかに戻入手続きを行うとともに、旅費に関する条例等の規則に基づき適正な事務処理に努めました。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 指摘のあった2名について、旅費条例に基づき「最も経済的な通常の経路」により再計算し、差額を戻入しました。 (こころの健康センター)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 旅費の支出について、チェック機能を強化し再発防止に努めています。 (経営企画分野、こころの健康センター)</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 旅費の支出については、引き続き関係規則を遵守し、適切な事務処理に努めます。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 職員に対し、適正な旅費請求事務の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図っていきます。 (こころの健康センター)</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(3) 【感覚統合療法入門講習会実践コース知的障害児】 (草の実リハビリテーションセンター) ・概算払いの精算遅延</p> <p>(4) 【全国肢体不自由児療育研究大会】 (草の実リハビリテーションセンター) ・自家用車使用の出張で、旅行命令書に車番未記載</p> <p>(5) 【19年度中部十県一市児童自立支援施設長会議】 (国児学園) ・復命書の記載不十分</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3)(4) 指摘事項については、運営会議や職員異動者研修などを通じ、適切な事務処理の周知徹底を図りました。また概算払いや公共交通機関と自家用車を併用した場合などの特殊な旅行については、旅行命令書の時点において確認することとしました。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(5) 県外等の出張の復命については、概要や内容を詳細に報告するよう職員に周知徹底しました。 (国児学園)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3)(4) 旅行命令、旅費事務について、職員の意識の向上と適正化が図られました。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(5) 復命書の内容が詳細に記載され、適切に処理されています。 (国児学園)</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(3)(4) 今後とも、旅費システムや旅費規程の適正な執行に努めます。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(5) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。 (国児学園)</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等	
財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公有財産、物品の管理状況	
(1) 【三重県社会福祉会館貸付契約】	(経営企画分野)
・公有財産規則等に定める手続き未実施	
(2) 廃棄物品の登録抹消未済	(保健・医療分野)
(3) 【(財)三重県角膜・腎臓バンク協会出資金】	(保健・医療分野)
・出資金の残高や管理状況を確認できる書類なし	
(4) 廃棄物品の登録抹消未済	(福祉政策分野)
(5) 購入備品の検査記録なし	(桑名保健福祉事務所)
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 公有財産規則第 37 条に基づく管財室長への普通財産貸付報告を適切に行うこととしました。	(経営企画分野)
(2) 平成 20 年 7 月 15 日付けで財務端末システムの台帳登録を抹消しました。	(保健・医療分野)
(3) (財)三重県角膜・腎臓バンク協会に管理状況を確認できる資料の提出を依頼しました。	(保健・医療分野)
(4) 台帳上登録抹消処理を行いました。(福祉政策分野)	
(5) 指摘事項の改善を行うとともに、すべての購入物品について、チェック、確認を行いました。	(桑名保健福祉事務所)
2 取組の成果	
(1) 次年度における普通財産貸付報告についても実施することとしました。	(経営企画分野)
(2) 三重県会計規則に基づき適正な物品の管理に努めました。	(保健・医療分野)
(3) (財)三重県角膜・腎臓バンク協会の基本財産出捐金 11,000 千円が基本財産として管理されていることを確認しました。	(保健・医療分野)
(4) 財産管理の事務処理について、職員の意識向上と適正化が図られた。	(福祉政策分野)
(5) 三重県会計規則に基づき適切な物品の管理に努めました。	(桑名保健福祉事務所)
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u>	
(1) 平成 21 年度については、契約締結後、速やかに管財室長へ普通財産貸付報告を行うこととします。	(経営企画分野)
(2) 引き続き、適切な物品管理に努めます。	(保健・医療分野)
(3) 出資金の残高や管理状況を確認していきます。	(保健・医療分野)
(4) 引き続き、このような事例を再度発生させぬよう、適切な財産管理に努めます。	(福祉政策分野)
(5) 今後も三重県会計規則に基づき適正な財産の管理に努めます。	(桑名保健福祉事務所)

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等</p> <p>財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 公用車の損傷（原因者不明、修理せず。） （鈴鹿保健福祉事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>所内での聞き取り調査の結果、原因者不明であったため、鈴鹿警察署へ交通事故届を提出しました。その後、所内会議等機会ある毎に、交通事故防止について注意喚起を行いました。</p> <p>鈴鹿県民センター主催の鈴鹿庁舎交通安全講習会、交通事故防止所内研修に参加し、交通マナーの徹底及び交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>交通事故防止所内研修 平成 20 年 8 月 5 日、8 日 全員参加</p> <p>鈴鹿庁舎交通安全講習会 平成 20 年 10 月 15 日 9 名参加</p> <p>公用車 6 台は各課で管理し、公用車使用職員は使用前・使用後にボディ損傷のチェックを行い、点検表にその時刻とともに記録する。少しでも異常があれば、すぐに各担当課長及び企画福祉課長へ報告するようにする、副安全運転管理者（不在の時は企画福祉課職員）が毎日 17:15 以降に専用車 6 台全てをチェックし記録に残すなど、所属として一層の交通安全及び財産管理意識の高揚を図りました。</p> <p>「無事故・無違反チャレンジ 1 2 3」の取組に参加し、「無事故無違反の証」を得ました。 （1 チーム 5 名）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>取り組み実施以降、公用車の損傷は発生していません。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き 20 年度の取組を実施していくとともに、今後も機会ある毎に注意喚起を行い、また講習会等に積極的に参加するなど、職員の交通安全意識及び財産管理意識の高揚を図っていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 手当の認定</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特急料金にかかる通勤手当について手続き未済 (経営企画分野)</p> <p>(2) 特殊勤務手当実績簿の記載不十分 (桑名保健福祉事務所)</p> <p>(3) 特殊勤務手当の重複支給 (津保健福祉事務所)</p> <p>(4) 特殊勤務手当の科目誤り (熊野保健福祉事務所)</p> <p>(5) 住居手当の確認書類漏れ (こころの健康センター)</p> <p>(6) 住居手当の過払い (草の実りハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 通勤手当にかかる手続き未済については、指摘後即座に関係部局と協議を実施しました。(経営企画分野)</p> <p>(2) 当該職員に内容について具体的に記載するよう指導するとともに、所内職員に徹底しました。(桑名保健福祉事務所)</p> <p>(3) 重複支給については即座に戻入処理を行ないました。また、課長会議等を通じチェック機能の強化を図るとともに関係職員に注意喚起するなど再発防止に努めました。(津保健福祉事務所)</p> <p>(4) 実績把握から報告までが短期間であることがミスにつながったと考えられることから、早期の実績把握及び決裁をすることで十分なチェックができるようにしました。(熊野保健福祉事務所)</p> <p>(5) 指摘のあった事項を改めるとともに 20 年度は適正な事後確認を行ないました。(こころの健康センター)</p> <p>(6) 過払いについては、即座に戻入処理を行ないました。また、他のケースについても認定状況を確認しました。手当支給にかかる変更等の届に際しても添付書類の確認を行い、適切な支給額であることを確認しました。(草の実りハビリテーションセンター)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(6)</p> <p>手当の認定、支給、確認について、細心の注意を図ることでミスを未然に防ぐよう努めています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)～(6)</p> <p>各種手当の支給、確認等の事務処理については、引き続き関係規程に即して適切に行なうように努めるとともに、室長会議、地域機関長会議を通じて徹底を図ります。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(経営企画分野、津保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所、知的障害者更生相談所、こころの健康センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【健康福祉部全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議などを通じて、機会のある度に交通安全についての注意喚起を行いました。 ・ 負担割合が生じる交通事故が発生した所属においては、所属職員との対話を通じて交通事故再発防止に向けた対応策を検討することにより、安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図りました。 ・ 3 か月毎に部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を発行するとともに、月3件以上の交通事故が発生した場合には、「交通事故緊急情報」を通知し、一層の安全運転への意識啓発を図りました。 ・ 健康福祉部関係職員を対象として安全運転講習会をのべ6回実施(133名参加)し、安全運転意識の向上に努めました。 ・ 各所属からの事故報告が適性に行われるよう、手続きについての指導やヒアリングを行いました。 <p>【津保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長会議やメール等を通じ、継続して職員へ安全運転、法令順守の注意を喚起しました。 ・ 健康福祉部や津県民センター等が主催する交通安全の各種講習会に、多くの職員を参加させました。 <p>【伊賀保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長より、全職員に対し安全運転を十分心がけるよう働きかけました。 ・ 交通事故防止及び交通安全意識の高揚を図るため、伊賀庁舎職員交通安全研修会等に積極的に参加しました。 ・ 所属職員全員が「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に参加しました。 <p>【尾鷲保健福祉事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年6月3日に当所職員を対象に交通安全講習を実施しました。 ・ 尾鷲警察署交通課長の交通安全講話及び自動車運転シミュレーターを利用した個人の運転特性の把握と、危険回避運転の訓練に所内全員が参加しました。 ・ 無事故・無違反チャレンジ123への参加取組を強化しました。 ・ 嘱託職員を含め21人中19名参加(参加率90%)し、参加者全員が期間中無事故無違反でした ・ 平成20年7月17日実施された尾鷲庁舎職員交通安全研修に全員参加しました。 ・ 平成21年1月に交通安全標語の募集をしました。 ・ 所内職員から交通安全の標語を募集し(嘱託職員を含め21人中19名参加、投稿数は73首)優秀者を表彰するとともに、優秀作品に選ばれた標語を公用車のダッシュボードに貼り付け交通安全意識の高揚を図りました。 <p>【知的障害者更生相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機会あるごとに、「出張する際には時間に余裕を持つこと」、「不案内な場所へ出張する場合は事前に地図で経路を確認すること」など、事故防止のための注意喚起を図りました。 ・ また、交通事故防止・交通安全意識の高揚を図るため、事務所独自の研修会を開催しました。 <p>【こころの健康センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内会議(原則として毎週水曜日に全員参加で実施。)の場において、所属長より、定期的に職員に対し交通安全に関する注意喚起を行いました。

2 取組の成果

【健康福祉部全体】

- ・ 各種手法を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。
- ・ 公用車での事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む）
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月 9 件（負担割合有、自損）
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月 16 件（ " " ）

【各所属の状況】

- ・ 平成 19 年度に公用車による事故（過失有、自損）が発生した所属のうち、津保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所については平成 20 年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

【健康福祉部全体】

- ・ 室長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起、「交通安全レポート」による全職員への周知、及び安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成 20 年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

- ・ 平成 20 年度の公用車による事故（過失割合有、自損）の発生状況は、健康福祉企画室、桑名保健福祉事務所（2 回）、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所（3 回）、伊賀保健福祉事務所（3 回）、熊野保健福祉事務所、児童相談センター（各児童相談所含む、5 回）の計 16 回と、平成 19 年度の 9 回を上回っています。また、そのうち、津保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所については、2 年連続して事故が発生しています。

この状況を真摯に受け止め、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故再発防止に取り組めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 危機管理（リスク評価）に関すること 【県が設置許可した病院等が不適切な運営を行うことによる事故の発生】 診療所への立入検査について、立入検査実施要綱に定める基準を達成していないため、その対策を検討・実施しているが、リスク評価シートに課題として記載していない。 伊賀保健福祉事務所管内の診療所において、院内感染による死亡者が発生しており、内容を見直されたい。 <p style="text-align: right;">（保健・医療分野）</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 (6) リスク評価シートに課題を記載するとともに、評価シートの記載内容を見直しました。 2 取組の成果 (6) リスク評価シートに課題として、「診療所に対する立入検査実績は、立入検査実施要綱に定める基準を達成できていない。」と記載しました。その課題に対応するため、平成 20 年 9 月から県内 3 保健所（桑名・津・伊勢）に非常勤の嘱託員 7 名を配置し立入検査を実施した結果、平成 20 年度は実施要綱の基準を達成しました。 また、立入検査の効率的・効果的な実施をはかるため、ベンチマーキングを実施しているところです。 <u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> (6) 立入検査に係るベンチマーキングの結果を踏まえ、より効率的・効果的な立入検査について検討を進めます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (福祉政策分野)</p> <p>(1) 【心身障害者扶養共済事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金滞納による制度脱退について、事務取扱要領の規定が不適切 <p>(2) 【認知症サポート医養成研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者に対する報償費について、あり方の検討が必要
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 条例、規則で定められた内容と齟齬を来さぬよう、事務取扱要領の規定を改正しました。</p> <p>(2) 「役務の提供、施設の利用等に対する謝礼又は買い上げる性質を有するものの対価」という報償費の性質や本事業の趣旨・目的に鑑み、研修受講者に対する報償費の支出の可否について検討しました。また、検討に当たり、本事業における報償費の支出の有無について、他県の状況を調査しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 条例、規則を適正に運用することについて、職員の意識向上が図れました。</p> <p>(2) 平成 20 年度については、受講生に報償費を支出することで調整済であったため従前にならい報償費を支出しましたが、他県において報償費を支出している例が多く見られないことや、事業の趣旨・目的及び報償費の性質から、平成 21 年度からは受講者に対して報償費を支出しないこととしました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>(1) 条例、規則の規定を遵守し、制度の加入者間又は加入者非加入者間の公平性が確保されるよう運営を行って行きます。</p> <p>(2) 今後は事業の趣旨・目的及び支出科目の性質に留意し、適切な執行に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(7) その他	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(3) 専用口座に入金された未収金（児童扶養手当返還金）の処理遅延	（こども局）
(4) 収納額を適切に債権に充当しなかったため、時効が完成	（桑名保健福祉事務所）
（旧四日市保健福祉事務所分）	
(5) 時効が完成した債権を収納し、歳入戻出処理により返金	（桑名保健福祉事務所）
（旧四日市保健福祉事務所分）	
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(3) 専用口座に入金された児童扶養手当返還金の処理について、返還金は原則納入通知書扱いとすることとしました。また口座入金の場合は、事前に振込予定日を申し出てもらうこととし、入金確認を随時行うことにしました。	（こども局）
(4) 指摘を受けた事例をよく検討し、滞納整理台帳などをもとに、収納する場合は当初調定日の確認をし、時効が完成する債権が発生しないようにチェック体制を整えました。	（桑名保健福祉事務所）
(5) 調定一覧表により最新収納日を確認することにより不適正な事務処理が発生しないよう取り組みました。なお他に同事例がないか確認した結果、不適正な事務処理はありませんでした。	（桑名保健福祉事務所）
2 取組の成果	
(3) 適正な運用が図れました。	（こども局）
(4)(5) 指摘されたような事例は発生していません。	（桑名保健福祉事務所）
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u>	
(3) 引き続き、適正な運用管理に努めます。	（こども局）
(4)(5) 定期的に滞納整理台帳などにより未収金の状況把握を行い、また所内で検討会を開催するなど未収金の適正な債権管理に努めます。	（桑名保健福祉事務所）

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(7) その他	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(6) 生活保護費の計算誤りや振込先誤り	(松阪保健福祉事務所)
(7) 生活保護費の支給について、水道料金を代理納付	(熊野保健福祉事務所)
(8) 前渡資金精算書に証拠書類未添付	(熊野保健福祉事務所)
(9) 前渡資金支払決議書の支払決議、検収、前渡資金受払簿登記を月末に一括処理	(熊野保健福祉事務所)
講じた措置	
<u>平成20年度</u>	
1 実施した取組内容	
(6) 会計書類の重点的チェック項目の再確認を図るとともに、担当課において一層の精査を行うよう注意喚起を行いました。	(松阪保健福祉事務所)
(7) 保護費からの水道料金の引き去りを取り止め、口座引き落としや徴収員が直接訪問のうえ徴収する方法で支払うよう、町福祉担当課を通じて水道担当課に変更手続きを依頼しました。	(熊野保健福祉事務所)
(8) 前渡資金精算書へ必要な証拠書類の添付が漏れていないか、決裁時に確認を行い、更に、出納局の検査を毎月受検することで、処理後の確認を徹底しました。	(熊野保健福祉事務所)
(9) 資金前渡の事務手続きについて、三重県会計規則運用方針との整合を図りました。	(熊野保健福祉事務所)
2 取組の成果	
(6) 会計事務について職員の意識向上と適正化が図れました。	(松阪保健福祉事務所)
(7) 水道料金の保護費からの引き去りがなくなりました。	(熊野保健福祉事務所)
(8) 証拠書類の添付漏れがなくなりました。	(熊野保健福祉事務所)
(9) 適正な資金前渡の精算ができました。	(熊野保健福祉事務所)
<u>平成21年度以降(取組予定等)</u>	
(6) 引き続き、会計事務のチェック体制の強化に努めます。	(松阪保健福祉事務所)
(7) 今後も水道料金については町水道担当課と生活保護受給者が話し合って支払方法を決定のうえ、受給者が直接町に支払うようにします。	(熊野保健福祉事務所)
(8) 引き続き、三重県会計規則に基づき確認の徹底を図ります。	(熊野保健福祉事務所)
(9) 引き続き、三重県会計規則に基づき適正な資金前渡の手続きを行っていきます。	(熊野保健福祉事務所)

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(7) その他	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(10) 日当で賄うべき経費を交通費として支給	(知的障害者更生相談所)
(11) 消耗品費の支払先誤り	(保健環境研究所)
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(10) 過払い分については、速やかに戻入手続きを行いました。	(知的障害者更生相談所)
(11) 支出審査確認システムにて支払登録した支払を再度確認したところ、支払先誤りに気づいたが支出取消が出来ないことから取扱金融機関より戻入し、再度支出した案件がありました。 支出担当者とは別の経理担当職員を新たに審査取扱員とし、支出担当者 決裁権者 審査取扱員の流れで審査を実施し、出納員による支払確定入力時にチェックする体制として、複数回のチェックが行われていましたが、支払先誤りが生じたことから、総括出納員以外の経理担当職員も出納員申請を行い、支出審査確認システムにおいても、支払確定入力を複数で確認したうえで、支払確定登録の事務処理を行うこととしました。また支払書類の作成にあたっては、請求書と突合しながら、細心の注意を払って確認を行うことを職員に周知徹底するなど再発防止に努めました。	(保健環境研究所)
2 取組の成果	
(10) 旅費規程に基づき適正に執行が図れました。	(知的障害者更生相談所)
(11) 債権者誤りによる歳出戻入事案は発生していません。	(保健環境研究所)
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u>	
(10) 今後も、適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。	(知的障害者更生相談所)
(11) 今後は、経理事務に係る研修を活用し、支出時の経理担当職員によるチェック機能を高め、適切な会計事務を徹底していきます。	(保健環境研究所)

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (あすなろ学園)</p> <p>(12) 手数料等の納付前に診断書を交付</p> <p>(13) 扶助費の前渡資金精算書に領収書未添付</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(12) 不適切な事案については、診断書を郵送で求められたケースであったため、手数料の前納により事務処理することと改善しました。</p> <p>(13) 入院児の教育費の支払について、実績表だけで領収書が未添付であったが、領収書を添付することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(12) 未収金の発生防止に努めることができました。</p> <p>(13) 適切な支払事務を実施しました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(12)(13) 今後も未収金の発生防止に努め、適切な支払事務に努めます。</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (企業の法令違反等への県の対応) (1) 四日市市内の一企業で、廃棄物処理法、大気汚染防止法などの法令違反等があり、県は立入検査を行い改善に向け指導している。 当該企業に対して、今回の法令違反等に係る改善策を確実に履行するよう強く指導するとともに、他の事業者についても法令違反が生じないように監視指導をされたい。 (循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 【当該企業への指導、他の事業者への監視指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該企業の工場内の産業廃棄物の不適正処分については、調査及び是正措置について廃棄物処理法に基づき厳格に指導を行いました。 ・ 産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について、各地域機関へ文書で通知し、他の事業者についても監視の強化を図りました。 (循環型社会構築分野) ・ 当該企業への立入検査を6～7月に集中的に実施し、その後も定期的な立入検査で改善状況を確認しました。 ・ コンプライアンスの確立に向け機構改革等の改善を指導し、改善計画、経過の報告を求めました。 ・ 地域機関の室長会議で、本事例を踏まえ立入検査のあり方について協議し、監視指導の強化を図りました。 ・ 立入検査等研修の必要性を再認識し、担当職員の研修を実施しました。 (地球環境・生活環境分野) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該企業は、工場内の産業廃棄物の不適正処分の状況について調査を行うとともに、是正措置を進めています。 (循環型社会構築分野) ・ 立入検査の結果に基づき、違反の施設の届出状況について公表し、また、法に基づく報告徴収をするなど、指導を行いました。 ・ 県の指導を受け、当該企業では6～7月に設備総点検を、8月には機構改革を実施し、従業員への研修やチェック機能の強化を図りました。県では報告の徴収や立入調査により、改善の確実な履行を確認しました。 ・ 立入検査等の研修を増やし、また、本事例を踏まえた内容の研修を実施しました。 (地球環境・生活環境分野) <p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査を継続し、産業廃棄物の不適正処分に関して、改善策の確実な実施を指導していきます。 (循環型社会構築分野) ・ 当該企業の再発防止策が確実に実施されるよう、コンプライアンスの確立に向けた改善の報告を求め、立入検査を継続して法令遵守の徹底を指導していきます。 ・ 事業者の環境法令遵守の中核となる公害防止管理者を対象とした研修を実施します。 ・ 県職員への立入検査等研修を継続して実施し、より実効性のある立入検査を行います。 (地球環境・生活環境分野)

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (小山最終処分場に係る改善)</p> <p>(2) 財団法人三重県環境保全事業団が管理する小山最終処分場において、埋立量が軽微変更の範囲を超過していた。同事業団に対し再発防止策を確実に履行するよう強く指導するとともに、県においてもチェック機能を高められたい。</p> <p>また、空間放射線率の自主管理基準を超過したアイアンクレーが四日市市内の一企業から同処分場に搬入されたことが判明したので、県民の安全性を確保する観点から適切に対応されたい。</p> <p>(循環型社会構築分野、地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【小山処分場の埋立容量超過に関する再発防止及び県のチェック機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人三重県環境保全事業団に指示した再発防止策について、実施状況の報告を求めました。また、立入検査を実施し、管理体制の強化や職員の資質向上、内部監査の強化、廃棄物埋立管理の強化等の講じた具体的な措置について確認しました。 ・ 産業廃棄物の排出事業者、処理業者の立入検査におけるチェック機能を強化するための方策について、部内の関係系・地域機関が連携し、取りまとめました。(循環型社会構築分野) <p>【空間放射線量率の自主管理基準値を超過したアイアンクレーへの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出事業所への立入調査を強化し、搬出前の廃棄物の空間放射線量率を定期的に監視するとともに、再発防止に向けた工程管理の見直しを行わせるなど効果の検証方法を指導しました。 ・ 現状の生活環境への安全性の確認のため、処分場での空間放射線量率測定を実施しました。また、事業者が将来の処理場跡地利用時における安全性の立証に向けた調査を実施するよう指導しました。(地球環境・生活環境分野) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業団は、管理体制の強化のための人員配置や職員の資質向上のための研修を実施するとともに、廃棄物の受入をしている三田処分場では、廃棄物の残存容量を常に掲示して的確な工程管理を行っており、計画に基づく再発防止対策が講じられました。 ・ 事業団も含め県内の立入検査については、対象業種、事業者に応じた年間計画を策定すること、並びに指示の内容や事業者の改善期限等を明確にするため、現地で指示書を交付することなど、チェック機能の強化を図りました。(循環型社会構築分野) ・ 搬出事業所での搬出前の廃棄物の空間放射線量率を定期的に監視するとともに、搬出事業者に対し、再発防止に向け工程管理の見直しを行わせ、結果の検証を指導しました。 ・ 現状の生活環境への安全性の確認のため、処分場での空間放射線量率測定を実施し、その結果を6月に公表しました。また、事業者が行う将来の安全性の立証に向けた調査では、計画の確認や測定に立会うなど、確実に実施されるよう監視しています。(地球環境・生活環境分野)
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物関連法令の遵守について、引き続き指導を行います。 ・ 今後も県内事業者の適正処理を確保するため、計画的・効率的な立入検査を行うとともに、現地での指示書の交付等により、チェック機能を強化します。(循環型社会構築分野) ・ 搬出事業者への立入調査を継続し、再発防止に向けた取組を検証していきます。 ・ 将来の利用を含めた安全性について、検証していきます。(地球環境・生活環境分野)

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (松阪木材コンビナートへの支援) (3) 松阪木材コンビナートについて、造成及び施設整備に対し12億97百万円の県費補助をし、各事業体が事業を開始してから7年が経過している。しかし、平成19年度の各事業体の目標達成率は35.7～83.9%にとどまっているほか、未売地が7区画残っている。 施設の設置目的を踏まえつつ、補助金の有効性の観点から、抜本的な経営改善に向けた指導・支援に努められたい。 (森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成20年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウッドピア松阪企業誘致委員会が取り組む企業誘致活動の支援に努めたほか、幅広い企業誘致が可能となるよう、土地利用計画の見直しを検討し関係機関との協議を進めました。 ・ 平成18年度に実施した「木材コンビナート再生事業」により示された改善プランを実行するため、各事業体の取組結果の聞きとり調査を5月と2月に実施するとともに、中小企業診断士を招いて3ヶ月毎に開催される経営調整会議に出席し、必要な指導・助言を行いました。 ・ 連携による販売力の強化については、各事業体からの参加を得て、木材コンビナートとしての連携の強みを発揮させるための検討委員会を発足させ、販売先別の提案書やセールスマン向けの木材に関するQ&Aを作成し、ハウスメーカー・工務店等への個別訪問を開始しました。 ・ 「三重の木」認証材の関東戦略については、古河林業(株)と締結した協定書に基づき、松阪木材コンビナートからの「三重の木」認証材の出荷に取り組むとともに、紀北地域との連携による販路拡大の話し合いをスタートさせました。 ・ 集材材工場の新たな引受先となった三重中央木材加工(協)に対しては、本稼働に向けての指導・助言を行うとともに、ウッドピア流通検査(協)にJAS認定を取得するよう強力に指導を行いました。 ・ 木材コンビナートの運営の足かせとなっているアリクイ材(あかね材)の需要拡大に努めるために、松阪地区木材(協)が進めるアリクイ材普及活動に対し支援を行いました。 ・ 公共施設の木造化及び木質化を推進するために、県内市町の営繕関係部署及び施設の設計を受注した建築設計事務所に対して「三重の木」認証材の需要拡大PRを行いました。(森林・林業分野) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書を作成し売り込みを開始することで、コンビナート内事業体間の連携が強化されるとともに、新たな取引先からの見積もり依頼や工場見学の依頼を受けるなどの動きが出てきました。 ・ 「三重の木」関東戦略については、平成20年度は古河林業(株)の各営業所へ合計60棟分の木材を出荷することができました。 ・ 三重中央木材加工(協)においては、平成20年10月6日付けでヒノキ集成材(小・中断面)のJAS認定を取得し本稼働を開始しました。11月からは、月産250 を目標として大手取引先への出荷も始まりました。 ・ ウッドピア流通検査(協)においても、10月14日にJAS認証を取得し、グレーディング等の取扱量が増加しています。 ・ 鈴鹿市内での農畜産物直売所の建設にあたり、松阪地区木材(協)が構造材を無償で提供することで、今後10年間は常設的にアリクイ材のPRを行える協定が締結され、北勢地域におけるアリクイ材のPR拠点を設置することができました。 ・ 公共施設の木造化及び木質化のPR活動を継続して行ったことで、大台町の三瀬谷保育園等において、ウッドピア材を使用した内装材等の木質化が推進されました。(森林・林業分野)
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用の見直し結果に基づき未売地への企業進出を図るため、県及び市の企業立地推進部署と連携を密にしなが、引き続いて情報提供等の支援を行います。 ・ 各事業体の経営の安定化、健全化を図るため、木材コンビナート内に設置されている経営改善の各種会議に出席するとともに、個別ヒアリング等を通じて必要な指導・助言をしていきます。 ・ 平成20年度より活動を開始した販売先別の提案書による個別企業訪問により、コンビナート内事業体の連携強化に努めるとともに、販路拡大に繋げられるよう指導・助言をしていきます。 ・ 「三重の木」認証材の関東戦略については、古河林業(株)への邸別出荷棟数の増加に努めるとともに、紀北地域との連携による新たな販路の拡大のため、指導・助言等していきます。(森林・林業分野)

部局名 環境森林部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>雑入(産業廃棄物不適正処理代執行費用)等に関する収入未済額が1,309,939,177円(対前年度比103.9%)あり、前年度と比べて49,697,188円増加している。今後も引き続き財産把握調査と求償を行い、収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。(循環型社会構築分野、森林・林業分野)</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>雑入(前払金返還利息)の収入未済額が1,047,886円(対前年度比519.6%)あり、前年度と比べて846,213円増加しているので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。(伊勢農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の場合によるものとされています。</p> <p>この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、これまでの調査で判明した預金口座の入出金状況調査を実施するなど、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。(循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 林業改善資金については、5名の債務者(連帯保証人含む)と面談し、事業や財務状況を聞き取るとともに、返済について督促を行いました。また、債務者の1名に対しては、提出された返済計画の確実な履行を求めるとともに、4名に対しては返済計画の提出を指導しました。(森林・林業分野)</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 督促状の送付及び、電話連絡によって滞納金の納付を求めました。(伊勢農林水産商工環境事務所) ・ 現在、休眠状態となっている建設業者(平成19年度契約業者)への督促及び所在不明業者(平成17年度契約業者)については各方面に情報収集を行い、所在調査を継続して行いました。(熊野農林商工環境事務所) <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 亀山市楠平尾事案については、原因者に180,000円を、また、四日市市内山事案については、原因者に10,000円を納付(分納)させました。</p> <p>さらに、鈴鹿市稲生事案については、原因者の不動産(現場事務所の土地、建物)及び電話加入権の差押えを行いました。(循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 貸付金については、平成20年12月までに2名の債務者から償還金の一部(180,000円)の償還金がありました。(森林・林業分野)</p> <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き督促を行い滞納金の納付を求めます。(伊勢農林水産商工環境事務所) ・ 引き続き督促・情報収集を行い、所在不明業者については所在の有無を確認したうえで督促等の対応を行います。(熊野農林商工環境事務所)
平成21年度以降(取組予定等)
<p>ア 本庁分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めます。(循環型社会構築分野) ・ 林業改善貸付資金については、引き続き債務者の財産状況の把握・支払督促に努めます。(森林・林業分野) <p>イ 地域機関分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き督促状の送付、電話連絡、会社訪問等により、収納されるよう努めます。(伊勢農林水産商工環境事務所) ・ 工事の発注に際し、指名業者の経営状況の把握に努め、請負契約等の相手方との連絡を密にするとともに、建設事務所等管内の他の発注機関との情報交換を行い、発生防止に努めます。(熊野農林商工環境事務所)

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 （経営企画分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所）</p> <p>ア 業務委託（ は特命随意契約）</p> <p>(1) 【オフサイトミーティングを活用したコーディネート力向上研修委託】 ・契約書が作成されておらず、その理由が未記載 ・支払日が請求書の日付から1ヶ月以上経過</p> <p>(2) 【三重県地球温暖化防止活動推進センター活動拠点づくり事業委託】 ・契約締結についての伺い（起案）なし ・支出負担行為日が契約日と異なっている</p> <p>(3) 【平成19年度河南省産業公害防止技術研修業務委託】 個人情報の適正管理に関する条項なし</p> <p>(4) 【平成19年度M - E M S 商工会議所普及モデル事業】 ・契約変更の時期が不適切 ・実績報告書の添付書類が一部未添付 ・随意契約理由が不十分</p> <p>(5) 【「三重の木」住宅建築推進事業】 委託業務完成報告書が、完成期限より1日遅れている。</p> <p>(6) 【森林国営保険事務処理作業委託】 ・個人情報の適正管理に関する条項なし ・契約書に額の確定通知をすることが記載されているが未通知</p> <p>(7) 【平成19年度保安林標識設置業務委託】 随意契約理由が不十分</p> <p>(8) 【三重県民の森維持管理業務（県単）植物管理業務委託】 当初設計の精査不足</p> <p>(9) 【平成19年度現場技術業務委託】 随意契約理由が不十分</p> <p>(10) 【平成19年度現場技術現場委託第1号】 随意契約理由が不十分</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 部内の企画会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や具体的な会計事務・契約事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。 （経営企画分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所） <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 （経営企画分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所）
<p><u>平成21年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成21年度以降も、引き続き職員の会計規則等の法令遵守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェックが的確に行われるよう、部内会議での周知や各種研修会への参加奨励などあらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。 （経営企画分野、地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林（水産）商工環境事務所）</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1)【野又越線 紀伊長島第2工区開設工事】 総合評価方式技術提案履行確認協議書の承認日が、契約締結後14 日以内となっていない。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 所内会議等の機会において、職員に対し「三重県総合評価方式試行要領」等の要綱・要領を再度確認し、事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果 要綱・要領等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 21 年度以降も、引き続き契約事務担当者、工事担当者及び決裁権者などの所属内職員におけるチェックが的確に行われるよう、所内会議での情報共有や関連業務の研修会への参加奨励など、あらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(松阪農林水産商工環境事務所)</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1)【自然災害防止事業 第松 1号工事】 入札情報サービスに掲載している入札公告の日付に誤りあり</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札情報サービスに入札公告を掲載する際に生じたことであるため、入札公告掲載時には主担当と副担当における二重チェック体制としました。 ・ 会計規則等にかかる各種研修会に参加しました。 <p style="text-align: right;">(松阪農林水産商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会計規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、決裁権者や複数の職員のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。その結果、平成 20 年度において誤りは発生していません。</p> <p style="text-align: right;">(松阪農林水産商工環境事務所)</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 21 年度以降も、現在のチェック体制を徹底し、引き続き職員の会計規則等の法令順守意識の更なる向上及び契約事務担当者、工事担当者及び決裁権者などの所属内職員におけるチェックが的確に行われるよう、所内会議での情報共有や各種研修会への参加奨励など、あらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。</p> <p style="text-align: right;">(松阪農林水産商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>工 県単補助金</p> <p>(1) 【「三重の木」家づくり情報提供支援事業補助金】 概算払精算書について債権者欄の記載に誤りあり</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先及び補助先の担当者等を交えた事務改善の検討を行い、問題点の把握及びより緊密な連携の実施と定期的な状況確認を行いました。 ・ 事業担当者と経理担当者の連携を密にするとともに、事務決裁におけるチェックをより徹底して実施しました。 <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 連携の緊密化及びチェックの徹底等の改善対策を着実に実施できました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、適切な事務の執行に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【JICA 草の根技術協力事業「地域資源を活用した協働による環境事業」】 職員旅費を資金前渡で支出</p> <p>(2) 【浄化槽の設置促進に関するベンチマーキング】 旅行命令の用務先の記載不十分</p> <p>(3) 【第58 回全国植樹祭】 ・復命書の内容不十分 ・宿泊料が定額を超えているが所属長の特別承認を受けていない(1 名)</p> <p>(4) 【第36 回全国林業後継者大会及び第58 回全国植樹祭】 宿泊料及び交通費の過払い</p> <p>(5) 【森林整備事業ベンチマーキング】 交通費の過払い</p> <p>(6) 【環境林整備ベンチマーキング】 旅行命令の用務先の記載不十分</p> <p>(7) 【第43 回林道研究発表会】 自家用車の使用が未承認</p>
講じた措置
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の企画会議等において、職員に対し旅費規則等の法令順守や旅費請求事務の具体的な処理方法について周知を図るとともに、再発防止のため職員、経理事務担当者、出納員等によるチェック体制の再確認を行いました。 (地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林(水産)商工環境事務所) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費規則等に基づく適正な事務処理を行うとともに、旅行命令権者(所属長)や経理担当職員等のチェックによる事務手続きの遺漏防止が図られました。 (地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林(水産)商工環境事務所)
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 21 年度以降も、引き続き職員の旅費規則等の法令順守意識の更なる向上及び各執行所属内におけるチェックが的確に行われるよう、部内会議での周知や各種研修会への参加奨励などあらゆる機会を通じて職員に働きかけていきます。 (地球環境・生活環境分野、森林・林業分野、各農林(水産)商工環境事務所)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 過去に整備したトイレなどが公有財産台帳に未記載 (2) 出資金の公有財産台帳への記載誤り (3) 電柱等の目的外使用許可について、使用許可台帳が未整備</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 未整備台帳等の整備を行うとともに、室内の意見交換等の機会において、職員に対して財産管理等を行ううへで、台帳整備は適正化に不可欠なものであることを周知するとともにチェック体制の再確認を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p> <p>2 取組の成果 適正な事務処理に、十分な注意を払うようになりました。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 21 年度以降も引き続き、職員に財産管理等の適正化を図るよう室内会議等を通じて、職員に働きかけていきます。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 未利用地 環境森林部所管の普通財産が5,006.42㎡あるので、処分を含めた活用方を早急に決定されたい。 (森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑づくりを行うNPO等の活動の場を斡旋・提供する目的で、平成11年度末に(財)三重県環境保全事業団から当該土地の無償譲渡を受けましたが、NPO等が求めている年間を通して活用できるフィールドとしては手狭であること等の理由により、当該土地が未利用となっています。 ・ 当該土地を2分する形でほぼ中央部に四日市市の水道施設があること、また県道宮妻峡線に面していることから四日市市としての利活用について四日市市税務理財部管財課と協議の結果、土地利用の計画もないことから土地は必要ない旨の回答があったので、再度現地調査を実施しました。 この結果、県道の法面敷に位置しており地形が急峻であること、また森林環境教育のイベント等として使用する場合、駐車場の確保ができないことが新たに判明しました。このため、総務部管財室と調整を行いました。 (森林・林業分野) <p>2 取組の成果 総務部管財室と協議を行った結果、市街化調整区域でもあり、また土地を処分するための課題も多いことから、検討を進めることとしました。 (森林・林業分野)</p>
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <p>平成20年度に引き続き、検討を進めていきます。 (森林・林業分野)</p>

部局名 環境森林部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 特別会計の処理状況 林業改善資金貸付事業特別会計 県から三重県森林組合連合会又は三重県木材協同組合連合会、さらに地域の森林組合又は木材協同組合を通じ、事業者等へ貸付を行っているが、貸付決定通知等にその旨の記載がない。 (森林・林業分野)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 本年度より、申請者あての文書に、貸付及び償還にかかる事務の一部を森林組合連合会及び森林組合または、木材協同組合連合会及び木材協同組合に委託している旨を記載しました。 (森林・林業分野) 2 取組の成果 申請者は、貸付及び償還についての事務の流れがわかりやすくなりました。 (森林・林業分野)
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 次年度以降についても、同様に記載いたします。 (森林・林業分野)

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (経営企画分野)</p> <p>(1) 扶養手当の過払いあり</p> <p>(2) 住居手当認定の際、不動産業者等から駐車場相当額等の証明を得ていないものあり</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既認定手当について、本庁の全ての職員分について年度内に認定内容等を確認しました。 ・ 手当の新規や変更認定の際には、規則に定められた支給要件に照らし合わせ、支給要件の細部については総務部人材政策室に確認を行うなど、適正な手当認定事務に努めました。 ・ 決裁権者、手当認定担当職員の事務決裁でのチェックの徹底を図りました。 <p>(経営企画分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記認定内容の確認の結果、各種手当は適正に認定されていることを確認しました。</p> <p>(経営企画分野)</p>
<p>平成 21 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 21 年度以降も、引き続き本庁全職員の認定手当の確認を行うとともに、手当認定担当職員の手当認定事務のスキルアップや決裁権者等のチェック強化を図るため、各種研修会への参加を奨励します。また、部内会議等の機会を通じて、職員への手当支給要件・事務処理手続きの周知徹底を図っていきます。</p> <p>(経営企画分野)</p>

部局名 環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 自損事故（損害額 7,088 円）</p> <p style="text-align: right;">（林業研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に反省を求め、始末書を提出させるとともに、運転にあたっては、細心の注意を払うとともに常にゆとりを持つよう口頭で指示しました。 ・ 毎月初旬に開催する全職員の会議において、交通安全について周知徹底を図っています。 ・ 全国交通安全運動、交通安全県民運動の始まりにあたっては、その基本目標や重点目標を中心に周知を図り、安全意識の高揚を図っています。 ・ 職員を対象とした省エネ研修・エコドライブ研修に全職員が参加しました。 <p style="text-align: right;">（林業研究所）</p> <p>2 取組の成果 上記の取組みにより、以後、交通事故については発生していません。</p> <p style="text-align: right;">（林業研究所）</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚には、継続して地道に取り組むことが肝要であり、引き続き対策に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">（林業研究所）</p>

部局名 環境森林部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(8) その他	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 報償費の歳出戻入あり(2件)	(経営企画分野)
(2) 誤払いあり(2件)	(林業研究所)
講じた措置	
<u>平成20年度</u>	
1 実施した取組内容	
・ 経理担当者、出納員の事務決裁でのチェックの徹底を図りました。	
・ 会計支援室主催の経理担当者、出納員対象の研修会等に参加し、それぞれのチェック能力の向上を図りました。	(経営企画分野) (林業研究所)
2 取組の成果	
上記の取り組みにより、以後、不適切な事案はありません。	(経営企画分野) (林業研究所)
<u>平成21年度以降(取組予定等)</u>	
引き続き、経理担当者、出納員のそれぞれのチェック機能を高め、適切な事務を徹底していきます。	(経営企画分野) (林業研究所)

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)</p> <p>(1) 鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、開設当初から入居していた旧科学技術振興センター総合研究企画部が平成20年度の組織改編により廃止された。 現在、民間企業や行政機関は入居しておらず、貸館部分の利用に供されているのみで、その利用率も低い状況が続いているので、センターの今後の活用策を早急に検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年度は、以下のとおり鈴鹿山麓研究学園都市センター利用促進の取組に注力しました。リーフレットの見直しを行い、コンパクトで見やすく、わかりやすいものに刷新を行いました。(2千部作成)</p> <p>北勢地区を中心に企業約250社、各商工会議所7箇所、大学等3校を訪問し、精力的に宣伝を行いました。</p> <p>産業クラスターセミナーや環境経営セミナーなど6回のセミナーにおいて、企業延べ145社に積極的な利用を呼びかけました。</p> <p>「リーディング産業展みえ2008」において、PRブースを設けるとともに、来場者に対してリーフレットを配布し、積極的な利用をお願いしました。</p> <p>津市及び北勢地区の市町の商工関係課13箇所、商工会議所等6箇所、県庁内5室、県東京事務所利用促進につながるようリーフレットを配置し、PRを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>利用件数が昨年度より約62%増加しており、また、問合せ件数や来年度の予約状況も好転してきていることから、平成20年度のPR活動が鈴鹿山麓研究学園都市センターの利用促進につながってきているものと捉えています。</p> <p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、利用促進に向けたPR活動を積極的に実施します。</p> <p>また、当センターの今後の活用については、三重ハイテクプラネット21構想の廃止や産業クラスター形成の推進など地域環境の変化を踏まえ、従来の利用目的に囚われず、幅広く検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>検討にあたっては、科学技術振興や施設の一体的活用等の観点から、高度部材イノベーションセンター(AMIC)や(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)と連携し、平成21年度にICETTの新たな事業展開に係る可能性調査(国際環境協力ふるさと雇用再生事業)が実施される予定であることから、この調査も踏まえ、政策部や環境森林部など関係部と協議のうえ、進めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (県民しあわせプランの数値目標「食料自給率(カロリーベース)」の見直し等と情報提供)</p> <p>(2) 前年度監査において、目標指数が施策の成果を的確に表していない点を意見したところであるが、十分な取組が行われていないので、主要品目別の指標や県の農業政策の展開方向を表す指標を定めるなど、取組成果を県民に分りやすく情報提供するよう努められたい。</p> <p>(農産振興分野)</p>
講じた措置
<p><u>平成20年度</u></p> <p>実施した取組内容と成果</p> <p>農業生産を取り巻く情勢は非常に厳しく、農業構造や農業生産のトレンドから10年後の三重県農業をシミュレーションすると、農業就業者の大幅な減少、耕地利用率の低下、農業産出額の減少等が予測され、農村活力の低下が懸念される状況にあります。</p> <p>このため、今後10年間の取組が重要と考え、三重県農業を維持発展させていくために、農業構造対策、農業生産対策、農業活性化対策について、課題を踏まえた対応方向の検討を行い、「10年後の目指すべき姿」や「今後10年間の施策展開の具体的な方向」等について検討を行っています。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>関係機関との調整を踏まえ、今後10年間の施策展開の具体的な方向や施策指標等について、引き続き検討を行うとともに、取組成果については、県民に分りやすい形で情報提供していきます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (漁業協同組合の経営基盤の強化・合併促進)</p> <p>(3) 漁業協同組合の経営基盤の強化のため、県内の漁業を3つに再編するように漁協合併を進めているが平成19年度末での達成はできなかった。20年度に入り鳥羽以南の漁協で「外湾地区漁協合併推進協議会」が設立されたので、三重県漁連等との連携を図りながら合併の支援等に一層取組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>漁協合併については、漁業協同組合合併促進法に基づき取り組んでおり、漁連等の漁協系統組織は、平成14年の「三重県漁協大会」において、県内3漁協構想(伊勢湾、鳥羽・志摩、熊野灘)を機関決定し、漁協合併を推進してきましたが、未だに小規模の漁協が多数存在している状況であり、また、県南部の漁協を中心に多額の欠損金を抱えるなど、財務内容は厳しい状況にあります。</p> <p>このため、漁協系統組織は、漁協の経営改善を進めるとともに、組合員の信頼に的確に応えていけるよう県1漁協(平成26年度目標)を目指した組織再編に取り組むこととしました。しかしながら、漁協間の財務格差問題が支障となり、直ちに1漁協にすることは困難なことから、その前段階として、経営不振漁協の経営改善努力を前提に、平成21年度上半期に鳥羽市以南の漁協合併を実現し、欠損金等の処理を進めることとしました。</p> <p>平成20年7月に、外湾地区の漁協合併を進めるため、鳥羽市以南の21漁協が参加し、外湾地区漁協合併推進協議会を設立しました。当協議会は、平成21年7月の設立を目指し、新漁協の組織機構や経営改善への取組みを含めた合併基本計画を策定したうえで、組合員に対する合併参加への合意形成を進めてきました。これと平行して、経営不振漁協において経営改善計画の策定を行ってきました。</p> <p>この間、県は、漁連等の系統組織及び市町と連携し、経営不振漁協の経営改善計画及び合併漁協の基本計画の策定に当たり、指導・助言を行ってまいりました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>経営不振漁協(13漁協)の経営改善計画については、漁協系統組織及び行政機関で組織する『JF経営指導県委員会』において、計画の内容について審査が行われ、最終的に全漁協の計画が委員会の承認を得ました。また、うち12漁協が合併への参加を決めています。</p> <p>合併協議会には、当初、外湾地区(鳥羽市以南)の21漁協が参加しておりましたが、最終的に、17漁協が、合併に参加する予定となっています。また、合併漁協に対する系統団体としての支援に対して、一部の漁協が反対の意向を表明したことにより、当初目標としてきた平成21年7月の合併は、見直す必要が生じてきました。</p>
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <p>今後、合併参加組合は、平成21年内の設立に向けて、系統支援に対する合意形成、国の支援策を受けるための条件である全国委員会での合併計画の承認及び合併参加漁協における合併総会での承認などに向けて取り組むこととしています。</p> <p>したがって、これらの取組みが円滑に行われるよう指導していくとともに、合併漁協の早期自立を支援するために、系統団体からの支援金の利子負担に対する補助、運営資金に対する利子補給及び財務・事業管理システムの構築に対する補助等を行っていくこととしています。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別会計の貸付金にかかる収入未済)</p> <p>(4) 中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、全ての貸付金で収入未済額は前年度より増加しており、全体では3,319,829,734円と多額となっている。</p> <p>このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。</p> <p>また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金は、県に原資を貸付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、債権の分類を行い、債権管理の方針を定めたところであるが、今後はこの方針に則って適切な債権管理を行われたい。</p> <p>(商工・科学技術振興分野、担い手・基盤整備分野、水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容 (金融経営室)</p> <p>延滞先への訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しました。また、高度化資金の返済に関する相談を受け、事業等の改善指導及び条件変更にかかる手続き指導により、延滞の未然防止対策を行いました。</p> <p>訪問・来庁相談回数 高度化：321回、設近：104回(債権管理回収専門業者分を含む)</p> <p>高度な法的判断の必要な案件について、高度化資金において弁護士に回収業務等を2件委託しており、そのうち1件では法的措置(強制競売開始)を実施しました。</p> <p>設備近代化資金の債権管理、未収金回収を民間の債権管理回収専門業者に委託しました(平成18年度から継続中)。</p> <p>高度化資金貸付時における債務者等の保証能力審査の実施について、貸付対象物件への抵当権設定だけでなく、追加担保が必要と認められる場合には債務者及び連帯保証人に固定資産評価証明書を提出させ、担保提供を要求しています。</p> <p>高度化資金の債権管理について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協議しながら不良債権の再生支援先と回収処理先への分類を行い、債権管理方針に則った債権管理を進めており、中小機構の債権管理アドバイザー制度を4件利用しました。</p> <p>(担い手室)</p> <p>未収金については、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。償還が困難な者とは償還方法の相談を行い、極力次回償還日までに納入できるよう分納等にも応じました。</p> <p>また、代位弁済による回収が可能な者については、三重県農業信用基金協会から代位弁済を受け、回収しました。</p> <p>(水産経営室)</p> <p>書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。</p> <p>現年度に発生した延滞先に対して、早期に督促を行うことで長期延滞債権化の防止に努めました。</p> <p>過年度に発生し、長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し、面談等による督促を行うとともに、必要に応じて財産調査を行い、債務者の経営状況の把握に努めました。</p> <p>2 取組の成果 (金融経営室)</p> <p>平成20年度の未収金回収額については、平成21年3月末現在、高度化資金：29件、52,372,561円、設備近代化資金：28件、12,743,850円でした。</p> <p>原材料等高騰、世界的な経済危機の深刻化などによる影響で、返済予定額を全額返済できない組合、中小企業等が増えてきているため、高度化資金においては前年度の回収額を下回りました。</p>

(担い手室)

平成20年度の未収金回収額については、10.9百万円(平成20年度末見込み、代位弁済による回収を含む)でした。平成19年度の未収金回収額は、7.5百万円であり、前年度に比べ約3百万円増やすことができましたが、平成20年度に新たに9件、11.7百万円の未収が発生したため、平成20年度末未収見込額は54.8百万円と僅かに増加する見込みです。

(水産経営室)

平成20年度の未収金回収額については、1.4百万円(平成20年度末見込み)でした。平成19年度の未回収金回収額は、0.7百万円であり、前年度に比べ0.7百万円増やすことができましたが、平成20年度に新たに1件、2.2百万円の未収が発生したため、平成20年度末の未収見込額は27.3百万円と僅かに増加する見込となっています。

平成21年度以降(取組予定等)

特別会計の貸付金にかかる未収金対策として、部内検討会を設置し、回収の進んでいない債権等の分析を行い、専門家等の指導、意見も参考にしながら、今後の取組方針を検討するとともに、未収金の整理に向け、さらに取組を強化していきます。

(金融経営室)

設備近代化資金の債権管理、未収金回収を引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

また、委託による回収効果をさらにあげるために複数年の委託契約を行います。

高度化資金の債権管理について、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザリー業務」といった制度を活用し、機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行っていきます。

また、設備近代化資金のサービサーによる債権回収実績があがってきていることから、高度化資金についてもサービサー導入の検討を行います。

引き続き実施する取組

高度化資金条件変更の指導について、世界的不況の影響は極めて大きく、高度化資金の貸付先である中小企業等についても非常に厳しい状況にあるため、短期的な対策として、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

さらに、最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが10年以内の条件変更を検討します。

組合・組合員企業等を積極的に訪問し、延滞防止のための事後指導等を行っていきます。

また、すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。

高度な法的な判断の必要な案件について、弁護士等専門家へ相談するとともに、必要な場合には回収業務、法的措置等の委託を行います。

(担い手室)

引き続き書面・電話・面談による督促を行っていきます。新たに発生した延滞については、早期に督促を行い、経営状況の把握を通じて早期回収に努めます。

また、延滞発生未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債務者に対する経営指導等も行っていきます。

(水産経営室)

長期にわたり償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行ったうえで債権回収に努めます。

新たに発生した延滞に対して早期に督促を行い、早期回収に努めるとともに、適切な貸付審査を行い、延滞発生未然防止に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果	
2 財務執行等に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
ア 本庁分	
<p>雑入の収入未済が 154,497,524 円（対前年度比 14.5%）あり、不納欠損処分の実施等により前年度と比べて 913,300,688 円減少している。引続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。</p>	
（経営企画分野）	
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
雑入（弁償金）	
（測量談合に係る弁償金）	
1 実施した取組内容	
<p>全 32 社のうち、分割払（最長 10 年分割）を選択した 14 社（農水商工部関係）で、平成 18 年に倒産した A 社を除く 13 社の和解条項に基づく損害賠償金等、並びに、昨年倒産した A 社の連帯債務者となっている 27 社の損害賠償金等については、各社の支払方法に基づき計画通り納付されており、この収納管理を適切に行いました。</p> <p>また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書を発送する送付文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。</p>	
2 取組の成果	
平成 21 年 3 月分割納付分までの収納状況は次のとおりです。	
平成 20 年度以降分割納付対象額	146,074,922 円
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月分割納付分までの納付額	22,784,245 円
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u>	
<p>平成 20 年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。</p>	

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 雑入の収入未済が 154,497,524 円（対前年度比 14.5%）あり、不納欠損処分の実施等により前年度と比べて 913,300,688 円減少している。引続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。 <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 雑入（補助金返還） 1 実施した取組内容 県の債権である補助金相当額の返還金については、債権の優先順位が低く、回収が困難であることが確認されており、このことを踏まえて、国庫補助金の返還について水産庁と協議を進めました。 2 取組の成果 現在も、水産庁との協議を継続しています。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 今後も引き続き、水産庁との協議を進めます。水産庁との協議結果を踏まえて、適切に事務処理を行ってまいります。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>雑入の収入未済が 154,497,524 円（対前年度比 14.5%）あり、不納欠損処分の実施等により前年度と比べて 913,300,688 円減少している。引続き収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>雑入（県営サンアリーナ使用料）</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>債務者に対して支払いを求めていきます。 なお、換価性のある財産の特定等が可能であれば、強制執行等の措置を講じていきます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>平成 19 年度末で施設使用料、契約違約金返還利息等の収入未済額が、7,475,368 円ある。前年度と比べて 556,557 円減少（対前年度比 6.9%減）しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>雑入（違約金）</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>20 年 9 月 1 日（月）に下記事項を確認しました。</p> <p>津法務局で商業登記簿確認。（会社は閉鎖されていない。）</p> <p>津市役所で住民票と戸籍の確認。（住所は移転されていない。）</p> <p>代表取締役の住居の確認。（所有者が他人になっていた。代表取締役との面識はない。20 年 8 月頃に不動産屋から購入。）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>商業登記簿を確認したところ会社は閉鎖されていませんでした。また住民票と戸籍を確認しましたが住所も移転されておりませんでした。代表取締役宅を確認したところ所有者が変わっており、不動産屋から家屋を購入したため面識はないとのことでした。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>代表取締役宅の確認については所有者が変わっているため、今後は法務局と市役所で引き続き所在を調査します。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>平成 19 年度末で施設使用料、契約違約金返還利息等の収入未済額が、7,475,368 円ある。前年度と比べて 556,557 円減少（対前年度比 6.9%減）しているものの、一層の回収と発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（中央卸売市場）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u> 施設使用料等</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 14 年度に制定した「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づき、訪問催告などの取組により未収金の回収に努めました。</p> <p>平成 15 年 8 月 29 日付けで提訴した 2 業者について、和解による分割納付を進めるなど債権回収に努め、1 業者については平成 20 年 4 月 10 日完納となりました。</p> <p>また、施設の使用許可は 1 年更新であることから、使用料等の収納状況を更新許可の判断基準のひとつとし、納付意思の欠如している者については、更新させない方針としました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組の結果、平成 19 年度末の未収金 7,181,368 円については、平成 20 年度で 863,713 円を回収し、平成 21 年 3 月末では 6,317,655 円となっています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 21 年 4 月 1 日に地方卸売市場に転換し指定管理者制度が導入されることから、中央卸売市場の債権は、農産物安全室に引き継ぎ、適切な債権管理・回収を図っていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【平成 19 年度三重県経営品質賞推進事業委託】 契約に個人情報の適正管理条項なし <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 20 年度の契約書に、個人情報の適正管理条項を加え、当室（委託者）と受託者間において、あらためて個人情報保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することがないように確認しました。 2 取組の成果 当室（委託者）及び受託者の個人情報保護の意識高揚が図られ、相互に個人情報の適正な管理を実施しています。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 今後も、引き続き個人情報保護の徹底を図っていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(2) 【平成19年度地産地消地域連携創造支援委託】(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託されている事業の一部について、電子入札等の検討の必要有 ・再委託の書面協議及び承諾なし(2件) <p>(3) 【魅力づくり支援事業委託】 契約書に個人情報の適正管理条項なし</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成20年度</u> 雑入(違約金)</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(2) 【平成19年度地産地消地域連携創造支援委託について】 三重県は地産地消を推進するため、地産地消・地域連携創造支援事業を実施しています。この事業は県民運動として地産地消を進める事業であることから、三重県全域に地産地消や食育のネットワークを持つ民間団体であるNPO法人地産地消ネットワークみえに委託しています。 事業を進めるに当たり、事業の一部である事務局業務と情報誌の印刷配送業務については、地産地消ネットワークみえより、それぞれ、(財)三重県農林水産支援センターと民間の印刷業者に再委託されています。 再委託に際しては、書面による協議が必要でしたが、委託先との口頭での協議により承諾していました。そこで、委託先とともに、契約内容を精査するとともに、再委託に関する協議をおこないました。 また、印刷業務に関する電子入札実施の可能性についての検討もおこないました。</p> <p>(3) 【魅力づくり支援事業委託について】 契約書面を見直しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(2) 【平成19年度地産地消地域連携創造支援委託について】 再委託の書面協議および承諾書の不備について 再委託に関する事務処理が不適切であったため、今後、事業を再委託する際には、書面による協議書、承諾書を作成することとしました。また、平成20年度契約についても、再委託協議に関する不備がありましたので、契約書に基づき、再委託契約に関する書面協議、承諾書の作成をおこないました。 電子入札の検討について 情報誌はNPO法人が編集管理業務をおこない、編集された原稿の印刷を印刷業者に委託することにより発行されています。そこで別の方法としては、NPO法人に編集業務のみ委託し、印刷業務を県庁が直接実施することが考えられます。この印刷方法について、部内で検討したところ、印刷業者と数回に渡りおこなう必要がある原稿校正作業の都度、県庁が印刷業者とNPO法人との間で仲介等をおこなうこととなることから、印刷発注から情報誌発行までの期間が通常以上に必要となり、効率が劣ること、そのため、県民の皆さんに必要な情報を適切な時期に提供できない可能性が高いことから、現実的ではないという判断をするに至りました。</p>

また、情報誌の印刷業務については、3社の見積もりあわせにより、決定されていますが、電子入札はおこなわれていません。事業の委託先であるNPO法人等に対する電子入札システムの導入を検討しましたが、導入費用と運用面で問題が残るため、システム導入は困難と考えられました。

情報誌の発行経費は2年連続で下がっていますが、今後とも必要な情報をより安価に情報発信する必要があるとの認識では一致したため、紙質等印刷条件や入札仕様を見直し、より多くの事業者が入札に参加し、低コストで情報誌が発行できるようにします。

(3) 【魅力づくり支援事業委託について】

契約書に個人情報の適正管理に関する項目を追加し、契約を結びました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

(2) 【平成19年度地産地消地域連携創造支援委託について】

契約時に再委託の有無に関する確認をおこなうこととしました。

平成20年度に引き続き、情報誌の発行については、地産地消運動の推進に必要な県内各地の情報を、より低コストで県民の皆さんにお届けする工夫をしていきます。

(3) 【魅力づくり支援事業委託について】

契約書に個人情報の適正管理に関する項目を追加し、契約を結びました。

今後とも、個人情報保護に十分注意し、事業を進めます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(4) 【平成 19 年度畜産経営技術高度化促進事業委託】 契約書に個人情報の適正管理条項なし</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 当該契約書第 13 条において個人情報の保護について規定し、 収集の制限 利用の範囲 個人情報の管理 個人情報の廃棄 の 4 項目について留意するよう追記しました。</p> <p>2 取組の成果 当事業において収集された個人情報については、当条項に違反することなく適正に取り扱われています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>今後の契約事務においても、個人情報が適正に取り扱われるよう契約書に明記していきます。</p>

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【三重県短波無線局旧通信ケーブル撤去委託】 随意契約理由不十分</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 平成 20 年度より、何故、この業者と契約を締結しなければならないか、随意契約必要理由を分かりやすく記載することとしました。</p> <p>2 取組の成果 平成 20 年度においては、定期監査指摘事項のような突発的な修繕等の契約はありませんでしたが、毎年度実施している無線施設保守点検業務の委託について、随意契約の必要理由を分かりやすく記載するよう改めました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 21 年度以降も、随意契約等を実施する場合は、契約必要理由を分かりやすく記載し、適正な会計処理に努めてまいります。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (6) 【観光情報提供・管理運用業務委託】 再委託の書面協議及び承諾なし <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 雑入(貸付金返還金) 1 実施した取組内容 再委託を行う場合は、書面協議の手続を要請しました。 2 取組の成果 再委託を行う場合は、書面協議の手続及び承諾を行いました。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 再委託を行う場合は、書面協議の手続を要請していきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(7)【平成 19 年度みんなで考えよう！野菜産地課題解決事業】 契約書に個人情報の取扱別記未添付</p> <p>(8)【平成 19 年度鶏卵の需給調整に係る養鶏安定推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に個人情報の取扱別記未添付 ・ 概算払い精算書未提出 <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(7)業務委託の際は、個人情報の取扱別記を添付するようにしました。</p> <p>(8)概算払い精算書についても、適切な時期に提出するよう指示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託 業務委託契約については、個人情報別記記載を添付することの理解を得ました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>ア 業務委託 業務委託契約等の適正な執行について、監査での指摘事項等を踏まえ、改めて年度当初に職員への周知を図ります。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(9)【櫛田上地区換地業務委託】 見積もり未徴収</p> <p>(10)【経営体育成基盤整備事業計画調査委託事業】 随意契約の具体的理由未記載</p> <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(9)【櫛田上地区換地業務委託】 担当職員に対し会計規則等の周知を図るとともに、契約事務処理について複数職員による確認体制を整えました。</p> <p>(10)【経営体育成基盤整備事業計画調査委託事業】 不備でありました随意契約理由を明確にしました。また、職員に対し、会計規則等の遵守や、具体的な会計事務処理について周知を図るとともに、再発防止に向けチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(9)【櫛田上地区換地業務委託】 換地業務委託契約に際し、見積書を徴収して適正な事務処理を行いました。</p> <p>(10)【経営体育成基盤整備事業計画調査委託事業】 会計規則等の遵守のもと、随意契約理由を明確にし、適正な事務処理を行いました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成21年度以降においても、引き続き職員への会計規則等の遵守意識の周知徹底を図るとともに、再発防止に向けてのチェック体制の更なる機能強化を行い適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (11) 【単価契約設計技術アドバイザー業務委託】 随意契約理由不十分 <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 平成 20 年度は当該業務委託を契約していませんが、別件において所内の物品調達等指名審査会において随意契約理由等を精査し、また出納局支援室地域出納グループの事前審査を受けることで適正な契約手続きの実施に努めました。 2 取組の成果 出納局の事前検査を受け、指名審査会に諮ることにより、随意契約について契約理由を精査するとともに、競争入札等への移行を検証し、適正な契約手続きの実施が図られました。
平成 21 年度以降（取組予定等） 引き続き、随意契約理由等について精査し、公平性、競争性、透明性をより高めるよう努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (12)【焼却炉温度センサー校正委託】 受託業者からの検査証明書の発行なし <p style="text-align: right;">(南勢家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 委託業務は適正に実施されていたため、受託業者に対し改めて検査証明書の発行を求めるとともに、委託業務内容の周知を指導しました。 また、委託業務完了後の成果品の確認も含め、完了検査の適正化に努めました。 2 取組の成果 検査証明書の提出を受けるとともに、平成 20 年度業務の適正な事務処理を実施しました。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (13)【平成 19 年度三重県関西連携交流会運営委託】 見積書徴収の段階で予定価格未作成 (14)【ラジオ放送広告制作委託】 仕様書の未添付 <p style="text-align: right;">(大阪事務所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 (13)【平成 19 年度三重県関西連携交流会運営委託】 平成 20 年度三重県関西連携交流会議開催委託については、見積書徴収の段階で予定価格調書を作成し委託先を決定しました。 (14)【ラジオ放送広告制作委託】 ラジオ放送広告制作委託については、見積書徴収の段階で仕様書を添付し見積合わせを実施しました。 2 取組の成果 各職員に対して、事務処理が適正に執行されるよう周知し改善を図りました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 今後とも、定期監査の意見を踏まえ適正な事務執行に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (15)【農業研究部本館空調設備保守管理業務】 再委託の書面協議及び承諾なし (16)【伊賀農業研究室空調設備保守管理業務】 冷暖房期間の点検報告が未提出 <p style="text-align: right;">(農業研究所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 (15)【農業研究部本館空調設備保守管理業務】 再委託については、書面により協議を行い承認しています。 (16)【伊賀農業研究室空調設備保守管理業務】 仕様書に基づき点検完了後、速やかに報告書を提出させています。 2 取組の成果 保守管理業務については、業務完了報告書により検査・確認を行い、適正な施設管理を実施しています。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 書面による協議や検査を引き続き徹底し、適正な事務処理に努めます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(17)【畜産研究部空調設備保守業務委託】 業務の実施状況の記録なし</p> <p>(18)【畜産研究部中小家畜エリア樹木伐採処分業務委託】 契約書未作成</p> <p style="text-align: right;">(畜産研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(17)【畜産研究部空調設備保守業務委託】 仕様書に基づき点検完了後、速やかに報告書を提出させています。</p> <p>(18)【畜産研究部中小家畜エリア樹木伐採処分業務委託】 業務委託については、金額を問わず契約書を作成しています。</p> <p>2 取組の成果 保守管理業務については、業務完了報告書により検査・確認を行い、適正な施設管理を実施しています。 業務委託について、契約書を作成していない事例はありません。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>書面による検査を引き続き徹底し、委託業務については契約書を作成し、適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (19)【汚水施設管理業務委託】 業務日誌の承諾を未実施 <p style="text-align: right;">(中央卸売市場)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 業務日誌について、報告毎に内容を十分に確認し、決裁を執るようにしました。 2 取組の成果 日々の確認を十分に行うことにより、汚水処理施設の円滑な運転が実施できるようになりました。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 平成 21 年度から指定管理者への移行が行われる予定ですので、汚水処理施設の円滑な運転が持続できるよう、指定管理者へ業務日誌の承諾を引き継ぐものとします。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (1) 【 祓川・寺家池県営防災ダム事業（ため池・大）祓川池堤体工事 】 当初設計の精査不十分
（四日市農林商工環境事務所）
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 設計業務をコンサルタントに委託した場合、設計成果品の受け取り段階において審査体制を充実しました。 設計成果品を元にした施工設計書を作成する段階において、設計内容を再精査しました。 施工設計書の審査段階において、審査事項を記録し審査内容を明確にしました。 設計誤謬が見受けられた場合、修正作業を正確に行うとともに、修正結果について再審査しました。
2 取組の成果 設計の審査を強化して計算ミスなどの設計誤謬を無くすことで、適正な事務処理ができました。
平成 21 年度以降（取組予定等） コンサルタント等に委託した設計成果品の受け取り段階の審査、施工設計書の審査、ともに審査体制の充実に努めます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (2) 【中南勢 2 期地区勢和多気工区道路工事】 入札情報サービスに掲載する入札公告日誤り <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 入札情報サービスに入札公告を掲載する際に生じたことであるため、入札公告掲載時には主担当と副担当における二重チェック体制とし、チェックを徹底しました。 2 取組の成果 上記の取り組みの結果、平成 20 年度は誤りは発生していません。
平成 21 年度以降（取組予定等） 平成 21 年度以降も現在のチェック体制でチェックを徹底していきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
<p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(3) 【宮川2工区地区県営かんがい排水事業（一般）有田線用水路その3工事】</p> <p>契約書に技術提案書等未添付</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
講じた措置
<p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>総合評価方式で実施した入札の落札業者に対し、契約書作成時に技術提案書等を添付するよう周知文を渡すように改善しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総合評価方式で実施した入札の契約案件すべてに技術提案書等が添付されています。</p>
<p><u>平成21年度以降（取組予定等）</u></p> <p>適切な事務処理を継続するよう努めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 県単工事 (1) 【嬉野地区畜産研究部施設整備事業中小家畜エリア造成工事】 入札情報サービスに掲載する入札公告日付誤り <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 入札情報サービスに入札公告を掲載する際に生じたことであるため、入札公告掲載時には主担当と副担当における二重チェック体制とし、チェックを徹底しました。 2 取組の成果 上記の取り組みの結果、平成 20 年度は誤りは発生していません。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 平成 21 年度以降も現在のチェック体制でチェックを徹底していきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 県単工事 (2) 【畜産研究部外灯取付工事】 工事完了の確認記録なし (3) 【施設内のり面補修工事】 特命随意契約理由不十分 <p style="text-align: right;">(畜産研究所)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 (2) 【畜産研究部外灯取付工事】 検査調書の作成又は、検査（確認）済の記録をしています。 (3) 【施設内のり面補修工事】 特命随意契約が必要なものについては、随意契約理由を十分精査し、公正な契約手続きを行うよう努めました。 2 取組の成果 公正な契約手続きから契約内容の履行確認の記録まで適切な事務処理に努めました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 平成 20 年度 of 取組みを引続き実施します。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 県単補助金</p> <p>(1) 【県単漁港改良事業費補助金】</p> <p>年度内の履行確認未実施</p> <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>単年度の補助金等で年度終了後に実績報告書の提出があるものを把握し、年度末までに所属長の確認を経た上で履行確認を行うことを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会計規則に則した、年度内の履行確認が実施されました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、単年度の補助金等で年度終了後に実績報告書の提出があるものを把握し、年度末までに所属長の確認を経た上で履行確認を行うことを徹底します。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 才 旅費 (1) 【認定農業者組織調査】 航空運賃額を示す書面未添付 <p style="text-align: right;">(担い手・基盤整備分野)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 航空機利用の場合の航空運賃額を示す書面添付について室職員への周知・徹底をはかりました。 2 取組の成果 航空機利用の旅行に対して、復命精算時に航空運賃額を示す書面添付をわすれない様、注意を促し確認することとしました。これにより、再発防止の徹底をはかっています。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 随時、制度の周知徹底をはかり、適正な処理を行います。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 旅費 (2) 【平成 19 年度関東・東海ブロック漁業士研修会】 旅行命令書用務先記載不十分
(水産振興分野)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 旅行命令書の記載については、すべての用務先を記入するよう徹底しました。 2 取組の成果 旅行命令書の行き先をすべて記載しています。 すべての用務先を記載することで、経路が明確になり、職員の出張状況を十分に把握でき、連絡等の業務がさらに円滑になりました。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(3) 【行政経営品質向上活動ベンチマーキング】 旅行命令日不適切</p> <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 今回の不適切な事案は、旅行命令入力の際、発令日の確認不十分であったことが、原因と考えられます。 旅費システム・総合文書管理システム上での旅行命令の扱いについて、マニュアルを作成し、所内会議において、職員周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果 旅行命令の処理について職員周知を図った結果、本年度においては、不適切な旅行命令日は、無くなりました。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>年度末、年度当初の異動時期の前後 2 回にわたり、マニュアルの配布、会議への提示を行い、旅行命令の適切な扱いについて、職員周知を図ります。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 旅費 (4) 【中層型浮魚座礁設計積算及び施工に関する打合せ】 航空運賃額を示す書類未添付 <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 出張で飛行機を利用した場合、航空チケット等料金の記載された書類を提出するよう改めて職員に周知しました。 2 取組の成果 航空運賃を示す書類の提出について周知が図られました。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 航空運賃額を示す書類ならびに県外出張に関する通知、起案文書についても添付するよう引き続き周知を図ります。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 旅費 (5) 【高病原性鳥インフルエンザ防疫推進大会】 <ul style="list-style-type: none">・ 行程と旅行命令が不一致・ 日当加算過払い
(南勢家畜保健衛生所)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 所内会議にて、旅行命令と出張行程が異なることのないよう、職員に周知を徹底しました。 日当加算の過払いは戻入を行うとともに、支出に関し再確認を行うことにしました。 2 取組の成果 上記取組みを実施した結果、その後同様の事案の発生はありません。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、旅費事務の適正な執行に努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産、物品の管理状況 (1) 【鈴鹿山麓研究学園都市センターの行政財産の目的外使用】 公有財産使用許可台帳未作成 <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 公有財産使用許可台帳(2件)を作成しました。 2 取組の成果 公有財産規則の規定に従い、公有財産使用許可台帳を備えています。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 継続して公有財産使用許可台帳を備えていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産、物品の管理状況 (2)【朝熊山公衆トイレの無償貸付】 <ul style="list-style-type: none">・利用実態に則した契約方法等の検討が必要・公有財産規則に定める手続き等未実施
(観光局)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 利用実態に則した適切な取扱となるよう検討したなかで、朝熊山公衆トイレの財産価値についても調査しました。また、当該トイレ建設当初（昭和 38 年頃）には環境庁の補助金を財源としているため、補助金等に係る予算の適正化に関する法律に係る対応についても調査を行いました。 2 取組の成果 様々な方法を検討した結果、当該トイレを維持管理している団体と維持管理協定を締結しました。締結にあたっては、管財室と協議をし、三重県公有財産規則に定める適正な手続きを行いました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、適正な事務処理を行っていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産、物品の管理状況 (3) 目的外使用に係る調定及び納入通知遅延 <p style="text-align: right;">(中央卸売市場)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 調定漏れがないよう複数でチェックを行い、調定及び納入通知を行うよう努めました。 2 取組の成果 調定漏れがないよう複数でチェックを行った結果、適正に調定及び納入通知を行いました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 平成 21 年 4 月 1 日に地方卸売市場に転換し、指定管理者制度が導入されるため、中央卸売市場の行政財産の目的外使用許可に係る案件を所管室へ引き継ぎ、使用に係る調定及び納入通知を適正に処理できるよう図っていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失、盗難等 (1) 公用車の損傷（修理代 15,750 円） <p style="text-align: right;">（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 公用車で走行中、前方からの飛び石によりフロントガラスが損傷し、修繕が必要となった。 今回の損傷が職員の過失、または不注意により発生したものでは無いが、予測できない事故が発生する危険性について認識するとともに交通事故の防止について職員に周知を図りました。 2 取組の成果 県有財産の管理並びに交通事故防止について、職員の認識の高揚が図られました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 県有財産の管理について、継続して職員の意識の高揚を図っていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失、盗難等 (2) 調査船ガソリタンク盗難 (取得価格 ガソリタンク 20,000 円、ガソリン 7,500 円) <p style="text-align: right;">(水産研究所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 調査船に備え付けの船倉(ガソリタンク格納場所)入口蓋の鍵取付部分を、従来のプラスチックからステンレス鋼に取り替え、補強しました。 運航業務終了後、船倉から燃料タンク(ガソリタンク)を取り外し、ガソリン保管庫(燃料倉庫)に搬入のうえ、保管することとしました。 ガソリン保管庫(燃料倉庫)の出入口の鍵は従来は1個でしたが、さらに1個追加し、防犯対策を充実しました。 2 取組の成果 上記の対応を行ったところ、ガソリタンク盗難は防止できています。
平成 21 年度以降(取組予定等) 引き続き本年度と同様の取組を行い、ガソリタンク盗難の防止に努めます。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等</p> <p>財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p style="text-align: right;">(担い手・基盤整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各地域機関の用地担当課長会議を年 2 回開催し、「未登記解消第 7 次 5 ヶ年計画」の進捗状況の確認と取り組みを進めました。</p> <p>登記用地交渉業務を外部機関(三重県農林水産支援センター)の支援を得て、未登記の解消に努めました。(伊賀、松阪、伊勢農林(水産)商工環境事務所)</p> <p>「未登記解消第 7 次 5 ヶ年計画」の検証を行うと共に見直しを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>54 筆の未登記の解消を図りました。</p> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>未登記解消を図るには、先ず未登記土地の再測量をする必要があります。</p> <p>再測量のための予算確保が課題ではありますが、今後とも関係機関と連携して解消に向けて取り組みを進めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果

2 財務執行等に関する意見

(4) 手当の関係

特殊勤務手当について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 特殊勤務実績簿の一部について決裁を一括して実施

(経営企画分野)

(2) 特殊勤務実績簿の一部について記載不十分

(四日市農林商工環境事務所)

(3) 特殊勤務実績簿の一部について記載不十分

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(4) 特殊勤務実績簿の一部について決裁を一括して実施

(北勢家畜保健衛生所)

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

(1) 特殊勤務実績簿の決裁について、該当所属へ勤務毎の決裁を行うよう指示した。

(2) 業務内容・場所について、記入するよう指示し、該当職員に周知を図りました。

(3) 従事した業務内容を具体的に記載できるよう、様式を改善しました。

(4) 日額特殊勤務手当は、全従事者が従事した日ごとに直接監督者、所属長の決裁を受ける様に改善した。

2 取組の成果

(1) 特殊勤務実績簿の決裁について、勤務毎に決裁をしている。

(2) 記載方法について職員周知を図った結果、本年度においては、記載不十分な実績簿は、無くなりました。

(3) 具体的な業務内容について、すべて適切に記載されています。

(4) 全職員が従事した日ごとに決裁を受け、適正に報告されている。

平成 21 年度以降 (取組予定等)

(1) 特殊勤務実績簿の決裁について、継続して勤務毎に決裁を行う。

(2) 年度当初より、記載方法について、該当職員・課・室に周知を図ります。

決裁段階においても、適切な確認を行うよう、決裁者に対しても、指導します。

(3) 適切な事務処理を継続するよう努めます。

(4) 平成 21 年度以降も継続します。

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 本庁室長会議、農林水産商工（農政、農林商工）環境事務所長会議等で交通事故防止や適正な県有財産管理に努めるよう注意を喚起するなど、職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚を図りました。 また、平成 20 年 6 月、7 月、9 月、11 月及び 12 月には、部内全職員に対して、飲酒運転の防止や交通事故の防止についてメールで通知するなど、随時、飲酒運転の根絶と交通事故防止について注意を喚起してきました。</p> <p>2 取組の成果 平成 20 年度の公用車での交通事故件数は、本庁では 2 件（自損事故 2 件）であり、平成 19 年度の 1 件（職員に過失がない事故）と比較して 1 件増加しています。 また、農林水産商工（農政、農林商工）環境事務所の環境森林関係室を含む地域機関では、25 件（自損事故 17 件、職員に過失のある事故 5 件、職員に過失がない事故 3 件）となっており、平成 19 年度の 22 件（自損事故 10 件、職員に過失のある事故 7 件、職員に過失がない事故 5 件）と比較して 3 件増加しています。 部全体の公用車での事故件数は、平成 20 年度は 27 件となり、平成 19 年度から 4 件増加しており、うち公用車による自損事故が 19 件と不注意による事故が多く見受けられることから、より一層の職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていく必要があります。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>交通事故の防止には、継続して取り組みを進めていくことが肝要です。 このため今後も引き続き、交通事故防止対策に取り組み、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。 また、部内の各種会議や庁内メール等を活用し、飲酒運転の防止等法令遵守の徹底を図ります。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (6) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) リーディング産業展実行委員会負担金の交付要領等未制定 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 「産業フェア開催事業費負担金交付要領」を制定し、当該交付要領に基づき諸手続を行うこととしました。 2 取組の成果 「産業フェア開催事業費負担金交付要領」に基づき交付申請の手続を行い、資金が必要となる時期に複数回の概算払いを行うことができ、かつ適切な金額を供給することができました。
平成 21 年度以降(取組予定等) 平成 21 年度当初においても「産業フェア開催事業費負担金交付要領」を制定します。 (当該交付要領については、附則に年度内の適用を規定しているため、年度当初での制定が必要となります。)

部局名 農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 伝統工芸品等（展示物）の紛失</p> <p style="text-align: right;">（商工・科学技術振興分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>農水商工部として、再発防止のため、「イベント等での使用を目的とした物品の適正管理マニュアル」を策定し、職員に対する周知徹底を図りました。</p> <p>また、商工振興室内で危機管理に係るテーブル訓練を行うことにより、反省すべき点や未然防止に必要なことなどを話し合い、職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図りました。</p> <p>さらに、危機管理連絡会議幹事会において、当該事案の内容とマニュアル策定等の情報を共有し、他部局への注意喚起を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>マニュアルの周知やテーブル訓練を通して、職員の物品管理に対する危機管理意識が向上しました。</p> <p>また、全庁的な危機管理意識の向上に寄与しました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>今後とも農水商工部が実施するイベント等開催時には、「イベント等での使用を目的とした物品の適正管理マニュアル」を遵守し、未然防止と危機発生時の適切な対応に努めます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (6) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (3) 登記事務嘱託員の報償額誤り <p style="text-align: right;">(津農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 「室内会議」において登記事務嘱託に係る経費についての確に行うことを確認するとともに、関係事務所との相互の連携・情報共有を徹底し、適正な執行に努めました。 担当部署では、登記事務に係る適正な支出に関する理解を深めました。 2 取組の成果 職員の会計事務の執行に関する認識が深まりました。 複数職員による審査を実施する等、関係事務所間の相互の連携も図られ、適正な管理運営を行うことができました。
平成 21 年度以降 (取組予定等) 年度当初に室内会議に於いて会計実務の要点を確認し、適正な管理運営に努めます。 会計実務研修への参加等、職員の資質向上を図ります。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (6) その他 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (4) 消耗品費等の二重払い <p style="text-align: right;">(農業研究所)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 二重払いの原因は、不備のあった支出命令を書類上破棄した際、財務システム上のデータの取り消しを忘れ、訂正前・後の支出審査データが重複したためです。 そこで、支出命令を訂正した場合は、決裁に訂正前データの「取消確認表」を必ず添付し、出納員は、支出命令決議番号の照合を一層徹底することとしました。 2 取組の成果 二重払いは発生していません。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 書類作成時の確認や審査を引き続き徹底し、適正な事務処理に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 ((財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託) (1) 平成19年度の(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託について、各建設事務所で安易な契約理由の記載が見受けられた。平成20年6月に同財団への測量設計等業務委託発注基準を見直し、契約結果の公表方法を定めたところであるが、随意契約にあたっては具体的・明確な理由の記載と事後の検証を行い、今後もさらに透明性、公正性の確保など厳格な運用を図られたい。 (県土整備総務室)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」では、「民間でできることは民間に」を基本に、地方自治法施行令第167条の2に適合し、三重県建設技術センターへの特命性がある場合に随意契約ができることを明確にしました。</p> <p>(2) 「(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準の運用について」(以下、「運用」という)において、「建設技術センターへ設計業務委託をできる場合」と地方自治法施行令との関係を明確にしました。</p> <p>(3) 「運用」に基づく契約結果の公表について、「三重県入札情報サービス」の入札結果情報を活用することとしました。</p> <p>(4) 12月末までの(財)三重県建設技術センターへの委託契約状況と契約結果の公表状況を確認しました。</p> <p>(5) 平成21年2月に平成20年度の業務委託の内容や随意契約理由の検証を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 12月末までの委託契約と結果公表の状況を確認したところ、6月以降の該当分について、随意契約を行ったすべての案件の委託業務の名称、委託業務着手の時期及び完成の時期や契約金額および随意契約理由が入札情報サービスにより公表されていました。</p> <p>(2) 12月末までに随意契約を行ったすべての案件の随意契約理由に契約根拠となる地方自治法施行令の条項が記載されていました。</p> <p>(3) 随意契約理由は、具体的・明確な記述となるよう周知しました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>随意契約理由について、具体的・明確な記述となるよう周知するとともに、今後も引き続き透明性、公正性を確保するため厳格な運用をしていきます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (入札・契約制度)</p> <p>(2) 公共事業の入札・契約制度の改善については、公共事業総合推進本部(事務局:県土整備部)により全庁的に進められている。指名競争入札の原則廃止や価格と品質が総合的に優れた調達を目指した総合評価方式の制度の拡充がされているところであるが、制度改正等の効果の検証を行うとともに、電気・機械工事などでの1者入札への対応など公正性・競争性・透明性の確保に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(建設業室)(下水道室)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年6月より入札参加者が1者の場合、入札参加資格の設定を見直し、競争性を高めることが可能と判断される場合については、公正性・透明性・競争性確保の観点から、その入札は中止することとしました。(建設業室)</p> <p>平成20年6月より入札参加者が1者の場合、入札参加資格の設定を見直し、競争性を高めることが可能と判断される場合については、その入札を中止し、公正性・透明性・競争性確保の観点から、再入札を行いました。(下水道室)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成21年3月末現在、95件の1者入札が発生していますが、うち35件については入札を中止し、入札参加資格の設定を見直し再入札としました。(建設業室)</p> <p>平成20年度は下水道関係の電気、機械工事で計20件の入札を行い、9件の1者入札が発生していますが、うち5件については入札を中止し、入札参加資格の設定を見直し再入札としました。(下水道室)</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成21年度は、総合評価方式を一般土木工事において7千万円以上から5千万円以上に試行拡大します。</p> <p>これまでに取り組んできた入札契約制度改革の効果を検証し、より公正性・透明性・競争性が確保された入札契約制度の確立に向けて取り組みます。(建設業室)</p> <p>1者のみの参加しか得られない工事も見られることから、さらに平成20年度の結果分析を行い、引き続き競争性の確保と公平性、透明性の確保に取り組んでいきます。(下水道室)</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (公共工事の事務処理)</p> <p>(3) 公共工事の事務処理については、WTO(政府間協定)の対象となる公共調達(工事発注)の入札、落札者等に関する三重県公報による公告手続きが行われていなかったことや、河川法に定める許可を得ずに道路、橋梁などの工事を施工したこと、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく公共事業の情報の公表で、一部契約内容に関することが行われなかったことなどで多数の職員が処分を受けている。今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を行うなど改善を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(建設業室)(経営支援室)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務全般について適正な事務処理を徹底するため、平成 19 年度に、問題点の洗い出しとその対応策を取りまとめ、平成 20 年度は、その周知と実践を行いました。 ・会計事務に関する室全体の研修・情報交換を行い、情報共有を図りました。(経営支援室) ・公共工事にかかる情報の公表については、制度について再度周知を行うとともに平成 20 年度の実施状況について点検を行いました。(建設業室) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止に向けた、職員の意識共有が図れました。(経営支援室) ・点検の結果、各発注機関において適正な公表が行われています。(建設業室)
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務に関する研修などを随時実施し、間違いやミスのない事務執行の大切さについて、継続的に意識共有を図っていきます。(経営支援室) ・公共工事にかかる情報の公表については、今後も制度の周知に努めるとともに、公表状況について定期的に点検を行います。(建設業室)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三木里インター線)</p> <p>(4) 三木里インター線については、三木里地区会、尾鷲市、県の三者による環境調査協議会を立ち上げ、搬入土砂内のゴミの選別、環境調査などが行われた結果、土壌の特定有害物質が環境省令で定める基準を超えた調査結果が出た。今後、土壌の処理方法、影響範囲の決定など十分な調査、協議を行い円滑な工事の執行に努められたい。</p> <p>また、今回の事案にかかる経費や責任など検討するとともに、リスクの把握を含め今後の対策に活かされるよう、さらに検証されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路整備室)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>学識経験者による検討委員会を再開し、汚染土壌の処理方法や影響範囲などについて意見をいただき、今後の対策について、三者協議会で協議・検討していくこととし、平成 20 年 8 月および 12 月に検討委員会を開催しました。</p> <p>8 月の検討委員会では、汚染の範囲や影響を特定するため広範囲にわたる再調査を実施する必要があるとの意見を、また、12 月の検討委員会では、一部の地下水から鉛およびその化合物が基準値を超えたため、1 月以降 3 月までの間、毎月環境調査を実施することとの意見を頂きました。このため、環境調査協議会において、委員代表立会いのもと、10 月から 3 月までに計 5 回、調査に必要な試料を採取し環境調査を実施しました。</p> <p>環境調査の結果、10 月および 1 月、3 月の調査において、一部の地下水について、鉛およびその化合物において基準を超える値が検出されました。</p> <p>三者協議会とは、「三木里インター線搬入土砂問題にかかる確認書」を締結した三木里地区会、尾鷲市、三重県による協議会の通称</p> <p>環境調査協議会とは、上記確認書第 3 条に基づき、環境調査の実施を目的に三木里地区会、尾鷲市、三重県で設置した協議会</p> <p>2 取組の成果</p> <p>環境調査結果については、その都度、三者協議会に報告し情報共有、協議を行うとともに、あわせて検討委員会からの意見を踏まえ、問題解決に向け着実に進めています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き、環境調査協議会において、定期的な水質、土壌の環境調査を実施していくとともに、学識経験者による検討委員会からの意見をもとに、具体的な対策について、三者協議会で協議し適切に対応していきます。</p> <p>また、今回の土砂搬入問題にかかる原因や責任の所在等については、検討委員会の意見や三者協議会での協議結果を踏まえ、今後の事業執行に活かしていきます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (志登茂川浄化センター)</p> <p>(5) 志登茂川浄化センター北系水処理施設(土木)建設工事で請負業者による中間出来高検査の杭施工管理資料のデータ改ざんがあり、その対応のため工事が進んでおらず、平成19年度決算において約16億9千万円の事故繰越が発生している。生活基盤となる生活排水処理施設であり、当初予定から大幅に遅れていることから、十分な品質確認を行うとともに、施工管理の徹底を図り、着実な事業の推進に努められたい。</p> <p>また、今回の事案を契機として、リスクの把握を含め今後の対策に活かされるよう、さらに検証されたい。</p> <p style="text-align: right;">(下水道室)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工された杭の品質確認のため、有識者による第三者委員会を設置し、専門的な知見に基づく提言を受けながら載荷試験により確認を進めました。 ・請負業者に対して、施工管理や下請け業者の指導を徹底するよう指導しました。 ・監督体制について、主任監督員1名、補助監督員3名を増員したほか、定期的な監督会議により状況確認、意思疎通ができるよう見直しを図りました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成20年度中に試験を行った杭については、第三者委員会委員から所定の支持力を有していると考えられるとの意見をいただきました。引き続き試験を進め、全ての試験結果を委員会に報告し、施工した杭の品質の評価に関する提言を受け、これに基づき最終的な判断をすることとしています。</p> <hr/> <p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、載荷試験を行うとともに、更に施工管理の徹底を図り、着実な事業の進捗に努めていきます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (検査結果と技術力の向上)</p> <p>(6) 平成 19 年度の建設工事検査件数 4,932 件のうち、指示事項書は 20 件で担当の所属あてに通知し、各発注機関に共通する指示事項等の概要について、注意喚起を行っている。今後も、発注機関担当職員の技術力の向上を図るため、更に一層の周知徹底を図るなど、定期的な取組をされたい。</p> <p>また、平成 20 年度の組織改正により、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に該当する発注者支援業務である工事実地検査業務を(財)三重県建設技術センターに委託したところであり、同法の趣旨に則り、中立性・公平性・透明性の確保を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(工事検査担当)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年 7～8 月に県内 10 の総合庁舎に出向き、地域機関(公共三部及び企業庁)の工事担当職員を対象とした工事検査に関する意見交換会を開催しました。</p> <p>意見交換会においては、平成 19 年度及び平成 20 年 6 月までに実施した工事検査の中で、出来形や品質及び管理資料等について、改善を要した具体的な事例等を説明するとともに、公共工事の品質確保、向上に向けた取り組みについて周知を図りました。</p> <p>また、(財)三重県建設技術センターへの実地検査業務委託については、専門知識と経験を有する実地検査員が、出来形の適合・不適合の技術的審査を独立して行い、本庁検査監が最終的な合・否の判断を行うことから、いわゆる 2 段階のチェックとなり、より高い工事検査の中立性、公正性が確保されました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 19 年度に比較して、指示事項書件数が減少しています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、地域機関の工事担当職員との意見交換会を行うとともに、品質確保・向上に向けた情報共有に取り組みます。</p> <p>また、実地検査業務委託については、工事検査にかかる専門知識と経験を活用しつつ、中立、公正、透明性の確保に努めます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>																																					
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 県内測量業者との和解による損害賠償金等の分割納付に係る収入未済額が、平成 19 年度末現在で 208,178,699 円ある。これまでのところ、和解の条件に従って納付されているが、引き続き、適切に債権管理に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(建設業室)</p>																																					
<p>講じた措置</p>																																					
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 4 月 27 日の和解成立により、全 32 社の損害賠償金等が確定し、分割払い(最長 10 年分割)を選択した業者から和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行いました。 ・平成 18 年 6 月 26 日に分割納付を行っていた A 社から破産申立の通知があったため、その A 社の連帯債務者となっている 27 社に対して、各社別の債務額を通知するとともに支払方法等を確定し、各社の支払方法に基づき納付される損害賠償金等の収納管理についても適切に行いました。 ・なお、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に納入通知書(収納済通知書)を発送する際の送付文書において、損害賠償金等の納付については、必ず納付期限までに納付するよう周知を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 17 年 5 月の分割納付開始以降、平成 21 年 3 月末までの収納状況は次のとおりです。 数値は、県土整備部分です。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">損害賠償金等確定額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">679,206,947 円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>平成 16 年度収納済額(決算額)</td> <td style="text-align: right;">285,979,685 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度収納済額(決算額)</td> <td style="text-align: right;">102,530,752 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度収納済額(決算額)</td> <td style="text-align: right;">45,623,319 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度収納済額(決算額)</td> <td style="text-align: right;">36,894,492 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度末収入済額累計</td> <td style="text-align: right;">471,028,248 円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">+ + +</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度以降分割納付対象額</td> <td style="text-align: right;">208,178,699 円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度収納済額(平成 21 年 3 月末日現在)</td> <td style="text-align: right;">36,296,454 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の納付予定額(平成 21 年 4 月以降)</td> <td style="text-align: right;">171,882,245 円</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、毎月中旬に納入通知書(収納済通知書)を発送する際の送付文書において、損害賠償金等の納付については、必ず納付期限までに納付するよう周知徹底を行っていきます。 ・なお、今後も、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れるよう努めていきます。 		損害賠償金等確定額	679,206,947 円			平成 16 年度収納済額(決算額)	285,979,685 円			平成 17 年度収納済額(決算額)	102,530,752 円			平成 18 年度収納済額(決算額)	45,623,319 円			平成 19 年度収納済額(決算額)	36,894,492 円			平成 19 年度末収入済額累計	471,028,248 円	=	+ + +	平成 20 年度以降分割納付対象額	208,178,699 円	=	-	平成 20 年度収納済額(平成 21 年 3 月末日現在)	36,296,454 円			今後の納付予定額(平成 21 年 4 月以降)	171,882,245 円	=	-
損害賠償金等確定額	679,206,947 円																																				
平成 16 年度収納済額(決算額)	285,979,685 円																																				
平成 17 年度収納済額(決算額)	102,530,752 円																																				
平成 18 年度収納済額(決算額)	45,623,319 円																																				
平成 19 年度収納済額(決算額)	36,894,492 円																																				
平成 19 年度末収入済額累計	471,028,248 円	=	+ + +																																		
平成 20 年度以降分割納付対象額	208,178,699 円	=	-																																		
平成 20 年度収納済額(平成 21 年 3 月末日現在)	36,296,454 円																																				
今後の納付予定額(平成 21 年 4 月以降)	171,882,245 円	=	-																																		

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 県営住宅使用料等の収入未済額が、平成 19 年度末現在で 48,770,126 円あり、前年度と比べて 18,196,365 円減少しているものの、今後とも、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅室)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃滞納者を対象に督促月間(年 2 回)を定め、電話、夜間訪問等を集中的に行いました。(4・12 月) ・県外に居住している退去滞納者及び保証人に対しても督促を行いました。 ・嘱託員(2 名)による訪問督促を計画的に行いました。 ・長期滞納者への最終催告を 4 ヶ月以上の者(33 件)に対して行いました。その結果、3 月末までに 10 件の法的措置を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度未収金が 20 年 4 月に 48,770,126 円あったのが 3 月末には 34,887,192 円に縮減されました。 ・また、6 ヶ月以上の滞納者が 20 年 4 月に 15 件あったのが 3 月末には 1 件に縮減されました。 <hr/> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃徴収督促月間(年 2 回)を定め、集中的に督促を行います。 ・県外に居住している退去滞納者に対しても計画的に訪問し、徴収率の向上を図ります。 ・長期滞納者への最終催告を 4 ヶ月以上の者に対して行い早期解消に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ア) 雑入の収入未済額が1,860円(対前年度比100.0%)あり、前年度と状況が変わっていないので、引き続き、適切な対応に努めるとともに、今後の発生防止に努められたい。 <p style="text-align: right;">(営繕室)</p>
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 ・債務者が行方不明となって8年が経過し現在も連絡を取ることができないため、代理人である弁護士との対応方法について法務・文書室に相談しました。 ・津建設事務所においても同じ債務者における事案があることから、同建設事務所に対応の状況を確認しました。 2 取組の成果 平成21年3月26日付けで、代理人から時効の援用の通知があり、時効が完成したことから、不納欠損処理を行いました。
<u>平成21年度以降(取組予定等)</u> 今後、倒産等による未収金が発生した場合は、法定代理人等と面談する等適切に対応していきます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 13,381,836 円（対前年度比 90.8%）あり、前年度と比べて 1,355,064 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（県土整備総務室）（維持管理室） （各建設事務所）（中勢流域下水道事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>近年の経済不況による会社の倒産や生活困窮などの原因により、占用料の支払が遅延するケースが増加してきていますが、滞納者に対しては督促状を送付するとともに、電話や訪問による督促を定期的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。</p> <p>許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。</p> <p>また、行方不明者や倒産によるものについては、実態調査を行い、時効完成等要件に該当するものは、不納欠損処分を行いました。</p> <p>占用料に係る未収金対応につきましては、占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領を策定し、平成19年度から施行しています。</p> <p>この要領では、滞納処分が円滑に行われるよう、滞納整理票の作成、督促、催告、預金等の差押などの事務手続きを定めています。</p> <p>また、要領の施行に併せて、各地域機関の事務担当者との会議などにおいて研修を行い、担当職員の資質向上を図るとともに、効果的な徴収事例など、地域機関の処理状況について意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>取り組みの結果、平成 20 年 4 月末に、13,381,836 円であった収入未済額が、平成 21 年 3 月末現在で 7,640,887 円に縮減されました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図るとともに、収入未済となっているものについては、引き続き継続的な督促を行うとともに、個々のケースの実態把握に努め、その滞納状況により、分割納付による徴収を行うなど計画的な回収をはかり、収納促進に努めていきます。</p> <p>また、各地域機関の事務担当者との会議などにおいて研修を行い、担当職員の資質向上を図るとともに、効果的な徴収事例など、地域機関の処理状況について意見交換を行い、徴収能力の向上に努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【三重県県土整備部事業（高規格幹線道路等整備）の施行に伴う用地事務委託】 変更理由について、具体的理由未記載 <p style="text-align: right;">（高速道・道路企画室）</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 変更設計書の変更理由に具体的理由を記載しました。 2 取組の成果 変更理由を具体的に記載することにより、変更契約の必然性を明確にしました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 変更設計書の変更理由に具体的理由を記載していきます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (2)【三重県下水道汚泥処理業務】 競争性、公平性の観点から、引き続き他県の状況を踏まえ要検討</p> <p style="text-align: right;">(下水道室)</p>								
<p>講じた措置</p>								
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県下水道公社は、競争性及び公平性が確保できる総合評価落札方式による一般競争入札を実施し、平成 19 年度から 5 年間全浄化センターの汚泥を全量一括して 1 社に処理委託を行いました。なお、この契約方式により、平成 18 年度の契約で 5 年間契約した場合と比較して約 17 億円のコスト縮減を見込んでいます。</p> <p>平成 19 年度に他県照会を行った結果は次のとおりです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>流域下水道の管理について指定管理者制度を導入</td> <td style="text-align: right;">11 道県</td> </tr> <tr> <td>汚泥処理業務を公社に委託</td> <td style="text-align: right;">6 県（三重県含む）</td> </tr> <tr> <td>県自ら実施若しくは委託契約を締結</td> <td style="text-align: right;">3 県</td> </tr> <tr> <td>その他（指定管理者である一部事務組合に委託している等）</td> <td style="text-align: right;">2 道県</td> </tr> </table> <p>2 取組の成果</p> <p>処理場の運転業務や維持管理については、管理の自主的なサービスの提供ができるようにするため、公の施設の管理に関する権限を委任して行わせる指定管理者制度とすることが適当です。</p> <p>一方、汚泥処理業務については、発生した汚泥から有害物質等が検出された場合などは、安全で確実な処理を行うことが求められることから、県が一定の責任を負う業務委託とする必要があります。</p> <p>これらの理由により、指定管理業務と汚泥処理業務については、管理権限や責任の所在などの相違があるため、分割して発注する事務処理が適切であるという整理としました。</p>	流域下水道の管理について指定管理者制度を導入	11 道県	汚泥処理業務を公社に委託	6 県（三重県含む）	県自ら実施若しくは委託契約を締結	3 県	その他（指定管理者である一部事務組合に委託している等）	2 道県
流域下水道の管理について指定管理者制度を導入	11 道県							
汚泥処理業務を公社に委託	6 県（三重県含む）							
県自ら実施若しくは委託契約を締結	3 県							
その他（指定管理者である一部事務組合に委託している等）	2 道県							
<p>平成 21 年度以降（取組予定等）</p> <p>今回の指定管理者の指定期間は、平成 21～25 年度までの 5 年間です。汚泥処理の公社への業務委託は平成 23 年度までであり、平成 24 年度以降の契約について、国土交通省の指導、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や他県の状況を踏まえ、検討を行っていきます。</p>								

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(3) 【県営住宅使用料の口座振替に関する事務処理業務】 予定価格未作成</p> <p>(4) 【県営住宅の外国人入居者への管理業務】 委託期間の見直し</p> <p style="text-align: right;">(住宅室)</p>
講じた措置
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様の事例がないか、他の書類についても再点検を実施しました。 ・また、決裁過程でのダブルチェックを厳格化して事務処理上のミスの再発防止に努めました。 ・さらに、4月はじめからの委託業務施行にあたっては、予算案議決後速やかに入札等を行う等の業務に支障のないよう委託期間の見直しを行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>決裁過程でダブルチェックを行うことで事務処理上のミスが防止できました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>ダブルチェックによる三重県会計規則を遵守した適切な事務執行を行います。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【一般国道 306 号国補道路交通安全対策工事 [単価契約]】 業務の履行確認、検査記録未作成 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 【一般国道 166 号田引 B P 県単道路改良工事 (片平 1 号橋上部工工事費積算業務委託)】 配置技術者の資格要件について、未指定 (松阪建設事務所)</p> <p>(7) 【志摩庁舎清掃・警備業務委託】 設計数量の誤り後の事務処理不十分 (志摩建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 会計規則運用方針第 85 条の規定に基づき、完成検査を実施し、完成認定書を作成しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 配置技術者の資格要件が必要な委託業務については、競争入札審査会において、入札参加資格の確認時に配置技術者の資格要件についても審査を行いました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(7) 入札事務にあたって、課内チェックを充実させ、誤り内容について経緯がわかる資料を保存するようにすると共に、精査した後修正が必要となった時点で設計変更が生じた時は、正規に修正扱いとして適正な事務処理に努めました。 (志摩建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 引き続き会計規則に基づいた適正な事務処理を行いました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 配置技術者の資格要件が必要な委託業務について、適切な技術者配置を求めることができました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(7) 修正が必要となった時点での手続を職員が理解し、適正に事務手続を行いました。 (志摩建設事務所)</p> <p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(5) 契約・支出事務にあたっては、会計規則に準じた運用となっているか検証し、同様のミスが無いよう努めていきます。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 平成 20 年度と同様の取り組みを行い、適切な事務処理を行っていきます。 (松阪建設事務所)</p> <p>(7) 引き続き、説明責任が果たせるよう、修正が必要となった時点で、正規に修正扱いとして作成事務処理を行います。 (志摩建設事務所)</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(8) 【三木里港湾海岸清掃等管理業務委託】 統一的な基準(要領) 履行確認手法などが未整備 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(9) 【中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)高須町公園管理業務委託】 契約書に再委託に関する条項なし (中勢流域下水道事務所)</p> <p>(10) 【中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)高須町公園(グランドゾーン)(緑地帯ゾーン)(キャンプ場ゾーン)草刈業務委託】 3者で3回の契約を行っているので、特命随意契約にあたっては、契約内容の精査 (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(8) 基準については、他事務所の状況も参考に検討しました。 履行確認については、委託先の尾鷲市に対し再委託分の履行確認書の写し及び写真の添付を指導済みです。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(9) 平成 20 年度分(管理期間：H20.4.1～H21.3.31)は、前年度末(H20.3.31)に契約済みであったことから、再委託の有無及び委託内容について確認を行いました。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>(10) 3つのゾーン毎に各団体から「草刈り作業実施申出書」が提出され、5/26～6/30、7/14～8/31、9/8～10/31において事業を実施しました。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(8) 基準を作成しました。 尾鷲市から平成 20 年度再委託分の履行確認書の写し及び写真の提出を受けました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(9) その結果、委託業務の内、管理施設内のトイレの清掃、ゴミ箱のゴミの処分・管理及び設備の点検などの一部を再委託しており、供用施設の運営・管理などの主たる部分については、直営管理していることから、特に問題はないことが確認できました。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>(10) 平成 21 年度以降の契約については、契約内容等の検討を行っています。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(8) 平成 21 年度の発注にあたっては、他事務所の処理状況も参考に作成した基準により対応予定です。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(9) 契約条項に再委託に関する条項を追加しました。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>(10) 今後とも、「草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領」に基づいて、住民参画型による除草作業を継続して実施し、契約回数等、契約方法について検討していきます。 (中勢流域下水道事務所)</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(11) (財)三重県建設技術センターへの随意契約理由の記載内容不十分 17 件 (うち 1 件は(6)と重複)</p> <p style="text-align: right;">(鈴鹿、松阪、伊賀、志摩、尾鷲建設事務所) (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準」では、「民間でできることは民間に」を基本に、地方自治法施行令第 167 条の 2 に適合し、三重県建設技術センターへの特命性がある場合に随意契約ができることを明確にしました。 ・「(財)三重県建設技術センターへの測量設計等業務委託発注基準の運用について」(以下、「運用」という)において、「建設技術センターへ設計業務委託をできる場合」と地方自治法施行令との関係を明確にしました。 ・「運用」に基づく契約結果の公表について、「三重県入札情報サービス」の入札結果情報を活用することとしました。 ・12 月末までの(財)三重県建設技術センターへの委託契約状況と契約結果の公表状況を確認しました。 ・平成 21 年 2 月に平成 20 年度の業務委託の内容や随意契約理由の検証を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12 月末までの委託契約と結果公表の状況を確認したところ、6 月以降の該当分について、随意契約を行ったすべての案件の委託業務の名称、委託業務着手の時期及び完成の時期や契約金額および 随意契約理由が入札情報サービスにより公表されていました。 ・12 月末までに随意契約を行ったすべての案件の随意契約理由に契約根拠となる地方自治法施行令の条項が記載されていました。 ・随意契約理由は、具体的・明確な記述となるよう周知しました。
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>随意契約理由について、具体的・明確な記述となるよう周知するとともに、今後も引き続き透明性、公正性を確保するため厳格な運用をしていきます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【一般地方道辺法寺加佐登停車場線 地方道路交付金工事（樋門上部工）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式技術提案履行確認書（施工時）での確認がされていない。 ・契約書の特記事項に繰越承認後の工期変更（標準工期）が明記されていない。 <p style="text-align: right;">（鈴鹿建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の履行確認については、「総合評価方式に伴う技術提案書の取り扱い」に基づき、適切に処理が行われるよう、課内会議等で周知するとともに、工事着手前の受注者との協議を徹底しました。 ・年度内の完成が見込めない工事については、「繰越承認後の工期変更」を特記事項として明記するよう、発注前のチェックを徹底するとともに課内会議等で周知しました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の履行確認については、「総合評価方式に伴う技術提案書の取り扱い」に基づいて、適切に処理しました。 ・年度内の完成が見込めない工事については、「繰越承認後の工期変更」を特記事項として明記し、また、債務設定が可能な場合は当初から標準工期が確保できるよう対応しました。
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>引き続き、職員への周知、受注者との協議を徹底し、適切な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (2) 【一般地方道六軒鎌田線 地域自立活性化交付金工事】 公告、契約書の特記事項に繰越承認後の工期変更（標準工期）が明記されていない。 (松阪建設事務所)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 ・繰越承認後の工期変更（標準工期）の記載が必要な工事については、特記仕様書への明示を行いました。 ・特記仕様書への明示が適切に行われているか、施行伺いの決裁時に確認を行いました。 2 取組の成果 平成 20 年度発注工事においては、適切な処理が行われました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 平成 20 年度と同様の取り組みを行い、適切な事務処理を行っていきます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(3) 【一般国道 260 号 志摩 BP 国補道路改良工事】 「技術提案履行確認協議書」において、施工中の確認がされていない。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 【名張曾爾線国補災害防除施設（落石防護柵）工事】 「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱、様式 A ~ D」が契約書に未添付 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 技術提案履行確認協議書の履行確認時期について施工中に確認できるものはその都度技術提案履行確認を行いました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 落札決定時に様式等を業者へ渡し、契約書に添付することとし、契約書提出時に添付の確認を行うこととしました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 施工中に確認できる提案事項の執行があると、その都度確認しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) その後、添付もれは発生していません。 (伊賀建設事務所)</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 引き続き、適正な事務処理に取り組んでいきます。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 引き続き、落札決定時に様式等を業者へ渡し、契約書に添付することとし、契約書提出時に添付の確認を行います。 (伊賀建設事務所)</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 県単工事 (1) 【主要地方道鳥羽磯部線 地方特定道路整備工事】 ・「軽微な設計変更」の手続が必要 ・工事区間外（前年度工事区間）が変更契約の中に含まれていた。 (2) 【一般地方道松山南張線 県単道路改良】 ・年度末の予算残をみて4日間の工事契約（特記事項に契約後工期延長の記載あり）の締結 (志摩建設事務所)
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 工事発注前に現地を充分調査し、設計に反映するとともに、やむを得ず変更が生じる場合は、建設工事設計変更要領に基づき適正な処理に努めました。 (2) 工事内容に合った工期設定ができるよう、早期発注に努めました。 2 取組の成果 (1) 建設工事設計変更要領に基づき適正な処理が執られました。（処理件数 14/14） (2) 早期発注により工期を確保できました。（工事発注 13/13）
<u>平成21年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、三重県建設工事設計変更要領に基づき適正化と工期の確保に向けた取り組みを行います。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(3) 【名張青山線地方特定道路整備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式に伴う技術提案書の取扱、様式 A ~ D」が契約書に未添付 ・契約締結後 14 日以内の協議書が未実施 <p>(4) 【平尾南町下比奈知線[街路]地方特定道路整備（舗装）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注前の協議不十分 <p>(5) 【一般国道 422 号公共土木施設維持管理費工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の十分な調査が必要 ・指名審査会に工事名、工期、請負業者名、変更内容、変更理由が未報告 <p style="text-align: right;">（伊賀建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 落札決定時に様式等を業者へ渡し、契約書に添付することとし、契約書提出時に添付の確認を行うこととしました。</p> <p>早急に、技術提案の履行確認について、協議しました。</p> <p>(4) 事前に関係機関との協議や調整、現地立ち会い等を実施し、工事の発注を行いました。</p> <p>(5) 工事の発注に際しては、地元、市等の関係者と十分な調整・確認を行うとともに工事監督を担当する工事課と協議を行いました。</p> <p>「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、競争審査会への報告を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) その後、添付もれは発生していません。</p> <p>協議内容を協議書（様式 A）とし、協議の証として双方が一部ずつ保管しました。</p> <p>(4) 十分な調整等を実施したことで、工事の進捗に影響が出るような事態は発生していません。</p> <p>(5) 競争審査会に事前に諮ることが必要な追加工事は生じていません。</p> <p>やむをえず変更設計が生じた場合には、変更契約後に競争審査会への報告を行いました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 引き続き、落札決定時に様式等を業者へ渡し、契約書に添付することとし、契約書提出時に添付の確認を行います。</p> <p>協議書は契約締結後となるため、事業課（流域課）から工事課への入札前の現場引継において、総合評価方式による案件であることを確実に伝えます。</p> <p>(4) 事前に関係機関との協議や調整、現地立ち会い等を実施し、工事の発注を行っていきます。</p> <p>(5) 工事の発注に際しては、地元、市等の関係者との調整、確認を十分に行うとともに、工事課との協議についても十分行います。</p> <p>やむを得ず変更設計が生じた場合には、「三重県建設工事設計変更要領」に基づいた手続きを行います。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(6) 【賢島長島線〔街路〕地方特定道路整備工事（道路工事）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な設計変更の事務処理において、請負者との協議書が未実施 ・工期延長の理由が変更理由書に明確に記載されていない。 <p style="text-align: right;">（尾鷲建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 （軽微な設計変更の事務処理） （工期延長理由の明確化） 工事発注にかかる業務について、設計書を作成する課（道路・公園課、流域課等）と、工事監督をおこなう課（工事課）に分割し、設計変更にかかる事務処理に関して、両課が相互にチェックを行う体制を整備しました。</p> <p>2 取組の成果 （軽微な設計変更の事務処理） 設計変更した設計書 47 本において、軽微な変更にかかる請負者との協議書の取り交わし忘れはありませんでした。 （工期延長理由の明確化） 工期延長した設計書 33 本すべてに工期延長理由を変更理由書に記載しました。（起工理由欄に工期延長理由を記載したものを含む。）</p> <hr/> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>（軽微な設計変更の事務処理） 請負者との協議書の取り交わし忘れゼロを継続します。 （工期延長理由の明確化） 工期延長理由が変更理由書に記載されていない変更設計書ゼロを継続します。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 旅費 (1)【第 535 回建設技術講習会】 復命不十分 <p style="text-align: right;">(道路整備室)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 毎月 1 回実施している室ミーティングで、適切な復命について意見交換を行ない、出張内容や結果について、適切に復命することを確認しました。 2 取組の成果 復命にあたっては、出張内容や結果について、簡潔にわかりやすく記載しています。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、適正な事務の執行を行なっていきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 旅費 (2)【平成 19 年度技術研修会】 費用内訳（宿泊費用等）が不明確 (鈴鹿建設事務所)(尾鷲建設事務所)(中勢流域下水道事務所)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 主催者である三重県建設技術協会に今後の研修案内文書に費用内訳を明確に示してもらうよう依頼しました。 参加費徴収方法については、主催者負担分と公費支出分の内訳を明確にする等、改善されることを確認しました。 2 取組の成果 費用内訳を明確にしてもらうことで、より適正な旅費執行が可能となりました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 今後とも経費内訳が不明確な研修依頼については、主催者へ内容確認を行うなど適正な旅費執行に努めていきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 ア 公有財産、物品の管理状況 (1) 津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が1件あり (維持管理室)
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 ・不法占用者を訪問し、自主的撤去を促しましたが、応じなかったため行政代執行を視野に入れて、7月11日期限の弁明の機会の付与を行いました。しかしながら、それに対する反応がなく、撤去命令を発する予定でした。その後、不法占用者本人が7月下旬に死亡しました。 ・不法占用者本人が死亡したため、相続人に占用物を撤去するように依頼を行いました。全ての相続人からは、相続放棄をする旨の意向が示されました。 2 取組の成果 ・11月27日に事故等の発生を防止するために、入口に鍵を設置し、窓ガラスに板を打ち付ける処理を行う等現在は工作物の管理を実質的に県が行っています。 ・平成21年3月16日、撤去しました。
<u>平成21年度以降(取組予定等)</u> 解決済みです。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失、盗難等 (1) ノートパソコンの損傷（修理代 88,089 円） <p style="text-align: right;">（施設災害プロジェクト）</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 机の上の整理整頓をおこない、二度とこのようなことが発生しないよう指導すると共に、他の職員についても注意喚起しました。 2 取組の成果 プロジェクト内の机上の整理整頓ができるようになりました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 今後も整理整頓に努めるように全職員に注意喚起していきます。

部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等	財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。
イ 金品亡失、盗難等	
(2) 公用車のランプカバーの破損（物損額 5,943 円）	（四日市建設事務所）
(3) 公用車のリアーガラスの損傷（県負担額 0 円）	（鈴鹿建設事務所）
(4) 公用車の損傷（県負担額 42,000 円）	（津建設事務所）
(5) 鋼製側溝蓋等の盗難の発生	（松阪建設事務所）
(6) 仮設資材等の盗難の発生	（伊勢建設事務所）
(7) 車止めの盗難の発生	（尾鷲建設事務所）
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(2) 公有財産の財産管理の重要性について職員への周知及び注意喚起を行いました。	（四日市建設事務所）
(3) 交通事故の防止（金品亡失）については、課長会議及び交通安全研修等機会あるごとに、職員に注意喚起してきたところであり、職員の交通安全意識の高揚に努めました。	（鈴鹿建設事務所）
(4) 所内会議を通じ、全職員に対してより一層の備品の管理に対する意識の徹底を図りました。	（津建設事務所）
(5) 盗難があった路線を中心に、鋼製側溝蓋を固定しました。	
併せて、道路パトロールの強化を図りました。	（松阪建設事務所）
(6) 残存する仮設資材等を撤去しました。	（伊勢建設事務所）
(7) 指定管理として管理を委託している熊野灘臨海公園内であるため、指定管理者に対し、契約に基づく巡視を今後も確実・適正に行うよう指示。管理囑託員のパトロールの際、毎月 1 回現況確認を実施しました。	（尾鷲建設事務所）
2 取組の成果	
(2) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、金品亡失の発生を防止することができました。	（四日市建設事務所）
(3) 引き続き職員の交通安全意識の高揚に取り組みました。	（鈴鹿建設事務所）
(4) 公用車の損傷が 2 件起こりましたが、それ以外に金品忘失は発生していません。（津建設事務所）	
(5) それ以降、鋼製側溝蓋の盗難は発生していません。	（松阪建設事務所）
(6) 仮設資材を撤去したので、その後被害はありません。	（伊勢建設事務所）
(7) 前回の盗難発生以後、盗難の発生はありません。	（尾鷲建設事務所）
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u>	
(2) 今後も、公有財産の管理について、職員に対し周知、注意喚起を行っていきます。	（四日市建設事務所）
(3) 引き続き課長会議等を通じ注意喚起を行うとともに、交通安全意識の高揚及び公有財産についての意識改革に取り組みます。	（鈴鹿建設事務所）
(4) 金品忘失（損傷）が発生しないよう、引き続き全職員に、より一層の備品の適正な管理に対する意識の徹底を図っていきます。	（津建設事務所）
(5) 引き続き、鋼製側溝蓋を固定していきます。	（松阪建設事務所）
(6) 適切な資材保管措置を講じ、事故防止に努めます。	（伊勢建設事務所）
(7) 引き続き、指定管理者に厳格な巡視の実施を指導し、継続して管理囑託員のパトロールにおいても、公園施設の現況を確認していきます。	（尾鷲建設事務所）

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記 過年度に取得した公共用地の未登記が 5,365 筆、1,339,407.63 m²あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進める必要あり</p> <p style="text-align: right;">(公共用地室)(各建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未登記対策については、平成 14 年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化していますが、引き続き本年度も処理目標(150 筆)を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による「平成 17 年度以降の処理方針」に沿って、未登記処理を促進しました。 ・未登記案件は処理困難なものが多いことに加え、不動産登記業務は専門的知識を必要とすることから、意見交換を行う担当者会議の開催などを通じて処理体制の充実を図りました。 <p>2 取組の成果 平成 20 年度における未登記処理は、処理目標 150 筆に対し、3 月末時点で 120 筆の処理を行いました。</p>
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「平成 17 年度以降の処理方針」に沿って平成 21 年度の処理目標(60 筆)を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。 ・地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会への参加や担当者会議での意見交換などにより処理体制の充実に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 普通財産 県土整備部長所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が 30,925.96 m²あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。 (内訳) 中ノ川廃川敷外 6 件 5,745.84 m²</p> <p style="text-align: right;">(公共用地室)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 不用となった廃川敷・廃道敷を売却・無償譲渡処分することは財産管理の一つの有効な方策です。しかし、公共用地室所管の県有普通財産は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状・面積やその所在が一般の不動産流通市場における「商品」としての必要条件を必ずしも満たしておらず売却に適していない物件が多いこと ・入札に馴染みにくい経緯・形状にあっても随意契約するには財産価値が大きすぎる、あるいは法令上の随意契約理由が成立し難いケースが多いこと ・有価値のものを無償(あるいは減額)譲渡することが適法であったとしても、将来、住民監査請求や訴訟の対象となる不当な処分とならないよう検討が必要であること <p>等制約が非常に多く、現実的に売却・無償譲渡処分するには困難であるケースが大部分です。これらの状況及び関係する法令の趣旨を総合的に踏まえ、地域機関の協力により、処分可能なものについては極力売却等の処分を実施、あるいは調整中です。 また、売却を進める上で必要と思われる、規則の制定・改正要望、予算要望等を関係機関に対し行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の実施：3件実施したが、応札者無く不調。 ・その他については、地域機関の協力を得て鋭意調整中。
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>県土整備部所管の県有普通財産については、引き続き公共事業の代替地としての活用、また一般競争入札制度を活用し、早期にその処分が図られるよう務めていきます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 普通財産 県土整備部長所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が 30,925.96 m ² あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。 津松阪港 11,839.17 m ² <p style="text-align: right;">(維持管理室)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 ・測量・鑑定が終了しましたので、購入希望者を募っているところです。 ・売却予定地に埋設されていた県の水道管施設について撤去しました。 2 取組の成果 港湾利用者及び荷役業者に対して、売却の説明を行い購入の希望を募った結果、購入条件等の問い合わせがありました。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 平成 21 年度も引き続き、広く購入者を募っていくなど売却に努力し、売却の公示手続きを進めていきます。

部局名 県土整備部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 普通財産	
県土整備部長所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が 30,925.96 m ² あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図りたい。	
鎌谷川外 3 件	1,596.70 m ²
国道 25 号外 6 件	5,929.23 m ²
県道里鹿谷線外 1 件	771.80 m ²
淀川水系久米川	5,043.22 m ²
	(四日市建設事務所)(鈴鹿建設事務所) (志摩建設事務所)(伊賀建設事務所)
講じた措置	
<u>平成 20 年度</u>	
1 実施した取組内容	
・ 廃道敷、廃川敷について、売却が可能な箇所については、売却の準備を進めました。	(四日市建設事務所)
・ 廃道敷、廃川敷について、再度検討を実施しました。	(鈴鹿建設事務所)
・ 廃道敷、廃川敷について、売却が可能な箇所については、売却の準備を進め、現場が確認できない箇所については、関係市町と調整して、現場の確認を進めました。	(志摩建設事務所)
・ 久米川廃線敷き払い下げについて、県の方針に基づき伊賀市に対し売却単価(鑑定評価)を提示するとともに、今後の処理方針について協議を行いました。	(伊賀建設事務所)
2 取組の成果	
・ 県道の廃道敷の 1 件について、払い下げの手続きを完了しました。	(四日市建設事務所)
・ 廃道敷については、売却等を進める準備箇所・・・3カ所 (国道 25 号、亀山安濃線、亀山停車場石水溪線)	
・ 廃川敷については、売却準備箇所・・・1カ所(大門川) 場所が確認出来ない箇所・・・2カ所(桜川、蒲川) 売却するかどうか検討箇所・・・1カ所(棕川)	(鈴鹿建設事務所)
・ 伊賀市では、当該エリアを含んだ地域でのまちづくりを検討しているところであり、その事業の具体化に合わせ、用地取得を行っていきたい旨の申し出がありました。 なお、現在、市の浄化施設等が当該地域の一部に設置されていることから、伊賀市に対して、その事業が具体化するまでの間、占用手続きを強く指導しています。	(伊賀建設事務所)
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u>	
・ 関係者との調整を続行し、関係資料の収集に努めます。	(四日市建設事務所)
・ 引き続き、現地確認ができた箇所については、売却等を進める協議を行い、又、確認が出来ない箇所については、引き続き確認をしていきます。	(鈴鹿建設事務所)
・ 引き続き公共事業としての代替地としての活用、また一般競争入札制度を活用し、早期にその処分が図れるよう努めていきます。	(志摩建設事務所)
・ 今後も引き続き伊賀市と協議を進めていきます。	(伊賀建設事務所)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務実績簿の承認がまとめて承認されていた。(松阪建設事務所)</p> <p>(2) 住居手当の認定簿記載漏れ、家賃領収書の未添付(志摩建設事務所)</p> <p>(3) 危険作業手当の未支給(志摩建設事務所)</p> <p>(4) 特殊勤務実績簿の承認がまとめて承認されていた。(伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 手当の実績が生じた都度承認を受けるようにしました。(松阪建設事務所)</p> <p>(2)(3) 未記載の認定簿について記載整理、書類整備を行い、支給漏れについて支払処理を行いました。また、電算登録後に、職員から追加実績がある旨の申告があった場合、このような不適切な事務処理がないよう、対象の把握を十分に行うとともに、課内でのチェック体制を充実させ、確認を行いました。(志摩建設事務所)</p> <p>(4) 特殊勤務に従事した日ごとに、決裁者の承認を得よう周知徹底をし、適正な事務処理に努めました。(伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 一括承認は無くなりました。(松阪建設事務所)</p> <p>(2)(3) 平成 20 年度は、上記の対策を講じたことから不適切な処理は発生していません。(志摩建設事務所)</p> <p>(4) 現在では、特殊勤務実績簿の決裁をまとめて承認してもらう職員も無くなり、特殊勤務に従事した日ごとに、決裁者の承認を得ています。(伊賀建設事務所)</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>今後も、課内でのチェック体制の充実と確認を徹底するなど、適切な事務処理を行います。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(7) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(県土整備総務室)(高速道・道路企画室)(営繕室)
(四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野建設事務所)

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

- ・特別交通安全研修(三重県交通安全研修センター)の実施
平成 19,20 年に加害、自損事故を起こした職員に対して、9月8~9日に計4回の特別研修を実施しました。
(研修内容)
 - ・交通安全にかかわる講話・ビデオ
 - ・4輪事故体験シミュレーション
 - ・危険予測と緊急回避シミュレーション
 - ・スキッドコース等実車体験等
 - ・自転車研修等
- ・交通事故に対する注意喚起
本庁室長会議、地域機関総務室長会議等で随時、交通事故に対する注意喚起を行い、再発防止に努めました。
- ・無事故・無違反チャレンジ123への参加
本庁室長会議でチャレンジ123の説明を行い、各室で積極的な参加の呼びかけを行いました。

2 取組の成果

特別交通安全研修については、該当職員26名全員の参加がありました。

また、無事故・無違反チャレンジ123については、室長会議での積極的な働きかけの結果、県土整備部本庁各所属から30チーム(150名)の参加がありました。

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進し、交通事故防止意識の高揚に努めましたが、公務中の交通事故は以下のとおり依然発生している状況です。引き続き、地道な啓発活動の必要があります。

	19年度	20年度(3月31日現在)
交通事故総数	15件	14件
うち加害事故	6件(40%)	3件(21%)
自損事故	6件(40%)	6件(43%)
被害事故	3件(20%)	5件(36%)

平成 21 年度以降(取組予定等)

平成 20 年度に引き続き、特別交通安全研修、無事故・無違反チャレンジ123の積極的な参加など、交通事故防止に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) 危機管理（リスク評価）に関すること</p> <p>【工事検査業務】</p> <p>年度内に検査報告書を作成し、監督員等に配布することとしているが、現在、作成されていないので、早急に作成するとともに、進行管理の徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（工事検査担当）</p>
講じた措置
平成 20 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 19 年度は、年度途中の平成 19 年 10 月 16 日に公共事業総合推進本部事務局長宛「公共工事における監督業務の充実及び徹底について」を通知し、監督員の技術力アップや真摯な監督業務の執行等を要請しました。しかし、年度としての総括的な検査報告書の作成及び、監督員等への配布をしていなかったことについて再検討した結果、平成 20 年度から報告書の配布に代えて、地域機関工事担当者との会議を開き、検査状況等の報告を行うこととしました。</p> <p>具体的には、平成 20 年 7～8 月に県内 10 の総合庁舎に出向き、地域機関（公共三部及び企業庁）の工事担当職員を対象とした工事検査に関する意見交換会を開催し、平成 19 年度及び平成 20 年 6 月までに実施した工事検査の中で、出来形や品質及び管理資料等について、改善を要した具体的な事例等を説明するとともに、公共工事の品質確保、向上に向けた取り組みについて周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 19 年度に比較して、指示事項書件数が減少しています。</p>
平成 21 年度以降（取組予定等）
<p>本年度と同様に、地域機関の工事担当職員との意見交換会を行うとともに、定期的で開催される所長会、室長会、技術課長会へ出向き品質確保・向上に向けた情報共有に取り組みます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(9) その他 事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 消耗品の誤払いによる戻入 (桑名建設事務所) (2) 委託料の年度誤りによる戻入 (四日市建設事務所) (3) 指定管理者制度の条例に基づく協定書締結手続きの遅延 (鈴鹿建設事務所) (4) 屋外広告物許可手数料等の証紙収入実績報告の誤り (鈴鹿建設事務所) (5) 道路等美化ボランティアへの支援助成の領収等の確認できる書類の徴収 (鈴鹿建設事務所) (6) 契約時における年度割額誤りによる工事請負費前払金の戻入 (津建設事務所) (7) 国補道路改築事業の歳入管理の徹底 (志摩建設事務所) (8) 道路等美化ボランティア活動助成事業の実績確認書類の添付の徹底 (尾鷲建設事務所) (9) 熊野灘臨海公園の管理にかかる事業実績報告書の早期提出 (尾鷲建設事務所) (10) 登記事務嘱託員の報酬過払いによる戻入 (熊野建設事務所) (11) 社会保険料の誤払いによる戻入 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 経理担当者と検収者との連携を一層密にするとともに、検収記録調書と請求書のチェックを複数の職員が行うように徹底しました。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 事業担当課との連携を強化するとともに、担当 課長 室長であった支出の決裁を担当 主査 課長 室長に改めチェック機能の強化に努めました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3)(4)(5) 事務処理上不適切な事案について、適切な事務処理を行いました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 契約時に年度割額について確認をしました。 前払金支払時にも、年度割額に誤りがないか複数の目でチェックしました。(津建設事務所)</p> <p>(7) 予算管理について、県土整備部とも十分連携を行い、事務所内での予算管理及び執行について各課の相互チェックの取り組みを行いました。 土地売買等の契約締結における支出負担行為について、予算令達の確認を行いました。(志摩建設事務所)</p> <p>(8) 平成 20 年度分については原則的に申請受付が終了しているため、道路等美化ボランティア活動助成申請者に対し、実績報告時には実績確認書類(写真等)を添付するよう重ねて依頼しました。 また、1月になって追加で申請受付した1件については、実績報告の際に実績確認書類(写真等)も提出をするよう、申請受付時に指導しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(9) 至急提出するよう指示しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 報酬(通勤手当分)過払いの戻入については、通勤手当認定誤りが原因であったため、その後、認定時のチェックを強化するなど、同様のミス発生防止に努めました。(熊野建設事務所)</p> <p>(11) 社会保険料の誤払いについては、事業主負担分の按分誤りが原因であったため、その後、事業主負担分算出時のチェックを強化するなど、同様のミス発生防止に努めました。(熊野建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現在のところ誤払いは、生じていません。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) チェック機能が強化されました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3)(4)(5) 引き続き、適切な事務処理に努めました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 今年度の戻入はありませんでした。(津建設事務所)</p> <p>(7) 予算要求(令達)等について、本庁と連携し適切な予算管理・執行となりました。 事務所内において計画的な事業の推進を行うための情報共有を図りました。(志摩建設事務所)</p> <p>(8) 今年度申請受付分 11 件(内 1 件は 1 月に追加申請受付分)のうち、消耗品等の支給を受けたことで実績の報告義務がある申請分 7 件については、事業を終了して 3 月末までに実績報告書の提出があり、実績確認書類の添付を確認済です。(尾鷲建設事務所)</p>

- (9) 平成 19 年度分については、7 月 25 日（金）に事業実績報告書が提出されました。
また、平成 20 年度分の実績報告について提出期限の 4 月 30 日を厳守するよう指定管理者に指導
しました。 (尾鷲建設事務所)
- (10)(11) その後は同様のミスも発生することなく、適切な事務処理を行うことができました。
(熊野建設事務所)

平成 21 年度以降（取組予定等）

今後とも、事業担当室等との連携を行い、適切な事務処理が行えるようチェック体制の強化に取り組みます。

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>(会計事務の適正化)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など種々取り組まれているところである。この結果、19年度の会計相談件数は11,569件(18年度 7,371件 57.0%増)と大きく増加し、一方出納局検査における19年度の指導件数は643件(18年度 879件 26.8%減)と大幅に減少している。</p> <p>しかしながら、全般的に相談件数が多い所属ほど、指導件数が多くなっており、特に庁舎外にあって地域駐在が常駐していない県立学校や単独地域機関においては、指導件数が横ばい若しくは増加傾向にある。今後も、これらの所属に対する巡回回数を増加するなど、サポート体制を強化するとともに、出納員、会計職員及び一般職員の事務処理能力の向上を図るための研修等を強化するなど、適正な事務処理についての取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、執行伺いの段階で行う「事前検査」、一連の会計事務が完了した後に行う「支出後検査」等の検査を実施しています。このうち「事前検査」については、より早い段階で会計指導を行えるよう、前年度の相談内容、指導した事項から検査対象の見直しを行い、不適正な会計事務の未然防止に努めました。</p> <p>(2) 各所属の会計事務担当者のニーズに応えるため、会計事務職員の習熟度にあわせた研修を実施するとともに、地域駐在による地域別研修や各所属からの依頼による出前研修を実施しました。</p> <p>また、今年度は新たに、職場における会計事務の核となるべき人材を養成するため、経験者を対象に、収入、支出、契約等の分野別専門研修を実施しました。</p> <p>(3) 出納局では、会計事務を身近なところで日常的にサポートすることをミッションとして会計相談に対応していますが、各地域駐在は2名体制となっているため、地域機関の支援要請等にタイムリーに応えることが困難な状況となっていました。このため、各地域において、各所属の出納員や事務担当者を対象として意見交換会を実施するとともに、松阪・伊勢駐在を中心に試行を行うなど、駐在の集約化に向け、検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各所属の会計事務担当者の業務を支援するため、平成18年度から県民センターが所在する9庁舎に出納局職員を配置し、身近なところで、きめ細やかに会計事務の相談に応じるとともに、会計事務担当職員の意識とスキルの向上を図り、不適正な会計事務の未然防止に努めているところです。この結果、駐在制度発足当時(平成18年度)には指導件数は879件であったのが、平成20年度には、573件となりました。また、平成19年度(643件)と比較し、70件減少しています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>会計支援体制の強化</p> <p>平成21年度から地域駐在を現在の9か所から4か所に集約・拠点化するとともに、各拠点に4名の会計支援特命監を配置し、地域機関における会計事務の支援・指導といった特命を負わせ、地域駐在の責任体制を明確にします。</p> <p>併せて、集約・拠点化により、一拠点あたりの職員を増やすことで、組織の機動力を高め、柔軟に地域機関を支援できる体制とし、「きめ細やかでタイムリーな相談等の対応」、「巡回検査・相談の回数増(2月1回 原則月1回)」、「訪問研修の実施(システム操作研修を含む)」など「身近なところで、日常的にサポート」を行うことにより、各所属への支援を強化し、適正な会計事務の執行を確保します。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>(「企業庁中期経営計画」における重要課題の推進)</p> <p>(1) 企業庁が平成19年11月に策定した、「企業庁中期経営計画」においては、「企業庁のあり方に関する基本的方向について」で示された市水道事業への一元化など、4項目の重要課題について、平成19年度からの4年間の取り組みが示されている。</p> <p>これら重要課題の推進にあたっては、関係部とともに、県民、ユーザーをはじめ、市町、県議会など関係機関に対して積極的な情報提供に努めるとともに、十分な意見交換を行うことによって、経営改善に対する理解を得ながら、適切かつ着実に取組を進められたい。</p> <p>(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重要課題(水道事業の市への一元化、技術管理業務の包括的な民間委託、水力発電事業の民間譲渡、RDF焼却・発電事業の移管)の推進にあたっては、政策部、環境森林部など関係部局とともに、様々な機会を通じて、県民、ユーザー、関係市町へ説明するとともに、所管の常任委員会等を通じて県議会へ報告を行うなど、課題の内容に応じて積極的に情報提供し、ご意見をいただきながら取組を進めています。</p> <p>(2) 昨年に引き続き、平成21年2月には、ユーザーの立場から意見をいただける方、経営に関する見識をお持ちの県民の方々にご出席いただき「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を開催し、企業庁の事業の実施状況や経営改善の取組状況について情報提供し、広くご意見をいただきました。</p> <p>(3) 「企業庁中期経営計画」の取組状況については、目標値の実績をホームページで公表しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>企業庁の経営改善に係る取組について、県民、ユーザー、市町、県議会など関係機関に対し、積極的に情報提供し、理解を得ながら重要課題に係る取組を推進しました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>重要課題を含めた「企業庁中期経営計画」の推進については、引き続き県民、ユーザー、市町、県議会など関係機関に対し、積極的に情報提供に努めるとともに、ご意見をいただきながら進めます。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>(計画的な施設改良と危機管理の取組)</p> <p>(2) 企業庁では「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」の策定に合わせ、平成19年度から10年間の「企業庁施設改良計画」を平成19年11月に策定した。施設改良の実施にあたっては、長期間にわたって多額の投資が必要となることから、経営的な観点から、計画的・効率的に実施されたい。また、水道・工業用水、電気の「安全・安心・安定」供給確保の観点から、「企業庁防災危機管理推進計画」に基づき、引き続き施設の耐震化など、危機管理の取組を計画的に進められたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施設改良については、水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するため、水管橋の耐震補強工事などの「耐震化対策」と管路や設備機器の改修工事などの「老朽化対策」を「企業庁施設改良計画」に基づき、計画的・重点的に実施しました。</p> <p>(2) 危機管理の取組については、「企業庁危機管理推進会議」を定期的開催し、新しい危機管理体制や危機管理マニュアルの検討、危機対応事案の情報共有や水平展開を図るとともに、各事業所において危機を想定した訓練を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 施設の「耐震化対策」及び「老朽化対策」の実施内容及び成果</p> <p>耐震化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝明川水管橋耐震補強工事の完成(水道事業) ・三滝川水管橋耐震補強工事の完成(工業用水道事業) ・揖斐川水管橋耐震補強工事他の実施(工業用水道事業) <p>老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多気浄水場中央監視制御装置取替工事の完成(水道事業) ・磯部浄水場中央監視制御装置改良工事他の実施(水道事業) ・配水管布設替工事(四日市市内)及び配水管更生工事(松阪市内)の実施(工業用水道事業) ・長発電所神原取水口除塵機改良修繕工事の完成(電気事業) <p>(2) 危機管理の取組の実施内容及び成果</p> <p>震度5強以上等の非常参集体制について、職員が予め定められた最寄りの企業庁有人施設に参集する独自の体制に9月から切り替え、参集施設ごとに応急復旧訓練等を実施しました。「企業庁新型インフルエンザ対策マニュアル」を制定しました。</p> <p>各事務所において、震災・災害・事故などを想定した訓練を、総計77回実施しました。危機管理研修会を通じた人材の育成に取り組みました【研修会実施1回、参加者延83名】</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場などの施設を効率的に整備し、適切に維持更新していくことが不可欠であり、「企業庁施設改良計画」に基づき、「耐震化対策」や「老朽化対策」を計画的・重点的に実施していきます。また、引き続き危機管理対策にも取り組んでいきます。</p> <p>(1) 施設の「耐震化対策」と「老朽化対策」の実施予定</p> <p>「耐震化対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水管橋補強工事(揖斐川他11件)など <p>「老朽化対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南勢水道管内遠方監視制御装置改良工事など <p>(2) 危機管理の取組の実施予定</p> <p>危機管理推進会議等で災害発生の未然防止対策の検討や危機管理体制の充実を図ります。危機を想定した訓練について、各事務所の課題に応じて企画し、実施します。危機管理研修会の開催等を通じ人材育成に取り組みます。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>(水道事業における建設事業の計画的な実施)</p> <p>(3) 北勢系第2次拡張事業の一部給水(平成21年7月)及び伊賀広域水道建設事業の全部給水(平成21年4月)の開始予定時期が近づいていることから、着実な建設事業の実施に努められたい。 (事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 北勢系第2次拡張事業 平成21年7月の亀山市への一部給水に対応できるように、亀山向けラインを優先的に整備しました。</p> <p>(2) 伊賀広域水道建設事業 平成21年4月の給水開始に向け、伊賀市水道事業への一元化を視野に入れた施設整備を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 北勢系第2次拡張事業 平成21年3月末 亀山向けライン整備率 92.1% (H20実施工事 4.46/4.84 km)</p> <p>(2) 伊賀広域水道建設事業 平成21年3月末 施設整備率 100% (事業完了)</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 北勢系第2次拡張事業 平成21年度は亀山ラインにおける未完成工事を竣工させるとともに、亀山市への給水に向けて充水・洗管等を実施します。 また、平成23年4月の全部給水の開始に向けて、建設事業を計画的に実施していきます。</p> <p>(2) 伊賀広域水道建設事業 平成21年4月からの供用開始に伴い、施設の運転・維持管理業務については、水道法に基づく第三者委託制度により伊賀市へ委託します。 また、平成22年4月に伊賀市へ事業を譲渡し、市水道事業へ一元化します。</p>

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>(工業用水道事業における未利用水等の活用)</p> <p>(4) 将来の工業用水の需要に備えて確保している長良川河口堰の水源については、当面水需要の大幅な伸びが期待できない状況にあることから、関係部と連携し、その活用方法を引き続き検討されたい。</p> <p>また、営業中の工業用水道事業において未契約の水量(未売水)があることから、需要の拡大に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 水利用など水資源政策全般について全庁的に協議を行うための「水資源関係部長会議」において、長良川河口堰の水利用について議論・検討を行いました。</p> <p>また、実務者レベルでは「未利用水ワーキング」において、未利用水の現状を確認し、具体的な有効利用方策等を検討しました。</p> <p>水資源関係部長会議開催日 平成 20 年 12 月 17 日 未利用水ワーキング開催日 平成 20 年 8 月 7 日、平成 21 年 2 月 3 日</p> <p>(2) 未売水対策としては、県や市町の企業誘致担当部局との連携を密にしながら、給水引き合いに迅速・的確に対応するなど、工業用水の需要拡大に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「水資源関係部長会議」では 1 回、「未利用水ワーキング」では 2 回、全庁的な協議を行いました。具体的な有効利用方策を見いだすことができませんでした。</p> <p>(2) 工業用水の需要拡大の取組の結果、平成 20 年度では 8 社 9 工場 9,000 m³/日の新規・増量の工業用水の契約を獲得することができました。</p> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 関係部局で構成する水資源関係部長会議、未利用水ワーキングに参加し、未利用水源の有効利用について連携して検討を行っていきます。</p> <p>(2) 企業誘致部門と連携を密にしながら、新規企業や新規工業団地に立地した企業に対し受水の働きかけを行うとともに、既存企業に対しても地下水からの転換による需要開拓を行うなど、営業活動に努力していきます。</p>

部局名 企業庁

監査の結果
(長期債務の繰上償還) (5) 水道・工業用水道事業においては、平成19年度から3年間の特例措置として、補償金免除の高金利企業債の繰上償還が総務省から認められたことにより、支払利息軽減のため、この期間内に重点的に企業債の繰上償還を行われたい。 また、水資源機構割賦負担金の繰上償還についても、より一層努められたい。 (経営分野、事業分野)
講じた措置
平成20年度
1 実施した取組内容 水道事業会計では、公営企業金融公庫債及び政府債について、85億円の補償金免除繰上償還を実施するとともに、20億円の水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施しました。 また、水資源機構に対して、平成21年度以降も繰上償還を実施できるよう働きかけました。
2 取組の成果 平成20年度上半期において、水道事業会計では、公営企業金融公庫債57億円余を繰上償還するとともに水資源機構割賦負担金20億円の繰上償還を実施しました。 また、下半期(H21.3月)において、水道事業会計では、政府債27億円余の繰上償還を実施しました。 なお、水資源機構に対して、平成21年度以降も繰上償還を実施できるよう働きかけを行ったところ、平成21年度の繰上償還として12億円余の内示を受けています。
平成21年度以降(取組予定等)
平成21年度は水道事業会計において、年利5~6%の政府債14億円余の補償金免除繰上償還を実施する予定です。 また、水資源機構割賦負担金(年利5.33%)については、水道及び工業用水道事業で合わせて12億円余の繰上償還を予定するとともに、H22年度以降も繰上償還を実施できるよう要望活動を行う予定です。

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>(入札・契約に係る事務処理)</p> <p>(6) 平成19年度発注の工事において、請負業者の配置主任技術者の資格要件が不足したまま契約を締結した事案が1件発生しているため、入札・契約事務におけるチェック機能を強化し、再発防止に向け適正な事務処理の徹底を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所属長から職員への契約事務の適正化についての意識付けを徹底し、職員の業務に対する意識を高めました。</p> <p>(2) 企業庁の入札・契約事務を改善し、事務のより適正かつ効率的な執行体制を構築するため、企業庁入札・契約事務改善プロジェクトチームを設置しました。また、北勢水道事務所において、入札・契約事務をよりの確に執行するため、入札契約担当主幹を配置し、体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 入札審査会において、審査がより適正に行われるよう、チェックリストの作成や資料の精査を行うなど運営方法の改善を図りました。</p> <p>(4) 入札・契約に関する法制度についての研修会等に積極的に職員を参加させ、入札・契約事務に対する職員の理解を深めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 入札・契約事務改善プロジェクトチームが、各事務所の入札審査委員会のメンバーと意見交換会を行い、各事務所における課題等を整理し、毎月開催される所属長会議において課題等を議論することで、より全庁的な対応が出来ました。</p> <p>(2) 入札・契約事務改善プロジェクトチームが、適正に入札・契約事務を執行できるよう、各事務所のチェックリストを参考に「統一的なチェックリスト」を作成しました。</p> <p>(3) 入札・契約に関する法制度についての研修会等に積極的に職員を参加させることで、入札・契約事務に対する職員の理解が深まりました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き、所属長から所内会議等の場で職員への意識付けを徹底し、職員の業務に対する意識を高めていきます。</p> <p>(2) 企業庁の入札・契約事務について、適正かつ効率的な執行体制を構築するため、北勢水道事務所内の業務分担を見直し、現行の2室体制から4室体制に再編し、強化を図りました。</p> <p>(3) 入札・契約に関する法制度についての研修会等に積極的に職員を参加させ、入札・契約事務に対する職員の理解を深めていきます。</p>

部局名 企業庁

監査の結果
(1) 支出に関する事務 ア 業務委託 (1) 【財務会計システムのカスタマイズ業務委託】 執行伺い未作成 (2) 【財務会計システム保守及び運営支援サービス業務委託】 執行伺い未作成 <p style="text-align: right;">(経営分野)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 業務委託等の実施に際しては、まず業務執行伺いを作成するよう職員に周知徹底しました。 また、契約や支出等に関する事務手続きが適正に行われるよう、経理事務に関する研修会を開催しました。(開催回数 4 回) なお、監査の指摘及び意見については、所属長会議で情報共有を行い、再発防止に向けた取組を行っています。 2 取組の成果 職員の契約や支出等に関する意識が高まり、適正な事務手続きを行うための知識・能力を向上させることができました。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、会計制度への理解を深め、適正な事務の執行に努めていきます。

部局名 企業庁

監査の結果
ア 業務委託 (3)【RDF 貯蔵施設ガス濃度測定器校正等業務委託】 納税確認を契約後に実施 (4)【発電所構内道路清掃業務委託】 随意契約の理由が不十分 (5)【発電所消防設備点検業務委託】 納税確認を契約後に実施 <p style="text-align: right;">(三重ごみ固形燃料発電所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 (1) 契約を締結する際には、落札業者から納税確認書及び納税証明書を提出させるよう改善しました。 (2) 随意契約理由を分かりやすく示すよう改めるとともに、指名審査会においても、随意契約理由を確認するよう改善しました。 2 取組の成果 会計規程等に基づき、適正に処理しました。
平成 21 年度以降 (取組予定等) 引き続き、会計規程等で定められた提出書類の確認を徹底し、適正な事務の執行に努めていきます。

部局名 企業庁

監査の結果
イ 県単工事 (1) 【高野浄水場緩速攪拌機取替工事】 工事目的物引渡書が未徴収 <p style="text-align: right;">(中勢水道事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 「工事目的物引渡書」を直ちに徴収するとともに、工事完成時には必ず「工事目的物引渡書」を徴収するよう職員に周知しました。 2 取組の成果 会計規程等に基づく必要書類の確認を行うことで、適正な事務の執行を行うことができました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、会計規程等で定められた書類の確認を行い、適正な事務の執行に努めていきます。

部局名 企業庁

監査の結果
ウ 旅費 (1)【地方公営企業連絡協議会】 航空運賃額を示す書面未添付 <p style="text-align: right;">(経営分野)</p>
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 「職員等の旅費に関する条例」に基づき航空運賃額を示す根拠(書面)を添付するよう職員に周知徹底しました。 また、契約や支出等に関する事務手続きが適正に行われるよう、経理事務に関する研修会を開催しました。(開催回数4回) なお、監査の指摘及び意見については、所属長会議で情報共有を行い、再発防止に向けた取組を行っています。 2 取組の成果 職員への周知が図られたことにより、「職員等の旅費に関する条例」に基づく適正な事務を行うことができました。 <u>平成21年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、適正な事務の執行に努めていきます。

部局名 企業庁

監査の結果
(2) 財産管理等 ア 公有財産、物品の管理状況 (1) 物品調達決議書の所定欄に検収の記録なし <p style="text-align: right;">(三重ごみ固形燃料発電所)</p>
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 今まで別紙に行っていた検収の記録を改め、物品調達決議書の所定欄に検収日を記入、押印するよう改めました。 2 取組の成果 会計規程等に基づく適正な事務を行うことができました。
平成 21 年度以降 (取組予定等) 引き続き、会計事務の手引き等を活用し、適正な事務の執行に努めていきます。

部局名 企業庁

監査の結果
イ 金品亡失、盗難等 (1) グレーチング・コンクリート蓋の盗難（150,000 円）（北勢水道事務所） (2) グレーチングの盗難（120,000 円）（中勢水道事務所） (3) 鉄製蓋の盗難（16,000 円）（伊賀水道建設事務所）
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 警察へ被害届けを提出するとともに、パトロールの強化等を依頼しました。 また、今後の盗難を防止するために、ボルトでコンクリート蓋やグレーチングを固定するとともに、現場への移動の際には設置箇所のパトロールを実施しました。 2 取組の成果 平成 20 年度の盗難発生については、パトロールの強化や盗難防止措置等によりグレーチング、鉄製蓋等の盗難はありませんでしたが、「いなづま会館（津市）」の敷地入口のアルミ門扉の盗難（被害額約 4 万円）が 1 件発生しました。 なお、平成 20 年度の門扉の盗難につきましては、警察に被害届けを提出すると共に、パトロールの強化等を依頼しました。
平成 21 年度以降（取組予定等） 引き続き、コンクリート蓋やグレーチング設置箇所のパトロールを実施するとともに、盗難防止のためのボルトによる固定など効果的な盗難防止策を採用することで、盗難防止に努めていきます。

部局名 企業庁

監査の結果
イ 金品亡失、盗難等 (4) 公用車の損傷（110,821 円）（伊賀水道建設事務所）
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 公用車の運行管理に関して、職員の交通安全意識の高揚を図るため、職場安全衛生委員会、所内会議、朝礼等において、「交通事故防止」、「交通安全」をテーマに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成を図るとともに、県有財産の適正管理についても職員の意識高揚を図りました。 また、企業庁主催の交通安全研修を受講するよう職員に働きかけました。 2 取組の成果 公用車事故の件数が平成 19 年度の 4 件から平成 20 年度は 2 件へ減少しました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 伊賀広域水道建設事業の完了に伴い、平成 21 年 3 月 31 日に伊賀水道建設事務所を廃止しました。

部局名 企業庁

監査の結果
ウ 未登記 (1) 過年度 1筆 13.2 m ² (北勢水道事務所)
講じた措置
平成 20 年度
1 実施した取組内容 現在未登記となっている、四日市市楠町南川地内の1筆については、地権者に対して相続問題をすみやかに解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。
2 取組の成果 地権者に対して所有権移転登記の要請を行っていますが、地権者間の相続問題の解決に目処が立っていない状況です。
平成 21 年度以降 (取組予定等)
引き続き、地権者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。 なお、当時者による相続問題の解決が不可能となる場合には、弁護士等の指導を仰ぎ対応策を検討していきます。

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>(3) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 公用車 物損事故（負担割合：県100% 相手0%） （物損額： 県110,821 円 相手0円） （伊賀水道建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 伊賀水道建設事務所における取組内容 公用車の運行管理について、職員の交通安全意識の高揚を図るため、職場安全衛生委員会、所内会議、朝礼等において、交通事故防止、交通安全をテーマに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成を図るとともに、県有財産の適正管理についても職員の意識高揚を図りました。 また、企業庁主催の交通安全研修を受講するよう職員に働きかけました。</p> <p>(2) 企業庁(全体)における取組内容 交通事故防止及び県有財産の適正管理に関しては、所属長会議等において注意喚起を行うとともに、各所属においても注意を喚起し、その徹底を図りました。 企業庁主催の交通安全セミナーを7月と12月の2回、三重県交通安全研修センターで実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識や技術の習得に努めました。（参加者数：31名） 「無事故・無違反チャレンジ 1・2・3」への積極的な参加を各所属に働きかけました。（参加者：28チーム 140名）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 伊賀水道建設事務所における取組成果 公用車による事故発生件数は、平成19年度の4件から平成20年度は2件と減少しました。</p> <p>(2) 企業庁における取組成果 公用車による事故の発生状況は、平成16年度3件に対し、平成17年度3件、平成18年度2件、平成19年度6件、平成20年度4件です。 公用車による事故については、昨年度に比べ減少していますが、今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p> <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 交通事故防止及び県有財産の適正管理については、文書及び口頭による注意喚起を行うとともに、所属長会議等の場においても定期的に注意喚起を行っていきます。また、各所属においても注意喚起を行うよう徹底を図っていきます。</p> <p>(2) 企業庁主催の「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センターで実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識及び技術の習得に努める予定です。</p> <p>(3) 「無事故・無違反チャレンジ 1・2・3」の積極的な参加を各所属に働きかけます。 伊賀広域水道建設事業の完了に伴い、平成21年3月31日に伊賀水道建設事務所を廃止しました。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新たな経営計画の早期策定)</p> <p>(1) 病院経営を取り巻く環境が非常に厳しい中、平成 19 年度決算では、病院事業全体で累積欠損金は 33 億 9,194 万円となっている。また、年々運転資金が減少しており、年度末の現金預金残高は 9 億 7,799 万円となり、非常に不安定な資金状況になっており、安定的な資金の確保や累積欠損金の解消が求められている。</p> <p>病院事業庁として、「病院事業の在り方検討委員会」の答申と、その後知事から出される方向性に基づき、役割機能を明確にし、また安定的な資金の確保や累積欠損金の解消についての対応策を盛り込んだ「新たな経営計画」を早急に策定されたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 19 年度は、平成 18 年度に「公営企業事業の民営化検討委員会」(県議会)や「県立病院あり方検討委員会」(健康福祉部・総務部・病院事業庁)で、県立病院の役割・機能や経営形態等について検討が行われていたことから、中期経営計画(平成 16～18 年度の 3 力年)を 1 年間延長して病院運営を実施しました。</p> <p>平成 20 年度は、平成 18 年度のあり方検討を引き継ぐ形で、平成 19 年度から有識者や県民代表等の委員による「病院事業の在り方検討委員会」で検討が行われ、平成 20 年度内に知事へ答申されることになったため、1 年間の計画である「当面の運営方針(平成 20 年度版)」を策定し、対応してきたところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>病院ごとの役割機能面と収支改善面の取組課題を明確にしたうえで、具体的な経営指標に関する数値目標を設定した「当面の運営方針(平成 20 年度版)」に基づき、毎月、病院事業庁経営会議(各病院長等が出席)での目標に対する進捗管理を行い、収支改善に取り組んできましたが、医師・看護師不足により地域における病院機能が十分に発揮できなかったことなどから、病院事業収支は悪化し、資金の確保という面からも危機的な状況となり、累積欠損金の解消も難しくなっています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 21 年度の病院事業の経営にあたっては、新たな病院の役割・機能等が示される「県立病院改革の考え方(基本方針)」が検討中であることを踏まえ、平成 20 年度と同様に、「当面の運営方針(平成 21 年度版)」を策定して、病院運営を実施していくこととしています。</p> <p>「新たな経営計画(仮称)」については、「県立病院改革の考え方(基本方針)」が示された後、この基本方針で示されたスケジュール、各病院の役割・機能及び改革の方向性等に沿って、できる限り速やかに策定することとしています。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (一般会計からの繰入基準の見直し) (2) 平成 19 年度の一般会計からの繰入金は、33 億 2,072 万円(収益的収支に係る分)で、前年度と比べ 8,783 万円増加している。 病院事業庁としては、「公立病院改革ガイドライン」のひとつの視点である経営の効率化にかかる指標の策定にあたり、役割機能を明確にしたうえで、繰入基準の見直しを行い、引き続き県民に理解が得られるようわかりやすく説明されたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容 病院事業にかかる繰入金の基準に関しては、平成 16 年度から 18 年度までを計画期間とする「三重県病院事業中期経営計画」において、国の示す基準等を参考にして県立病院の役割・機能に基づいた具体的な算出基準を定め、運用してまいりましたが、平成 18 年度以降、病院事業の在り方に関する検討が継続されていたことから、繰入基準については抜本的な見直しは行わず、従前の基準を継続して適用することとしてまいりました。 平成 20 年度においては、中期経営計画の総括を行うとともに、各病院の役割、機能を示した「当面の運営方針(平成 20 年度版)」を作成して県立病院の経営にあたっていますが、近年の診療報酬マイナス改定を背景として、不採算医療等にかかる財政負担が高まっていることを考慮し、算出基準の一部見直し(中期経営計画期間の前々年度決算の値から計画期間中の平均値への変更)を行いました。 なお、繰入金に関して県民の皆さんにご理解をいただけるよう、例年、繰入金の制度や基準、目標と成果(業績評価指標の実績値)等について公表を行っています。</p> <p>2 取組の成果 繰入金に関する県民への説明については、各業績評価指標にかかる平成 19 年度実績値と平成 20 年度取組目標を、平成 20 年 7 月に県のホームページで公表いたしました。 なお、平成 19 年第 3 回定例会の決算審査において、繰入金額の揭示等についてご指摘いただきましたことから、本年度については繰入項目別に繰入金額を併せて掲載し、県民に対してより分かりやすい公表に努めました。</p>
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 19 年 7 月から有識者及び県民代表等による「病院事業の在り方検討委員会」が設置され、県立病院の役割・機能や経営形態等について検討されましたが、平成 20 年 9 月に答申が行われ、現在は「県立病院改革の考え方(基本方針)」についてとりまとめが進められています。 このような状況を踏まえ、平成 21 年度についても単年度計画である「当面の運営方針(平成 21 年度版)」を作成して県立病院の経営にあたることとし、「県立病院改革の考え方(基本方針)」が示された後、新たな経営計画の策定とともに、できる限り速やかに繰入基準についても抜本的な見直しを行うこととしています。 なお、県民への説明責任についても、引き続き繰入金の制度や基準、目標と成果、さらに繰入項目別に繰入金額を県のホームページ等で公表していきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果											
1	<p>事業の執行に関する意見 (医療スタッフの確保と職場環境の改善及び安定的かつ継続的な医療の提供) (3) 医師・看護職員の確保が困難な中、三重大学との連携強化など、独自の確保対策を実施しているものの、医師・看護職員を充足するまでには至っていない。 引き続き、研修機会の拡充など魅力ある病院づくりをめざすとともに、県及び関係機関との連携を一層強化し、医療スタッフの確保を図り、安定的かつ継続的な医療を提供されたい。</p>										
講じた措置											
平成 20 年度											
1	<p>実施した取組内容 (医師確保対策) ・三重大学との連携強化(県立病院の役割・機能を明確化し、医師派遣の必要性をアピール) ・県外大学への医師派遣要請(中京圏、関西圏) ・多様な医師募集(ホームページ、幹旋会社、みえ医師バンクの活用など) ・研修環境の整備・改善、資格取得者等の支援 ・給与、労働環境など処遇の改善(初任給調整手当、地域手当、育児短時間制度導入)</p> <p>(看護師・助産師確保対策) ・助産師職種新設の検討(平成 21 年度より実施) ・看護師修学資金制度の活用、助産師への対象拡大の検討(平成 21 年度より実施) ・多様な看護師募集(就職説明会・派遣会社活用・看護学校訪問・随時採用試験) ・職場環境の改善(院内保育所の運営、育児短時間制度導入) ・新人看護師の定着対策(新人看護師支援室の運営) ・看護師としての自己実現の援助(キャリアラダー制度の見直し) ・潜在的求職者への門戸開放(潜在看護師再チャレンジ研修の実施) ・定着アンケート調査分析及び対策の検討、実施</p>										
2	<p>取組の成果</p> <p>平成 20 年度医師看護師採用職員数</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 医 師</td> <td>年度途中採用</td> <td>11 名</td> <td>平成 21 年 4 月 1 日採用</td> <td>25 名</td> </tr> <tr> <td>・ 看護師・助産師</td> <td>年度途中採用</td> <td>20 名</td> <td>平成 21 年 4 月 1 日採用</td> <td>52 名</td> </tr> </table>	・ 医 師	年度途中採用	11 名	平成 21 年 4 月 1 日採用	25 名	・ 看護師・助産師	年度途中採用	20 名	平成 21 年 4 月 1 日採用	52 名
・ 医 師	年度途中採用	11 名	平成 21 年 4 月 1 日採用	25 名							
・ 看護師・助産師	年度途中採用	20 名	平成 21 年 4 月 1 日採用	52 名							
平成 21 年度以降(取組予定等)											
	<p>(医師確保対策) ・三重大学との連携強化 ・県外大学への医師派遣要請 ・多様な医師募集 ・研修環境の整備・改善、資格取得者等の支援 ・給与、労働環境など処遇の改善</p> <p>(看護師・助産師確保対策) ・看護師・助産師修学資金制度の活用 ・多様な看護師募集 ・職場環境の改善 ・新人看護師の定着対策 ・看護師としての自己実現の援助 ・潜在的求職者への門戸開放 ・定着アンケート調査分析及び対策の検討</p>										

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>平成 19 年度における患者自己負担金に係る未収金の解消については、法的措置の実施や債権回収業務委託等により一定の成果が出ているが、平成 20 年 3 月 31 日現在の未収金残高は、4 病院合わせて 1 億 9,468 万 8,339 円（対前年度比 106.2%）と、前年度と比べ 1,129 万 3,792 円増加している。</p> <p>また、支払う能力があるにもかかわらず支払わないものが、全体の未収金のうち 4,921 万 4,573 円（約 25.3%）を占めていることから、それらに対する法的措置、債権回収業務委託などの重点的な対応等、それぞれの未収金の状況に応じた対策や発生防止に、より一層取り組まれない。</p> <p>さらに、簿外管理債権については、平成 19 年度末現在で 250 債権 4,289 万 5,360 円となっていることから、簿外管理債権の統一した処理方針を早急に作成し、公平性の観点からも適切な債権管理に努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院現場においては、早期相談の呼びかけ、公費負担制度の説明及び申請のサポート等を行い、発生防止に努めています。 ・理由無く支払わない債務者に対しては、支払督促等の法的措置を実施している他、弁護士法人への回収業務委託も行っています。 ・会計上の減額処理を行った簿外管理債権について、統一した管理指針を作成しました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 1 月までに 64 件の法的措置を実施しました。（平成 19 年度は 62 件実施） ・弁護士法人への委託について、平成 21 年 1 月までにおよそ 5,800 万円の債権を委託しました。 <p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に回収困難な債権については、法的措置及び弁護士法人への回収委託等の対策を本庁（県立病院経営室）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。 ・支払に不安を持つ患者が相談し易くなるよう、相談窓口の表示等を改善します。

部局名 病院事業庁

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【空調設備保守点検（自動制御機器）業務委託】（総合医療センター）
当初契約と仕様が変更となっているが、委託契約の変更手続きがされていない。
- (2) 【医事電算業務】（一志病院）
予定価格の設定根拠が不明確
- (3) 【廃棄物（可燃物・不燃物）処理業務】（一志病院）
競争性・透明性の確保が必要
- (4) 【全自動血液ガス分析装置保守点検】（一志病院）
予定価格の設定根拠が不明確
- (5) 【污水处理施設管理業務】（一志病院）
・ 予定価格の設定根拠が不明確
・ 競争性、透明性の確保が必要
- (6) 【血管連続撮影保守】（志摩病院）
予定価格の設定根拠資料なし
- (7) 【医事電算業務】（志摩病院）
・ 予定価格が未作成
・ 契約書に個人情報適正管理に関する条項なし
- (8) 【三重県立志摩病院設備管理業務】（志摩病院）
・ 指名基準が不明確
・ 予定価格の設定根拠資料なし
・ 予定価格調書を税抜きで作成
・ 契約書に個人情報適正管理に関する条項なし
・ 従事者の資格確認が未実施
- (9) 【三重県立志摩病院清掃洗濯業務】（志摩病院）
・ 予定価格の設定根拠資料なし
・ 契約書に個人情報適正管理に関する条項なし
- (10) 【エレベーター保守業務】（志摩病院）
予定価格の設定根拠資料なし

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

- (1) 委託契約に関して仕様変更等が生じた場合の変更手続きの周知を図りました。
- (2)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10) 予定価格の作成及び見積書等の徴収等により、予定価格の設定根拠が明らかになるように周知しました。
- (3)(5) 平成 20 年度の委託契約については、一般競争入札（電子入札）を行なうこととしました。
- (7)(8)(9) 契約書に個人情報の適正管理に関する条項を追記しました。
- (8) 平成 20 年度の委託契約については、一般競争入札（電子入札）を行なうこととしました。また、予定価格を税込みで作成するよう周知しました。従事者の資格確認を実施しました。

2 取組の成果

契約は原則、一般競争入札を実施することにより、競争性・透明性を高めるよう努めました。

担当職員への周知徹底を図り、適正な契約手続きへ向けた改善を行ないました。

個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報の適正管理に関する条項を記載し、個人情報の保護に努めました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

引き続き、業務委託契約の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

監査の結果
(2) 支出に関する事務 イ 県単工事 (1) 【受水槽改修工事】(志摩病院) 既存ネットフェンスの取替、手摺りの設置の追加工事を当初設計に含めておく必要あり
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 各県立病院の施設管理担当者が集まる施設担当者会議において、設計時に複数の職員で確認する等、チェック機能の強化、再発防止について周知を図りました。 2 取組の成果 各県立病院の施設管理担当者の意識が向上し、当初設計の精度が改善されました。
<u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、県単工事にかかる事務処理については、施設管理担当者の理解と資質の向上を図り、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【県立病院改革に関する調査】(県立病院経営室) 不経済な行程による出張</p> <p>(2) 【第72回日本循環器学会総会・学術総会】(県立病院経営室) 復命書の記述が不十分</p> <p>(3) 【日本看護管理学会】(総合医療センター) 航空運賃を確認できる書類が未添付</p> <p>(4) 【日本精神神経学会総会】(こころの医療センター) 不経済な行程による出張</p> <p>(5) 【日本デイケア学会第12年次大会】(こころの医療センター) 不適切な日当支給</p> <p>(6) 【日本循環器学会会合】(志摩病院) ・出席した研修講座が復命書に未記載 ・特別承認の承認もれ</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(4)経済的な行程による出張旅費との差額について、戻入処理を実施しました。</p> <p>(2)復命書の内容を詳細に記載するよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(3)請求に必要な書類の添付を実施しました。</p> <p>(5)不適切な日当を支給した夜間着加算について、戻入処理を実施しました。</p> <p>(6)復命書に出席した講座を記載し、特別な理由を確認の上、特別承認を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成20年度の旅費の執行について、復命書の確認や経済的な行程の確認等に留意し、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、職員旅費規程の周知徹底や、必要な事務処理や書類作成等に留意して、旅費の適正執行に努めてまいります。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>(3) 財産管理等 財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 公舎の使用許可時に許可書の写しが、また退舎時に退舎届及び自動車保管場所返還届の写しが事業庁長等に未送付（一志病院）</p> <p>(2) 公舎使用申込書及び自動車保管場所使用申込書の使用許可書が申請者に未交付（志摩病院）</p> <p>(3) 公舎使用許可書の写し及び自動車保管場所使用許可書の写しが県立病院経営室長に未送付 （志摩病院）</p> <p>(4) 公舎貸付簿及び自動車保管場所貸付簿が未作成（志摩病院）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(3)未送付であった許可書等の写しについて送付しました。</p> <p>(2)未交付であった使用許可書を申請者に交付しました。</p> <p>(4)貸付簿を作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 20 年度の財産管理等の執行について、必要な書類の作成や送付、台帳の管理等、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、財産管理等の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
(3) 財産管理等 イ 金品亡失、盗難等 (1) 小火の発生による掛け布団、カーテン、柱の損傷(こころの医療センター)
講じた措置
<u>平成20年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 火災の再発防止対策として、患者の病棟へのライターの持ち込みを禁止し、病院備え付けライターの使用に限定することとしました。また、病棟内に炎センサーを設置し、ライター等の火器を使用した場合に検知できるようにしました。 2 取組の成果 再発防止対策により、適正な財産管理を実施しました。
<u>平成21年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、財産管理等の執行について、火災の再発防止対策を実施し、適正な財産管理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

監査の結果
(4) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当支給漏れ(県立病院経営室) (2) 住居手当額算定時の確認不十分(総合医療センター) (3) 扶養手当支給漏れ(こころの医療センター) (4) 扶養手当事後確認の所得証明書添付漏れ(志摩病院)
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 (1)(3)扶養手当支給要件発生時に遡り、追給処理を実施しました。 (2)貸主へ確認を実施し、住居手当額に変更がないことを確認しました。 (4)所得証明書を徴収しました。 2 取組の成果 平成 20 年度の諸手当の執行について、支給要件の確認や証明書の添付等に留意し、適正な事務処理を実施しました。
平成 21 年度以降(取組予定等) 引き続き、諸手当の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

監査の結果

(5) その他

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 消耗品費の二重払いが発生しているので、事務の内部チェック体制の強化が必要
(県立病院経営室)
- (2) 退舎時の公舎貸付料について、日割計算されていない(総合医療センター)
- (3) 診療報酬の請求で、誤って請求したため戻出となった案件が散見されており、チェック体制の確立、発生防止対策が必要(総合医療センター)
- (4) 退職金の支給に対し、支出額を誤り戻入しているため、支出審査を厳格に行うことが必要
(一志病院)
- (5) リース終了後に安価で購入したパソコンに対し、消耗品ではなく、備品として管理することが必要(一志病院)
- (6) 初診時加算の算定誤りが約 40 件発生。原因を究明し対策を講じる必要あり(志摩病院)
- (7) 予定価格の積算根拠資料なし(志摩病院)
- (8) 貯蔵品の実地棚卸の報告に係る決裁書類未作成(志摩病院)

講じた措置

平成 20 年度

1 実施した取組内容

- (1)(3)(4)(6)(7)複数の職員によるチェック体制の強化や積算根拠の明確化を図り、適正な事務処理に努めました。
- (2)差額の精算を実施しました。
- (5)備品台帳を整備し、適正な管理を実施しました。
- (8)必要な書類を作成の上、決裁を実施しました。

2 取組の成果

平成 20 年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

平成 21 年度以降(取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理とチェック体制の継続に努めてまいります。

部局名 議会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 政務調査費については、透明性の向上を図るため、平成 19 年 3 月に「三重県政務調査費の交付に関する条例」が改正され、19 年 5 月に「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」が施行されたほか、20 年 6 月からは収支報告書を議会図書室で常時閲覧に供しているところである。</p> <p>19 年度分の収支報告書について、添付されている 1 件 1 万円以上の領収書等の写しをもとに、条例及び施行規程の規定に照らし内容を確認した結果、同一旅費が、会派分と議員個人分に重複して支出されているなど返還を要する事例が見受けられたほか、領収書に内容が十分付記されていないなど取扱いに改善を要する事例、年度を越える新聞・雑誌の購読契約に係る経費の一括計上など取扱いに関して基準を明確にすべき事例が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、チェック体制を強化するとともに、領収書の取扱いや使途基準について、より明確なルールづくりに向け引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(議会事務局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>政務調査費の収支報告書及び証拠書類については、平成 20 年 3 月に作成された「政務調査費にかかるガイドライン」にもとづき、使途、領収書等の不備、公務旅費との重複計上等についてチェックしてきたところであるが、指摘された同一旅費の会派分と議員分との重複計上について、議員や会派からの修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、重複計上金額を返還したところである。</p> <p>また、平成 20 年度交付分から収支報告書に全ての領収書を添付することとなることから、各会派から選出された委員による政務調査費に関するワーキンググループを立ち上げ、使途基準や証拠書類の整理等について、詳細なルール作りを行い、政務調査費ガイドラインの改正を行った。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>指摘を受けた同一旅費の会派分と議員分との重複計上や有料道路料金の計上間違いなどについて修正の手続きを行った。</p> <p>また、政務調査費に関するワーキンググループでは、社会情勢の変化や県民に対する説明責任を果たす必要から、より透明性の高い制度となるよう継続的に検討を重ね、従来添付を省略していた高速道路利用時の領収書を平成 20 年度交付分から添付することとした。</p> <p>なお、上記以外の項目についてもワーキンググループの検討と並行して、各会派及び議員は見直し作業を随時行っており、合計 33 件の修正届を受理し、そのうち 343,306 円が既に返還されている。</p> <p style="text-align: right;">(平成 21 年 3 月 30 日現在)</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 20 年度交付分から収支報告書に全ての領収書を添付することとなり、証拠書類量も膨大になることが予想されることから、事務局では概ね四半期ごとなどに各議員や会派から事前に形式的な書類作成の相談に応じることとした。</p> <p>また、平成 19 年度分の審査の経験から、会派分と議員分、また公務旅費と政務調査旅費の重複や自家用車移動距離の合理性など、旅費について横断的な審査ができるようなチェックリストの作成を行うとともに、審査期間中に審査担当として 2 名の業務補助職員を採用しチェック体制の強化を図っていくこととしている。</p>

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務に関する意見 (1) 支出に関する事務 委託の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 【平成 19 年度議会電波広報（番組制作・電波購入・放映等委託）業務】 契約書に個人情報保護に係る条項の記載がない。 <p style="text-align: right;">（議会事務局）</p>
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 20 年度 議会電波広報（番組制作・電波購入・放送委託）業務契約書に個人情報の保護に関する事項を追加した。 2 取組の成果 委託契約の実施にあたり、個人情報の取り扱いに関して、明確な遵守事項が明記されたことにより、個人情報の漏洩等に対するリスク管理ができた。 <u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 個人情報を取り扱う可能性のある業務等について外部委託を行う場合は、引き続き個人情報の保護に関する事項を契約書に明記していく。 また、上記以外の業務においても常に個人情報保護の徹底を図っていく。

部局名 監査委員事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (事務局職員の専門性の向上)</p> <p>(1) 地方自治体においては、公金支出における不正行為事件など、国民の信頼を著しく失墜させる事象が相次いで発生し、自治体の信用が失墜し、チェック機関としてのよりの確な業務の執行が求められている。</p> <p>また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査や、地方公会計改革による資産・債務管理の分析など、新たな業務への効率的な対応が必要となっている。</p> <p>このようなもと、事務局職員の専門的知識の向上等を図るため、「人材育成方針」(平成18年5月)を定め、研修に取り組んでいるが、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有するよう努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>個々の職員が、事務局業務遂行に有益なテーマを選定し、テーマに沿った外部研修の受講や情報収集等により課題研究を行いました。この一人一課題研究の成果や予備監査等で疑義が生じた事例などを各自が監査サーバに入力する等により情報の共有化を図るとともに、個々の職員が行った課題研究の内容を3月25日の局内研修において発表するなど知識の共有化に努めました。</p> <p>また、監査等業務の一部を公認会計士に委託し、財政的援助団体の予備監査などに事務局書記が同行することで、会計監査に係る職業的専門家のノウハウを吸収するとともに、公認会計士が表明した意見を事務局全体で共有しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員間で知識・情報が共有化されたことにより、職員の専門的知識の向上や監査業務における視点等の共有化が図られました。</p> <p>また、公認会計士に監査業務の一部を委託したことにより、専門性の向上、監査の質的向上など体制強化や業務の効率化が図られました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>事務局職員の専門的知識の向上等を図るため、局内職員間の情報の共有化に引き続き努めるとともに、平成21年度も予備監査等業務の一部を公認会計士に委託することにより、監査の質的向上に努めていきます。</p>

部局名 監査委員事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識を高める、発生防止の措置を講じる必要がある。
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 交通事故防止や適正な県有財産管理に努めるよう注意を喚起するなど、職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 平成 20 年度の公用車での交通事故は発生していません。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 今後も引き続き、交通事故防止対策に取り組み、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(1) 平成19年6月1日現在の障がい者雇用率は、1.35%と前年度に比べて、0.07ポイント向上しているが、法定雇用率2.0%に達していないので、引き続き積極的な雇用促進に努められたい。 (教育支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成20年4月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を設定し、実施しました。(平成12年度実施試験から) 教員採用 3人 ・ 小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用選考を実施しました。(平成19年度実施試験から) 小中学校事務職員採用 1人 ・ 県事務職員については、全庁的な職員採用試験により障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員、県立学校の事務職員への配置を総務部と協議しました。事務職員の異動 1人増 さらに、平成21年4月に向けても、同様に取り組みました。 <p>(2) 障がい者を有する教職員の状況調査において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。</p> <p>(3) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない現状であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がい者を有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成20年6月1日時点の雇用率調査において、1.57%に向上しました。(前年より0.22ポイントアップ)</p> <p>(2) 更に、平成21年4月採用・人事異動に向けて取組を進め、教員において1名、小中学校事務職員において1名の採用を予定しています。また、事務局、県立学校への配置を引き続き総務部と協議しています。</p> <p>(3) 更に教育職員免許状を取得できる大学への働きかけを行いました。(平成20年度28校)</p> <p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 教員採用選考試験において、引き続き障がい者を対象とした特別選考を設定し、障がい者を有する教員の採用を積極的に進めていきます。</p> <p>(2) 教員以外の職種においても、小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用選考を実施するなど、引き続き障がい者の採用を進めていきます。</p> <p>(3) 教育委員会事務局及び県立学校への障がい者の配置拡大を総務部に要請します。</p> <p>(4) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない現状であることから、引き続き教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がい者を有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別支援教育の推進)</p> <p>(2) 特別支援学校の児童生徒数は、1,240人(平成20年度)と前年度に比べ112人増加しており、年々増加傾向にある。平成19年4月に障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて指導・支援を行う特別支援教育に移行され、児童生徒が急増したことから、20年3月に県立特別支援学校整備第一次計画(平成19年度～22年度)が策定された。</p> <p>今後、児童生徒に対する各学校での支援体制や取組状況等を把握し、一貫した支援体制の構築を図るとともに、児童生徒の増加に伴う教室の確保、地域バランスを考慮した適正な学校配置、長時間通学の負担軽減等といった様々な課題が計画的に解消されるよう第一次計画に基づいて着実に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 国の事業である発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業を活用し、県内市町を指定地域するとともに、18市町を推進地域として支援体制の充実を図りました。また、障がいのある子どもの乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援方策について重点的に推進するために、2市をブランドモデル地域に指定しました。</p> <p>(2) 各市町教育委員会(小中学校を含む)や県立学校の特別支援教育を推進する指導的な役割を担う者を対象に、専門的知識及び技能を高めるための連続講座(シードプロジェクト)を開催しました。</p> <p>(3) 障がいのある乳幼児への早期からの一貫した支援を行うために、各特別支援学校に「地域連携アドバイザー」を配置し、各関係機関と連携を図りながら、地域におけるネットワークづくりを推進しました。また、支援の円滑な引継を実施するために、情報連携のツールとして「個別の就学支援ファイル」を作成し、各市町教育委員会に配付するとともに、その活用を図りました。</p> <p>(4) 特別支援学校においては、地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、教員の専門性向上に係る取組を支援するとともに、小中学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒への適切な指導や助言が行えるよう、支援体制の整備を図りました。</p> <p>(5) 高等学校における特別支援教育の充実を図るため、県立高等学校3校に「発達障がい支援員」を配置し、各高等学校からの要請に応じて、巡回相談、研修会講師、心理検査の実施、「個別の教育支援計画」の策定等の支援を実施しました。また、「高等学校における特別支援教育推進のための手引き」を作成し、県立高等学校の全教職員に配付しました。</p> <p>(6) 平成20年3月に策定した「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、児童生徒の増加による緊急課題への対応、県内全体を視野に入れた特別支援学校のあり方や適正配置、特別支援学校の機能の充実等について、検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 医療・保健・福祉等関係機関との連携が進み、相談支援体制の充実が図られました。また、各市町におけるコーディネーター研修の充実が見られました。</p> <p>(2) 連続講座(シードプロジェクト)を年間8回延べ21講座開催し、特別支援教育の推進役を担う受講生(37名)の人材育成に取り組み、受講生の校種を超えた活発な情報交換、連携が図られました。</p> <p>(3) 24市町において「個別の就学支援ファイル」や各市町独自の「就学支援ファイル」を活用した支援内容の連携の取組が進められました。</p> <p>(4) 小中学校との合同研修会や授業研究の取組を実施するとともに、支援体制や指導方法における助言及び支援に取り組みました。</p> <p>(5) 高等学校においては、生徒の実態に応じた特性理解に関する研修会や具体的な指導内容の工夫が進められました。発達障がい支援員の活用が進み、すべての県立高等学校への訪問を行いました。</p> <p>(6) 杉の子特別支援学校高等部(知的障がい)の整備にかかるプロジェクト会議を開催し(12回)、協議を進めました。また、桑員地域の特別支援学校の整備については、具体的な整備計画を策定しました。</p> <p>(7) 県有スクールバスの増車により、長時間通学の緩和を図るとともに、児童生徒増加等への対応として、学習・給食用備品及び消耗品の整備を進めました。</p>

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 地域連携ネットワークモデル地域と「就学支援ファイル」研究モデル地域を指定し、ネットワークモデル地域として、就学前からの一貫した支援体制及び市町の枠を超えたネットワークの構築を図ります。
- (2) 特別支援学校におけるセンター的機能を発揮するために研修内容を充実し、専門性の向上のために公開研究講座、公開授業等の開催を支援します。
- (3) デュアルシステムによる企業での実習訓練を導入し、就労率の向上を目指すとともに、職業体験活動を通して生徒の勤労観、職業観の育成を図ります。
- (4) 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、交流及び共同学習を充実させます。
- (5) 県立高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の学校生活支援を推進し、高等学校における特別支援教育体制の充実を図ります。
- (6) 県立特別支援学校整備第一次実施計画をもとに、関係者間の連携を図りながら具体的な諸施策を講じます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見（キャリアコーディネーター活用事業）</p> <p>(3) 平成19年度において、人材派遣会社の派遣社員が、生徒の個人情報などを不正取得するなどして中途解雇された。20年10月には、この元社員が県内高等学校の生徒を誘拐し、同年11月には、身の代金目的拐取などの罪で起訴されるという重大な事件が発生している。</p> <p>本事業については、直接生徒と接触を持つ業務にもかかわらず資格要件の設定、確認が不十分であったこと、また中途解雇の申し入れなどに際して公文書記録が残されていないことなど不適切な事務処理や対応があった。</p> <p>事業の手法について抜本的に見直すとともに、こうしたことが二度と起きないように執行体制の検証と見直しを行い、組織としてのチェック機能の強化を図りたい。（学校教育分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事業の手法について抜本的な見直しを、教育警察常任委員会での審議を踏まえながら、教育委員会で協議しました。教育委員会での審議状況は</p> <p>ア 11月11日 県議会教育警察常任委員会（10月27日、11月4日）における質疑状況を報告し、今後の事業の進め方について協議しました。</p> <p>イ 11月21日、12月25日 ・ 当事業の実績、現在の景況下における高校生の就職対策の重要性 ・ 雇用形態の整理、直接雇用と間接雇用の長所・課題 ・ 他府県の状況調査結果、校長会・経済団体などの意向などについて協議しました。</p> <p>ウ 審議の視点 ア・イの結果、「安心・安全の確保」「専門的なスキルの確認」「計画的に人材配置できる可能性」を最優先の方針とし、教育委員会で引き続き検討しました。</p> <p>エ 1月22日 本事業を就職支援に特化し、教育委員会が「就職支援相談員」として直接雇用することを提案し了承されました。 業務としては、県内外の求人開拓、県内各ハローワーク等関係機関との連携、インターンシップ受入事業所とのコーディネートが中心です。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成20年度に配置されているキャリアコーディネーター4人の人物・資格確認、研修を行うとともに、キャリアコーディネーターは配置校で毎月1回、活動結果の報告会を実施しました。新規求人開拓72件、内定者70名の成果を得ました。</p> <p>(2) 教育委員会事務局職員が面談、訪問を行うなど、業務が適切に遂行されるためのチェック体制を再構築しました。 教育委員会事務局高校教育室では、生徒と直接触れ合う外部人材は、それにふさわしい倫理観、責任感、能力を有することが必要であり、厳しい採用選考及び配置後の研修が重要であることを、学校職員ともども認識しました。</p>
<p><u>平成21年度以降（取組予定等）</u></p> <p>高校で就職支援を行う人物としてふさわしい能力、経験、倫理観、責任感等を有する「就職支援相談員」を確保し、効果的な活用を図るため、関係機関とも連携しながら、平成21年度当初から事業が円滑に展開できるよう進めていきます。また、適正な業務遂行が行われているかのチェック体制を配置校とともに構築します。今後の予定は以下の通りです。</p> <p>3月 上旬 取扱要領・実施要項等決定 3月 下旬 一般公募（職業安定所へ求人票提出、教育委員会ホームページへ掲載） 4月 中旬 採用選考試験（書類選考、面接） 4月 下旬 採用結果発表 4月 下旬 研修会及び事業運営のための説明会 4月 下旬 配置、その後毎月、業務遂行をチェックし、就職支援の成果を共有</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (事務管理体制等の確立)</p> <p>(4) 県立学校等において、旅費の不正受給や引率時の職務放棄、授業料、生産物収入の現金長期保管、施設の目的にそぐわない利用者の受入や県外宿泊事業の実施など不適切な事務処理が数多く見受けられた。関係職員が一体となった事務管理チェック体制を確立し、法を遵守した適切な事務処理の徹底に努められたい。</p> <p>(尾鷲高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、熊野少年自然の家)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 20 年 12 月 1 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、12 月 4 日の県立学校長会及び 3 月 3 日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>また、県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため、平成 21 年 3 月に研修用資料を作成しました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>尾鷲高等学校と四日市四郷高等学校で発生した旅費の不正受給、引率時の職務放棄については、当該学校長からの規律違反報告を受け、懲戒処分を行いました。また、このことについて報道へ資料提供することにより、教職員の人事管理の透明性を高め、教職員としての責務の自覚を促すとともに、事案を市町教育委員会、県立学校長に周知し、各学校において改めて服務規律について職員の注意喚起を図りました。</p> <p>四日市農芸高等学校における授業料、生産物収入の現金長期保管については、学校において経緯の聴取調査を行い会計処理について確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料と生産物収入の現金長期保管については、迅速な収納処理に努めました。 ・ 生産物収入については、担当職員と事務室職員との押印等チェック体制の強化、エクセルファイルで在庫管理を行うなど事務処理の適正化を図りました。 <p>熊野少年自然の家については、「公平、透明、安心、安全」な管理運営を目指し、マニュアルなどを作成し職員一体となって改善に取り組んでおり、主催事業の見直しや施設利用の受入基準の徹底等を図りました。</p> <p>「心身ともに健全な少年の育成を図る」という設置目的を踏まえ、適正な管理運営を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>旅費の不正受給、引率時の職務放棄について、各県立学校において旅費等の適正な執行について改めて職員会議等の場で注意喚起を行うなど、コンプライアンスの重要性が再確認されました。</p> <p>授業料、生産物収入の現金長期保管について、学校における職員間の収納事務の確認及びチェック体制の強化により、収納遅れがなくなり、適正な会計処理が確保されました。</p> <p>熊野少年自然の家主催の県外宿泊研修の見直しを図るとともに、会計事務や主催事業の実施にあたり、複数の職員によるチェック体制を整備するなど事務処理の適正化を図りました。</p>

平成 21 年度以降（取組予定等）

- ・ 会計処理
県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、教職員に周知を図っていくこととします。
また、5 月に開催される予定の平成 21 年度第 1 回新任教頭研修において、新たに「適正な出納事務」について研修を行うことにより、各学校に対して適切な事務処理の周知を図っていきます。
- ・ 綱紀肅正
例年 7 月と 12 月と 3 月に、さらに必要に応じて随時、県内公立学校教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保及び職員の不祥事抑止について、県立学校長・市町等教育委員会教育長等に通知するとともに、県立学校長会議等においても、適宜その徹底を図るよう依頼し、教職員に注意を喚起していますが、引き続き、機会ある毎に綱紀肅正及び服務規律の確保について注意喚起を行っていきます。
また、不祥事があった場合には、「懲戒処分の指針」に照らし厳正に対処します。
- ・ 施設管理
施設への利用者の受入や事業実施などについて、その施設の目的に沿った適正な管理運営に努めます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、37,015,330 円(対前年度比 132.7%)あり、前年度と比べて 9,113,494 円増加している。今後、更に増大することも考えられることから、早急に対策について取組み、特に三重県高等学校等修学奨学金返還金については、滞納整理に関する要綱に基づき、連帯保証人に対する代位弁済依頼を強力に求めるなど、その収納促進及び未収金の発生防止により一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県高等学校等修学奨学金返還金 (経営企画分野) ・ 雑入(給与過払い分) 雑入(退職手当戻入分) 延納利息 (教育支援分野) ・ スクールカウンセラー通勤手当返還金、大学等進学資金貸付金返還金、(学校教育分野) <p>進学奨励金返還金、高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励金返還金</p> <hr/> <p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金</p> <p>「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」(平成 17 年 4 月策定)に基づき、滞納の段階に応じて下記のとおり返還指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還依頼書及び督促状の送付や電話督促のほか、長期滞納者の自宅訪問 ・ 長期滞納者の連帯保証人に対する代位弁済請求 <p>平成 20 年 4 月から未収金対策の体制強化を図るため、嘱託員 1 名を増員し、よりの確な債権管理や滞納整理、滞納者への返還の返還指導を行いました。</p> <p>長期滞納者(連続 13 ヶ月以上滞納)の債権の一部を試行的に債権回収業者に委託し、収納促進を図りました。</p> <p>(2) その他</p> <p>雑入などその他の未収金については、電話及び文書等により督促を行い、分納による返還の促進に努めるなど、未収金の解消に取り組みました。</p> <p>また、延納利息については、破産債権確認書による破産手続が完了したため、不納欠損処分を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金</p> <p>嘱託員の増員による体制強化の成果として、電話等によるきめ細かい返還指導により返還が開始されるなどの改善がみられました。</p> <p>長期滞納者に対し、業者委託する旨を警告した結果、滞納状況の改善がみられました。</p> <p>債権回収の業者委託の結果、一定の改善がみられました。</p> <p>(2) その他</p> <p>督促の結果、分納による返還などにより、未収金は減少しました。</p> <p>また、延納利息については、不納欠損処分の完了により、未収金は解消されました。</p> <hr/> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 三重県高等学校等修学奨学金返還金</p> <p>今後も継続的に返還指導を行っていく必要があるため、引続き専任の嘱託員による返還指導や貸付開始時における返還の意義付け・重要性の周知を行っていきます。</p> <p>また、県による一定の返還指導で改善がみられない場合には、回収業務の民間委託を行うとともに法的措置による対応も検討します。</p> <p>(2) その他</p> <p>引き続き、電話及び文書等による督促を行い、収納に努めるとともに、未収金の発生防止に努めます。</p>
--

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 高等学校分</p> <p>高等学校授業料等の収入未済については、11,998,709円(対前年度比66.1%)と多額になっており、前年度と比べて6,167,243円減少しているため、引き続き高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の規定に基づいた滞納整理を実施するよう各学校に周知徹底を図ることにより、その収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校授業料 (該当県立学校 37校) ・ 弁償金、学校開放事業光熱水費負担金等 (該当県立学校 4校)
<p>講じた措置</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 高等学校授業料</p> <p>「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(平成16年1月策定)に基づき、各学校において様々な機会を通じて保護者の納付意識の喚起と減免制度や奨学金制度の積極的な周知を行い滞納の未然防止を図るなど学校全体で効果的な未収の解消に取り組みました。</p> <p>「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」の実効性を確保するため、弁護士等専門家の助言のもと、具体的な運用マニュアルの作成など総合的に取り組むなかで、各高等学校において未収金解消への取組が円滑に進められるよう統一的な対策を講じました。</p> <p>各学校の未収状況を定期的に把握し、必要な助言・指導を行うとともに、運用マニュアル等の改定や研修会等を開催することなどにより学校現場と連携して取り組みました。</p> <p>(2) 弁償金、学校開放事業光熱水費負担金等</p> <p>自宅訪問や電話・文書による督促を行い、未収金の解消に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 高等学校授業料</p> <p>このような取組を行った結果、平成19年度決算時における授業料未収金11,403千円のうち、平成21年2月末現在で約6,214千円が収納されました。</p> <p>学校全体で取り組むという認識のもと「要綱」の実効性が図られたことから、着実に成果が上がってきており、未収金の解消はもとより、授業料滞納の発生予防に向けた取組が円滑になってきています。</p> <p>(2) 弁償金、学校開放事業光熱水費負担金等</p> <p>督促の結果、収納が順調に進み、弁償金を除き未収金は減少しました。</p> <p>弁償金については、督促を行いましたが、現在のところ納付がない状況です。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 高等学校授業料</p> <p>引き続き、発生予防に努めるとともに、弁護士等専門家の助言のもとに徴収困難事例に対応できるよう高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の実効性の確保に努めるとともに、事案によっては法的措置も検討していきます。</p> <p>(2) 弁償金、学校開放事業光熱水費負担金等</p> <p>引き続き、電話及び文書等による督促を行い、収納に努めるとともに、未収金の発生防止に努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(は特命随意契約、 は施設維持管理委託)

- (1) 特命随契理由の記載が不十分 (経営企画分野)
- (2) 契約者の実行委員会事務局長である室長が検査員兼任 (学校教育分野)
- (3) 予定価格の設定根拠不明確 (")
- (4) 予定価格が未設定 (社会教育・スポーツ分野)
- (5) 予定価格が未設定 (")
- (6) 仕様書が契約書に未添付 (桑名高等学校)
- (7) 特命随契理由の記載が不十分 (四日市四郷高等学校)
- (8) 検収記録が未作成、予定価格の設定根拠が不明確 (四日市農芸高等学校)
- (9) 点検時期が、契約書の条項に基づいていない。 (")
- (10) 契約書に定める許可証が契約書に未添付 (")
- (11) 契約書に個人情報の適正管理条項なし (白子高等学校)
- (12) 予定価格が未記載 (石薬師高等学校)
- (13) 契約書に定める仕様書が未添付 (")
- (14) 予定価格が未記載 (")
- (15) 予定価格が未記載 (")
- (16) 予定価格の設定根拠不明確 (稲生高等学校)
- (17) 予定価格の設定根拠不明確 (")
- (18) 見積依頼業者の選定理由が不明確 (亀山高等学校)
- (19) 契約書仕様書に定める委託業務履行確認書が未作成 (津工業高等学校)
- (20) 回収後の確認記録なし (津商業高等学校)
- (21) 予定価格が未作成(2件)、個人情報の取り扱いについて、契約書本文に明記なし (白山高等学校)
- (22) 地区内に1社しかないという理由で特命随意契約を行っているが、旧白山町内に限っても複数の一般廃棄物処理業者(許可業者)が存する。 (")
- (23) 特命随意契約を締結する理由、適用条項が未記載 (飯南高等学校)
- (24) 予定価格が未設定 (宇治山田高等学校)
- (25) 予定価格が未設定 (")
- (26) 契約書が未作成 (明野高等学校)
- (27) 仕様書が未作成、月々の保守点検記録(報告書)が未保存 (水産高等学校)
- (28) 仕様書が未作成、月々の保守点検記録(報告書)が未保存 (")
- (29) 執行伺いなし (上野高等学校)
- (30) 個人情報保護に関して遵守する規定の記載が不十分 (上野商業高等学校)
- (31) 特命随意契約理由不十分、予定価格が未設定 (名張高等学校)
- (32) 特命随意契約理由不十分 (")
- (33) 予定価格が未作成 (")
- (34) 収集毎の履行が未確認 (木本高等学校)
- (35) 予定価格が未作成 (紀南高等学校)
- (36) 検収記録が未作成 (")
- (37) 契約書未作成、支出負担行為未整理、予定価格が未記載 (盲学校)
- (38) 少量の回数を請け負う業者が他にないという理由で特命随意契約を締結しているが、管内他業者に確認せず継続している。

(特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置**平成 20 年度****1 実施した取組内容**

平成 20 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 20 年 12 月 1 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、12 月 4 日の県立学校長会議及び 3 月 3 日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。

また、県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため、平成 21 年 3 月に研修用資料を作成しました。

なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。

特命随意契約の理由の記載が不十分であったものについては、特命随意契約により契約を締結する理由をより詳しく記載するよう改善を図りました。

また、予定価格が未設定であったものについては、予定価格を作成するよう改善し、改めて適正な契約事務を行うよう周知を図りました。

契約関係書類の一部に不備があったことについては、研修会への参加など、会計制度について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。

2 取組の成果

特命随意契約理由を明確にすることができました。

指摘のあった未作成及び作成が不十分な書類については作成され、必ずしも特命随意契約による必要のないものについては、平成 20 年度から一般競争入札（三重県物件等地域調達型電子入札システム）や指名競争入札に契約方法を移行したことにより、適切な事務処理が行われるよう改善されました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、教職員に周知を図っていくこととします。

また、5 月に開催される予定の平成 21 年度第 1 回新任教頭研修において、新たに「適正な出納事務」について研修を行うことにより、各学校に対して適切な事務処理の周知を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) 当初段階の設計において、事前検討が不十分 (社会教育・スポーツ分野)</p> <p>(2) 契約書の工期(着工日)に記載誤りあり (研修分野)</p> <p>(3) 予定価格が未記載 (桑名西高等学校)</p> <p>(4) 契約伺い未作成 (白子高等学校)</p> <p>(5) 完成認定書等の検査の記録書類が未作成 (石薬師高等学校)</p> <p>(6) 工事内容・工期等の分かる書類が未作成 (")</p> <p>契約書が未作成</p> <p>完成認定書等の検査の記録書類が未作成</p> <p>支出後に出納検査を受けているが、その際指摘された事項について、その後未対応</p> <p>(7) 契約書に完成報告書の提出規定なし (稲生高等学校)</p> <p>(8) 施行伺い段階の工事内容の精査不足 (亀山高等学校)</p> <p>(9) 予定価格の設定根拠不明確 (津商業高等学校)</p> <p>(10) 工事内容の変更の積算内訳なし (白山高等学校)</p> <p>(11) 事業者選定根拠が事業者選定取扱要領と不整合 (昂学園高等学校)</p> <p>(12) 事業者選定根拠が事業者選定取扱要領と不整合 (")</p> <p>(13) 予定価格の設定根拠不明確 (城山特別支援学校)</p> <p>(14) 予定価格が未記載 (特別支援学校西日野にじ学園)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 20 年 12 月 1 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、12 月 4 日の県立学校長会議及び 3 月 3 日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>当初設計の精度を高めるために、関係団体との協議を密にするとともに、担当者が施工箇所の状況を詳細に把握するよう努めました。また、自所属に工事発注業務に通じた技術職員が配置されていないため、工事発注を行うことが困難と思われる工事については、専門知識を有する外部法人に発注支援業務を委託し、設計に対しての技術助言等のサポートが受けられるよう体制を強化しました。</p> <p>記載誤りについては、決裁の過程でチェックが不十分であったことから、適切にチェックを行い、不注意によるミス等の再発防止に努めました。</p> <p>契約関係書類の一部に不備があったことについては、研修会への参加など、会計制度について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>所管施設の指定管理者や工事施工に関係する競技団体等との事前検討を徹底することにより当初設計の精度を高めるとともに、設計変更の実施にあたっては三重県建設工事設計変更要領に基づき適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>今後、適切にチェックを行うよう改善されました。</p> <p>未作成の書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。</p>

平成 21 年度以降（取組予定等）

出納局が実施する会計研修への参加を促すなど、会計制度、工事にかかる事務について、今後も職員の理解と資質の向上を図るとともに、事前検査や相談対応などの支援を通じ、出納局との連携強化を進め、不適切な事務処理の未然防止に努めます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単補助金</p> <p>(1) 平成 18 年度に受給資格を得て、1 月に申請をしたものに交付していないことが判明し、18 年度分を 19 年度に交付している事例あり (経営企画分野)</p> <p>(2) 県負担金については、「2009 年第 29 回世界新体操選手権大会開催準備会」に対して交付され、実質的に県職員が県会計規則に準じて執行しているが、消耗品等購入に際して立替払いが見受けられる。 (社会教育・スポーツ分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県大学・短大進学支援利子補給金</p> <p>三重県大学・短大進学支援利子補給制度の交付申請の受付にあたり、複数名での書類チェックを実施し、交付時においても同様に複数名による確認を行いました。</p> <p>(2) 2009 年第 29 回世界新体操選手権大会開催準備会及び世界新体操選手権三重大会組織委員会</p> <p>会計事務の執行にあたっては、基本は県会計規則に準拠し処理しています。しかしながら、事業の運営を機動的かつ効率的に進める必要があることから、緊急に必要な経費を支出できるように、規程の整備を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県大学・短大進学支援利子補給金</p> <p>平成 20 年度の交付申請については、複数名での審査、確認を行い、適正に処理されました。また、申請書類はその都度簿冊にまとめ、処理漏れ等は発生していません。</p> <p>(2) 2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会においては、組織委員会会計規程及び県会計規則に沿って会計処理を行っています。</p> <p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 三重県大学・短大進学支援利子補給金</p> <p>平成 21 年度以降についても、交付申請の複数人チェックを実施するとともに、申請書類の一括管理を行います。</p> <p>(2) 2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会</p> <p>会計処理にあたっては、組織委員会会計規程及び県会計規則の徹底を図ります。</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 復命不十分</td> <td>(教育支援分野)</td> </tr> <tr> <td>(2) 復命不十分</td> <td>(")</td> </tr> <tr> <td>(3) 自家用車使用が未承認</td> <td>(研修分野)</td> </tr> <tr> <td>(4) 復命書の記載が不十分</td> <td>(")</td> </tr> <tr> <td>(5) 復命書の記載が不十分</td> <td>(いなべ総合学園高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(6) 旅行命令書に車番未記載</td> <td>(四日市農芸高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(7) 一部復命書の内容が不十分</td> <td>(石薬師高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(8) 旅費の請求誤あり</td> <td>(稲生高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(9) 飛行機料金についての過少積算</td> <td>(津高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(10) 鉄道経由不適切</td> <td>(みえ夢学園高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(11) システム操作の誤りによる過払いの発生、復命書の記載が不十分</td> <td>(久居高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(12) 夜間帰着加算の過払い</td> <td>(木本高等学校)</td> </tr> <tr> <td>(13) 復命書の記載が不十分</td> <td>(特別支援学校伊賀つばさ学園)</td> </tr> <tr> <td>(14) 復命書の記載が不十分</td> <td>(熊野少年自然の家)</td> </tr> <tr> <td>(15) 復命書の記載が不十分</td> <td>(")</td> </tr> </table>	(1) 復命不十分	(教育支援分野)	(2) 復命不十分	(")	(3) 自家用車使用が未承認	(研修分野)	(4) 復命書の記載が不十分	(")	(5) 復命書の記載が不十分	(いなべ総合学園高等学校)	(6) 旅行命令書に車番未記載	(四日市農芸高等学校)	(7) 一部復命書の内容が不十分	(石薬師高等学校)	(8) 旅費の請求誤あり	(稲生高等学校)	(9) 飛行機料金についての過少積算	(津高等学校)	(10) 鉄道経由不適切	(みえ夢学園高等学校)	(11) システム操作の誤りによる過払いの発生、復命書の記載が不十分	(久居高等学校)	(12) 夜間帰着加算の過払い	(木本高等学校)	(13) 復命書の記載が不十分	(特別支援学校伊賀つばさ学園)	(14) 復命書の記載が不十分	(熊野少年自然の家)	(15) 復命書の記載が不十分	(")
(1) 復命不十分	(教育支援分野)																													
(2) 復命不十分	(")																													
(3) 自家用車使用が未承認	(研修分野)																													
(4) 復命書の記載が不十分	(")																													
(5) 復命書の記載が不十分	(いなべ総合学園高等学校)																													
(6) 旅行命令書に車番未記載	(四日市農芸高等学校)																													
(7) 一部復命書の内容が不十分	(石薬師高等学校)																													
(8) 旅費の請求誤あり	(稲生高等学校)																													
(9) 飛行機料金についての過少積算	(津高等学校)																													
(10) 鉄道経由不適切	(みえ夢学園高等学校)																													
(11) システム操作の誤りによる過払いの発生、復命書の記載が不十分	(久居高等学校)																													
(12) 夜間帰着加算の過払い	(木本高等学校)																													
(13) 復命書の記載が不十分	(特別支援学校伊賀つばさ学園)																													
(14) 復命書の記載が不十分	(熊野少年自然の家)																													
(15) 復命書の記載が不十分	(")																													
<p>講じた措置</p>																														
<p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 20 年 12 月 1 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、12 月 4 日の県立学校長会議及び 3 月 3 日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>復命書に関する事項については、適切に資料を添付するとともに業務の内容や所感等を記載することの徹底を図りました。</p> <p>自家用車使用や旅費請求誤りなどの事項については、旅行命令時に旅行行程、日当加算及び自家用車使用等について十分な確認を行うとともに、旅行後のチェック体制を強化し、不適正な支出を未然防止するよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>復命書に添付する資料及び記載する内容等が改善されました。</p> <p>旅費の適正な支出に努めることができました。</p>																														
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、適切な復命書を作成するよう周知徹底を図ります。</p> <p>旅費の支出にあたっては、今後とも旅行命令時のみならず旅行後にも十分な確認を行い、チェック体制の強化に取り組みます。</p>																														

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等</p> <p>財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産、物品の管理状況</p> <p>(1) 菰野高等学校における学校用地について、使用に係る権利関係が未整理・不明確 (教育支援分野)</p> <p>(2) マシニングセンターについては、長期間利用されておらず、性能も陳腐化しており、今後も当機関の研修事業に活用できる状況にないため、処分等の検討が必要 (研修分野)</p> <p>(3) 工作物について、公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳(副本)の現有高が不一致 (桑名西高等学校)</p> <p>(4) 土地・建物の目的外使用許可に際し、申請に図面添付なし (桑名工業高等学校)</p> <p>(5) 廃棄済の登録がされていない物品や、標示票の確認できない物品あり (")</p> <p>(6) 工作物について、公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳(副本)の現有高が不一致 (いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(7) 重要物品集計表が未作成 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(8) 自動販売機にかかる建物使用料が未徴収 (亀山高等学校)</p> <p>(9) 三重県高等学校体育連盟の事務所について、使用に係る手続きがされていない。 (")</p> <p>(10) 廃棄済の登録がなされていない重要物品があり (みえ夢学園高等学校)</p> <p>(11) 重要物品(ワープロシステム)が数年来使用されないまま積み上げられている。 (上野商業高等学校)</p> <p>(12) 飲料自動販売機が校内の水道に接続しているにもかかわらず負担金未徴収 (あけぼの学園高等学校)</p> <p>(13) 教育財産目的外使用について、使用許可台帳が未作成 (名張高等学校)</p> <p>(14) 公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳(副本)現有高が不一致 (木本高等学校)</p> <p>(15) 公有財産定期報告書を教育長に提出しておらず、公有財産台帳について整理がなされていない。 (埋蔵文化財センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 20 年 12 月 1 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、12 月 4 日の県立学校長会議及び 3 月 3 日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。</p> <p>公有財産定期報告書の現有高と教育財産台帳(副本)の現有高の不一致については、平成 20 年度異動報告により修正を指導しました。</p> <p>また、平成 19 年度末に稼動した公有財産台帳管理システムにより、公有財産台帳を印刷し保管しました。</p> <p>教育財産目的外使用許可関係の一部に不備があったことや使用料の未徴収については、研修会への参加など、財産管理について職員の理解と資質の向上を図るとともに、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めました。</p> <p>マシニングセンターについては、当該工作機械の価値を、製造メーカーに問い合わせるとともに、引き取りが可能か検討を依頼したが、撤去経費の方が大きい旨の回答を得ました。</p> <p>また、有効に活用することができないか各関係機関等に問い合わせなどしましたが、活用の意思が提示されなかったため、備品登録から不用物品に分類換えを行いました。</p>

三重県高等学校体育連盟事務所の使用に係る手続きは、行政財産の使用を許可する場合の取扱要領第2項第2号において、「県の事務、事業の一部を県以外の者に委託した場合において、それらの事務、事業を行うため必要な施設」については、行政財産の使用許可とはみなさないことができる旨を規定しています。

しかし、委託契約書に取扱要領で定めている県の施設を使用させることを明記していなかったため、適正な事務処理を行うよう改善を図りました。

廃棄済の登録がなされていない重要物品などについては、事実関係を確認し、財務システムでの処理を行うなどしました。

2 取組の成果

公有財産台帳管理システムの稼働により、台帳の一元管理（管財室、学校施設室、各校）が可能となり、管理する財産と台帳との整合が円滑に行えるようになったため、異動・修正に即応した適正な台帳管理を行いました。

未作成の書類については作成され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

使用料の未徴収については徴収され、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

マシニングセンターについては、国庫補助金に係る処分制限には抵触しないことが判明し、また県の規定上も問題がないことから、処分方法を検討していきます。

平成20年度全国ブロック体育大会引率教員旅費及び事務委託契約において、教育委員会スポーツ振興室と亀山高等学校との間で協議を行い、事業遂行のため業務場所を確保することに合意したうえで、委託契約書の条項に業務場所として亀山高等学校の保育福祉実習棟福祉準備室を使用させることを明記しました。

重要物品の管理の適正化が行われました。

平成21年度以降（取組予定等）

菰野高等学校の学校用地については、国有地の有償での借り受け分を除き、無償での借り受けを継続するとともに、地権者との権利関係の整理明確化に向けて、菰野町との協議に努めていきます。

今後も適切に管理する財産と台帳との整合が円滑に行えるよう、異動・修正に即応した適正な台帳管理を行います。

財産管理等にかかる事務については、今後も職員の理解と資質の向上を図り、適正な事務処理に努めます。

マシニングセンターの処分を行い、撤去する室の有効活用の方策を今後検討していきます。

今後も行政財産及び教育財産の管理や使用に関する規則・要領等に基づき、適正な事務処理の徹底を図っていきます。

引き続き、適正な物品管理に努めていきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等</p> <p>財産管理等の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 公用車の損傷 (社会教育・スポーツ分野)</p> <p>(2) 体育教官室の入口のドアガラスが盗難により破損 (四日市四郷高等学校)</p> <p>(3) 鍵の紛失、財務会計システム用ワイヤーロックの切断 (川越高等学校)</p> <p>(4) プール窓ガラス1枚の損傷、生徒所有物(水泳パンツ、タオル)の盗難 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(5) パソコンの付属品である盗難防止用ワイヤーロックを切断にて破損 (津西高等学校)</p> <p>(6) デジタルカメラ(3台)盗難 (津東高等学校)</p> <p>(7) パソコンの損傷 (該当県立高等学校20校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成20年12月1日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、12月4日の県立学校長会議及び3月3日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>また、県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため、平成21年3月に研修用資料を作成しました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>物品管理の適正化を周知するにあたり、職場環境の見直しを図ることや、交通安全意識の向上を含めて注意喚起することで、物品損傷事故の防止を行いました。</p> <p>財務会計システム用ワイヤーロックの切断については、鍵の管理の徹底を図りました。そのことにより、鍵の紛失による今回のような財務会計システム用ワイヤーロックの切断が行われることのないようにしました。</p> <p>教室及び準備室の施錠の確認を徹底するとともに、物品を施錠できるロッカーに保管するように改めました。</p> <p>くものす1人1台パソコンの適正管理については、全県立学校に対して具体的な対策の実施を求める通知を行ったほか、県立学校長会議及び事務長研修会等、機会あるごとに注意喚起するとともに、損傷事案が発生した学校を訪問し、損傷原因や再発防止策を聴き取るなど、再発防止に努めました。</p> <p>施設の損傷については、学校施設の適切な管理の周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適正な物品の管理及び使用、学校施設の管理について、意識の向上を図ることができました。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため平成21年3月に作成した研修用資料を用いて、教職員に周知を図っていくこととします。</p> <p>また、5月に開催される予定の平成21年度第1回新任教頭研修において、新たに「適正な出納事務」について研修を行うことにより、各学校に対して適切な事務処理の周知を図っていきます。</p> <p>さらに、平成21年度以降においても、金品亡失(損傷)や施設の損傷など事故の発生防止及び迅速な報告について周知していくこととしますが、特に、くものす1人1台パソコンについては、機会あるごとに注意喚起を行うなど、再発の防止に努めていきます。</p>

部局名 教育委員会

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 手当の認定

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 扶養手当の事後確認において、所得証明書未添付の事例あり (経営企画分野)
- (2) 教員特殊業務手当において、実績簿の勤務時間に記載誤り、出勤簿等の関係書類の整理が不十分、実績簿の作成が著しく遅延している事例あり (桑名西高等学校)
- (3) 扶養手当の事後確認が不十分 (桑名工業高等学校)
- (4) 特殊勤務手当の支給誤り、実績簿の押印なしの事例あり (")
- (5) 扶養手当の認定簿が未作成(1名) (いなべ総合学園高等学校)
- (6) 特殊勤務手当実績簿の責任者印及び従事者印が押印されていない。 (菰野高等学校)
- (7) 通勤手当の認定において、交通費が過少となっている事例あり (石薬師高等学校)
- (8) 主任手当の実績簿の承認において、まとめて承認している。 (津高等学校)
- (9) 住居手当の事後確認において、家賃であることがわかる書類が未添付 (昂学園高等学校)
- (10) 扶養手当の事後確認において、所得証明と送金していることがわかる書類 (") が未添付
- (11) 通勤手当の事後確認において、遠隔地単身赴任者の有料道路料金が未確認 (")
- (12) 扶養手当の新規認定の際、支給要件(所得金額)の確認不十分(1名)、事後確認の書類が未提出 (水産高等学校)
- (13) 住居手当の事後確認の書類が未提出 (")
- (14) 教育業務連絡指導手当の実績簿が1月分まとめて整理されている。 (上野高等学校)
- (15) 住居手当の賃料の内、共益費、駐車場代が書面で未確認の事例あり (上野商業高等学校)
- (16) 特殊勤務手当の主任手当についての実績簿が、1ヶ月に1回押印する (") 様式となっている。
- (17) 扶養手当の認定時の必要書類が不備、事後未確認の事例あり (盲学校)
- (18) 住居手当の過払い、認定時の必要書類が不備な事例あり (")
- (19) 通勤手当の認定時の必要書類が不備な事例あり (")
- (20) 扶養手当の支給要件の事後確認がされていない。 (特別支援学校東紀州くろしお学園)
- (21) 住居手当の支給要件の事後確認がされていない。扶養親族の特定期間における加算手続きがされていない。 (")
- (22) 通勤手当の支給要件の事後確認がされていない。 (")
- (23) 教員教育業務連絡指導手当の支給誤りあり、また、本校分の教員教育業務連絡指導手当実績簿に校長、監督の押印が全くされておらず、さらに、業務実績報告の遅延等あり (")

講じた措置

平成20年度

1 実施した取組内容

平成20年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成20年12月1日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

さらに、12月4日の県立学校長会議及び3月3日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。

なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。

(1) 経営企画分野該当分

該当の扶養手当の所得証明書を確認のうえ添付し、該当以外の平成19年度及び平成20年度分について同様の添付漏れがないか、再点検を行いました。

(2) 県立学校該当分

指摘を受けたそれぞれの項目について、迅速に追給及び戻入の事務処理を行うとともに、校長、事務職員に適正な執行について周知しました。

給与事務相談会を実施し、十数校の諸手当の認定状況、事後確認の状況等を確認し、不適切な事項を是正するとともに、全県立学校に対して適正な執行について周知しました。

2 取組の成果

- (1) 指摘のあったものについて適正に事後確認を行い、さらに再点検により同様の添付漏れがないか再確認することができました。
- (2) 通勤手当及び特殊勤務手当の支給不足については追給を行うとともに、住居手当及び特殊勤務手当の過払いについては、戻入手続きを行い、既に返納されました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 事後確認の必要書類や審査方法について担当者勉強会を行い、担当者間で審査基準に相違がないよう努めます。
- (2) 追給及び戻入となった事項について、原因を調査し、各学校の給与事務担当者が集まる会議において事例紹介を行うとともに、諸手当の認定、事後確認、実績簿等の事務処理上の不適切な事案について周知することにより、適正な事務処理が図れるようにします。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (社会教育・スポーツ分野)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%) (明野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成 20 年 12 月 1 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>また、公用車の適正な運行管理の実施を求める通知を全所属に行うとともに、交通事故防止については、より一層の注意が払われるよう各県立学校長あて通知しました。</p> <p>さらに、12 月 4 日の県立学校長会議及び 3 月 3 日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 社会教育・スポーツ分野</p> <p>自損事故発生後、自動車の運転にあたって交通安全の徹底を行うとともに、チャレンジ 1 2 3 の取組に該当室の全職員が参加するなど、交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>(2) 明野高等学校</p> <p>物損事故発生後、あらゆる機会をとらえ交通事故防止について、周知徹底を図り、職員の交通安全意識の向上に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 社会教育・スポーツ分野</p> <p>自損事故発生以降、新たな事故の発生はありません。</p> <p>(2) 明野高等学校</p> <p>交通法規を遵守し、自らが事故を起こすことのないよう十分注意し、このことを重く受け止める意識が高まりました。</p> <p><u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>公用車、自家用車の別に関わらず、様々な会議の場を活用し、職員に交通事故の発生防止の周知徹底を図っていきます。</p> <p>また、より一層の交通安全意識の向上とともに、県有財産の管理意識の高揚に努めてまいります。</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 資金前渡の払出日が領収日となっていない、資金前渡の支払日が実際に経費の必要な日より2週間以上早くなっている、領収日以降に口座から出金されている事例あり (経営企画分野)</p> <p>(2) 現金収納した授業料の領収書、納付書を一部消印せずに、納付者にも交付せず、現金を数ヶ月まとめて、公金口座に収納している。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(3) 授業料の現金納付者への納付期限について、毎月ごと通知されていない。 (")</p> <p>(4) 現金収納事務に係る会計処理の不備により、現金日計表に現金残高が多く発生している。 (")</p> <p>(5) 一部の生産物売払代金について、請求書を発行し債務者から専用の通帳に入金させ処理している。 (")</p> <p>(6) 生産物売払精算収入の専用口座に貯金利子が発生している。 (")</p> <p>(7) 出勤簿について、一部の教職員が長期にわたって押印していない。 (")</p> <p>(8) 過年度収入(高等学校授業料)の調定額変更や歳出戻入あり (亀山高等学校)</p> <p>(9) 支払の過誤による歳出戻入あり (津高等学校)</p> <p>(10) 支払い時の不注意による歳出戻入あり (白山高等学校)</p> <p>(11) 副務者等によるチェック機能が働いていない。 (盲学校)</p> <p>(12) 出納員が会計職員を兼任 (埋蔵文化財センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年度定期監査結果報告については、各県立学校長あて平成20年12月1日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知させるとともに、該当校については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当校以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。</p> <p>さらに、12月4日の県立学校長会議及び3月3日の事務長研修会においても改めて周知徹底を図りました。</p> <p>また、県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため、平成21年3月に研修用資料を作成しました。</p> <p>なお、上記に記載されている事案の取組内容は次のとおりです。</p> <p>資金前渡の取り扱いについては、払出日に対する認識が誤っていたため、担当職員への周知を図るとともに、出金漏れのないよう注意喚起を行いました。</p> <p>授業料、生産物売掛代金にかかる現金収納事務については、当該学校に訪問し、聴取調査を行い従前の事務手続きを確認するとともに、事務手続きを改めるためのアドバイスを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金収納した授業料については、領収印の確認を徹底し、早期収納に努めました。 生産物売払代金については、専用口座への入金をやめ、現金又は納入通知書により収納することに統一いたしました。 <p>出勤簿については、当該学校長に対して、出勤簿への押印の徹底を指示しました。</p> <p>過年度収入の調定額変更は、未納一覧表を元に作成した手書き納付書の年度の誤記入が原因で発生したため、現金受入票作成後にも未納一覧表とのダブルチェックを行うこととしました。</p> <p>歳出戻入については、支払業務を適正に行うよう注意喚起しました。</p> <p>副務者等によるチェック機能が働いていないことについては、手当認定にかかるものであったため、認定業務を適正に行うよう注意喚起しました。</p> <p>出納員が会計職員を兼任していたことについては、複数出納員に任命する職員と会計職員に任命する職員を分けました。</p>

2 取組の成果

資金前渡の不適切な処理を改善できました。
授業料、生産物売払代金の収納処理の遅れがなくなり、利子も発生しなくなりました。
当該校では、職員に対し出勤簿への押印の徹底を周知し、押印状況を確認するよう是正しました。
調定変更は、現金受入票と未納一覧表とのダブルチェックにより適切に処理されています。
支払時のチェックをより厳正に行うこととしました。
手当認定において事務職員2名で審査することとしました。
出納員と会計職員を分けたことにより、適正な事務処理体制に改善されました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

県立学校に対して適切な事務処理の周知を図るため平成 21 年 3 月に作成した研修用資料を用いて、教職員に周知を図っていくこととします。

また、5月に開催される予定の平成 21 年度第 1 回新任教頭研修において、新たに「適正な出納事務」について研修を行うことにより、各学校に対して適切な事務処理の周知を図っていきます。

部局名 海区漁業調整委員会事務局

監査の結果
1 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 旅費の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 旅費 (1) 【海区漁業調整委員会事務局職員研修会兼都道府県漁業調整担当者会議】 復命書の内容が不十分
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 出張及び会議の内容を詳細に復命書に記載するよう、職員に周知徹底を行いました。 2 取組の成果 周知徹底の結果、復命内容が詳細に記載され適切に処理されています。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き出張等の内容について詳細に記載した復命を行います。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>放置違反金の調定額が平成 19 年度は 146,665,000 円（対前年度比 164.6%）と増加している中で、収入未済額が 25,362,000 円となっており、前年度より 15,400,000 円増加している。</p> <p>また、公用車損傷に係る弁償金の収入未済額が 277,210 円発生している。今後とも、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金本納付命令を発出しました。それでも未納付である者に対しては、車検拒否・財産の差押えを行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>(2) 督促状によっても未納付の場合は、再度、財産の差押えを行うことを記載した最終督促状を発出するとともに電話又は直接使用者宅を訪問し、納付の催促をしました。</p> <p>(3) 最終督促状の納付期限後、未納付者に対し、財産の強制徴収をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 18 年度分及び平成 19 年度分の放置違反金の未納分は、1,723 件 2,536 万 2,000 円ありましたが、平成 21 年 3 月末現在、上記取組により 536 件 776 万 3,000 円が納付されました。</p> <p>【弁償金】</p> <p>1 実施した内容</p> <p>電話及び面接（訪問）による催促を実施しました。</p> <p>2 取組成果</p> <p>収入未済 2 件のうち 1 件（29,410 円）については、納付済みとなりました。</p> <p>もう一方（247,800 円）については、平成 19 年 9 月以降、債務者が所在不明となっており、引き続き所在確認に努めています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>【放置違反金】</p> <p>文書、電話及び訪問による催促をより強化するため、専従班をつくり、積極的に滞納処分を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。</p> <p>【弁償金】</p> <p>債務者に対する働きかけを継続的に行うなど、引き続き未収金対策に取り組みます。</p>

部局名 警察本部

監査の結果	
1 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 診断用模擬運転装置保守委託	
履行確認書の日付誤り	(警察本部)
(2) 津警察署冷暖房設備保守点検業務	
書面による再委託承認なし	(警察本部)
(3) 三重県運転免許センター清掃管理業務	
履行確認不十分	(警察本部)
(4) 自家用電気工作物保安管理業務	
実施責任者の設置報告が未提出	(四日市北警察署)
(5) 冷暖房設備保守点検業務委託	
作業責任者及び作業員の選任報告未提出	(四日市北警察署)
(6) 自家用電気工作物保安管理業務	
特命随意契約理由不適切	(名張警察署)
(7) エレベータ保守点検業務	
予定価格の根拠不明確	(名張警察署)
(8) 浄化槽保守点検業務	
予定価格の根拠不明確	(名張警察署)
講じた措置	
平成 20 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 日付誤りの履行確認書を回収し、正当な履行確認書を契約の相手方に交付するとともに履行確認書の作成に伴う確認作業を複数の者が実施し、より一層の厳格なチェックを実施しました。	
(2) 契約書の内容を再度確認し、請負者に対して再委託が発生した場合、書面による伺いを作成し、承諾を得る必要がある旨を伝え、書面を提出させた上、承認しました。	
(3) 業務結果報告書を清掃終了後確実に提出させ、報告書に基づき清掃場所の確認及び日付の確認を徹底しました。	
(4)(5) 契約書の内容を十分に確認し、実施責任者の設置報告書、作業主任者及び作業員の選任報告書のいずれも直ちに提出させました。	
(6)(7)(8) 三重県会計規則に沿った必要な会計手続きや書類作成に留意して適正な事務処理に努めました。特命随意契約理由については、地方自治法施行令の根拠規定の記述だけでなく、具体的な理由を記述し、また、予定価格については、設計書を作成し、積算根拠を明確にしました。	
2 取組の成果	
(1) 契約の履行確認書の作成について、その後、事務処理誤りはありません。	
(2) 再委託に関する書面を確実に作成することにより、委託業務における再委託の有無、再委託業務の内容、再委託請負者等が書面により明確になりました。	
(3) 確実な履行確認が行えるよう改善を図ることができました。	
(4)(5) 以後の書類については、契約書の内容を確認し確実に提出させており、同種案件の誤りはありません。	
(6)(7)(8) 三重県会計規則等関係法令に基づき、契約に関しては、より一層の競争性、公正性、透明性を高めるため、個々の契約案件を十分に精査、検討するなど契約事務を改善に努めました。	

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) 契約の履行確認に伴う審査事務について、チェックリストの確認項目に沿った事務手続きを実施するとともに、引き続き履行確認書の作成に伴う確認作業を厳格に実施します。
- (2) 引き続き、再委託が発生した場合は書面を作成し、再委託に関して明確にしていきます。
- (3) 引き続き、前記取組を推進し、適正な履行確認の徹底に努めます。
- (4)(5) 契約書の内容を十分に確認し、提出漏れ等ないように努めます。
- (6)(7)(8) 契約に際しては、「三重県物件等地域調達型電子入札システム」による一般競争入札を積極的に行い、三重県会計規則等関係法令に基づく契約制度の適正な運用を行い、競争性、公正性、透明性の確保と適正な事務処理に努めます。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 国補交通管制機器更新・改修工事 監督員の工事完成報告書受理欄未記載 (警察本部)</p> <p>(2) 国補交通管制システム中央機器改修工事 監督員の工事完成報告書受理欄未記載 (警察本部)</p> <p>(3) 国補交通信号機高度化改良工事(第2号) 監督員の工事完成報告書受理欄未記載 (警察本部)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 三重県建設工事検査規則に基づき、監督員が工事完成報告書を受理した時点で確実に受理欄へ記載するよう、監督員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果 上記取組を通じ、個々の契約案件の履行確認状況を点検した結果、その後、同種案件の発生はありません。</p> <p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、前記取組を推進し、三重県建設工事検査規則等関係法令に基づき適正な事務処理の徹底に努めます。</p>

部局名 警察本部

監査の結果
1 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 ウ 県単工事 (1) 松原住宅浴室改修工事 2 件の修繕工事の一体的施工について、検討不十分 (熊野警察署)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 修繕工事を施工する場合、事前に作成する仕様書、設計書及び施工方法、施工時期等について十分な調査・検討を行うとともに、仕様書及び設計書の内容について複数の職員で確認を行うなど合理的な修繕工事を施工するようにしました。 2 取組の成果 修繕工事の施工については、仕様書及び設計書の十分な精査を行い、合理的な施工を行うとともに、適正な契約事務に関する職員の意識の向上が図れました。
<u>平成 21 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き三重県会計規則等関係法令に基づき、適正な事務処理を行うとともに、契約事務に対する意識向上に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果
1 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 エ 県単補助金 (1) みえ犯罪被害者総合支援センター補助金 交付要領に申請書提出時期及び添付書類の規定なし (警察本部)
講じた措置
<u>平成 20 年度</u> 1 実施した取組内容 「警察関係補助金交付要領」を制定し、申請書提出時期及び添付書類等を明確にし、補助金交付対象事業者にも通知しました。 2 取組の成果 「警察関係補助金交付要領」に基づき、平成 20 年度に交付した補助金の確定、精算を確実に行いました。
<u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、「警察関係補助金交付要領」に基づき適切な事務処理に努めます。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等 財産管理の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失、盗難等</p> <p>(1) 交通事故処理中に使用した発煙筒による公用車タイヤの損傷(整備工場で修理)(警察本部)</p> <p>(2) パーキングメータの現金盗難(被害額 8,700 円)(津警察署)</p> <p>(3) 車上狙いによる公用車の損傷(修理代 22,890 円)(伊賀警察署)</p> <p>(4) IDカードの紛失(後日発見)(伊賀警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 再発防止策として、発煙筒の着火部の反対側の円筒部分を踏み潰し、転がりにくくさせることとし、その徹底を図り再発防止に努めました。</p> <p>(2) 日常の警察活動による施設の点検を継続するとともに、事案の発生時間が夜間であることから、夜間における警ら活動を強化し、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 出張先の駐車場で、施錠した公用車を駐車中に、車上狙いの被害にあったもの。職員には、今回の事案を周知して注意を促し、再発防止に努めました。</p> <p>(4) IDカードを大きめのカードホルダーに収納し、綴りひもをつけて目に付きやすくするとともに、使用後は速やかに金庫へ収納するよう徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 発煙筒の着火部の反対側の円筒部を踏み潰し使用するようになってからは、同種事案の発生はありません。</p> <p>(2) 取組を実施した結果、同種事案の発生はありません。</p> <p>(3) 取組を実施した結果、同種事案の発生はありません。</p> <p>(4) IDカードを使用後は、速やかに金庫へ収納し、適正に管理しています。</p>
<p><u>平成 21 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 発煙筒は、転がりやすい円筒となっていることから、転がりにくくする対策を実施していきます。</p> <p>(2) 引き続き、前記取組を推進し、発生防止に努めます。</p> <p>(3) 各種警察活動に公用車を使用することが多いことから、引き続き注意喚起していきます。</p> <p>(4) 一層の意識高揚を図り、同種事案の事故防止に努めます。</p>

部局名 警察本部

監査の結果
1 財務等に関する意見 (4) 手当の認定 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当の支給停止について、職員の届出及び戻入手続遅延 (熊野警察署)
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 扶養手当の支給停止について、事務遅延の防止のために毎月定期的に給与関係書類を点検するとともに、必要書類が添付されているか、複数の職員で確認を行うようにしました。 各種手当の変更を含む届出については、職員に対して速やかに届出るように教養しました。 2 取組の成果 各種手当の認定時期、必要な書類の添付の確認、事後の確認及び事務処理について迅速かつ厳格な認定についての意識を高めることができ、適正な給与事務に関する職員の意識の向上が図れました。
平成 21 年度以降（取組予定等） 引き続き、各種手当の認定に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、給与事務に対する意識を高め、厳格な認定を行うとともに、職員に対しては、各種手当の変更届出については速やかに届け出るように引き続き教養します。

部局名 警察本部

監査の結果
1 財務等に関する意見 (5) 公用車の事故 公用車の使用に係る事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。
講じた措置
平成 20 年度 1 実施した取組内容 公用車の交通事故の発生防止に資するため、発生実態及び分析結果を踏まえ、警察署長会議等各種会議において交通事故防止に関する具体的な指示を行うとともに、各種教養資料を発出したほか、月に1回、交通事故惹起者を対象に、運転免許センターにおいて監察官による再発防止教養や運転適性検査を行い、交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図りました。 また、随時監察実施時には、各所属における交通事故防止対策の取組状況の検証を行うとともに、指導教養の徹底について指示しました。 2 取組の成果 上記取組を実施した結果、前年に比較し、公用車の交通事故総件数、第1当事者となる公用車の交通事故件数とも、それぞれ減少しました。
平成 21 年度以降（取組予定等） 警察職員は、各種警察活動に自動車を使用する機会が極めて多く、とりわけ被疑車両の追跡や交通違反取締りなど危険を伴う車両の運用もあり、交通事故に遭遇する危険性は相対的に高いものと考えられますが、交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図ることを責務とする警察職員には、より高い規範意識と危険回避能力が求められることから、引き続き、恒常的な各種対策を推進し、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めます。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 補助金の概算払精算書未徴収 (警察本部)</p> <p>(2) 債権者登録誤りによる歳出戻入 (亀山警察署)</p> <p>(3) 燃料費の過払い (津警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 20 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「警察関係補助金交付要領」を作成し、申請書提出時期及び添付書類等を明確にし、補助金交付対象事業者にも通知しました。</p> <p>(2) 債権者に入金される前に発見し、速やかに歳出戻入の手続を行い、適正に処理しました。 債権者コード入力誤り等がないよう、審査取扱員及び出納員による相互チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(3) 所属長等幹部による指導教養を行い、適正な出納事務の徹底を図るとともに、審査取扱員及び出納員による相互チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 20 年度に概算払いした補助金について、「警察関係補助金交付要領」に基づき概算払精算書を徴収しました。</p> <p>(2) 上記の取組を実施した結果、適正な出納業務の意識が高まり、その後の同種事案の発生はありません。</p> <p>(3) 上記の取組を実施した結果、適正な出納業務の意識が高まり、その後の同種事案の発生はありません。</p>
<p><u>平成 21 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、「警察関係補助金交付要領」に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づき適正な事務処理の徹底に努めます。</p> <p>(3) 引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づき適正な事務処理の徹底に努めます</p>

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果に基づいて平成21年3月までに講じた措置が知事から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年5月12日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	永	田	正		巳
三重県監査委員	前	田	剛		志
三重県監査委員	田	中	正		孝

監査の結果に基づいて講じた措置

重点事業

主担当部名

生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 元気2 女性および高齢者のチャレンジ支援)</p> <p>1 チャレンジ支援事業の展開</p> <p>みえチャレンジプラザの開設をはじめとして、有効に事業を推進するための仕組みの確立に取り組んできた。</p> <p>今後、この事業の成果をあげるにあたっては、国・市町・各団体との協働を図って支援等の取組を進め、さらに事業の広報や進行管理を行われたい。</p>
<p>講じた措置(生活・文化部 人権・社会参画・国際分野)</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) チャレンジ支援ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三重県チャレンジ支援推進連携会議」の新規参画をより広範囲な団体に呼びかけました。 平成21年3月に「みえチャレンジシンポジウム」を津市で開催しました。 <p>(2) チャレンジ支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みえチャレンジプラザ」にてチャレンジ相談や一時託児、セミナー等を実施しました。 北勢地域の保育園及び幼稚園の在園児童の保護者等への案内リーフレットの配布、「子育て応援!わくわくフェスタ」等のイベントでのブース出展等により、「みえチャレンジプラザ」の周知を図りました。 <p>(3) 高齢者就労マッチング事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者に適職診断を実施し、これまでの職業生活で築かれたキャリアを振り返り、分析する機会を提供することにより、希望や適性に合った仕事に就労できるよう支援しました。 三重労働局、各公共職業安定所、市町、商工団体等の関係機関と連携して、高齢者等を対象とした就職面接会を開催し、就労機会の拡大を図りました。 <p>(4) チャレンジサポーター連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> チャレンジサポーターが未配置の市町を中心に新規配置を進めました。 地域のチャレンジモデルの発掘、インタビューを実施し、事例集を作成しました。 熊野市、紀北町の首長インタビューの実施により、男女共同参画の推進を働きかけました。 市町と連携して、チャレンジ普及セミナーを実施しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チャレンジ支援ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度は「三重県チャレンジ支援推進連携会議」に新たに5団体が参画しました。 (19年度末 20団体 20年度末 25団体) <p>(2) チャレンジ支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みえチャレンジプラザ」の利用者は平成19年度の7,707人から平成20年度は11,994人に増加しました。 <p>(3) 高齢者就労マッチング事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 適職診断の受講者数は55人でした。(19年度実績 69人) 就職面接会参加者数は1,204人でした。(19年度実績 1,141人) <p>(4) チャレンジサポーター連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> チャレンジサポーター配置数が増加しました。(19年度末 40人 20年度末 46人) 未配置市町数が減少しました。(19年度末 7 20年度末 5) チャレンジ普及セミナーを1市1地域と連携して実施しました。 (19年度 四日市市 20年度 津市、伊賀地域)

平成 21 年度以降（取組予定等）

- (1) チャレンジ支援ネットワーク事業
 - ・ 引き続き、より多くの機関・団体に「三重県チャレンジ支援推進連携会議」への新規参画を呼びかけます。
 - ・ 女性のチャレンジの気運醸成やその支援を啓発するため、講演会等を実施します。
 - ・ ハンドブックやホームページにより、チャレンジに関する情報を提供します。
- (2) チャレンジ支援センター事業
 - ・ 「みえチャレンジプラザ」にてチャレンジ相談等を実施します。
 - ・ 市町と連携した相談業務を実施します。
 - ・ 広報活動により、一層の周知を図ります。
- (3) 高齢者就労マッチング事業
 - ・ 高齢者がスムーズに就労できるようにするため、引き続き適職診断の実施や就職面接会を開催します。（21年度 8箇所実施予定）
- (4) チャレンジサポーター連携事業
 - ・ チャレンジサポーターが未配置の市町及び1名のみ配置の市を中心に新規配置を進めます。
 - ・ 地域のチャレンジモデルを発掘し、インタビューを実施して、事例集を作成します。
 - ・ 市町長や団体・企業等にもインタビューを実施します。

重点事業

主担当部名

農水商工部

監査の結果

(重点事業の社会像・番号、名称 元気3 農山漁村再生への支援)

1 農山漁村再生支援への取組

集落機能の低下が危惧されている農山漁村についての再生支援に、国が全国的に展開している交付金事業を中心にして、県の独自の取組を加味し総合的に取り組んでいる。

今後も引き続き集落住民の自主的な取組が活発に行われるよう、市町や関係団体と連携のうえ支援等を行われたい。

講じた措置(農水商工部 担い手・基盤整備分野)

平成20年度

1 実施した取組内容

市町や関係機関との連携を十分に図りながら、各構成事業に取り組みました。

(1) 集落機能再生「きっかけづくり」推進事業

19年度実施地区の事例をPRするとともに、関係機関の推進体制を整備し、20年度は50集落で取り組みました。(19年32集落 20年82集落)

(2) 都市との共生による農山漁村再生事業

農山漁村における交流情報を広く発信し、「三重の田舎ファン」を増やすとともに、農山漁村の資源を活用した都市との交流・共生を促進することにより、新たに9地域が「心豊かな里づくりネットワーク」に登録されました。(19年70地域 20年79地域)

(3) 農地・水・環境保全向上対策事業

地域住民や自治会など身近な人や組織から活動の輪を広げていくよう、地域の実情を踏まえつつ活動組織毎のきめ細かな指導を行いました。また、市町や地域推進組織などと協働し、本事業の有効性や重要性、先行地区の取組事例等を説明しながらさらなる取組の拡大を図り、新たに58組織での取組がはじまりました。(19年234組織 20年292組織)

(4) 離島漁業再生支援交付金事業

引き続き離島の活性化や集落機能の向上を図るため、地域住民の共同による漁場生産力の向上や集落の創意工夫を生かした取組を2つの離島で進めました。(19年2島 20年2島)

2 取組の成果

各構成事業について、概ね目標を達成することができました。

目標項目		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
(1)集落未来図を作成した集落数(累計)	目標値	-	40集落	80集落	120集落	160集落
	実績値	-	32集落	82集落		
(2)心豊かな里づくりネットワーク登録地域数(累計)	目標値	-	60地域	73地域	(75)	(80)
	実績値	50地域	70地域	79地域	82地域	85地域
(3)農村の資源保全活動組織数	目標値	-	200組織	300組織	300組織	300組織
	実績値	7組織	234組織	292組織		
(4)支援対象離島数	目標値	-	2島	2島	2島	2島
	実績値	2島	2島	2島		

平成21年度以降(取組予定等)

従来の構成事業に加え、漁業者や地域住民など多様な主体の参画による、藻場・干潟の維持・管理等の保全活動を支援する「環境・生態系保全活動支援事業」、水田営農の担い手への農地集積を進める「みえの水田営農システム確立推進事業」、農業用水路の維持・管理を省力化するパイプラインの導入等の担い手経営を支える「担い手育成基盤整備事業」を新たに追加し、集落機能の再生に加え、多様な担い手の確保・育成にも取り組んでいきます。

重点事業

主担当部名

農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 元気4 国際競争力を高める産業集積の形成)</p> <p>1 「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」の策定 平成19年度に策定予定の、県の企業立地の基盤整備に関する取組方針を明らかにする「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」が策定されていないので、速やかに策定されたい。</p>
<p>講じた措置(農水商工部 商工・科学技術振興分野)</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 県民しあわせプラン第二次戦略計画の検討過程においては、三重県としての具体的な産業集積の目標等を示す計画がないため、「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」を策定することとしましたが、それと並行して企業立地促進法が制定され、同法に基づき、地域ごとに「基本計画」を策定することが制度化されました。 企業立地促進法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的としており、同法に基づく各地域の「基本計画」においても、各地域の集積目標が示されることとなります。 そのため、全県的な目標を定める「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」の策定に先んじて、各地域の「基本計画」策定を進めることとし、各市町の計画策定業務を支援してきたところです。 (平成19年度に県内5地域で策定済み) また、「基本計画」は各地域の市町のまちづくり方針に沿うものであり、一部の市町では、まちづくり方針の基本である「都市マスタープラン」の改訂中でもあることから、「基本計画」と「都市マスタープラン」の整合も図っています。</p> <p>2 取組の成果 「基本計画」の未策定地域へ、企業立地促進法の制度内容等の周知等を図ったことにより、「基本計画」の策定に向けた検討が進んでいます。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>「企業立地促進法」に基づく「基本計画」が未策定の地域については、引き続き策定促進に取り組んでいきます。その進捗や内容等を勘案しつつ、「基本計画」と「都市マスタープラン」の整合を図りながら、「三重県企業立地基盤整備促進プラン(仮称)」の策定を進めていきます。</p>

重点事業

主担当部名

農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 元気4 国際競争力を高める産業集積の形成)</p> <p>2 ベンチャー活動</p> <p>ベンチャー活動については、創業時から生産・販売に至る各段階で、総合的な支援を実施しているが、引き続き、補助金や投資の成果を上げる努力をされたい。</p>
<p>講じた措置(農水商工部 商工・科学技術振興分野)</p> <p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業の成長段階に応じた二段階の補助金と金融機関や商社など民間のネットワークを生かしたベンチャーサポート委員会による三重県版 SBIR 制度により、起業家やベンチャー企業の総合的な支援を行いました。</p> <p>また、みえ新産業創造 2 号ファンドから、県内外の企業に 4 件の投資を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ベンチャー総合補助金の交付企業 22 社の交付対象年度と直近の決算期の売上高と雇用人員の推移については、売上高は約 1.4 倍、雇用人員は約 1.4 倍となりました。</p> <p>また、みえ新産業創造 1、2 号ファンドから投資した県内企業 15 社については、資金供給により新たな開発資金の調達や経営基盤の強化が図られ、投資基準年と直近の決算期の売上高と雇用人員の推移については、売上高は 2.4 倍、雇用人員は 2.1 倍となりました。</p>
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <p>起業家やベンチャー企業の発掘、育成、支援を進めるため、「研究開発」と「製品開発」の二段階を対象にした補助金や産学との連携によるきめ細かなサポートの実施など、引き続き企業の成長段階に応じた総合的な支援に取り組みます。</p> <p>また、みえ新産業創造 1、2 号ファンドの業務執行者であるフューチャーベンチャーキャピタル(株)との情報交換を密にし、投資先企業の育成支援に取り組みます。</p>

重点事業

主担当部名

農水商工部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 元気4 国際競争力を高める産業集積の形成)</p> <p>3 自律的産業集積の推進</p> <p>燃料電池やメカトロ・ロボット等先端産業の育成や、「高度部材イノベーションセンター」を核とした最先端の研究開発などに積極的に取り組んでいるが、より具体的な実用化に向けた成果を検証しつつ、さらなる産業集積を図りたい。</p>
<p>講じた措置(農水商工部 商工・科学技術振興分野)</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本県では、核となる企業を戦略的に誘致し、県内産業の高度化、高付加価値化を促進させるとともに、それらの産業を支える人材の育成・活用を通じて、集積が新たな集積を呼ぶ自律的産業集積の構築を目指しています。このため、特に知識集約型産業の核となる燃料電池・メカトロ・ロボット等の先端産業の育成については、具体的な実用化に向け、以下の取組を行いました。</p> <p>(1) 燃料電池関連開発の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発補助事業(補助率1/2)を実施し、燃料電池関連周辺機器開発の支援を行いました。 ・ 燃料電池の実用化を促進するため、大学や企業の参画のもとテーマ設定から積極的に関わり、国プロジェクトの誘致に取り組みました。 ・ 様々な機会を通じて燃料電池技術の紹介や普及に取り組むとともに、3月に愛知県や岐阜県と共同して燃料電池・水素関連のシンポジウムを開催しました。 <p>(2) メカトロ関連産業の育成・集積に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県メカトロ・ロボット研究会」において、7月に全国のメカトロ技術を紹介しながら県内企業の課題解決につなげるための「ソリューションセミナー」を開催し、フォロー活動を続けるとともに、リーディング産業展でブース展示やセミナー開催によりPR活動を展開しました。 <p>(3) 産業クラスター形成に向けた研究会や交流会等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内約200社で構成するネットワーク「三重高度部材産業クラスター」の参画企業を中心に、生産システム革新を促進するセミナーや現場研修、海外の研究機関との連携を促進するためのセミナーなどを開催しました。 ・ また、併行して企業間の交流の場を提供することにより、企業間連携によるより実用化に近い技術開発が誘発される機会の創出に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 燃料電池関連開発の支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発補助事業を実施した結果、県内事業者による5件の燃料電池・水素関連部材や評価技術などの研究開発が始まりました。 ・ 国プロジェクトの誘致活動を展開した結果、県内企業と県工業研究所が参画する燃料電池触媒関係のNEDOプロジェクトの採択を受けました。現在、AMICで一部の研究開発に取り組んでいます。(NEDOプロジェクトH20-H26、別に経済産業省プロジェクトも申請中) ・ 働きかけ等により、県内外資系企業が燃料電池研究施設を県内事業所内へ設置しました(H20.5) <p>(2) メカトロ関連産業の育成・集積に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月に開催したソリューションセミナーには約200名の参加を得、メカトロ製品メーカーとユーザー企業とのマッチングの機会を創出することができました。 <p>(3) 産業クラスター形成に向けた研究会や交流会等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業の生産性の向上を高めるために生産システム革新のセミナーや現場研修などを実施した結果、多くの企業の参加を得、気運が高まりました。 ・ 海外の研究機関(フラウンホーファー研究機構)との連携を促進するためのセミナーやワークショップなどを開催した結果、県内企業と同機関において具体的な連携を進めるきっかけを創出することができました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

さらなるネットワークの強化と人材の育成を図り、より実用化に近い研究開発が次々と生まれてくる環境づくりを進めます。このため、以下のとおり新たな視点も入れて取り組みます。

(1) 燃料電池関連技術開発の支援等

- ・ 県内企業の燃料電池技術の高度化を図るため、ノウハウの蓄積を進めてきた県工業研究所との共同による燃料電池の性能向上等を目指した新たな技術開発プロジェクトに取り組みます。
- ・ 引き続き国プロジェクトの誘致に向けた活動を展開します。
- ・ 燃料電池関連技術研究会を活用して、企業等とのネットワークの維持・拡大を図ることにより、地域の優れた技術を有する中小企業や部材産業が参入していける環境づくりを進めます。

(2) メカトロ関連産業の育成・集積に向けた取組

- ・ 高専・公設試・大学等と連携して、メカトロ技術の活用による県内産業の生産性の向上、個々の企業の技術力の向上、システム技術者や組込ソフトウェア技術者等人材の育成に、津市と協働して取り組んでいきます。

(3) 産業クラスター形成に向けた研究会や交流会等の取組

- ・ 引き続き、セミナーや交流会の開催などを通じて企業間の連携を促進し、より実用化に近い開発が誘発されるように取り組んでいきます。

重点事業

主担当部名 政策部東紀州対策局

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化)</p> <p>1 東紀州対策局における戦略的な事業展開</p> <p>当重点事業は、観光、産業、地域づくりを総合的に推進することを目的に、地域資源の有効活用や地域のコーディネート等を行なうもので、互いに関連する事業が多い。</p> <p>東紀州対策局においては、個々の事業内容や課題等を十分把握し、事業の相乗効果を図るべく関係機関と連携を密にし、戦略的な事業の展開に向け取り組まれない。</p>
<p>講じた措置(政策部 東紀州対策局)</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>東紀州対策局は、東紀州対策の事業全般について、各部局による事業立案や予算要求といった各段階での状況を把握し、各部局と必要に応じた意見交換・協議を行っています。さらに、それらの協議結果に基づき、施策への位置づけや予算調整の局面で第二次戦略計画所管部局や予算編成部局に対し、東紀州地域振興の観点から意見を付すなど、総合的に調整を進めています。</p> <p>具体的には、日常的に各部局との意見交換を行っているところです。</p> <p>農林水産省の農山漁村の地域づくりに関連する事業スキームについて、農水商工部と意見交換を行い、東紀州地域の市町に対し、きめの細かい情報を提供しました。また、ビジネス展開に向けた基金の活用や地域資源を活用した販路開拓など、農水商工部や産業支援センターと情報交換を重ね、東紀州地域の産業の活性化に向けて東紀州観光まちづくり公社を通じて情報提供を行いました。熊野古道を活用した集客交流の推進については、教育委員会、観光局、県土整備部、美し国おこし・三重推進室と行事や事業の進捗について定期的に情報の共有をし、相互に事業連携を図っているところです。</p> <p>また、平成21年度の予算要求状況の把握をするため、要求段階、調整段階において各部局から集約するとともに、平成20年度は新たに、東紀州関連事業について四半期ごとに進捗状況を照会し、東紀州対策庁内検討部会の開催に合わせて地域課題を把握することにしました。</p> <p>これらの結果については、各部局による施策立案や予算部局への予算要求といった局面で開催する「東紀州対策関係部局長会議」や「東紀州対策庁内検討部会」、地域機関との連携強化のために開催する「東紀州地域機関総合会議」の場で情報共有し、各部局や地域機関と意見交換や協議を行うなど、総合的な調整を行いました。</p> <p>【平成20年度 関係部局長会議等実施状況】</p> <p>(1) 東紀州対策関係部局長会議</p> <p>(開催日) (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年11月11日 H21年度東紀州関連予算にかかる協議・調整 <p>(2) 東紀州対策庁内検討部会</p> <p>(開催日) (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年8月12日 東紀州関連事業に係る課題の共有、意見交換 ・平成20年10月31日 H21年度東紀州関連予算にかかる協議・調整 <p>(3) 東紀州対策地域機関総合会議(熊野・尾鷲合同)</p> <p>(開催日) (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年6月23日 H20年度事業進捗、意見交換 ・平成20年10月21日 H20年度事業進捗、意見交換、H21年度予算調整 (熊野、尾鷲でそれぞれ別途に開催) ・平成21年2月17日 H21年度当初予算、H20年度事業進捗、意見交換

2 取組の成果

各部局との日常的な意見交換の充実や、節目節目での「東紀州対策関係部局長会議」等の開催による総合調整を充実することにより、東紀州地域にかかる個々の事業内容や課題等の情報共有が円滑に行われ、紀南中核的交流施設整備などについて、効果的に事業が展開されました。

平成 21 年度以降（取組予定等）

日常的な各部局との意見交換や協議を基礎とし、東紀州関連事業の進捗状況と課題、翌年度の予算要求状況の各部局への照会、「東紀州対策関係部局長会議」、「東紀州対策庁内検討部会」、及び「東紀州地域機関総合会議」の場での情報共有や協議を行うことにより、今後とも、効果的な東紀州対策が実行されるよう、総合的に調整を進めます。

平成 21 年度は、熊野古道の世界遺産登録 5 周年にあたることから、「熊野古道世界遺産登録 5 周年記念事業連絡会議」を立ち上げ、地域や関係部局と一体となって事業を進めていくため、関係機関との連携をさらに深めていくこととします。

重点事業

主担当部名 政策部東紀州対策局

監査の結果
<p>(重点事業の社会像・番号、名称 元気6 東紀州地域の観光や産業の振興と地域づくりによる活性化)</p> <p>2 東紀州観光まちづくり公社における取組</p> <p>地域のコーディネーター役である「東紀州観光まちづくり公社」は、地域の自立的発展を目指して観光や産業の振興など様々な取組を進め、新たな事業の展開に繋がる提言を行なうなど一定の成果をあげている。</p> <p>今後、地域の更なる活性化を促進するには、個々の事業について、中長期的に具体的な数値目標を定め、費用対効果や有効性を見据えた取組を進められたい。</p>
講じた措置(政策部 東紀州対策局)
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>東紀州観光まちづくり公社は、平成 19 年度の設立時に、観光振興部門、産業振興部門、まちづくり部門を 3 つの柱として、中長期的に目指す姿及び部門ごとの具体的事業について目指す方向を示した「公社の基本方針」を定め、1年ごとに見直すこととしました。</p> <p>平成 20 年度の基本方針を策定するにあたっては、平成 19 年度の実績を踏まえ、個々の事業について具体的な成果を示す数値目標を設定することとしました。</p> <p>数値目標は、観光振興部門で「観光入込客数」「スケッチコンテスト作品応募点数」など 10 項目、産業振興部門で「1人あたりの観光消費額」など 3 項目、まちづくり部門で「公社ホームページアクセス数」など 3 項目の合計 16 項目について設定したものであり、県の第 2 次戦略計画の平成 22 年度までの年度別数値目標とも整合したものとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>数値目標を定めたことにより、各部門での進捗管理が具体的になりました。</p> <p>また、県の第 2 次戦略計画の目標と整合させることにより、県の施策において、県・市町が一体となって広域的に東紀州の活性化に取り組む東紀州観光まちづくり公社の位置づけが明確になったと考えています。</p>
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <p>「公社の基本方針」については、毎年度見直すこととしており、数値目標についても平成 20 年度の実績を踏まえ、地域の活性化のために、より有効に事業が展開されるよう、適正に設定していきます。</p>

重点事業

主担当部名

県土整備部

監査の結果

(重点事業の社会像・番号、名称 くらし2 異常気象に備える緊急減災対策)

1 住民気運の向上

自然災害による被害を最小化するため、河川等の再度災害防止、高潮対策等のハード対策と、水位情報周知河川の指定などのソフト対策事業を実施しているが、減災対策は住民気運が最も重要であり、事業効果がより発揮されるよう、今後さらに、事業の進捗、市町や県関係部局等との連携を密にし、住民が災害等に対する確かな判断と行動がとれるよう支援されたい。

講じた措置(県土整備部 流域整備分野)

平成20年度

1 実施した取組内容

これまでに19河川について水位周知河川の指定を行いました。

災害等に対する確かな判断がとれるよう、今年度においても更に7河川について水位周知河川の指定ができるよう調査を実施しました。

また、宮川など8河川における浸水想定区域図の作成や紀北町及び川越町における洪水ハザードマップ作成の支援を行いました。

平成19年度に土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施した箇所を土砂災害特別警戒区域に指定するために、大台町及び地域住民へ、法の概要・趣旨等の説明を行い、理解を求めました。

平成20年度も、区域指定を行うための事前調査である基礎調査を、四日市市、津市、松阪市、伊賀市、熊野市、大台町において実施しました。

2 取組の成果

今年度の水位周知河川の指定を目指して四日市市など関係市町と浸水被害状況や水防体制に係るヒアリングを実施するなどの意見交換、情報共有を図りました。

そして、避難判断の目安となる避難判断水位(特別警戒水位)などの水位設定等の説明を行い関係市町の理解を得ました。

また、浸水想定区域図についても、関係市町の意見照会を行い作成しました。

洪水ハザードマップにあっては、住民への周知方法も含めて助言を行うなど関係市町との連携を図りました。

土砂災害特別警戒区域の指定に向け、大台町及び地域住民に法の概要・趣旨等の説明を行い、区域指定に対して概ね理解を得られました。

平成21年度以降(取組予定等)

平成21年度も引き続き、水位周知河川の指定、浸水想定区域図の作成及び市町が作成する洪水ハザードマップ作成の支援、土砂災害特別警戒区域の指定の取組を推進します。

なお、洪水ハザードマップを作成する市町に対しては、住民への周知方法について確認を行うとともに、住民への周知徹底を図るよう助言を行っていきます。

重点事業

主担当部名

健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 くらし8 高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備)</p> <p>1 介護サービス基盤の整備</p> <p>県内の要介護(支援)認定者は、平成19年12月で、74,516人と前年より1,030人増加している。介護サービスの基盤整備については、「第4次三重県高齢者保健福祉計画・第3期三重県介護保険事業支援計画(平成18年3月)」に基づき進めることとしているので、高齢者がそれぞれの状況に応じたサービスを受けることができるように、計画に基づき介護サービス基盤の整備を図りたい。</p>
<p>講じた措置(健康福祉部 福祉政策分野)</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成20年度の施設整備法人に対し老人保健福祉施設整備補助金の交付決定を行いました。</p> <p>(2) 三重県老人保健福祉施設等整備指導要綱に基づき現地調査を行い、介護施設の整備事業に対する助言を行いました。</p> <p>(3) 平成21年度から平成23年度の3か年を対象とする「第5次三重県高齢者福祉計画・第4期三重県介護保険事業支援計画」を策定しました。</p> <p>(4) 近年は、施設整備枠に基づき募集を行っても、応募が非常に少ないため施設整備が進んでいません。なお、応募が少なくなっている主な要因としては、「2度にわたる介護報酬のマイナス改定による経営難」、「介護人材不足」などがあげられます。このことから、「三重県介護人材確保対策懇話会」の議論を踏まえ、介護現場に対する県民の意識や関心を高めるための情報発信の強化など、できることから着手しました。また、国に対し、介護職のイメージを向上させる施策に積極的に取り組むとともに、適正な水準の介護報酬の設定を行うよう機会を捉え要望しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム(個室・ユニット型)の南勢志摩圏域2施設100床の整備及び老朽化した養護老人ホームの南勢志摩圏域1施設100床の改築整備に対し支援を行いました。</p> <p>(2) ケアハウス(個室・ユニット型)の中勢伊賀圏域2施設30床の整備に対し支援を行いました。(自己資金整備を含む)</p> <p>(3) 現地調査(着工・中間・完成)を行い事業の適正化を図りました。</p> <p>(4) 平成20年度国の第2次補正予算及び平成21年度当初予算において、「介護報酬の3%プラス改定」及び「介護人材確保の緊急対策」が盛り込まれました。</p>
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 介護サービス基盤の整備について、「第5次三重県高齢者福祉計画・第4期三重県介護保険事業支援計画」に基づき支援を行い、高齢者が、それぞれの状況に応じ適切なサービスを受けることができるよう、地域密着型介護基盤の整備を行う市町との連携のもと、在宅サービスと施設サービスをバランスよく提供していきます。</p> <p>(2) 国における介護報酬の改定や介護人材確保の緊急対策を踏まえ、県としても、介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充、潜在的有資格者等養成支援事業、複数事業所連携事業などの介護人材確保対策を実施し、必要な施設整備が行える環境の整備に努めます。</p>

重点事業

主担当部名

健康福祉部

監査の結果
<p>(重点事業の社会像・番号、名称　くらし9　障がい者の地域における自立への支援)</p> <p>1 障がい者の地域における場の確保</p> <p>重点事業の数値目標である「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は、平成19年度は目標数値を下回っている。</p> <p>障がい者が地域で安心して生活することができるよう、グループホーム、ケアホームの経営安定化に向けた定員増加のための基盤整備に引き続き取組まれない。</p>
講じた措置(健康福祉部 福祉政策分野)
<p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>多くのグループホーム等運営法人は財政状況が脆弱であり、報酬単価の低さによる経営不安及び建築基準法の改正による規制の強化の影響から施設改修、新設等の整備に必ずしも積極的でなく、数値目標が達成されていません。このような状況の下、平成 20 年度は以下のことに取り組みました。</p> <p>(1) 平成 20 年度グループホーム等整備実施事業所の存在する市町に対し、障がい者グループホーム等緊急整備事業補助金の交付決定を行いました。</p> <p>(2) 対象法人及び市町担当者に対し事業実施にかかる説明会を実施し、事業の適正実施について指導しました。</p> <p>(3) 当該市町に対し事業の進捗管理、入札手続き等の適正な執行について継続的に指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>障がい者グループホーム、ケアホームについて、市町との連携を密にし、年度内の事業完了など事業実施の適正化を図り、桑名員弁圏域 1 市 1 町 3 施設・20 人、四日市圏域 1 市 1 町 2 施設・17 人、鈴鹿圏域 1 市 3 施設・27 人、津圏域 1 市 5 施設・30 人、松阪多気圏域 1 市 1 町 3 施設・27 人、伊勢志摩圏域 1 市 1 施設・7 人、伊賀圏域 1 市 1 施設・7 人、紀北圏域 1 市 1 施設・3 人、紀南圏域 1 市 1 施設・8 人、合計 9 圏域 9 市 3 町 20 施設・146 人の整備に対し支援を行いました。</p>
平成 21 年度以降(取組予定等)
<p>(1) 6 圏域 5 市 1 町 9 施設・69 人の整備に対し支援を行う予定です。</p> <p>(2) 平成 21 年 4 月、報酬改定が実施され「障害福祉サービス費用(報酬)5.1%プラス改定」及び「報酬体系(加算)の増収となる改正」が実施されたところですが、グループホーム等の安定運営には決して十分であるとは考えられません。</p> <p>また、比較的障害程度が軽いとされる障害程度区分 3 以下の施設利用者は、当初、平成 24 年 3 月までに、施設から地域移行するものとされていましたが、今回の法改正に向けた見直しでは平成 24 年 4 月以降も入所継続が認められることとされました。事業者のグループホーム等整備についての意欲の減少が懸念されるところです。</p> <p>このような状況を踏まえ、県としても法人及び市町に対し、グループホーム等整備の必要性を積極的に働きかけるとともに、国に対しても報酬体系の更なる改善の要望を行い、引き続き整備に対して補助することにより、事業実施箇所の増加、障がい者の地域移行促進を図ります。</p> <p>また、これまでの実績を踏まえ、21 年度以降の目標数値の見直しについても検討します。</p>

重点事業

主担当部名

健康福祉部

監査の結果
<p>(重点事業の社会像・番号、名称 くらし9 障がい者の地域における自立への支援)</p> <p>2 障がい者の就労支援</p> <p>本県の平成19年度の障がい者雇用率は全国最下位であり、また、作業所等の平均工賃額は全国平均を下回っている。</p> <p>県自らも、就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、知的障がい者の県庁舎での職場実習や障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の取組を行っているが、さらに企業や関係団体と協力を深め、国や県の雇用担当部局と連携し、障がいの程度や能力・適性に応じた就労を支援されたい。</p> <p>また、平成20年2月に策定した「三重県工賃倍増5カ年計画」については、毎年度の進行管理を適切に行い、他県の優良事例などを参考にして実効性の高い取組を実施されたい。</p>
<p>講じた措置(生活・文化部 勤労・生活分野)(健康福祉部 福祉政策分野)</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 障がい者の就労を支援するため、障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用および障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(生活・文化部 勤労・生活分野)</p> <p>(2) 就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、知的障がい者の県庁舎での職場実習のほかに知的障がい者就労支援講座を実施しました。</p> <p>なお、工賃倍増計画の推進においては、20年度からモデル事業所として県内28か所の事業所に委託し、経営コンサルタントのアドバイスを受けながら工賃倍増のノウハウの取得に向けた取組を進めているところです。</p> <p>また、他部局、国等の機関と、連絡会議等で密接な連携を図るとともに、労働局、県生活・文化部と連携して、企業に対して障がい者雇用の促進に向けた同行訪問指導を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部 福祉政策分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用については、</p> <p>発注件数：307件、発注金額：13,801,504円(11月調査時の3月末見込み)</p> <p>登録件数：雇用促進事業所：8事業所、就労支援事業所等：25事業所(3月末現在)</p> <p>となっています。</p> <p>また、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の受講者数(3月末現在)は、43名(うち33名修了、23名就職)となっています。</p> <p style="text-align: right;">(生活・文化部 勤労・生活分野)</p> <p>(2) 上記1(2)の事業を利用した障がい者の一般就労数は平成20年度で51人であり、前年度実績を6人上回りました。全国的な景気減速で極めて就労状況が悪化している中で、目標数値には届かないものの前年度以上の就労者数を確保することができたことは、決して十分ではありませんが一定の成果があったと判断されます。</p> <p>なお、作業所等での平均工賃については、工賃倍増等の取組等を行ってはいるものの作業所等における作業受注量などは減少傾向にあり、工賃の水準への悪影響が懸念されるところです。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部 福祉政策分野)</p> <p>平成20年度の県内における障がい者雇用率は1.49%と昨年を0.07ポイント上回っています。</p>

平成 21 年度以降（取組予定等）

引き続き、障がい者の就労を支援するため、県の各機関及び事業所に対して障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の周知・啓発を行うとともに、障がい者の態様に応じた職業訓練の機会を提供します。
(生活・文化部 勤労・生活分野)

平成 20 年度に引き続き、就労サポート事業、「ゴールド人材センターみえ」の運営、知的障がい者の県庁舎における職場実習、知的障がい者就労支援講座を実施するとともに、新たに県庁舎での職場実習の対象者に精神障がい者を加えることとしています。

工賃倍増計画においては、今年度モデル的に取り組んだ 28 事業所での取組を継続するとともに、その成果の検証を踏まえた上でのノウハウを活かしつつ、新たな事業所へと取組を広げる予定です。

また、引き続き国、他部局との連携を図りながら障がい者の就労支援に取り組みます。

(健康福祉部 福祉政策分野)

重点事業

主担当部名

環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称　　くらし11 森林再生「三重の森林づくり」)</p> <p>1 森林環境創造事業の見直し</p> <p>森林環境創造事業の実績が目標を大きく下回っている。また、生産林と環境林の区分など対象面積について、当初計画と現状では乖離があることから、計画の見直しを行うとともに、事業を見直されたい。</p>
<p>講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)</p> <p><u>平成20年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>昨年度は、森林整備(造林・間伐)事業検討ワーキンググループの中に、森林環境創造事業検討部会を設置し、目標面積の根拠となる数値が現状から適切かどうかの検証や、事業主体の意見聴取を行いました。今年度も引き続き森林整備(造林・間伐)推進ワーキンググループを設置し、事業内容、数値目標等を検討し、数値目標、実施にかかる要領等を見直しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>できるだけ現状に合うように、既存の森林資源モニタリング調査の結果や、現在の森林簿データを取り入れるなど、目標面積の根拠となる数値を収集しました。</p> <p>森林所有者の意向や、所有者不明等の理由により、事業対象森林のすべてで事業実施が見込まれないことから、事業を受け入れるかどうかについて、アンケート調査を実施しました。その結果を事業実施面積に反映し、適正な目標値となるよう検討を続けています。</p>
<p><u>平成21年度以降(取組予定等)</u></p> <p>環境林の整備について、市町にさらに積極的に取り組んでもらうため、平成21年度から補助体系を見直します。</p> <p>引き続きワーキンググループで検討を続けた結果を基に、平成21年度以降で事業計画の見直しを実施します。</p>

重点事業

主担当部名

環境森林部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 くらし 11 森林再生「三重の森林づくり」)</p> <p>2 多様な主体による森林づくり</p> <p>森林づくりや木材利用を進めるため、木材利用の推進や森林を守るための事業を実施しており、個人や企業など、多様な主体が多様な形で森林づくりに関わる状況になりつつあるので、引き続き森林の果たす役割等について理解を深める取り組みを進められたい。</p>
<p>講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)</p> <p>平成 20 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「企業の森」を推進するために、企業と森林所有者とのマッチングを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業側のニーズから県北中部での契約地が多くなっており、地域に偏りがあるため、県南部エリアの候補地をメインに、県内外の企業 21 社へのアプローチを実施しました。 ・ 企業の森パンフレットを更新するほか、ホームページのリニューアルを行い、契約地の活動状況や企業の森候補地リストを公表しました。 ・ 東京で開催される「企業の森フェア」に出展しました。(3月4日：全国都市会館) <p>(2) 森林ボランティア活動の活性化のため、「初心者研修」に支援するほか、「リーダー研修」を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初心者研修については、研修を実施する団体に対して、研修経費の一部を助成しました。(1団体、8月～11月で6回の研修を実施) ・ 初心者教育し、安全で効率的な作業を実践できるリーダーを育成するため、林業普及指導員と連携し「ボランティアリーダー研修会」(間伐材の搬出実践研修)を実施しました。(平成21年2月7日 亀山市内の山林) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度の企業の森については、5 件の契約が成立しました。このうち 2 件は東紀州地域での契約となっています。(百五銀行(津市)、三重中央開発(伊賀市)、紀州製紙(熊野市)、エレコム(尾鷲市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)) ・ 「企業の森」における活動については、社員や地域住民による森林整備活動だけではなく、同時に森林環境教育のほか、間伐材を利用した工作など、森林や木材を活用した取り組みを展開しました。 ・ 平成 20 年度の森林ボランティア活動については、初心者研修をきっかけに、20～40 代の若者がボランティア団体に加入するなど、研修の効果が出てきています。
<p>平成 21 年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業の森」における既契約地については、経済情勢に左右されることなく森づくり活動を継続するよう契約企業に要請するとともに、新規契約については、リニューアルしたホームページ等で情報発信に努めるほか、東京事務所や大阪事務所のほか、企業立地室等とも連携し、情報提供活動を行います。(通年) ・ 県民が自主的に森林づくり活動に参画できる機会を増加させるため、ボランティア初心者研修を引き続き行います。(8月～11月、研修回数は6回)

重点事業

主担当部名 農水商工部観光局

<p>監査の結果</p>
<p>(重点事業の社会像・番号、名称 絆1 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策) 1 「三重県観光振興プラン」の推進 「住んでよし、訪れてよし」の地域づくり、観光地づくりを進めるため、市町をはじめ関係機関との連携を密にし、魅力ある観光地や観光商品等を創出することなどにより、引き続き「三重県観光振興プラン」第2期戦略(H20~22年度)の推進に努められたい。</p>
<p>講じた措置(農水商工部 観光局)</p>
<p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容 観光振興を県政の重要な課題と捉え、全庁的な体制のもとで円滑かつ総合的な事業推進を図るため、「三重県観光振興プラン推進会議(委員長:観光局長、委員:関係部局長)」及び「同幹事会(委員長:観光分野総括室長、委員:関係室長等)」を設置しています。 三重県観光振興プラン第2期戦略の策定及びその後の進捗管理にあたっては、この推進会議(2回開催)及び幹事会(4回開催)を活用しました。具体的には、各部局の観光関連事業を取りまとめ、第2期戦略を構成する関連事業一覧表を作成・提供するなど、総合行政による戦略の推進に努めました。 また、市町との連携については、市町が地域住民や観光事業者などと協働して進める観光商品づくりや観光地の魅力づくりを支援するとともに、観光振興計画が未策定の市町・団体(平成20年度においては、津市、亀山市、菰野町、北伊勢広域観光推進協議会(北勢地域の10市町で構成)の4市町・団体)の計画づくりを支援しました。</p> <p>2 取組の成果 県民しあわせプラン第二期戦略及び三重県観光振興プラン第2期戦略においては、「観光レクリエーション入込客数」と「観光客満足度」を、施策目標及び戦略目標として掲げています。 観光入込客数については、現在集計中ですが、県内主要10観光施設における平成20年入込客数は71万人増加して延べ1,924万人(対前年比3.8%の増加)となりました。観光客満足度については、前年度より0.1ポイント上昇して、63.2%となりました。 また、市町との連携に関しては、平成19年度に伊勢志摩地域の市町(伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町)・経済団体・観光協会等で構成する(社)伊勢志摩観光コンベンション機構の観光振興計画の策定を支援した結果、平成20年10月に伊勢志摩地域観光圏が観光圏整備実施計画の認定(中部地域で唯一)を受けるなどの成果として結びつきました。</p>
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <p>第2期戦略期間は、平成25年の第62回神宮式年遷宮に向け、また、式年遷宮後も持続する強靱な観光構造を構築していくための重要な期間となります。 引き続き、三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略、多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり戦略、観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備戦略、の3本柱の戦略を推進することにより、プランの実現に努めていきます。 加えて、急激な経済情勢の悪化、消費意欲の減退等の状況を踏まえ、緊急経済対策にかかる事業についても、速やかに実施に移し、着実な事業展開を図ってまいります。</p>

重点事業

主担当部名 政策部

<p>監査の結果</p> <p>(重点事業の社会像・番号、名称 絆2 地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援)</p> <p>2 目標の設定</p> <p>重点事業全体の数値目標を会議の開催回数にするなど、目標の設定に問題があるので、地域主権社会の実現という趣旨に合致した目標設定に取り組まれない。</p>
<p>講じた措置(政策部 地域支援分野)</p> <p>平成20年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域づくりを推進していく上では、県と市町が連携して地域課題の共有や検討を行うための場づくりが重要であることから、「県と市町の地域づくり支援会議」の開催により、地域づくりの推進につなげていきたいと考え、開催回数を数値目標として設定しました。</p> <p>平成21年2月に県と市町が連携を一層強化し、協働して地域づくりの基盤を整備することを目的とした新たな協議会(「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」)が設置されたため、「県と市町の地域づくり支援会議」を廃止するとともに、その機能について、新協議会へ引き継ぎました。</p> <p>このような状況をふまえ、「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」という趣旨に、よりふさわしい数値目標に向けて見直しに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 数値目標を「地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援」の取組成果をより表す指標に見直しました。</p> <p>見直し後の数値目標</p> <p>県と市町の連携による地域づくりの成果割合</p> <p>(「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に設置された検討会議において、県と市町が連携して市町の地域づくりの課題解決に取り組んだ結果、成果があった検討会議の割合)</p>
<p>平成21年度以降(取組予定等)</p> <p>見直し後の数値目標が達成できるよう、県と市町の連携・協働による地域づくりの基盤整備や地域経営の総合的な主体である市町の自主性・自立性の向上に向けて、引き続き取り組んでいきます。</p>

* なお、定期監査と共通のものでここで掲載されていないものについては、定期監査の結果に基づいて講じた措置として公表しています。

監査委員公表第7号

平成20年2月7日に包括外部監査人から提出のありました平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成21年4月6日付けで通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成21年5月12日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	永	田	正	巳	
三重県監査委員	前	田	剛	志	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

平成19年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>・ 県との事務に関する指摘</p>		
<p>1. 補助金・負担金について</p>		
<p>(1) 県からの負担金の目的外使用の計画について</p>		
<p>県はいなば園を事業団に移譲する際、いなば園の自立経営基盤を整備するための負担金約15億円を平成18年度から平成20年度までの3年間に分割して事業団に支払う協定を締結している。協定書第4条において、事業団は、負担金をいなば園の運営以外の目的に使用してはならず、使用する場合は県と協議することと規定されている。</p> <p>一方、平成18年3月に作成された事業団の中期経営計画によると、平成18年度から平成22年度まで毎年、身体障害者総合福祉センターの収入不足分をいなば園からの繰入金収入で補填し、それに連動して発生したいなば園自体の収入不足分を、県からの経営基盤負担金収入で賄おうとする計画となっている。これは明らかに協定書第4条に定める目的外使用の禁止に抵触するため、中期経営計画の見直しが必要である。【結果】</p>	<p>厚生事業団では平成20年1月に中期経営計画の改訂を行い、その中でいなば園自立経営基盤負担金については、目的外の使用はしないこととして見直しが行われました。</p> <p>今後は、協定書に基づき、自立経営基盤負担金が適正に活用されるよう確認・助言を行っていきます。</p>	<p>健康福祉部 (社福)三重県 厚生事業団</p>
<p>(2) 志摩開発有料道路第2期事業の清算について</p>		
<p>志摩開発有料道路第2期事業の清算において、三重県は3,057,000千円を負担しているが、伊勢二見鳥羽有料道路事業が収支予測どおりに推移するならば、料金徴収期間満了時には道路事業損失補填引当金が余ると見込まれることから、今回の志摩開発有料道路第2期事業清算時に有料道路事業の運営に支障が出ない範囲で道路事業損失補填引当金を取り崩して、さらに三重県の負担金を軽減する方法もあつたと考える。【意見】</p>	<p>伊勢二見鳥羽有料道路事業の収支予測は、今後の伊勢志摩地域の観光動向、道路整備状況に大きく左右されることから、経営安定化を図ることを考慮したうえで、志摩開発有料道路2期事業の清算においては、慎重に道路事業損失補填引当金の取り崩しや県負担金の支出を判断しました。</p> <p>なお、伊勢二見鳥羽有料道路事業の運営にあたっては、人件費等管理コスト削減に努めるとともに、効率的な業務運営を行うて定化を図ることで、事業終了時に新たな県の負担が発生することなく無料開放できるよう健全経営を行ってまいります。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>
<p>2. 委託料について</p>		
<p>(1) 指定管理者制度適用の適否について</p>		
<p>県は、三重県津ヨットハーバーについて、平成18年度から平成20年度の3年間の指定管理者として同財団を指定している。</p> <p>これについては、津ヨットハーバー施設内は、三重県所有地及び所</p>	<p>指定管理者制度適用の適否について検討すべきとの指摘を受け、津ヨットハーバーの運営管理について、見直しを行いました。</p> <p>具体的には現在の指定管理期間終了後の平成21年度からは、実</p>	<p>県土整備部 (財)伊勢湾海</p>

<p>有物、国有地（管理者は県）財団所有物が混在しており、これら分け別第三者による施設管理を実施した場合には、かえって効率性を害することになるとの趣旨で決定されたものではあるが、財団以外の団体が、財団所有物を使用せずに指定管理業務を行うことは著しく非効率なことから非公募とせざるを得ず、指定管理者制度導入自体がもともと適切であったか疑問が残るところである。県は、次回以降の指定管理者制度適用の適否について検討する必要がある。【結果】</p>	<p>質的な管理主体である財団が管理を一元化できるよう、財団に対して使用許可及び占用許可を行うこととし、所要の条例改正を行いました。</p>	<p>洋スポーツセンター</p>
<p>(2) 不法占用について</p>		
<p>平成18年度末現在において、野積場の不法占用の状態になっているものが9件で未収相当額合計1,817千円ある。この不法占用にかかる是正措置として、財団及び県との協議のなかで、指定管理者制度導入時において財団と県との分担を定めたくえで、財団は港湾施設管理条例に基づき処理を行っている。 野積場自体は県の公有財産であることから、占用者は自らの申請により使用料を納付した上で使用許可に基づき使用するものであるが、占用者からの申請及び使用料の納付がない場合、公有財産の不法占用になるとともに、使用料を正しく支払っている占有者との不公平感はない。県は利用料の回収督促以外にも強制撤去等、実施可能な施策を図る必要がある。【意見】</p>	<p>悪質で長期にわたる不法占用者については、行政代執行の前段階として7名に対し三重県港湾施設管理条例第12条第1項の規定に基づく監督処分（撤去命令）として、撤去を命じた。この後、上記の手続きがとられない場合は、代執行の手続きを行う予定です。</p>	<p>県土整備部 (財)伊勢湾海 洋スポーツ センター</p>
<p>3. 貸付金について</p>		
<p>(1) (仮称)新小山最終処分場の計画地に係る賃借料支払いについて</p>		
<p>(仮称)新小山最終処分場の計画地については地権者と平成11年から平成23年まで土地賃借契約を締結しており毎年29,000千円の賃借料を支払っている。また、これに関連して民間銀行から630,000千円、三重県からは81,638千円の借入を行っている。 最終処分地の確保については非常に困難な交渉が求められるため、適切な場所が見つければ、その後、事業開始までの賃借料を支払ってまでも、その用地を確保する必要があることは理解できる。しかしながら、今回の場合、土地の賃借契約ではなく最初から売買契約を締結し事業団の用地としたほうが、数年間の賃借料を支払わずに済むことになったのではないかと考えられる。【意見】</p>	<p>(団体の対応結果) 現在、平成21年度の工事着工に向けて取り組みを行っているところであり、着工が決定されるまでの間は、賃借契約により対応していくことにしております。 (県の対応結果) 立入検査により、平成20年度の地権者への土地賃借料の支払状況について、土地賃借契約書、確認書、支払関係書類を確認しました。</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環 境保全事業団</p>
<p>(2) 三重県からの借入金について(就農資金貸付特別会計及び林業就業促進資金特別会計)</p>		
<p>財団が行う就農支援資金貸付け及び林業就業促進資金貸付けに係る資金については、すべて三重県からの無利息借入金により調達されている。 しかし、実際には、就農資金借入金の52.0%、林業就業促進資金借</p>	<p>【環境森林部】 (団体の対応結果) 県からの指導を受けて次年度以降の資金の貸付及び返還の計画等を精査した結果、平成20年度中に7,500千円を繰上償還する予</p>	<p>環境森林部 農水商工部 (財)三重県農</p>

<p>入金の23.5%しか貸付けにあってはならず、本来農業者や林業就業者等に対する貸付金にあってはられるはずの借入金(就農資金借入金の48.0%、林業就業促進資金借入金の76.5%)が実際には貸出しにあってはならず、余剰資金として財団の普通預金に預けられており、不測の事態にある程度は備えられなければならないもの、就農資金貸付特別会計及び林業資金貸付特別会計の余剰金はいずれも過大であると考える。</p> <p>財団において借入れの趣旨に従い活用されていない余剰資金については、三重県において資金の有効利用を図られるべきであり、三重県においては、過大な余剰資金については早期繰上償還を求められるような約定で貸付けを行うべきである。【意見】</p>	<p>定です。</p> <p>(県の対応結果)</p> <p>(財) 農林漁業支援センターに対して、次年度以降の資金の貸付及び返還の計画等を精査して償還可能な余剰金があれば返還するよう指導しました。</p> <p>【農工商工部】</p> <p>(団体の対応結果)</p> <p>就農支援資金及び林業就業促進資金について、現状の需要動向を勘案しつつ、中・長期的な貸付計画の検討を行い、貸付・償還計画に支障のない範囲で、就農支援資金で1189万円を、林業就業促進資金で750万円を、それぞれ三重県に繰上償還することとしました。</p> <p>(県の対応結果)</p> <p>今後新たに財団に対する貸付を行う場合には、資金状況に応じた繰上償還を求めることができると、過大な余剰資金を生じない仕組みとするよう努めます。</p>	<p>林水産支援センター</p>
<p>・ 団体固有の事務に関する指摘</p>		
<p>1. 財務事務について</p>		
<p>(1) 予定価格の未作成について</p> <p>予定価格は、契約担当者(理事長又はその委任を受けた者)が作成し、一般競争入札、指名競争入札、随意契約を問わず、原則として全ての契約において必要である。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち12契約については予定価格を定めていない。契約締結に当たっては、財務規程に従い、公正でかつ適正、効率的な執行を行う必要がある。【結果】</p>	<p>厚生事業団において、すでに随意契約を含めて予定価格の設定を行うように改めています。</p>	<p>健康福祉部 (社福)三重県 厚生事業団</p>
<p>(2) 契約書あるいは請書の未作成について</p> <p>契約事務は、厳正かつ公平に行われ公の利益を確保することが要請されるものである。契約の内容を明確にし、後日問題が起こらないよう原則として契約書を作成しなければならぬ。財務規程によると、契約金額が100万円を超える場合は契約書の作成が必要であり、100万円を超えない場合であっても請書その他これに準ずる書面を徴しなければならぬ。しかしながら監査対象として選んだ20契約のうち9契約については契約書あるいは請書を作成していない。公正でかつ適正、効率的な執行を行うためにも契約書等の作成は必要である。【結果】</p>	<p>厚生事業団においては、すでに財務規程に沿って契約書等の作成を行うよう徹底しています。</p>	<p>健康福祉部 (社福)三重県 厚生事業団</p>
<p>(3) 随意契約の理由の記載について</p>		

<p>随意契約は合理的な理由により競争入札に付することが適当でない と認められる場合においてその方法によることできる。合理的な理 由の例は財務規程に規定されており、どの例に該当するのかの判断が 非常に重要になってくる。しかしながら、伺い書には財務規程第 59 条 に定められているどの理由に該当すると判断したのかが明確に示され ていないものがある。 伺い書に書かれているこれらの理由は、財務規程に定められている 随意契約が認められるどの理由にも該当しないと考えられる。金額が 100 万円を超えない場合にあたるかと思われ、予定価格を作成して いない場合には 100 万円を超えるか否か判断できない。また、いなば 園の合併処理槽維持管理業務委託の理由については、間違っており、 随意契約が認められる理由としては乏しいと考えられる。【結果】</p>	<p>厚生事業団においては、すでに財務規程に沿って随意契約の手 続きを行うように改めています。また、いなば園の合併処理槽保 守契約については、平成 20 年度から競争入札を導入しました。</p>	<p>健康福祉部 (社福)三重県 厚生事業団</p>
<p>(4) 追加工事理由について いなば園空調整備工事 95,420 千円については、平成 18 年 12 月に 指名競争入札により締結された 87,570 千円の契約と、平成 19 年 3 月に 再度指名競争入札により締結された 7,850 千円の契約が合算されたも のである。追加工事を変更工事とせず再度指名競争入札に図ったこと は評価できるが、追加工事が必要になった「受変電設備が脆弱であり、 増設改修が必要である」との理由について、なぜ、当初の見積もり時 点で判明しなかったのか疑問である。もし、当初の見積もり時点で判 明しておれば、補正予算を組む必要も指名競争入札をする必要もなか ったと考えられる。【意見】</p>	<p>このことについては、改修工事を進める中で、中部電気保安協 会からの指摘により、受変電設備の脆弱性が判明したため、安全 を期するため追加工事となったものです。厚生事業団においては、 その後、工事施工にあたって、監査意見に沿って十分な調査を行 うこととしています。</p>	<p>健康福祉部 (社福)三重県 厚生事業団</p>
<p>(5) 現金管理について 総勘定元帳の通査を行ったところ、収益事業会計の現金勘定及び管 理運営会計の小口現金勘定につき、平成 19 年 3 月 31 日付において、 現金過不足が 47,663 円及び 7,337 円発生しており、その原因が知りえ ないためその全額を事業費及び管理費支出の内訳である雑費として計 上していた。 その発生原因は、収受金のみを仕入入力し、手持現金の実査と帳簿 との照合を年に期末の 1 回しか行っていないためであると考えられ る。 手持現金と帳簿上の現金の差異を早期に認識し解決させるために も、保有現金のカウントは毎期末 1 回のみ行うのではなく、定期的に、 可能であれば一日 1 回行うのが理想であると考えられる。また、現金 実査の際には金種表の作成を行った上で帳簿と照合すべきである。 【結果】</p>	<p>このことについては、すでに財団が平成 19 年度から事業にかか る事業費会計部分を新体制の事業部に分離し、別担当者により管 理する体制に変更しています。これにより、収益事業会計及び事 業費会計における券売機の現金の集計・管理方法について見直し を行い、平成 19 年 4 月から事業小口金種管理表を作成し、日々の 保有現金のカウントを行っています。その結果、収益事業会計及 び事業費会計の現金について、手持現金と帳簿上の現金の差異を 早期に認識し、解決できる体制を整えています。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重こと もわかもの育 成財団</p>
<p>(6) 伝票発行について</p>		

<p>三重県立みえこども城館内の一部の城館内の施設につき、利用料を収受し、その集計を日々行っており、一日の利用料収入を施設ごとで算出し日計表にまとめた後、日計表から日ごとの業務日誌に転記を行い、事務局長までの承認を受ける。</p> <p>しかし、業務日誌から直接総勘定元帳への転記を行っているのみであり、仕訳伝票を紙ベースで発行保存していなかった（総勘定元帳上の伝票番号は、入力を行った順番になるだけである。）仮に総勘定元帳から不備な項目を見つければ、証拠書類と照合を行おうとする場合、この記帳方法では、後の検証作業が困難となるといえる。</p> <p>解決策としては、伝票番号で証拠書類と総勘定元帳を関連づけるように設定しておくのが望ましいと考えられる。なお、支払に関する証拠書類についても同様であり、仕訳との照合を図ることができようにするのがよいと考えられる。【意見】</p>	<p>このことについては、すでに財団が平成19年4月から、事業費部分については、独自の管理データベースを新規に作成してしまふ。現在では、券売機より回収時に発券される日計シートに記載されている発券枚数を管理データベースに入力することで、集計された合計金額と、実際に回収した現金、また前述の日計シートに記載されている合計金額との照合を毎日実施しています。これにより、平成19年度以降の業務日報(日計表)においては、日々の集計内容等を、データベースの保存データ上でいつでも照合できるものになっており、証拠書類としての出力はいつでも可能であり、財団において、定期的な照合を実施しています。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重こどもわかもの育成財団</p>
<p>(7) 利用料金収入の修正後の誤転記について</p> <p>日計表の通査を行ったところ、平成18年7月2日の利用料収入につき、日計表に記録ミスがあったため、日計表には修正が加えられていたが、その修正が当該日付の総括表には反映されていなかった。</p> <p>一年を通じた累計額でみれば正しい金額となりうるが、日ごとの総括表単位でみると正確な収受金額を示すことはできない。事後的な管理に役立たせるために、修正過程を明示することが有用であると考えられる。修正事項が発生した場合には、当該事項に係る日付の総括表をもって修正を行うべきである。</p> <p>また、日計表の修正箇所について、修正すべき金額に訂正線(二重線)を引いて正しい金額を記載しているのみであった。責任の所在を明確にするために、訂正線とともにその訂正を行った者の印を求めめるなどの対策を行うべきであると考えられる。【意見】</p>	<p>このことについては、すでに財団が平成19年4月から、利用料金については、券売機の発券結果シートに基づき、独自のデータベースで管理しており、業務日報への転記は自動で行われるシステムになっていきます。</p> <p>これにより、修正が必要になった場合は、データベース内の数字を修正することにより、その後の累積結果も連動して修正されるしくみになっていきます。</p> <p>財団において、平成19年度から、訂正線が必要となった場合は、責任の所在を明確にするため、その訂正を行った者及び事務局長の押印を行っています。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重こどもわかもの育成財団</p>
<p>(8) 実地棚卸の実施について</p> <p>シヨップの在庫の実地棚卸は毎月実施されている。ただし、一部の商品については、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、現物の数量チェックを行わないまま、数年間にわたり帳簿上の数量を実地在庫数量として計上している。</p> <p>具体的には、「漫画アート」について、実地棚卸時に現物が発見されなかったため、数年間にわたり現物の数量チェックが行われず、帳簿上の数量が実地在庫数量として計上されていた。</p> <p>実地棚卸の際に、リスト上在庫があるにも関わらず現物がない場合、その分析を行ったうえで、実際有高をもって計上し、帳簿上数量との差額は、正味財産増減計算書上、棚卸減耗費等の科目をもって計上す</p>	<p>財団において、定期的に帳簿上と現物との数量チェックを行い適正に管理し、また、リスト上在庫があるにも関わらず現物がない場合には適正な会計処理の実施を行っています。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重こどもわかもの育成財団</p>

<p>るべきである。 また、実地棚卸実施時に行方不明品が出ることはないよう、物品と保管場所を結びつけるようなリストを作成するなどして、商品管理を徹底させるべきであるといえる。【結果】</p>	<p>(9) 契約保証金の徴収について 業務委託契約を締結した業者のなかに、契約保証金を徴収している業者と徴収していない業者とが存在している。 事業団は県の外郭団体であるから、契約は三重県会計規則の規定を参考にすべきであり、契約保証金を徴収するのかもしれないかという基準が不明確であることは適切でないと考ええる。また、事業団においては他の団体よりも契約金額が相対的に多額であるという事情がある中で、よりその影響は大きなものとなる。 そもそも契約保証金は、これを納付させることによって、契約相手方の契約上の義務の完全な履行を促進させるとともに、将来、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、事業団の被る損害の補填を容易にしようとするものであるから、契約保証金を要するかどうかについては、県の建設工事等と同様に明確な根拠に基づいて決定する必要がある。【結果】</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p> <p>(団体の対応結果) 事業団の「財務規程」において「契約は、三重県会計規則第5章契約の規定を準用するものとする。」と定めていることから、契約保証金に関して県の建設工事等と同様に実施することになっており、職員に周知徹底をいたしました。 (県の対応結果) 立入検査により、三重県会計規則第75条「契約保証金」についての説明会が開催されたことを確認しましたが、県の会計規則等を踏まえて明文化された、事業団としての運用ルールが設けられていなかったため、事業団として適切な運用ルールを定め、適切に契約保証金を徴収するように指示しました。</p>
<p>(10) 滞留未収金の請求方法について 事業団においては滞留未収金に対して回収に努めており、毎月未収金額の請求書を発行して回収を行っているが、先方の支払い能力等の事情により一度に全額の支払いを受けられず、隔月で一部入金されるケースがある。もし、分割支払いを認めるのであれば、正式に分割契約書あるいは覚書を締結し、契約どおりに支払いを受けられべきである。 分割契約書を締結することにより、相手の支払い能力を評価することが可能になるとともに、滞留未収金の回収可能性が客観的に判断されるメリットも生じることになると考えられる。 なお、大部分が100万円未満の少額であり、回収の強化が必要である。また、一部の相手先については、本来請求権が発生していないにもかかわらず、誤って売上計上を行っていたので平成18年度決算で売上の取消を行っているが、取消処理は売上計上年度内に行う必要がある。【結果】</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p> <p>(団体の対応結果) 分割での支払が行われている案件については、覚書の締結について協議を行っていますが、締結までには至っていません。 請求書発送後3ヶ月以上経過したものについては、まず相手先に請求書が届いているかどうかを確認したうえで、支払予定日の確認を行っています。 支払予定日を過ぎても入金されない案件については、先方と連絡を取り支払の催促を行う等回収に努めています。 また、未収金については、平成19年度末において未収金一覧表の確認を行い、二重計上等の誤りがないかどうかのチェックをいたしました。 (県の対応結果) 立入検査により、滞留未収金に係る分割納付契約が締結されていないことを確認したので、滞留未収金については、回収可能性や担保の充分性等について調査を行い、内容を常に把握しておくことと、債務者が分割納付を求めてきた場合は、口頭の約束ではなく書面による分割納付契約を締結するように指示しました。 また、平成19年度未収金一覧表により二重計上がないかを確認</p>	

<p>(11) 商品棚卸について</p>	<p>買取商品については、破損や盗難の管理を含めて、年2回棚卸をしていることとあり、棚卸一覧表を実際に見え、棚卸は実施しているものがマイナスとなっているもの等が見受けられ、棚卸は実施しているものの適切な棚卸手続が実施されていないものが一部見受けられた。その主な内容としては、特別割引品、しめ縄、金山物産展への出品物であるが、特に長期間マイナスとなっているものとして、しめ縄があり、平成17年12月以前からマイナスとなっているものである。 帳簿在庫数がマイナスとなっている理由として、入庫した時点においてシステムに適時に入力がないことが挙げられるが、これは入庫されたことによるものである。今後は、入庫した際の処理手続をマニュアル化すると共に、入庫した時点においてシステムに適時に入力し、適切な在庫管理に努めるべきである。 なお、手数料収入で計上される委託販売については、棚卸表を作成して委託業者に送り、それを委託業者が把握しているあるべき在庫と突き合わせるか、あるいは委託業者自身が棚卸を行い、商品管理に努める必要がある。【結果】</p>	<p>商品の在庫処理手続も含めマニュアル化しました。 日々のシステム入力、年2回の棚卸を適切、確実に実行し在庫管理に努めました。 委託業者へも毎月の売上精算報告書とともに、棚卸の際には、在庫表を送付しています。</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢 地域地場産業 振興センター</p>
<p>しました。</p>	<p>発生主義に切り替え、売掛金勘定で処理することにし、平成19年度決算より、貸借対照表に計上しました。 納品時の物品受領書についても印鑑やサインを得ることを徹底しました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢 地域地場産業 振興センター</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢 地域地場産業 振興センター</p>
<p>(12) 掛売りの売上計上時期について</p>	<p>官公庁等に対して掛売りがあるが、掛売りのほとんどが委託商品のため入金時に売上計上している。また、販売先への納品時において、一部の物品受領書に受領者の証票を得ていないものがあった。 売上計上時期は財又は役務の提供がなく、商品を納品した時点で売ため、入金時に売上計上するのではなく、販売先への納品の事実の根拠を明確にするため、全ての物品受領書に受領者の印鑑やサインを得る必要がある。【結果】</p>	<p>個々の事業終了後できるだけ速やかに起票処理することに努めました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢 地域地場産業 振興センター</p>
<p>(13) 売上にかかる振替伝票の通時起票について</p>	<p>金山総合イベント広場で行われた三重県北勢地域の地場産品フェアに関して、平成18年5月8日から9日までの売上金341千円が平成18年5月18日に、平成18年11月2日から3日までの売上金560千円が平成18年11月13日に振替伝票が起票されていた。 売上の事実を的確に把握するため、振替伝票は速やかに起票する必要がある。【結果】</p>	<p>領収書形式を統一し、連番を振ることにより、発行管理に努めた。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(14) 領収証の形式の統一について</p>	<p>現在使用している領収証は形式が統一されておらず、連番も振られ</p>	<p>領収書形式を統一し、連番を振ることにより、発行管理に努めた。</p>	<p>農水商工部</p>

<p>ていない。 不正等を予防するためにも領収書の形式を統一し、領収証発行時に おいては連番を振り発行管理に努める必要がある。【結果】</p>	<p>ました。</p>	<p>(財)三重北勢 地域地場産業 振興センター</p>
<p>(15) 使用済み領収書の管理について 代位弁済後の求償権回収にあたり、管理課の担当者が求償権債務者 等から直接現金等を回収する場合がある。その場合、回収時に団体専 用領収書を作成し発行することになっているが、使用済み領収書を通 査したところ書き損じの領収書や白紙の領収書があるものの無効処理 がなされておらず、再度使用可能なものが散見された。 使用済み領収書について一部に使用可能な状態のものがある場合に は、団体にとつて正規でない領収書が発行され不適正使用が行われる 可能性があり、また回収が団体の収支に反映されないことによる危険 性もあることから、書き損じ等の領収書については、再度使用ができ ないよう完全に完全に無効処理を実施する必要がある。【結果】</p>	<p>指摘を受けた当該領収書については、即日無効処理を行いました。 書き損じや記入後未使用となったものは、領収書と控えをホッ チキス止めし、無効処理後に担当役席が確認を行うとともに保管 等についても適切に管理しています。</p>	<p>農工商工部 三重県信用保 証協会</p>
<p>(16) 投資有価証券の担保差入について 公社は、保有する投資有価証券を担保とした当座借越契約をA銀行、 B銀行及びC銀行と締結している。 このうち、B銀行及びC銀行からは、担保差入時に担保預り証を受 領していたが、A銀行からは、担保預り証を受領していなかった。年 度末においては、残高証明書を手各銀行から入手することにより残高を 確認していたが担保差入時には担保預り証を必ず受領することを徹底 すべきである。 また、重要な資産を担保として提供しているにもかかわらず、い ずれの場合も理事会への報告がなされていなかった。担保差入時には必 ず理事会に報告すべきである。さらに、財務諸表において、担保に供 している資産の注記がされていなかった。企業会計原則には、債務の 担保に供している資産は貸借対照表に注記しなければならない、とあ ることから、担保に供している資産を貸借対照表に注記すべきである。 【結果】</p>	<p>担保預り証を受領しなかった銀行からは既に担保預り証を受領 しております。 なお、投資有価証券等に変更が生じた場合は理事会への報告を 行うとともに、債務の担保に供している資産については、平成19 年度決算から財務諸表の注記事項等に事実関係を記載することと しました。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公 社</p>
<p>(17) 県証紙の支出手続について 野積場の使用料については、野積場占有者本人自らが三重県港湾施 設管理条例により三重県証紙を申請書に添付して納付することになっ ているが、現在、本人から財団への納付後に財団事務局側が日単位で 県証紙を購入した上で、証紙を添付し納付している形式を取っている。 その県証紙購入の支出手続の際において、支出何を起票しておらず、 振替伝票のみで処理している。</p>	<p>平成19年8月から県証紙の購入にあたっては、支出何いを起票 し、支出行為に関する承認を明確にするよう事務処理について改 善しました。</p>	<p>教育委員会 (財)伊勢湾海 洋スポーツセ ンター</p>

<p>振替伝票は仕訳を起票するためのものであり、それ自体は現金支出の承認を行うものではないため、支出承認が曖昧になってしまふ。また、証紙の支出額自体も財団の規模からは多額と考えられる。従来は支出何を取っていたが、簡略化のために上記の扱いに変更している状況にあるが、少なくとも振替伝票に支出に関する何文を記載する等、支出行為に関する承認を明確にすべきである。【結果】</p>	
<p>(18) 回数券の様式について</p> <p>利用者は、クレーンについて専用使用艇及びその他の艇の区分ごとに5回分の料金代により6回分の回数使用券を購入できる事となっている。利用時には、回数使用券を切り取るにより、利用料金の支払に充当できることになっている。</p> <p>この利用券については、県条例により標準仕様が定められており、現状においては最上段部分に発券連番が附されているものの5回分の切り取り部分については、番号が附されていない状況にある。</p> <p>販売時に購入者を特定しておらず、また使用券の所有者は誰でも使用できることから連番欄部分に販売時に消印を押す等、使用券自体が回収時に正式な発券であることがわかるように入すべきである。【意見】</p>	
<p>(19) 中期利付け国債の残高証明書未入手について</p> <p>平成18年度末の財団の財産のうち、中期利付国債5年もの30,000千円について、残高証明書を手していないかった。財団の財産を年度末ごとに確定する為、また、その実在性を検証する観点から残高証明書を年度末ごとに入手する必要がある。【結果】</p>	<p>回数使用券を販売した者が、「販売責任者」として発券時に回数使用券の切り離し部分一枚一枚に押印し、偽造防止に努めるよう改めました。</p> <p>また、回数券発券台帳を作成し、発券時に発券先の氏名及び枚数を記入し、管理を厳正に行うよう改めました。</p>
<p>2. 管理運営状況について</p>	
<p>(1) 契約更新時の真議について</p> <p>いなば園及び身体障害者総合福祉センターの給食業務委託については契約書において業務の委託期間が平成17年4月1日から平成18年3月31日までとされ、有効期間満了の2ヶ月前までに別段の意思表示がない時は2年を限度に自動的に更新される旨決められている。</p> <p>当然、最初の契約時には伺い書に決裁されているが、1年後の更新時には同様の決裁は行われていない。契約書上、2年を限度として自動更新される旨が定められているが、事業団としては、平成18年4月1日の更新の際にその業者で継続していいのかわかるかの再度の決裁をとることが必要である。【意見】</p>	<p>平成19年9月に平成18年度末の中期利付け国債の残高証明書を手しました。また平成19年度末分についても残高証明書を手しました。</p>
<p>(2) 基本財産・運用財産の預金の共有について</p> <p>財団の各会計の預金額は、それぞれの預金利用に応じて調整・配</p>	<p>厚生事業団においては、監査意見に沿って、自動的に契約を更新する場合は、年度ごと再度決裁を行うこととしました。</p>
<p>県土整備部 (財)伊勢湾海 洋スポーツセンター</p>	
<p>教育委員会 (財)伊勢湾海 洋スポーツセンター</p>	
<p>健康福祉部 (社福)三重県 厚生事業団</p>	
<p>健康福祉部</p>	

<p>分を行っており、各会計間においても一口座あたりも一口座あたりの預金の共有を行っている。その結果、平成19年3月31日時点での児童・青少年会計(一般会計)については普通預金残高がマイナス計上されている。</p> <p>各会計間で預金口座を共有することで、各会計が実際に保有する預金額の把握が困難となる。各会計で預金口座を区分することが望ましいといえる。</p> <p>なお、当座預金については、過去において振込等の支払手段として振出し利用していたことであるが、一覽払いの性質のもので多額な振出額が記載されることによるリスクもあり、その要否を検討する必要がある。【結果】</p>	<p>度4月から、各会計口座を明確に区分しています。</p> <p>また、当座預金については、財団において、平成20年度4月からすべて普通預金に移行しています。なお、当座預金は廃止済みです。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>(財)三重こと もわかもの育 成財団</p>
<p>(3)有形固定資産の管理について</p> <p>三重県立みえこども城館内に存在する固定資産は、財団保有の資産と、三重県から貸付を受けている資産がある。財団の固定資産台帳のうち、PC管理台帳をもとに、PCの実在性を確かめるために実査を行ったところ、PC管理台帳には記載されているものの、実際には除却を行っており、現物が館内に存在していないものがあった。また、実査時にすでに起動しないPCが倉庫内に保管されており、除却処理を行わずにそのまま保管されているPCも存在している。</p> <p>これは、財団所有の固定資産台帳には、固定資産の種類、取得価額、帳簿上の価額等は記載されているが、その物品がどの場所に保管されているか、また、その後の移動や除却されたか否かについての記録が残されていないため、毎期定期的に固定資産の設置場所や当該固定資産が使用可能か否かをチェックする必要がある。</p> <p>なお、三重県から貸出を受けている財産は、受託者としてその管理は徹底をするべきであり、財団保有の自己財産についても、設置されている場所を記録することは管理上有用であると考えられる。</p> <p>また、固定資産の計上基準が規定されていないため、資産管理が不十分である。固定資産台帳を通じたところ、取得価額2,400円の資産についても固定資産として計上されていた。固定資産としてではなくその期の費用とすべき場合もあり、すべてを固定資産として計上することで、事務処理が煩雑となってしまうおそれがある。また、固定資産とするかその期の費用とすかを基準なく振り分けるとすると、その選択について恣意性が入り込む余地が生ずることとなり、管理上問題があるため、県の物品会計を参考にして、固定資産の計上基準を設けるべきである。【結果】</p>	<p>このことについては、財団において、定期的に保管場所、管理状況等を確認して、固定資産台帳の整備を進めています。</p> <p>現在まで調査を5回実施し、平成21年度中を目前に、備品の所有者(財団・県)の区別、保管場所の特定を行う予定です。</p> <p>また、財団において、固定資産の計上基準を10万円以上と規定しました。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>(財)三重こと もわかもの育 成財団</p>
<p>(4)児童青少年事業会計について</p>		

<p>児童青少年事業会計については、前身である社団法人三重県青少年育成県民会議から継承した事業と資産を区別するためのものであるが、同会計において運用財産取崩収入が毎期約 10,000 千円程度計上されており、このまま推移すれば継承時からの運用財産である有価証券等が約 10 年程度で消滅する状況にある。</p> <p>取崩部分は当初設立時の民間募金相当であり、財団への受入時に運用財産として事業に使用して還元していくことが了解されているとのことではあるものの、運用財産の消滅時における青少年育成事業のあり方及びその財源について検討する必要がある。【意見】</p>	<p>同財団は、公益財団法人への移行を平成 22 年度末までに行うことを目指しています。財団が移行の手続を進める中で、県としても、青少年育成事業のあり方を含め、事業の効率的な実施、財産の効果的な運用、新たな財源の確保等による青少年育成事業の安定的な実施について、財団との協議を行っていきます。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重こどもわかも育成財団</p>
<p>(5) 借入限度額の承認手続について</p>		
<p>借入金については財務規程において、理事長が毎年度、借入金の最高限度額について、理事会の承認を得なければならない旨が規定されている。しかしながら、環境保全事業団においては借入限度額についての理事会の承認がなされていない。</p> <p>借入金は将来のキャッシュ・フローを返済原資としているため、キャッシュ・フロー計画に沿って年間の借入限度額を設定する必要がある。将来キャッシュ・フローを無視した無制限な借入を認めると、返済不能な状態に陥る危険性が高くなり、それを避けるために理事会の承認事項としたものである。</p> <p>事業団の将来キャッシュ・フローからは一体いくらまで借入が可能なのか。絶えずそのことを吟味しながら、年間の借入限度額を決定し単独の議案として理事会の承認を得る必要がある。【結果】</p>	<p>(団体の対応結果) 平成 20 年 3 月 19 日に開催の第 81 回理事会において議案として提出し承認を得ました。 (県の対応結果) 立入検査により、理事会に係る議事に関する書類と平成 19 年度末の長期借入金及び短期借入金等の残高を金融機関等の残高証明書により確認しました。</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p>
<p>(6) 小山最終処分場の埋立管理費等について(長期未払費用の見直し)</p>		
<p>事業に必要な埋立管理費及びそれに関連する委託費を見積もって長期未払費用に計上しているが、その見積もりは 10 年に一度実施されており毎年実施されていない。最近では平成 10 年度に見積もりが実施されており、次回の見直しは平成 20 年度とのことである。確かに、見直し作業には経費がかかるものの小山最終処分場において最も重要な経費の見積もりが 10 年に一度でいいとは言えない。</p> <p>将来発生が予想される埋立管理費及びそれに関連する委託費の見積もりは毎年実行すべきである。毎年資金を投じて再見積りしなければならぬということではなく、たとえ前年の算定金額とまったく変わらない結果が予想されずとも、その金額でよいか否かの吟味あるいは判断は毎年実施すべきである。【結果】</p>	<p>(団体の対応結果) 平成 19 年度決算において、最終処分場の埋立管理費及びそれに関連する委託費に項目及び金額の吟味を行いました。その結果、三田最終処分場において地盤安定化工事等を減額し、一方、余水配管工事費について増額を行うとともに、新たに防塵飛散防止対策工事及び内護岸道路土工事を追加しました。 (県の対応結果) 立入検査により、小山最終処分場及び三田最終処分場の埋立管理費とそれに関連する委託費に係る項目及び金額を確認し、三田最終処分場に係る長期未払費用の金額が変更されていることを、平成 19 年度貸借対照表、総勘定元帳等により確認しました。</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p>
<p>(7) 小山最終処分場の買取代金について</p>		
<p>小山最終処分場にかかる将来の経費支出に関しては、埋立管理費や委託費の発生を予想しているが、処分場の買取代金は含まれていない。</p>	<p>(団体の対応結果) 平成 20 年度において、小山最終処分場賃借用地 26 件のうち 23</p>	<p>環境森林部</p>

<p>確かに、当該処分場は質貸借契約であり、賃借期間終了後に地主から土地を買い取るとは契約書には明記されていない。また、たとえ買い取ったとしても土地は資産として計上され経費にはならない。したがって、将来の支出額に含めないことも妥当と考えられるが、最終的に買取が行われることが決定し、その後土地の価値が購入価額から大幅に下がった場合には、発生を見込んでいなかった経費が突然発生したのと同様の事態となる。</p> <p>法的形式にとらわれず実質的な判断を行った結果、将来経費が発生する可能性がある。【結果】</p>	<p>件を購入いたしました。 購入費用については理立対策準備金の取崩しにより処理を行うことにしています。 (県の対応結果) 立入検査により、小山最終処分場の借地の買収に係る決裁文書、契約書、支払関係書類、帳簿類、登記関係書類を確認しました。 また、残りの3件については、地権者が借地のままでの返還や他人への貸与を求めており、買取りには至っていません。</p>	<p>(財)三重県環境保全事業団</p>
<p>(8) 指名審査会について 建設工事等に係る指名競争入札及び随意契約に参加するものの指名については指名審査会において協議され、協議結果については指名業者協議結果書によって主幹事業課担当者に通知されるが、協議状況について記録としての書類の不備があった。 審査会は、指名競争入札参加者の選定及び随意契約の場合の相手方の選定について、厳正かつ公平に指名することが求められている以上、協議結果に至った過程や出席者を記録として残し、公平性や透明性を確保する必要がある。【結果】</p>	<p>(団体の対応結果) 「指名業者協議結果書」については、協議内容等の記載漏れが生じることがないよう様式を平成20年12月1日付けで改訂し、運用しております。 (県の対応結果) 立入検査により、契約事務取扱要綱の「指名業者協議結果書」の記載内容や平成19年度、平成20年度に開催された指名審査会の「指名業者協議結果書」について記載漏れがないかを確認しました。</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p>
<p>(9) 長期保有農地の処分計画と実績について(強化基金特別会計) 財団は、平成17年度から平成21年度までの5カ年の中期計画を策定しているが、保有農地の処分計画では、長期保有農地(35.7ha)について、平成17年度から平成21年度の5年間で処分することとされており、売渡基準価格と早期処分価格という2つの価格を定めていた。 長期保有農地の実際の売渡価格は、取得価額が基準とされるのではなく、売却時にあらためて売渡基準価格を算定し、これを基準として、買受希望者との間での価格交渉を経て、常勤役員が決裁により、決められている。農地保有合理化事業実施規程の11条1項の売渡価格の原則は、農用地の取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額であるが、長期保有農地については、この原則どおりの売却は極めて困難な状況にあるといえる。 農地保有合理化事業実施規程第11条第1項の売渡価格についての条文には、例外的な売渡価格とするための要件、例外に該当する場合の売渡価格、例外的な売渡価格とする場合にとるべき財団内部の手続について何ら規定されていないが、長期保有農地の処分は、財団にとつて重要な課題であるうえ、平成18年度においては、農地の売渡収入全</p>	<p>(団体の対応結果) 長期保有農地の売渡価格等の財団規定として「長期保有農地売渡処分価格基本方針」を策定し、価格決定の要件、価格決定の事務手続き等の考え方を規定しました。また、売渡価格の適正な評価が行えるよう、理事長を委員長とする「価格評価検討委員会」を設置するなど、手続の透明性の確保に努めました。 (県の対応結果) 中期計画に基づき、計画どおり長期保有農地を売渡処分するよう指導しています。 また、売渡価格について、近隣農地の売渡価格等を加味し、適正な価格で処分するよう指導しています。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農林水産支援センター</p>

<p>体のうちに長期保有農地の売渡収入が占める割合は 39.2%にもなるので、これらについて農地保有合理化事業実施規程において定める必要がある。</p> <p>また、農用地買入資金は、農地保有合理化事業における農地の買入資金のための借入であるから、農地売渡収益により返済されるべきものであるが、平成 18 年度末における農用地買入資金借入金残高 456,359 千円のうち 148,000 千円については財団の定期預金を担保に供しているため、実質的な借入金残高は 308,359 千円である。この金額であれば、売渡しの目処の立っている農地 361,513 千円を売却すれば返済が可能と考えられるので、長期保有農地の例外的な価格については、財団の農地保有合理化事業の目的である農業経営の規模拡大・農地の集団化の促進に照らして、売渡基準価格が基礎とされなければならぬものと考ええる。【結果】</p>	<p>(団体の対応結果) 今後、同様の事業を実施する場合には、財団に過大な貸倒れ等の負担が生じないよう、協定書での明文化の必要性の有無も含め、県や関係市町と十分に協議します。 (県の対応結果) 今後、同様の契約においては適切に処理されるよう、契約書の内容等を十分に協議します。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農林水産支援センター</p>
<p>(10) 真珠災害資金事業について 真珠災害資金事業について財団が受ける補助金について、三重県からの補助金については真珠養殖業特別災害資金通融事業補助金交付要綱に規定されているが、他方で、財団が支払う基金については、財団と真珠養殖漁業協同組合等との間で締結される基金交付契約書に規定されている。 真珠災害資金事業では当初貸倒見込率 10% を超える貸倒れは生じなかつたことから、実際に財団が今後受領した補助金を超えて基金を交付することは今後も生じないものと考えられる。 しかし、上記の補助金交付要綱及び基金交付契約書の条項の文言を読めば、もし仮に 10% を超えて貸倒れが生じた場合には、財団の負担となつたと読むのが素直であると考ええる。 したがって、もし仮に 10% を超えて貸倒れが生じた場合にも、財団の負担がないのだとすれば、今後同様の事業が行われる場合には、当該予定貸倒見込率を超えて貸倒れが生じた場合の負担について、協定書等の書面で明確にしておくべきである。【意見】</p>	<p>(団体の対応結果) 財団法人三重県産業支援センターは平成 19 年度末、契約期間満了で退室いたしました。 今後団体入居の際には、規準使用料に沿った契約を基本としませんが、団体の公益性、財団の健全経営と自主財源確保、公平性・透明性など諸条件も考え、契約締結するものとしします。 (県の対応結果)</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢地域地場産業振興センター</p>
<p>(11) 財団法人三重県産業支援センターの賃料について 財団法人三重県産業支援センター、四日市商工会議所とも規準使用料を下回る賃料設定であり、特に財団法人三重県産業支援センターについては、その乖離率が高くなっている。 この理由は、第 2 次産業の集積地である北勢地域振興のための拠点づくりが必要であった財団法人三重県産業支援センターと、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターにおいても産業振興の拠点施設として、より公共性を高め、関係機関の集積と連携をさらに図って</p>		

<p>財団法人三重県産業支援センターは、平成19年度末をもって三重北勢地域地場産業振興センターの研修室から退居しました。県としても、適宜情報把握を行い、今後団体が入居する際には、適切な対応がなされるよう努めます。</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢地域地場産業振興センター</p>
<p>いく必要もあり、両者の施策上の方向性が一致し、共益費相当額での契約が妥当とされたためである。 しかし一方で、財団法人三重県産業支援センターは、他の入居者と同じく一固有の団体であり、賃料設定における公平性・透明性や、財団法人三重北勢地域地場産業振興センターの独立採算による自立化の推進も必要であることから、今後は、規準に沿った賃料設定とすることが望ましい。【意見】</p>	<p>(12) 破損や盗難があった場合の損失負担について 委託販売の場合、原則として、商品の在庫責任は委託業者にある。しかし、三重北勢地域地場産業振興センターにおいては、高額な商品(萬古焼等)の破損や盗難があった場合、委託商品でも応分の損失負担をすることがあった。これらの場合の負担区分について明確に取り決めておく必要がある。 現在、商品の破損があった場合には日報に記載しているが、破損伝票等はなく今後は作成していく必要がある。盗難による損失は、その時点では分からないため日報に記載する必要はないが、商品棚卸を実施した時点でその事実を確認し、破損伝票等を作成する必要がある。ただし、盗難の場合は、警察へ盗難届けを出して保険請求を行うが、保険には免責がないため三重北勢地域地場産業振興センターに実質的な損失負担はない。【結果】</p>
<p>盗難に考慮しつつ売上確保できるような商品の置き場を工夫しました。 監視カメラの位置も含め今後もレイアウトの検討、変更をしていきます。</p>	<p>農水商工部 (財)三重北勢地域地場産業振興センター</p>
<p>平成20年2月以降から試行として管理台帳及び議事録の作成を開始し、4月から正式に作成しています。 なお、特別審査会での案件の取扱いについては、新たにガイドラインを設けて運用しています</p>	<p>(14) 特別審査会における議事録の未作成について 適正保証の推進を図りつつ、新たな経済施策による特別な保証制度にも的確に対応し、また直接融資として制度化された特定社債保証等、高度な保証判断を要する案件については、決裁規程第5条の保証承諾専決にかかわらず、特別審査会を開催し、協議の上取扱うものとする。しかし、特別審査会の実施に関して、議事録の作成が行われておらず、どのような内容の審査が実施されどのように判断されたのか明確になっていない。 高度な保証判断を要する案件に対しては、決裁規程の専決とは別に</p>

<p>協議する必要があるとして特別審査会が設けられた趣旨からすると、議事録の作成がなされていないことは、審査の状況及び判断の過程が事後的に説明できないことから保証審査の事務が不十分とみなされてもやむを得ない。</p> <p>特別審査会に付議された案件については、網羅性の観点から受付番号を付した管理台帳を作成するとともに、具体的な案件の内容、審査会が出た意見、最終的な判断等を記載して議事録として残しておく必要がある。また、特別審査会で承認を受けた場合には、保証稟議書に特別審査会付議番号を記載しておくことも検討する必要がある。【結果】</p>		
<p>(15) 保証承諾の決裁者について</p> <p>保証承諾の決裁権限表によると、保証残高が同額であっても有担保無担保併用の場合と無担保の場合では決裁者が異なっているが、いくらか有担保であってもその評価額が低い場合には、実質的に無担保であるのと変わらないケースも考えられる。したがって、単純に担保の有無で決裁権者を分けることは、決裁権限表がリスクを反映したものにならない恐れがあるのでないかと考えられるため、決裁権限表を見直す必要がある。</p> <p>また、保証残高が既往実績内にある場合、決裁者が1ランク下がることになっているが、過去に事故がないからといって将来も事故が発生しないとはいえず、協会としてのリスクは保証先の現状の財務状況と保証残高に基づくものであるから、既往実績内にあるということと決裁者を1ランク下げることが危険であると考えられる。決裁時点のリスクに基づいて決裁者を決めるべきである。【意見】</p>		<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p> <p>平成20年4月1日施行、4月8日適用にて決裁規程を改訂し、有担保・無担保の区別および既往実績枠の内外を問わず、保証残高の区分にて決裁ランクを決定するようにしました。</p> <p>なお、リスクに基づいて決裁者を決めるべきではありませんが、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)による評価を基に審査を行っているところであり、また、高度な保証判断を要する案件については、特別審査会を開催し、協議の上取り扱いを決めるなど、リスクを考慮した運営を行っています。</p>
<p>(16) 信用保証料の過収及び未収について</p> <p>平成18年4月1日から信用保証料率の弾力化の導入により、中小企業の経営状況を考慮した信用保証料率が適用されているが、平成19年4月25日付けの団体ホームページにおいても記載のあるとおり、信用保証料率の過収及び未収が誤った事務処理があった。これにより、信用保証料の過収及び未収が発生し、過収分については信用保証料の一部を返還している。原因としては、リスク対応型保証料への変更時のシステム不具合の発生と保証料率の適用時の料率誤りであるが、システム修正時における手順書を設定した上で、システム修正までの報告体制を明確にすると同時に、人的な原因部分については保証料率の入力時の確認作業を再度実施する等のマニュアルによる事務処理の正確性を図ることが望まれる。【意見】</p>		<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p> <p>(団体の対応結果) 平成19年9月25日に全国の信用保証協会のうち21協会が参加を予定する共同システムへ移行(当協会を含めた6協会が移行)したため、信用保証料の算出システムは独自で修正を行うことはなく、運用協議会の決定により修正されます。 また、入力データの確認作業については、保証審査稟議時および信用保証書発行時にチェックを行っています。 (県の対応結果) 再発防止については、マニュアルの徹底と厳重なチェック体制をとっているところであり、報告書を提出してもらい状況確認を行なっています。</p>
<p>(17) 保証料率決定における不健全資産の取扱いについて</p>		

<p>特定社債保証申込書類及び保証稟議書を調査したところ、保証先の財務分析資料で担当者が個別に不健全資産を把握しているにもかかわらず、それが保証料率決定に活用されていなかった。</p> <p>保証料率については、社団法人全国信用保証協会連合会が作成した「信用保証料率ガイドライン」に定められた基準料率に、個別の中小企業者の定性要因等を加味して決定される。基準料率は中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に決算数値を入力することによって評価が自動計算され、その評価に基づいて決定される。</p> <p>信用保証協会は、全国統一のルールに従い、保証先から入手した決算数値を表面財務として基本的にはそのままCRDに入力して保証料率を決定している。また、CRDはそもそも、表面財務からデフォルト率を算出するプログラムであり、現状においては、表面財務で入力することが適切な処理といえる。しかし、中小企業に適切な経理処理を指導する観点から、審査の過程で重要な不健全資産を発見した場合は、それを反映することを検討すべきである。【意見】</p>	<p>(団体の対応結果) 「信用保証料率ガイドライン」等の全国統一ルールに従って運用しています。なお、不健全資産は、後日決算書等で確認できるように申し送り事項としています。 今後、改正があればその都度対応して行きます。 (県の対応結果) 指摘のあった案件については、「信用保証料率ガイドライン」等の全国一律のルールにより表面財務に従いシステム登録しているため、保証料率の判断においては、三重県信用保証協会が単独で運用を変更することができません。このことから、国の判断に従って処理を行うよう指導しています。</p>	<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p>
<p>(18) 保証料率決定における会計専門家の利用について 保証先の決算書が中小企業に関する会計基準に準拠しているか否かを検証する書類(チェック項目表)が公認会計士、税理士等の会計専門家から信用保証協会に提出されると保証料率は0.1%減額される。しかし、チェック項目表のすべての項目が該当していないにもかかわらず、保証料率が減額されているケースがあった。 これは、平成18年5月、中小企業会計割引の取り扱いに伴い、全国統一のルールに従い割引かれたものであり信用保証協会は適切に処理をしているが、「中小企業の会計の質を向上させるため指針の普及を行う。」という目的に照らし合わせると、チェック項目表のすべての項目が該当していない場合には、保証料率が減額されないことも検討すべきである。 ただ、この点に関しては、平成19年4月の改正により、最低でも1項目以上の会計処理がされていることが必要となり、また、信用保証協会は引き続き確認項目の真偽を確認する義務はないものの、協会の判断において割引がないことも可能となった。【意見】</p>	<p>(団体の対応結果) 平成18年5月から全国統一ルールに従い運用していましたが、平成19年4月に一部改正され、そのルールに従って運用しました。 今後、改正があればその都度対応して行きます。 (県の対応結果) 平成19年4月の改正により最低でも1項目以上の会計処理がされていることが必要となり、協会の判断において割り引かないことも可能となりましたので、そのルールに従い運用しています。 なお、今後改正があればその都度対応するよう指導しておりま</p>	<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p>
<p>(19) 求償権償却基準の運用について 求償権償却基準では、求償権の回収実績がなくなってから3年を経過し、経済的再建の見込みがない場合には求償権を償却できるとしているが、この基準に合致しているにもかかわらず未償却のものがある。代位弁済後の求償権に対しては当然に回収促進を図るべきものの、明らかに回収が困難なものに対しても一律に回収事務を行うことは、</p>	<p>(団体の対応結果) 指摘のあった案件及び平成19年度の時点で償却基準に合致している案件は、19年度末において償却処理しました。 また20年度についても基準に合致する案件の抽出作業中であり、該当する案件は年度末に償却処理する予定です。</p>	<p>農水商工部 三重県漁業信用基金協会</p>

<p>回収事務の効率性の観点からは望ましくない。 求償権償却基準に合致するものは規則的に償却することを検討する必要がある。【結果】</p>	<p>(県の対応結果) 償却について、規則的かつ計画的に償還するよう指導しました。</p>	
<p>(20) 償却後求償権の取扱いについて</p>		
<p>求償権については、現在は求償権償却実施後であっても帳簿外で管理をしている。 現在の法制度では求償権償却を実施した場合であっても漁業信用基金協会として債権放棄はできず、三重県漁業信用基金協会においても簿外の求償権残高が管理されている状況にある。そして、それらの求償権残高の中には、償却後相当期間が経過しており、債務者たる会社が法的に消滅しているケースや債務者が死亡しているケース等が考えられる。 県等の租税債権については、公法上の債権として5年間経過した場合には絶対時効が適用される等の手当てがあるのに対し、このように管理し得ない残高が残りが続くことは、中小漁業融資保証制度が今後においても長期的に存続することを前提とした場合には、事務管理コストの増大につながるおそれがある。 求償権償却後の管理及び整理方法について、管理事務停止基準どおりに規則的に行うためにサービサーの利用も検討する必要がある。 【結果】</p>	<p>(団体の対応結果) 求償権償却後の債権管理について、サービサーの活用を図ることとしました。現在、費用対効果の観点から委託業者の選定を進めています。 (県の対応結果) 求償権償却後の債権については、事務コストの増大につながらないような管理方法を検討するよう指導しました。</p>	<p>農水商工部 三重県漁業信用基金協会</p>
<p>(21) 長期延滞債権の扱いについて</p>		
<p>延滞が発生してから3年経過しているものについて関係書類を通査したところ、代位弁済に至っていないもので当初から1回も返済されていないものがあった。 債務者への対応については、協会の職員数が少ないこともあり、融資実行先である金融機関が中心となって状況把握を行っている。このことから、協会独自の取組みが明確に行われず、回収管理が不十分なるおそれがある。また、このような保証承諾残高は、延滞発生後代位弁済に至る期間としての正常期間を大幅に超過しており、損失発生の可能性が高い。 少なくとも1回目から返済が遅延している先に対しては、保証審査が十分に行われていたか疑問もあり、金融機関からの報告に関して当該事例の延滞理由やその解消方法の記載を徹底させる必要がある。 【結果】</p>	<p>(団体の対応結果) 延滞発生後は、金融機関に対し、延滞に至った原因、解消見込み及び時期等詳細を記載した延滞報告書を提出するよう指導しました。また、延滞が見込みどおり解消しない場合は、金融機関に対し再度督促及び状況把握の指導を行い、管理の徹底を図りました。 (県の対応結果) 金融機関に対して延滞理由等にかかる詳細な報告を求めると延滞先の状況把握に一層努めるよう指導しました。</p>	<p>農水商工部 三重県漁業信用基金協会</p>
<p>(22) 人的担保について</p>		
<p>漁業においては、融資金の回収原資として数年後の水揚げに依存しているケースがあるとともに、総じて不動産の物的担保価値が少ない</p>	<p>(団体の対応結果) 金融機関と融資先の連帯保証人の適正な人数について協議をし</p>	<p>農水商工部</p>

<p>状況にあることから、保証承諾実行に当たっては、担保保全として人的担保によるものが多く、中には10名以上の保証人を付けているものも見受けられる。</p> <p>このように保証人を多数付けることで担保保全は強化されることになるが、一方で代位弁済後の求償権を償却することとなった場合には、全ての保証人に対して償却基準を満たしているか判断しなければならず、三重県漁業信用基金協会の事務が煩雑になっていくことも否定できなない。最小限の人員で最大の効果を挙げるためにも人的担保のあり方について金融機関と議論する必要があると考えられる。【意見】</p>	<p>ました。今後は連帯保証人の数を融資先に応じて検討するよう金融機関に対して要望しました。</p> <p>(県の対応結果)</p> <p>人的担保のあり方について、適切に処理されるよう関係金融機関と協議するよう指導しました。</p>	<p>三重県漁業信用基金協会</p>
<p>(23) 漁協に対する保証承諾について</p> <p>保証債務残高の上位債務者は漁業協同組合(以下、「漁協」という。)である。</p> <p>漁協は、漁業者の協同組織として、各種事業の実施から水産業の振興や漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業を核とする漁業地域の活性化の役割を期待されてきた。しかしながら、一部の漁協においては水産資源や漁業生産量の減少及び魚価の低迷等の問題に加え、現在の燃油価格の高騰等から漁業者の経営ひいては経済事業運営がますます悪化してきている。</p> <p>このような経済環境のなかで、三重県漁業信用基金協会においては、上記再編に関し、不良債権等の固定化資金の保証でなく、経済事業資金(組合事業の販購買事業資金)に対し保証承諾を実施し、実質的に支援している。保証対象漁協及び経済事業資金は増加傾向にある。</p> <p>5 漁協の財務内容を分析すると、過去における信用事業による不良債権発生や漁業者等の従事者の減少の中で、固定化債権や経済事業未収金の毀損が発生しており、表面財務諸表上債務超過となっている漁協もある。また経営改善計画のもとで現在国からの整備資金融資や利子補給により存続している状況にあるものの、経済事業の縮小により平成19年度以降の返済財源が十分でないと判断される漁協も見受けられる。</p> <p>漁協自身では産地での新たな市場の開拓や共同出荷体制の構築、付加価値強化の直販体制の構築等さまざま事業施策に取組んでおり、経営改善が期待されるが、役員兼務の問題もことから引き続き保証承諾実行時におけるコンプライアンスに留意することが求められる。【意見】</p>	<p>(団体の対応結果)</p> <p>保証審査については、保証審査委員会及び理事会において客観的基準に基づき判断するよう努めました。また、役員兼務の問題については、理事の自己契約が禁止された中小漁業融資保証法の規定を遵守し、コンプライアンスに留意しながら適正な保証承諾を行いました。</p> <p>(県の対応結果)</p> <p>保証審査に対しては、保証審査要領に定める客観的な基準に基づき審査するよう指導するとともに、法令や規程を遵守し、適正な保証承諾を行うよう指導しました</p>	<p>農水商工部 三重県漁業信用基金協会</p>
<p>(24) 明星工業団地予定用地について</p> <p>明星工業団地予定用地(以下、予定用地という)は、三重県の中南海勢総合開発構想により県住宅供給公社が昭和46年に企業従業員等の住</p>	<p>当該用地の今後の処分方法については、減損後の価格をベースに県、地元市町等関係機関と協議を行います。また、借入金の返</p>	<p>県土整備部</p>

三重県土地開発公社	<p>済及び無利息の是非については、当該用地の移管経緯等を踏まえ、住宅供給公社等と協議いたします。</p> <p>時価評価については、平成20年3月末時点で、近隣地域の地価動向等を把握し、鑑定評価に基づき意見書や、時点修正により実施しました。</p> <p>以降、定期的に時価評価を行っていきます。</p>
<p>宅用地として取得したが、その後構想が頓挫し、長期保有土地となっていた。三重県の要請により、昭和63年に工業団地開発を目的として土地開発公社に有償移管がなされ、平成9年度以降、県、地元市町、公社による「大仏山地域連絡協議会」及び、「大仏山地域検討委員会」等で土地の利活用について協議を重ねている。</p> <p>しかし、採算性及び、保安林、未買収地の混在、埋蔵文化財等の開発面から工業団地開発は困難な状況となっている。</p> <p>このような状況のなかで、要綱の改訂により当該予定用地が強制評価減の対象となったことをうけて鑑定評価がなされた。時価を算出した結果、時価が簿価を著しく下回り、平成17年度において強制評価減を実施している。</p> <p>また、予定用地が有償移管されたものの、住宅供給公社に対する借入金1,250,769千円(無利息、借入期間昭和63年3月29日から平成22年3月26日まで)は、当該予定用地が売却できずに長期保有状態となっていることから、当初の金額のまま現在も残っており、返済期限も同条件で過去2回延長されている。</p> <p>借入金が無利息であるのは、県の政策方針により住宅供給公社から土地開発公社へ当該予定用地を移管する際に、すでに長期保有状態であった当該予定用地の簿価を抑制し土地の有効活用を促進する為であるが、一般的に返済期限が延長された場合には、返済条件が以前よりも厳しくなるのが通例の取引である。因みに、貸し手である住宅供給公社においては、平成17年度の決算から、土地開発公社への貸付金に対して貸倒引当金を996,419千円設定している。</p> <p>当該予定用地が要綱の改訂により強制評価減の対象となり、実勢価格で評価されたのを機に、当該予定用地の今後の利活用については減損後の256,927千円をベースに議論すべきであり、また借入金の返済方法及び無利息の是非についても検討する必要があると考えられる。</p> <p>なお、平成18年度においては、時価評価がなされていないが、鑑定評価は一定の条件に基づいて実施されているため、評価に影響を与えようとする事象又は状況の変化が生じた場合には鑑定評価額が変わる可能性がある。また、民間企業における販売用不動産等に対して適用される会計基準である「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い(監査委員会報告第69号)」において、時価評価の実施の頻度としては、「財務情報の適切な開示の必要性に鑑み、1事業年度に最低1回は実施する必要がある」とされており、明星工業団地についても定期的な時価評価の実施が必要である。【結果】</p>	

(25) ニューフアクトリーひざい工業団地について

<p>ニューファクトリーひびさい工業団地は、久居市（現在の津市）に開発面積 93.9ha（分譲面積 46.9ha、全 6 区画） 総事業費 170 億円、事業期間平成 6 年度から平成 12 年度までのプロジェクトとして三重県、久居市（現在の津市）及び三重県土地開発公社（以下、公社という）の三者協議により、平成 6 年 3 月に事業化の決定がなされた。公社は、用地の取得及び造成工事を、三重県及び津市は、分譲（企業誘致）活動を行う役割分担のもと事業を実施しており、平成 19 年 3 月末現在、3 区画 25.7ha が分譲済みであり、残り 3 区画 21.2ha（簿価 3,011,658 千円）が未分譲となっている。また、公社は三重県に対して 2,300,000 千円の借入金残高がある。</p> <p>公社は、未分譲地を売却するため、今後必要となる諸経費の増大に備えて、過年度の売却収益より発生した期間利益約 667 百万円を工業団地精算引当金として計上している。当該引当金の取扱い等については三者間で必ずしも文書等で明確になっていないことから、早期に明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>ニューファクトリーひびさい工業団地にかかる工業団地精算引当金の取扱い等については、平成 20 年 3 月 31 日付けで三重県、津市、公社の三者間において「分譲完了後に引当金を含む余剰金が発生した場合は工業団地維持管理費用として、公共施設の管理団体である津市へ交付することとする」旨の合意書を締結いたしました。</p>	<p>農水商工部 三重県土地開発公社</p>
<p>(26) 第二名神自動車道用地について</p> <p>第二名神自動車道用地については、平成 9 年 7 月に都市計画道路第二名神自動車道（近畿自動車道名古屋神戸線）起業予定地に対し土地買取希望申出書が出され、日本道路公団が施行する近畿自動車道名古屋神戸線の起業地に充てるため、三重県土木部公共事業用地等先行取得資金貸付金による高速自動車国道事業用地等の先行取得として三重県土地開発公社が取得した。</p> <p>高速自動車国道事業用地等の先行取得に関する基本協定書第 9 条には、三重県土地開発公社が取得した事業用地を日本道路公団が 3 年内に再取得するものとし、三重県において調整を図る、とあるが、日本道路公団の地元設計協議等の遅れから再取得が平成 15 年度となる旨が平成 13 年 2 月に三重県から報告された。</p> <p>平成 16 年 11 月に、日本道路公団が民営化による新会社設立が遅れていることにより、国土交通省による新会社への事業施行命令等も遅れており、当該土地の再取得期限について、再度平成 18 年度までの延滞期が三重県から報告された。</p> <p>その後、平成 17 年 10 月に日本道路公団が民営化され新会社が発足し、平成 18 年 2 月に、第二名神自動車道を中日本高速道路株式会社に於いて建設することが決定された。また、平成 18 年 3 月に、当該土地を含む四日市北 JCT から菟野 I C 間については平成 30 年度の完成と明示され、当該土地の再取得期限について再度平成 21 年度となる旨が平成 19 年 3 月に三重県から報告された。</p>	<p>当該用地については、三重県及び中日本高速道路株式会社に早期の再取得を要請しており、中日本高速道路株式会社において、平成 21 年度中には再取得される見込みです。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>

<p>平成19年3月の三重県からの報告によると、現在関係機関と設計協議を進めており、平成19年度は公函混乱箇所地図訂正、平成20年度は用地測量を行い、平成21年度からは一部用地買収を進めていく予定となっているため、三重県土地開発公社は保有している土地の再取得について三重県及び中日本高速道路株式会社に要請する必要がある。【意見】</p>	<p>料徴収業務を委託しているA社に対して、盗難等の事故による公社への損害発生を防止するため動産保険に加入するよう指示し、A社が保険に加入したことを確認しました。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>
<p>平成19年3月の三重県からの報告によると、現在関係機関と設計協議を進めており、平成19年度は公函混乱箇所地図訂正、平成20年度は用地測量を行い、平成21年度からは一部用地買収を進めていく予定となっているため、三重県土地開発公社は保有している土地の再取得について三重県及び中日本高速道路株式会社に要請する必要がある。【意見】</p>	<p>料徴収業務を委託しているA社に対して、盗難等の事故による公社への損害発生を防止するため動産保険に加入するよう指示し、A社が保険に加入したことを確認しました。</p>	<p>教育委員会 (財)伊勢湾海 洋スポーツセンター</p>
<p>3. 会計基準の適用に関する指摘について(財務諸表の表示・注記事項)</p>		
<p>(1) 内部取引の消去及び科目表示について</p>		
<p>財団の決算報告書を通査したところ、収支計算書や貸借対照表において、各会計間の取引が両建てで開示されていた。具体的には、下記の内容である。</p>	<p>このことについては、すでに財団において、平成19年度決算から相殺して表示しています。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重こどもわかもの育成財団</p>
<p>児童・青少年(特別)会計で基本財産運用収入と運用財産運用収入及び財産取崩収入は重複計上となっていると同時に、収支計算書上線</p>		

<p>入金支出と両建てで計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。</p> <p>一般会計から収益事業会計への貸付が行なわれているが、収益事業会計に計上されている借入金返済支出が一般会計に計上されている貸付金回収収入で計上されており、収支計算書上両建てで計上されている。これについては、平成16年度及び平成17年度も同様である。なお、平成16年度及び平成17年度の貸借対照表においても収益事業貸付金と一般会計借入金と同額で計上されている。</p> <p>少なくとも、財団としての最終報告の決算書については、両建て計上となっている科目については、相殺して明瞭に開示する必要がある。【結果】</p>	
<p>(2) 借入金にかかる担保提供について</p> <p>事業団では、四日市市小山町の土地建物2,140百万円、及び機械設備9,354百万円については平成15年度に理事会の決議を経て、借入金10億円の担保として別の金融機関に提供しているものの、決算書にその旨の注記がなされていない。確かに、四日市市小山町の土地建物については登記留保されており、登記簿に抵当権設定登記は未だなされていないが、金融機関からの請求があればいつでも登記に应じることとなっており、また、機械設備についても譲渡担保権が設定されており、実質的に担保に提供されていることには変わりはない。</p> <p>担保提供については、新公益法人会計基準でも注記事項となっており、譲渡の場合と同様に理事会の決議を経たうえで、決算書に注記を行って利害関係者に対して適切に情報を開示する必要がある。【結果】</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p> <p>(団体の対応結果) 平成19年度決算における「財務諸表に対する注記」の中の「4.担保に供している資産」の項で、溶融処理事業の土地・建物及び機械装置が担保に供されていることの記載をいたしました。</p> <p>(県の対応結果) 平成19年度決算書において、溶融処理事業の土地・建物及び機械装置が担保に供されている旨が「財務諸表に対する注記」に記載されていることを確認しました。</p>
<p>(3) 長期未払費用について</p> <p>一般会計の決算書において、約20億にも上る長期未払費用が計上されている。内容としては将来の埋立管理費や委託費にかかるとあるが、科目名が利害関係者に対して誤解を与えてしまう危険性がある。単なる科目の問題とも考えられるが、引当金と未払費用では全く正反對に解釈される恐れがある。すなわち、引当金は、将来に発生が予想される費用を見積もって当年度に計上するための科目であり、費用の計上を先送りせず、当年度の収益で負担するという考えからなされた会計処理であり、非常に望ましい会計処理といえる。一方、長期未払費用は、事業団は支払いを将来に先送りしているのではないかといった誤解がなされる危険性がある。</p> <p>引当金という適切な科目に修正することにより財務諸表の明瞭性を確保し、県民等の利害関係者にとって有益な情報を提供することが必要である。</p>	<p>環境森林部 (財)三重県環境保全事業団</p> <p>(団体の対応結果) 平成19年度決算において、廃棄物最終処分事業における将来の埋立管理、委託にかかる費用を今までの「長期未払費用」から、「埋立維持管理引当金」と表示変更をいたしました。また、一般会計の「埋立維持管理引当金」(平成19年度決算:18億87百万円)のうち10億円は、特別会計の運転資金として貸し付けていることから、平成19年度決算においては8億87百万円を預金として拘束をいたしました。</p> <p>(県の対応結果) 立入検査により、平成19年度貸借対照表の「埋立維持管理引当金」18億87百万円について、平成19年度の部門別総勘定元帳により内容を確認しました。また、「埋立維持管理引当金」のうち8億87百万円の預金拘束について、金融機関の残高証明書により残</p>

<p>また、長期未払費用相当額については、財団法人としては経営の健全性を維持するため、預金として拘束することが望ましい。【結果】</p>	<p>高を確認しました。</p>	
<p>(4) 内部取引高等の相殺消去について</p>		
<p>財団内部の内部取引、内部貸借取引の残高は、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表においてもそのまま計上されている。財団の「繰入額」と「繰出額」は、強化基金特別会計から一般会計への退職給付引当金相当額の費用負担配分であり、内部取引であるから、正味財産増減計算書総括表において相殺消去されなければならず、また、「他会計へ貸付金」「他会計へ預け金」「他会計へ立替」「他会計から借入金」「他会計から預り金」はいずれも一般会計又は特別会計間の資金の貸借であるから、貸借対照表総括表において相殺消去されなければならぬ。【結果】</p>	<p>財団内部の内部取引について、年度内に相殺消去できるものは決算時に必ず処理することとして、平成19年度決算報告から実施しました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農林水産支援センター</p>
<p>(5) 補助金等に係る注記について</p>		
<p>補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、財務諸表に注記すべきとされているが(公益法人会計基準第4の1(10))、財団の財務諸表にはこれらの注記がなされていない。【結果】</p>	<p>補助金等の内訳と交付元、当期の増減額、残額の財務諸表への注記については、平成19年度決算報告から実施しました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農林水産支援センター</p>
<p>4. 会計基準の適用に関する指摘について(正味財産の区分)</p>		
<p>(1) 固定資産と正味財産の区分について</p>		
<p>財団への資金提供者は三重県、津市及び財団法人日本船舶振興会であり、三重県は出資として、津市及び財団法人日本船舶振興会は補助金として資金提供している。当該資金は全額施設整備に充てられたものであるが、収受した財団側の貸借対照表では、資産の部「その他固定資産」に計上するとともに、正味財産の部「一般正味財産」に計上している。</p> <p>公益法人会計基準では、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確にするため、貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等の意思によって特定の目的に使用が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示し、それ以外の正味財産は一般正味財産として表示することになった。なお、寄付者等には補助金を交付する国や地方公共団体あるいは民間の法人等が含まれる。</p> <p>また、基本財産以外の固定資産については、特定の目的のために使用、保有又は運用方法等に関し、一定の制約を課した場合、当該固定資産は特定資産に区分される。例えば、補助金によって取得した建物等は、交付要綱等によって保有上の制約が存在することから、特定資産</p>	<p>特定の目的に使用された資金は、昭和45年度から昭和50年度に整備した施設であり、その施設を特定する作業に進めています。資金の提供が複数年、複数回にわたっていること、既に40年程度経過していることから、当初想定したより時間を要していますが、平成21年度決算には監査で指摘された事項を反映した財務諸表に変更します。</p>	<p>教育委員会 (財)伊勢湾海 洋スポーツセンター</p>

<p>に区分されることが通常である。 しかしながら、現在の貸借対照表においては、資金提供者の意思及びそれに従った資産運用状況を明確に反映していないと考えられる。昭和50年開催の三重国体のヨット競技場の施設充実時における考え方に基づいて、固定資産と正味財産の区分を整理する必要がある。【結果】</p>	
<p>5. 会計基準の適用に関する指摘について（基本財産・特定資産）</p>	
<p>(1) 基本財産・運用財産の預金の運用について 財団は、A銀行とB銀行に口座を開設しているが、一部の口座につき、基本財産とその他一般財産との共有を行っており、同一口座内に基本財産とその他の資産が混在しているという状況にある。 基本財産は、他の資産とは異なり維持拘束性が求められている。そのため、基本財産は特段の理由がある場合に限り、三重県と理事会の承認等の適切な手続を経た上で取崩を行うことが認められる。このような維持拘束性が求められる基本財産と処分可能性を有するその他の資産を共有化し、口座上区分しないことは、その口座を全額使用した場合、結果として適切な手続を経ず基本財産を取崩してしまうおそれがある。 よって、基本財産とその他の財産は明確に区分しておく必要があるといえる。具体的には、定期預金であれば、基本財産の口座とその他の財産の口座とに区分を行い、管理を行う必要がある。【結果】</p>	<p>このことについては、すでに財団において、平成20年度4月から、基本財産とその他の財産とを明確に区分し、口座を区分して管理しています。</p> <p>健康福祉部 (財)三重こどもわかもの育成財団</p>
<p>(2) 特定資産の運用について 平成18年度末現在において、財団は金融機関ごとの預金残高合計額と貸借対照表で計上されている種類別預金等の合計額を一致させているものの、貸借対照表の預金等の内容と実際の個々の預金等の額が一致していない。 具体的には、特定資産として固定資産に計上されている減価償却引当預金は普通預金の一部、中期利付国債5年、大和証券国債の一部、大和証券MMFから構成されており、退職給与引当預金については定期預金の一部よりなっている。 減価償却引当預金や退職給与引当預金は将来の支出に備えるため特定資産に積み立てられているものであり、一般の運転資金等と混在させた場合、運転資金等として使用され流出してしまう可能性があり、結果として特定資産が保持されず、将来の支払いが滞るおそれがある。 減価償却引当預金や退職給与引当預金としての預金、国債等とそれ以外の預金等の運用(口座)を明確に区分しておくべきである。</p>	<p>平成19年度末に、基本財産、減価償却預金、退職給与引当預金等の特定資産について、それ以外の預金と明確に区別し目的別の口座に分けました。必要な資金の確保については、公益法人制度改革への対応も含めて検討しています。</p> <p>教育委員会 (財)伊勢湾海 洋スポーツセンター</p>

<p>また、減価償却累計額 250,875 千円に比較して、減価償却引当資産 65,174 千円が著しく少ない状況にある。減価償却累計額全額が必ずしも引当資産として保持していないわけではないが、財団の正味財産が減少傾向にあること及び財団の建物自体が既に30年経過しており今後修繕費等が増加する傾向が予想されることから、建替え等大規模な建設工事等を行うことが困難な状況にある。必要資金をどのように確保するか、十分検討する必要がある。【結果】</p>	<p>指摘を受けたことについて、すでに財団において、今後は起こらないよう、物品の適正な管理及び処理を行っています。なお、「漫画アート」については、販売物品から消耗品への会計処理を実施済みです。</p>	<p>健康福祉部 (財)三重県 もわかもの育 成財団</p>
<p>6. 会計基準の適用に関する指摘について(資産・負債評価)</p>		
<p>(1) 棚卸資産計上の妥当性・評価について</p>		
<p>棚卸資産のうち、「漫画アート」という商品は、平成15年のリニユール時に販売目的で10点(帳簿価額264,434円)購入し、当初はショップにて販売を行っていたものの、5点については館内で展示を行っており、残りの5点はショップに陳列を行わず、倉庫にて保管を行っている。これらについては、在庫リスト上にも上代が記載されていないことから、販売見込みはないものと考えられる。展示を行っている物品に関しては、事業活動を行うにあたり、長期にわたり使用されるべき資産といえる。これらは什器備品等、有形固定資産として計上した上で、毎期定期的に減価償却を行っていくか、消耗品費として処理すべきである。また、倉庫に保管している物品については、取得価額で計上したままにしておくのではなく、棚卸資産の評価損や減損処理等、適切な会計処理を行う必要があるといえる。【結果】</p>	<p>中期計画に基づいて、売渡目処のない長期保有農地の計画的かつ集中的な売渡処分を進めていることから、これに伴い生じる差損は売渡処分時での計上としていきます。また、資産の評価基準及び評価方法の財務諸表への注記については、平成19年度決算報告から実施しました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農 林水産支援セ ンター</p>
<p>(2) 用地の会計処理について</p>		
<p>財団は個別法に基づく原価法を採用しており、取得価額をもって貸借対照表価額としている。時価が50%を超えて下落している用地51筆については、農地の時価の下落傾向は続いていると言われており回復の見込みがあるとは認められないから、時価をもって貸借対照表価額とすべきである。なお、中期計画(残り3年)で長期保有農地が実際に売渡処分された場合には、評価損と同額の差損が計上されたことになる。また用地は棚卸資産であるから、資産の評価基準及び評価方法を重要な会計方針として注記しなければならない。【結果】</p>	<p>15年間で定額法により費用処理することとし、決算時点で退職給付引当金の不足額が生じていれば、決算時にその分を適切に計上します。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農 林水産支援セ</p>
<p>(3) 退職給付引当金の会計処理について</p>		

<p>退職給付引当金 94,268 千円が計上されている。 退職一時金にかかる債務について計上すべき退職給付引当金の額は、退職給付の対象となる職員数が 300 人未満である等の場合、期末支給額により算定することができるので、財団の職員の退職一時金にかかる債務についての期末要支給額 304,332 千円が退職給付引当金となる。したがって、退職給付引当金の引当が 210,063 千円不足している。また、退職給付引当金の計上基準についての注記はないが、重要な会計方針として、財務諸表に注記すべきである。 なお、この不足額は退職給付会計基準での会計基準変更時差異に相当すると考えられるため、会計基準変更時差異として最長期間の 15 年間で定額法により費用処理した場合には現在の費用処理額と近似することになる。【結果】</p>	<p>また、退職給付引当金の計上基準の財務諸表への注記については、平成 19 年度決算報告から実施しました。</p>	<p>ンター</p>
<p>(4) 貸倒引当金の会計処理について 財団は、就農支援貸付債権について、補助金収入 555 千円を特定資産とし、同額を貸倒引当金として繰り入れられているが、他の貸付債権及び事業未収金については貸倒引当金は計上していない。 計上する引当金額については、財団の過去 3 年の貸倒実績はないので、一般債権については必ずしも貸倒引当金の計上の必要があるとは言えないが、貸倒懸念債権については個別に債務者の財政状態などを考慮して貸倒見積高を算定する必要があると考える。 また、貸倒引当金の計上基準についての注記はされていない。 貸倒引当金については、会計基準に準拠した計上基準を定め、引当金の計上基準は重要な会計方針として財務諸表に注記するべきである。【結果】</p>	<p>就農支援資金貸付債権以外の貸倒引当金の計上については、必要性の有無も含めて、総合的に検討します。 なお、就農支援資金貸付債権の貸倒引当金の計上基準の財務諸表への注記については、平成 19 年度決算報告から実施しました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農林水産支援センター</p>
<p>(5) 賞与引当金の会計処理について 財団は賞与引当金の計上は行っていない。 しかし、正規職員の期末・勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下において「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。 したがって、平成 19 年 6 月 30 日に支給した期末・勤勉手当 16,322 千円のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間に相当する金額 10,881 千円は、平成 18 年度に発生した費用であり、賞与引当金として計上すべきである。【結果】</p>	<p>決算時には、12月1日から翌年 3 月 31 日までの期間に相当する賞与金額について賞与引当金として計上することとして、平成 19 年度事業報告から実施しました。</p>	<p>農水商工部 (財)三重県農林水産支援センター</p>
<p>(6) 商品勘定計上について 平成 19 年 3 月 31 日時点で、買取商品としてローソク 243 千円(売価)及び乳製品 10 千円(売価)の在庫があった。しかし、当該買取商</p>	<p>「商品」勘定を設け、平成 19 年度決算より貸借対照表に計上しました。</p>	<p>農水商工部</p>

<p>品は少額であるからという理由により、商品勘定として資産計上され ておらず、直接、販売収入原価となっている。そのため、貸借対照表 上においては過少な資産と、正味財産増減計算書上においては過少な 正味財産期末残高となっている。</p> <p>「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」におい ては以下のとおり規定されている。</p> <p>この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>現金 預金 有価証券 未収金 土地 建物 備品 消耗品 そ の他</p> <p>「寄附行為 第2章 資産及び会計 第5条 資産の構成」を見る と、商品が含まれておらず、そのためもあって商品勘定として資産計 上されていない結果となっている。</p> <p>財団法人三重北勢地域地場産業振興センターは、地場産品への理 解・普及を図るため委託販売方式を導入し販売しているが、近年では 自主財源の確保を図るため買取方式が増加している状況にある。この ことから、買取商品を含めた商品の管理が重要になってきており、買 取商品の在庫については、寄附行為に定める「その他」に含まれる 資産として、原価に直したうえで貸借対照表上商品勘定に計上すべ きである。【結果】</p>	<p>(財)三重北勢 地域地場産業 振興センター</p>
<p>平成17年度より公社に対して減損会計が適用されることになり、平 成18年度において、減損損失として公有地取得事業に係る用地取得シ ステムソフト3,257千円を計上している。</p> <p>これは、公有地取得事業が前期及び当期において「損失」を計上し たことから減損の兆候に当たり、当該事業に係る固定資産である用地 取得システムソフトについて減損損失を計上したものである。ただ、 この場合の公有地取得事業の「損失」は、損益計算書上の販売費及び 一般管理費を控除する前の事業総損益を事業別に分類した場合の損失 となっており、販売費及び一般管理費等の共通費を配賦する前の損失 である。</p> <p>「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会 計基準の適用指針」において、減損の兆候にあたる場合のひとつとし て、資産を使用する営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フロー が継続して（おおむね過去2期）マイナスの場合があげられており、 この場合の「営業活動から生ずる損益」は、事業総損益を事業別に分 類した場合の損益に共通費を配賦した後の損益である。</p> <p>公社の平成17年度および平成18年度の事業損失は、それぞれ</p>	<p>県土整備部 三重県土地開 発公社</p> <p>平成19年度決算においては該当する固定資産はありませんでし た。 今後、公社の各事業に帰属する固定資産及び事業全体にかかる 共用固定資産についても回収可能性を検討し、回収可能額が固定 資産の帳簿価格を下回った場合には、減損損失を計上していきま す。</p>

<p>208,344千円、73,768千円であり、公有地取得事業に帰属する固定資産のみならず、他の事業及び全社共通に帰属する固定資産についても販売費及び一般管理費等の共通費を配賦した後の損益は、継続してマイナスとなり、「減損の兆候」に該当している可能性がある。 平成18年度の貸借対照表に計上されている固定資産は有形固定資産35,001千円及び無形固定資産1,946千円の合計36,948千円であり、公有地取得事業のほか、他の事業に帰属する固定資産及び事業全体にかかる共用固定資産について回収可能性を検討し、回収可能額が固定資産の帳簿価額を下回った場合には、減損損失を計上すべきである。【結果】</p>	
<p>(8) 賞与引当金について 期末勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下において「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日に支給する、とされている。 したがって、平成19年6月30日に支給した期末勤勉手当49,065千円のうち、平成18年12月1日から平成19年3月31日までの期間に相当する金額32,710千円は、平成19年3月期に発生した費用であり、賞与引当金として計上する必要がある。【結果】</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p> <p>平成19年度決算において賞与引当金を計上しました。 今後は予算・決算に賞与引当金を計上していきます。</p>
<p>(9) 有形固定資産の減価償却について 建物の減価償却費の計算における耐用年数について、料金徴収期間である30年よりも長い34年または35年を採用している。これは、大蔵省令によるものである。 一般有料道路事業は、料金収入により管理費及び利息を賄いつつ、道路の建設に要した費用を返済していく制度である。また、建物は管理事務所として使用されており、料金徴収期間満了後は使用されない場合もある。したがって、耐用年数は最長でも料金徴収期間と同じ30年であると考ええる。 また、料金徴収期間満了後は、料金徴収施設は解体撤去され、建物についても管理事務所としては使用されず、解体撤去される可能性がある。実際に、志摩開発有料道路第2期事業においては解体撤去され、14,650千円の除却損が計上されている。したがって、料金徴収期間内において除却損を見積り、引当金を計上することも検討すべきである。【意見】</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p> <p>建物等については、事業終了時に不用資産として残ることも考えられますが、現時点で処分方法は未定であるため、解体撤去を前提とした引当金を計上するよりも、再利用(払い下げを含む)を検討し、事業清算時の費用を抑制するよう努めます。 なお、現存する物件(伊勢二見鳥羽有料道路の管理事務所等)では耐用年数が30年を越えるものではありません。</p>
<p>(10) 退職給与引当金の引当不足について 平成18年度末における従業員全員が退職した場合の要支給額から中小企業退職金共済事業団退職金支給額を控除した金額を退職給与引当</p>	<p>平成21年度当初予算において年次的に退職給付引当資産の積み増しを実施します。 教育委員会</p>

<p>金として引当計上する必要があるが、その計上不足額が約 10,000 千円ある。また、引当預金も退職給与引当金と同額であることから資金としても財団内部に留保されていない状況にある。</p> <p>計上不足の場合には、実際の退職者に対する退職金の支払時に費用処理が行われることになり、将来における財団の費用負担が過大になるおそれがあることから、退職給与引当金の不足分の積み増しが必要である。【結果】</p>	<p>(財)伊勢湾海洋スポーツセンター</p>
<p>(11) 寄付済みの財産について</p> <p>財団の固定資産のうち受水設備（水道管）については償却終了時点において既に津市へ寄付しており平成 18 年度末現在において財団に所有権はないが、当該資産が固定資産台帳に取得価額と減価償却累計額が同額で計上されている。</p> <p>簿価としては 0 円であり、総資産に与える影響はないが、既に償却が終了していることから、所有権のない資産を貸借対照表に計上することは問題があるため、当該資産については固定資産台帳上から削除すべきである。【結果】</p>	
<p>平成 19 年 9 月に当該資産について、固定資産台帳から削除しました。</p>	<p>教育委員会 (財)伊勢湾海洋スポーツセンター</p>
<p>(12) 現物寄付を受けた固定資産の簿外処理について</p> <p>平成 18 年度に現物寄付を受けた中古艇については、使用のために修理が必要であることから、修理代金 30 万円の寄付を受けた上で 18 年度中にその同額の修理を行っているが、資産計上されていない。</p> <p>実在性の観点から、現物の寄付を受けた時点において、時価評価を行った上で、固定資産として計上する必要がある。なお、中古艇評価については業者による評価額を用いることには問題はないと考えられる。【結果】</p> <p>(13) 固費判定について</p> <p>浮棧橋について、現物と固定資産台帳を突合したところ、2 件については、設置後において法定耐用年数が経過し、老朽化したため、改修を行ったものであり、修繕費に該当するものである。</p> <p>現在、棧橋を拡張し係留場を拡大し収入増加を目指している状況にあるが、初期に取得した棧橋については老朽化が進んでいることから、今後において改修が進んでいく可能性がある。その為、明らかに増築のもの以外については、修繕費とするか若しくは従前の計上資産のうち撤去部分を特定して除却処理を行うかいずれかの会計処理を行う必要がある。【結果】</p>	
<p>平成 19 年度に実施した改修について、撤去部分を特定して除却処理を行い固定資産に計上しました。</p>	<p>教育委員会 (財)伊勢湾海洋スポーツセンター</p>

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
